

## 基本計画書

基 本 計 画		備 考																																																																																																																										
事 項	記 入 欄	備 考																																																																																																																										
計 画 の 区 分	大学院の収容定員に係る学則変更																																																																																																																											
フ リ ガ ナ 設 置 者	ガッコウホシノ リミケン 学校法人 立命館																																																																																																																											
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称	リミケンガクダクダクイン 立命館大学大学院																																																																																																																											
大 学 本 部 の 位 置	京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地																																																																																																																											
大 学 の 目 的	立命館大学大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。																																																																																																																											
新 設 研 究 科 等 の 目 的	<p>立命館大学は2030（令和12）年を見据えた「学園ビジョンR2030」に基づき、新たな価値を創造する次世代研究大学とイノベーション人材を創出する大学を目指している。これを実現するため、2027（令和9）年度にテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程、スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程、情報理工学研究科博士課程前期課程、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員・収容定員の変更を行う。</p> <p>テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程：イノベーション創出を担う博士人材への期待が高まっており、博士人材が多様な分野で活躍できる社会の実現が強調されている。このような社会的ニーズに応えるためには、技術と経営の両面に精通し、理論と実践を架橋できる博士課程の大学院生の育成が不可欠である。テクノロジー・マネジメント研究科は、技術経営の教育を通じて、こうした人材の養成を担う重要な役割を果たすため、収容定員を増加する。</p> <p>スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程：近年、競技力向上や傷害予防のため、トップおよびジュニアアスリートへの高度な支援にスポーツ健康科学の知見が不可欠となっている。また、身体活動量の低下に伴う健康課題への対応として、教育現場・地域社会での運動機会創出も強く求められている。こうした多様かつ複雑な社会的ニーズに応えるためには、高度な専門性に裏付けられた知識・技能・経験を活用し、社会実装できる研究者の育成が必要であり、その担い手である大学院生の質・量の向上が必要であるため、収容定員を増加する。</p> <p>情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程：世界的にIT（情報技術）の進展は目覚ましく、IT業界にとどまらず、あらゆる分野でITが必要とされている。さらに、近年はDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に伴い、IT人材の需要が急速に高まり、IT人材不足は年々深刻さを増している。経済産業省の予測によれば、2030（令和12）年には最大で約79万人ものIT人材が不足するとされている。人材市場の状況を踏まえ、社会のニーズに積極的に応え、人材育成において量・質の両面で一層取り組むため、収容定員を増加する。</p> <p>薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程：ワクチンや治療薬の国内開発・供給の重要性が広く指摘され、「医薬品の安定供給」と「創薬力の強化」は政策上の優先課題となっている一方で、創薬人材の不足は深刻な問題であり、医薬品産業の国際競争力低下や新薬開発の停滞を招くことが危惧されている現状を踏まえ、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程では2027（令和9）年度からの入学定員増（20名から35名）を実施する。</p>																																																																																																																											
新 設 研 究 科 等 の 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">新 設 研 究 科 等 の 名 称</th> <th style="text-align: center;">修 業 年 限</th> <th style="text-align: center;">入 学 定 員</th> <th style="text-align: center;">編 入 定 員</th> <th style="text-align: center;">収 容 定 員</th> <th style="text-align: center;">学 位</th> <th style="text-align: center;">学 位 の 分 野</th> <th style="text-align: center;">開 設 時 期 及 び 開 設 年 次</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">年 次 人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 第 年 次</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法学研究科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  法学専攻   （博士課程前期課程）</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td>修士（法学）</td> <td>法学関係</td> <td>昭和25年4月 第1年次</td> <td rowspan="2">京都府京都市北区等持院北町56番地の1</td> </tr> <tr> <td>  法学専攻   （博士課程後期課程）</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td>博士（法学）</td> <td>法学関係</td> <td>昭和28年4月 第1年次</td> </tr> <tr> <td>経済学研究科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  経済学専攻   （博士課程前期課程）</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td>修士（経済学）</td> <td>経済学関係</td> <td>昭和25年4月 第1年次</td> <td rowspan="2">滋賀県草津市野路東1丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>  経済学専攻   （博士課程後期課程）</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td>博士（経済学）</td> <td>経済学関係</td> <td>昭和39年4月 第1年次</td> </tr> <tr> <td>経営学研究科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  企業経営専攻   （博士課程前期課程）</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td>修士（経営学）</td> <td>経済学関係</td> <td>昭和41年4月 第1年次</td> <td rowspan="2">大阪府茨木市岩倉町2番150号</td> </tr> <tr> <td>  企業経営専攻   （博士課程後期課程）</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td>博士（経営学）</td> <td>経済学関係</td> <td>昭和41年4月 第1年次</td> </tr> <tr> <td>社会学研究科</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  応用社会学専攻   （博士課程前期課程）</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td>修士（社会学）</td> <td>社会学・社会福祉学関係</td> <td>昭和47年4月 第1年次</td> <td rowspan="2">京都府京都市北区等持院北町56番地の1</td> </tr> <tr> <td>  応用社会学専攻   （博士課程後期課程）</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td>博士（社会学）</td> <td>社会学・社会福祉学関係</td> <td>昭和49年4月 第1年次</td> </tr> </tbody> </table>	新 設 研 究 科 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 定 員	収 容 定 員	学 位	学 位 の 分 野	開 設 時 期 及 び 開 設 年 次	所 在 地		年	人	年 次 人	人			年 月 第 年 次		法学研究科									法学専攻 （博士課程前期課程）	2	50	-	100	修士（法学）	法学関係	昭和25年4月 第1年次	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	法学専攻 （博士課程後期課程）	3	10	-	30	博士（法学）	法学関係	昭和28年4月 第1年次	経済学研究科									経済学専攻 （博士課程前期課程）	2	50	-	100	修士（経済学）	経済学関係	昭和25年4月 第1年次	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	経済学専攻 （博士課程後期課程）	3	5	-	15	博士（経済学）	経済学関係	昭和39年4月 第1年次	経営学研究科									企業経営専攻 （博士課程前期課程）	2	60	-	120	修士（経営学）	経済学関係	昭和41年4月 第1年次	大阪府茨木市岩倉町2番150号	企業経営専攻 （博士課程後期課程）	3	15	-	45	博士（経営学）	経済学関係	昭和41年4月 第1年次	社会学研究科									応用社会学専攻 （博士課程前期課程）	2	60	-	120	修士（社会学）	社会学・社会福祉学関係	昭和47年4月 第1年次	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	応用社会学専攻 （博士課程後期課程）	3	15	-	45	博士（社会学）	社会学・社会福祉学関係	昭和49年4月 第1年次	
新 設 研 究 科 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編 入 定 員	収 容 定 員	学 位	学 位 の 分 野	開 設 時 期 及 び 開 設 年 次	所 在 地																																																																																																																				
	年	人	年 次 人	人			年 月 第 年 次																																																																																																																					
法学研究科																																																																																																																												
法学専攻 （博士課程前期課程）	2	50	-	100	修士（法学）	法学関係	昭和25年4月 第1年次	京都府京都市北区等持院北町56番地の1																																																																																																																				
法学専攻 （博士課程後期課程）	3	10	-	30	博士（法学）	法学関係	昭和28年4月 第1年次																																																																																																																					
経済学研究科																																																																																																																												
経済学専攻 （博士課程前期課程）	2	50	-	100	修士（経済学）	経済学関係	昭和25年4月 第1年次	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号																																																																																																																				
経済学専攻 （博士課程後期課程）	3	5	-	15	博士（経済学）	経済学関係	昭和39年4月 第1年次																																																																																																																					
経営学研究科																																																																																																																												
企業経営専攻 （博士課程前期課程）	2	60	-	120	修士（経営学）	経済学関係	昭和41年4月 第1年次	大阪府茨木市岩倉町2番150号																																																																																																																				
企業経営専攻 （博士課程後期課程）	3	15	-	45	博士（経営学）	経済学関係	昭和41年4月 第1年次																																																																																																																					
社会学研究科																																																																																																																												
応用社会学専攻 （博士課程前期課程）	2	60	-	120	修士（社会学）	社会学・社会福祉学関係	昭和47年4月 第1年次	京都府京都市北区等持院北町56番地の1																																																																																																																				
応用社会学専攻 （博士課程後期課程）	3	15	-	45	博士（社会学）	社会学・社会福祉学関係	昭和49年4月 第1年次																																																																																																																					



新設研究科等の概要	薬学研究科									
	薬科学専攻 (博士課程前期課程)	2	35 (20)	-	70 (40)	修士(薬科学)	薬学関係	令和9年4月 第1年次	滋賀県草津市野 路東1丁目1番1 号	
	薬科学専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士(薬科学)	薬学関係	令和3年4月 第1年次		
	薬学専攻 (4年制博士課程)	4	3	-	12	博士(薬学)	薬学関係	平成26年4月 第1年次		
	先端総合学術研究科									
	先端総合学術専攻 (一貫制博士課程)	5	30	-	150	博士(学術)	文学関係、法学 関係、社会学・ 社会福祉学関係	平成15年4月 第1年次	京都府京都市北 区等持院北町56 番地の1	
	人間科学研究科									
	人間科学専攻 (博士課程前期課程)	2	75	-	150	修士(人間科 学) 修士(心理 学)	文学関係、社会 学・社会福祉学 関係	平成30年4月 第1年次	大阪府茨木市岩 倉町2番150号	
	人間科学専攻 (博士課程後期課程)	3	20	-	60	博士(人間科 学) 博士(心理 学)	文学関係、社会 学・社会福祉学 関係	平成30年4月 第1年次		
	食マネジメント研究科									
	食マネジメント専攻 (博士課程前期課程)	2	20	-	40	修士(食マネ ジメント)	経済学関係	令和3年4月 第1年次	滋賀県草津市野 路東1丁目1番1 号	
	食マネジメント専攻 (博士課程後期課程)	3	3	-	9	博士(食マネ ジメント)	経済学関係	令和3年4月 第1年次		
	デザイン・アート学研究科									
	デザイン・アート学専攻 (修士課程)	2	20	-	40	修士(デザイ ン・アート 学)	美術関係	令和8年4月 第1年次	京都府京都市北 区等持院北町56 番地の1	
	法務研究科									
法曹養成専攻 (専門職学位課程)	3	70	-	210	法務博士(専 門職)	法曹養成関係	平成16年4月 第1年次	京都府京都市中 京区西ノ京東梅 尾町8番地		
経営管理研究科										
経営管理専攻 (専門職学位課程)	2	80	-	160	経営修士(専 門職)	経済学関係	平成18年4月 第1年次	大阪府茨木市岩 倉町2番150号		
観光マネジメント専攻 (専門職学位課程)	2	70	-	140	観光経営修士 (専門職)	経済学関係	令和6年4月 第1年次			
教職研究科										
実践教育専攻 (専門職学位課程)	2	35	-	70	教職修士(専 門職)	教員養成関係	平成29年4月 第1年次	京都府京都市中 京区西ノ京東梅 尾町8番地		
計		2,182 (2,102)	-	4,749 (4,584)						
同一設置者内における変更 状況 (定員の移行、名称の変更 等)	立命館大学大学院 デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻課程変更(博士課程後期課程設置)(5)(令和8年3月認 可申請) 上記認可申請により既設の大学院デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程を同博士課程 前期課程とする									
教育 課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
		科目	科目	科目	科目	単位				
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の 教員 (助手を除く)		
		教授	准教授	講師	助教	計				
新 設 分	テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロ ジー・マネジメント専攻 (博士課程後期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)		
	スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専 攻 (博士課程前期課程)	19 (19)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	0 (0)		
	情報理工学研究科 情報理工学専攻 (博士課程前期課程)	47 (47)	6 (6)	7 (7)	0 (0)	60 (60)	0 (0)	0 (0)		
	薬学研究科 薬科学専攻 (博士課程前期課程)	18 (18)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	8 (8)		
	計	92 (92)	23 (23)	7 (7)	0 (0)	122 (122)	0 (0)	8 (8)		
既 設 分	法学研究科 法学専攻 (博士課程前期課程)	54 (54)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	63 (63)	0 (0)	12 (12)		
	法学研究科 法学専攻 (博士課程後期課程)	64 (64)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	73 (73)	0 (0)	0 (0)		
	経済学研究科 経済学専攻 (博士課程前期課程)	46 (46)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	57 (57)	0 (0)	8 (8)		

既	経済学研究科 経済学専攻 (博士課程後期課程)	46 (46)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	57 (57)	0 (0)	1 (1)
	経営学研究科 企業経営専攻 (博士課程前期課程)	39 (39)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	53 (53)	0 (0)	8 (8)
	経営学研究科 企業経営専攻 (博士課程後期課程)	41 (41)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	53 (53)	0 (0)	0 (0)
	社会学研究科 応用社会学専攻 (博士課程前期課程)	75 (75)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	97 (97)	0 (0)	4 (4)
	社会学研究科 応用社会学専攻 (博士課程後期課程)	74 (74)	22 (22)	0 (0)	0 (0)	96 (96)	0 (0)	0 (0)
	文学研究科 人文学専攻 (博士課程前期課程)	60 (60)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	76 (76)	0 (0)	29 (29)
	文学研究科 人文学専攻 (博士課程後期課程)	56 (56)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	56 (56)	0 (0)	1 (1)
	文学研究科 行動文化情報学専攻 (博士課程前期課程)	14 (14)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	14 (14)
	文学研究科 行動文化情報学専攻 (博士課程後期課程)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	1 (1)
	理工学研究科 基礎理工学専攻 (博士課程前期課程)	19 (19)	7 (7)	1 (1)	11 (11)	38 (38)	0 (0)	5 (5)
	理工学研究科 基礎理工学専攻 (博士課程後期課程)	19 (19)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	0 (0)
	理工学研究科 電子システム専攻 (博士課程前期課程)	26 (26)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	35 (35)	0 (0)	11 (11)
	理工学研究科 電子システム専攻 (博士課程後期課程)	26 (26)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	0 (0)
	理工学研究科 機械システム専攻 (博士課程前期課程)	18 (18)	8 (8)	0 (0)	7 (7)	33 (33)	0 (0)	11 (11)
	理工学研究科 機械システム専攻 (博士課程後期課程)	18 (18)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
	理工学研究科 都市システム専攻 (博士課程前期課程)	22 (22)	9 (9)	5 (5)	0 (0)	36 (36)	0 (0)	10 (10)
	理工学研究科 都市システム専攻 (博士課程後期課程)	22 (22)	9 (9)	4 (4)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	0 (0)
設	国際関係研究科 国際関係学専攻 (博士課程前期課程)	43 (43)	16 (16)	0 (0)	3 (3)	62 (62)	0 (0)	22 (22)
	国際関係研究科 国際関係学専攻 (博士課程後期課程)	41 (41)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	57 (57)	0 (0)	0 (0)
	政策科学研究科 政策科学専攻 (博士課程前期課程)	34 (34)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	9 (9)
	政策科学研究科 政策科学専攻 (博士課程後期課程)	34 (34)	12 (12)	0 (0)	0 (0)	46 (46)	0 (0)	0 (0)
	言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 (修士課程)	14 (14)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	13 (13)
	テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロ ジー・マネジメント専攻 (博士課程前期課程)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	5 (5)
	スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専 攻 (博士課程後期課程)	20 (20)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	0 (0)
	映像研究科 映像専攻 (修士課程)	23 (23)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	1 (1)
	情報理工学研究科 情報理工学専攻 (博士課程後期課程)	57 (57)	4 (4)	8 (8)	0 (0)	69 (69)	0 (0)	1 (1)
	生命科学研究科 生命科学専攻 (博士課程前期課程)	38 (38)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	45 (45)	0 (0)	6 (6)
	生命科学研究科 生命科学専攻 (博士課程後期課程)	38 (38)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	9 (9)
	薬学研究科 薬科学専攻 (博士課程後期課程)	13 (13)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	3 (3)
	薬学研究科 薬学専攻 (4年制博士課程)	8 (8)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	先端総合学術研究科 先端総合学術専攻 (一貫制博士課程)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	15 (15)
	人間科学研究科 人間科学専攻 (博士課程前期課程)	28 (28)	9 (9)	2 (2)	2 (2)	41 (41)	0 (0)	15 (15)
	人間科学研究科 人間科学専攻 (博士課程後期課程)	27 (27)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	0 (0)
	食マネジメント研究科 食マネジメント専攻 (博士課程前期課程)	18 (18)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	3 (3)
食マネジメント研究科 食マネジメント専攻 (博士課程後期課程)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	1 (1)	
デザイン・アート学研究科 デザイン・アート 学専攻 (修士課程)	14 (14)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	3 (3)	
法務研究科 法曹養成専攻 (専門職学位課程)	23 (23)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	26 (26)	
分	経営管理研究科 経営管理専攻 (専門職学位課程)	14 (14)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	29 (29)

既設分	経営管理研究科 観光マネジメント専攻 (専門職学位課程)	11 (11)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	26 (26)	
	教職研究科 実践教育専攻 (専門職学位課程)	6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	8 (8)	
	計	1290 (1290)	318 (318)	24 (24)	26 (26)	1658 (1658)	0 (0)	310 (310)	
合計		1382 (1382)	341 (341)	31 (31)	26 (26)	1780 (1780)	0 (0)	318 (318)	
職種		専属			その他		計		
事務職員		614 (614)			447 (447)		1,061 (1,061)		
技術職員		1 (1)			0 (0)		1 (1)		
図書館職員		5 (5)			0 (0)		5 (5)		
その他の職員		0 (0)			0 (0)		0 (0)		
指導補助者		0 (0)			0 (0)		0 (0)		
計		620 (620)			447 (447)		1,067 (1,067)		
校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計			
	校舎敷地	1,015,668.85㎡	0.00㎡	0.00㎡		1,015,668.85㎡			
	その他	391,596.33㎡	0.00㎡	0.00㎡		391,596.33㎡			
	合計	1,407,265.18㎡	0.00㎡	0.00㎡		1,407,265.18㎡			
校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計			
		581,815.27㎡ (581,815.27㎡)	0.00㎡ (0.00㎡)	0.00㎡ (0.00㎡)		581,815.27㎡ (581,815.27㎡)			
教室・教員研究室		教室	室	教員研究室	室				
図書・設備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点		
		{ }	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }		
	計	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }	{ }		
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂	厚生補導施設				
		㎡		㎡	㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	共同研究費等は 大学全体の経費 を記載してい る。 図書購入費に は、電子ジャー ナル、データ ベースの整備費 (運用コスト含 む)を含む。	
	経費の見積り								
	教員1人当たり研究費等		1,084千円	1,101千円	1,120千円	-	-		
	共同研究費等		76,521千円	77,122千円	77,571千円	-	-		
	図書購入費	1,364,635千円	1,384,705千円	1,395,568千円	1,403,669千円	-	-		
	設備購入費	2,450,478千円	1,592,478千円	1,622,993千円	1,630,985千円	-	-		
	学生1人当たり 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
	【博士課程前期課程・修士課程】								
	法学研究科		1,036千円	836千円	-	-	-		
	経済学研究科(MPED以外)		1,036千円	836千円	-	-	-		
	経済学研究科(MPED)		1,203千円	1,003千円	-	-	-		
	経営学研究科		1,036千円	836千円	-	-	-		
	社会学研究科		1,036千円	836千円	-	-	-		
	文学研究科(人文学専攻)		1,036千円	836千円	-	-	-		
	文学研究科(行動文化情報学専攻)		1,060千円	860千円	-	-	-		
	理工学研究科(数理科学コース以外)		1,482千円	1,282千円	-	-	-		
	理工学研究科(数理科学コース)		1,398千円	1,198千円	-	-	-		
	国際関係研究科(国際関係学プログラム)		1,036千円	836千円	-	-	-		
	国際関係研究科(GIRP)		1,203千円	1,003千円	-	-	-		
	政策科学研究科		1,036千円	836千円	-	-	-		
	言語教育情報研究科		1,092千円	892千円	-	-	-		
テクノロジー・マネジメント研究科		1,500千円	1,300千円	-	-	-			
スポーツ健康科学研究科		1,177千円	977千円	-	-	-			
映像研究科		1,543千円	1,343千円	-	-	-			
情報理工学研究科		1,468千円	1,268千円	-	-	-			
生命科学研究科		1,468千円	1,268千円	-	-	-			
人間科学研究科		1,147千円	947千円	-	-	-			

経費の見積り及び維持方法の概要	薬学研究科	1,468千円	1,268千円	-	-	-
	食マネジメント研究科	1,081千円	881千円	-	-	-
	デザイン・アート学研究科(1年制)	1,972千円	-	-	-	-
	デザイン・アート学研究科(2年制)	1,136千円	936千円	-	-	-
	【一貫制博士課程】					
	先端総合学術研究科	1,092千円	892千円	500千円	500千円	500千円
	【専門職学位課程】					
	法務研究科	1,657千円	1,457千円	1,457千円	-	-
	経営管理研究科	1,590千円	1,390千円	-	-	-
	教職研究科	1,203千円	1,003千円	-	-	-
	【博士課程後期課程】					
	全研究科	700千円	500千円	500千円	-	-
	【4年制博士課程】					
薬学研究科	700千円	500千円	500千円	500千円	-	
学生納付金以外の維持方法の概要		手数料収入、寄付金収入及び補助金収入等により維持する。				

既設大学等の状況	大学等の名称	立命館大学									
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地		
	法学部	年	人	年次人	人		1.07 《1.01》				
	法学科	4	720	—	2,880	学士(法学)	1.07 《1.01》	昭和23年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
	経済学部						1.08 《1.02》				
	経済学科	4	760	—	3,040	学士(経済学)	1.08 《1.02》	昭和23年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号		
	経営学部						1.08 《1.02》				
	経営学科	4	650	—	2,600	学士(経営学)	1.08 《1.03》	昭和37年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号		
	国際経営学科	4	145	—	580	学士(経営学)	1.07 《1.00》	平成18年度			
	産業社会学部						1.07 《1.02》				
	現代社会学科	4	810	—	3,240	学士(社会学)	1.07 《1.02》	平成19年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
	文学部						1.09 《1.03》				
	人文学科	4	1,035	—	4,140	学士(文学)	1.09 《1.03》	平成16年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
	理工学部						1.08 《1.03》				
	電気電子工学科	4	134	3年次12	620	学士(工学)	1.12 《1.06》	昭和24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	令和8年度入学定員減(△20人)	
	機械工学科	4	173	3年次10	712	学士(工学)	1.11 《1.07》	昭和24年度			
	環境都市工学科	4	166	3年次4	672	学士(工学)	1.03 《1.01》	平成30年度			
	ロボティクス学科	4	90	3年次6	372	学士(工学)	1.06 《0.99》	平成8年度			
	数理科学科	4	117	—	408	学士(理学)	1.11 《1.05》	平成12年度			令和8年度入学定員増(20人)
	物理科学科	4	86	3年次2	348	学士(理学)	1.06 《1.01》	平成12年度			
電子情報工学科	4	102	3年次8	424	学士(工学)	1.10 《1.04》	平成16年度				
建築都市デザイン学科	4	91	3年次4	372	学士(工学)	1.02 《0.97》	平成16年度				
国際関係学部						1.04 《0.97》					
国際関係学科	4	335	—	1,340	学士(国際関係学)	1.07 《0.99》	昭和63年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1			
アメリカ大学・立命館大学国際連携学科	4	25	—	100	学士(グローバル国際関係学)	0.69 《0.69》	平成30年度				
政策科学部						1.06 《1.02》					
政策科学科	4	410	—	1,640	学士(政策科学)	1.06 《1.02》	平成6年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号			
情報理工学部						1.06 《1.00》					
情報理工学科	4	475	3年次40	1,980	学士(工学)	1.06 《1.00》	平成29年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号			

既設大学等の状況	映像学部						1.09 《1.03》		大阪府茨木市岩倉町2番150号 京都府京都市北区等持院北町56番地の1	令和6年度入学定員増(80人)
	映像学科	4	240	—	800	学士(映像学)	1.09 《1.03》	平成19年度		
	薬学部						1.05 《1.02》			6年制学科
	薬学科	6	100	—	600	学士(薬学)	1.08 《1.03》	平成20年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	4年制学科
	創薬科学科	4	60	—	240	学士(薬科学)	1.05 《1.02》	平成27年度		
	生命科学部						1.03 《1.00》			
	応用化学科	4	111	—	444	学士(理学) 学士(工学)	1.02 《0.96》	平成20年度		
	生物工学科	4	86	—	344	学士(工学)	1.06 《1.04》	平成20年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	生命情報学科	4	64	—	256	学士(理学) 学士(工学)	1.07 《1.05》	平成20年度		
	生命医科学科	4	64	—	256	学士(理学)	0.99 《0.95》	平成20年度		
	スポーツ健康科学部						1.09 《1.05》			
	スポーツ健康科学科	4	235	—	940	学士(スポーツ健康科学)	1.09 《1.05》	平成22年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	総合心理学部						1.07 《1.03》			
	総合心理学科	4	310	—	1,150	学士(心理学)	1.07 《1.03》	平成28年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	令和8年度入学定員増(30人)
	食マネジメント学部						1.07 《1.01》			
	食マネジメント学科	4	320	—	1,280	学士(食マネジメント)	1.07 《1.01》	平成30年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	グローバル教養学部						1.08 《1.02》			
	グローバル教養学科	4	100	—	400	学士(グローバル教養学)	1.08 《1.02》	平成31年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	デザイン・アート学部						1.00 《1.00》			
	デザイン・アート学科	4	180	—	180	学士(デザイン・アート)	1.00 《1.00》	令和8年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
法学研究科										
法学専攻										
博士課程前期課程	2	50	—	110	修士(法学)	0.51	昭和25年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	令和8年度入学定員減(△10人)	
博士課程後期課程	3	10	—	30	博士(法学)	0.10	昭和28年度			
経済学研究科										
経済学専攻										
博士課程前期課程	2	50	—	100	修士(経済学)	0.86	昭和25年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号		
博士課程後期課程	3	5	—	15	博士(経済学)	1.66	昭和39年度			
経営学研究科										
企業経営専攻										
博士課程前期課程	2	60	—	120	修士(経営学)	0.78	昭和41年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号		
博士課程後期課程	3	15	—	45	博士(経営学)	0.46	昭和41年度			
社会学研究科										
応用社会学専攻										
博士課程前期課程	2	60	—	120	修士(社会学)	0.52	昭和47年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1		
博士課程後期課程	3	15	—	45	博士(社会学)	0.80	昭和49年度			

既設大学等の状況	文学研究科											
	人文学専攻											
	博士課程前期課程	2	70	—	140	修士（文学）	0.90	平成18年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1			
	博士課程後期課程	3	20	—	60	博士（文学）	0.93	平成18年度				
	行動文化情報学専攻											
	博士課程前期課程	2	35	—	70	修士（文学）	0.55	平成26年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号			
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（文学）	0.33	平成26年度				
	理工学研究科											
	基礎理工学専攻											
	博士課程前期課程	2	70	—	120	修士（理学） 修士（工学）	1.00	平成18年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	令和8年度入学定員増（20人）		
	博士課程後期課程	3	6	—	18	博士（理学） 博士（工学）	1.27	平成24年度				
	電子システム専攻											
	博士課程前期課程	2	155	—	295	修士（工学）	0.93	平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	令和8年度入学定員増（15人）		
	博士課程後期課程	3	8	—	24	博士（工学）	1.37	平成24年度				
	機械システム専攻											
	博士課程前期課程	2	155	—	295	修士（工学）	1.17	平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	令和8年度入学定員増（15人）		
	博士課程後期課程	3	11	—	33	博士（工学）	0.60	平成24年度				
	都市システム専攻											
	博士課程前期課程	2	145	—	265	修士（工学）	1.12	平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	令和8年度入学定員増（25人）		
	博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（工学）	0.55	平成24年度				
国際関係研究科												
国際関係学専攻												
博士課程前期課程	2	60	—	120	修士（国際関係学）	1.19	平成4年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1				
博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（国際関係学）	1.36	平成6年度					
政策科学研究科												
政策科学専攻												
博士課程前期課程	2	40	—	80	修士（政策科学）	1.18	平成9年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号				
博士課程後期課程	3	15	—	45	博士（政策科学）	0.95	平成11年度					
言語教育情報研究科												
言語教育情報専攻												
修士課程	2	60	—	120	修士（言語教育情報学）	0.99	平成15年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1				
テクノロジー・マネジメント研究科												
テクノロジー・マネジメント専攻												
博士課程前期課程	2	70	—	140	修士（技術経営）	0.90	平成17年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号				
博士課程後期課程	3	5	—	15	博士（技術経営）	1.86	平成18年度					
スポーツ健康科学研究科												
スポーツ健康科学専攻												
博士課程前期課程	2	25	—	50	修士（スポーツ健康科学）	1.28	平成22年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号				
博士課程後期課程	3	8	—	24	博士（スポーツ健康科学）	2.04	平成24年度					

既設大学等の状況	映像研究科 映像専攻 修士課程	2	10	—	20	修士（映像）	1.00	平成23年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	情報理工学研究科 情報理工学専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程	2 3	200 15	— —	400 45	修士（工学） 博士（工学）	1.24 1.15	平成24年度 平成24年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	
	生命科学研究所 生命科学専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程	2 3	150 15	— —	300 45	修士（理学） 修士（工学） 博士（理学） 博士（工学）	1.23 1.06	平成24年度 平成24年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	先端総合学術研究所 先端総合学術専攻 一貫制博士課程	5	30	—	150	博士（学術）	1.14	平成15年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	薬学研究科 薬科学専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程 薬学専攻 博士課程	2 3 4	20 3 3	— — —	40 9 12	修士（薬科学） 博士（薬科学） 博士（薬学）	1.77 1.22 0.83	令和2年度 令和3年度 平成26年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	人間科学研究科 人間科学専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程	2 3	75 20	— —	140 60	修士（人間科学） 修士（心理学） 博士（人間科学） 博士（心理学）	0.90 1.63	平成30年度 平成30年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	令和8年度入学定員増（10人）
	食マネジメント研究科 食マネジメント専攻 博士課程前期課程 博士課程後期課程	2 3	20 3	— —	40 9	修士（食マネジメント） 博士（食マネジメント）	1.25 1.11	令和3年度 令和3年度	滋賀県草津市野路東1丁目1番1号	
	デザイン・アート学研究科 デザイン・アート学専攻 修士課程	2	20	—	20	修士（デザイン・アート学）	0.95	令和8年度	京都府京都市北区等持院北町56番地の1	
	法務研究科 法曹養成専攻 専門職学位課程	3	70	—	210	法務博士（専門職）	0.79	平成16年度	京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地	
	経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程 観光マネジメント専攻 専門職学位課程	2 2	80 70	— —	160 140	経営修士（専門職） 観光経営修士（専門職）	0.78 0.67	平成18年度 令和6年度	大阪府茨木市岩倉町2番150号	

既設大学等の状況	教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程	2	35	—	70	教職修士（専門職）	1.18	平成29年度	京都府京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地
	大学の名称	立命館アジア太平洋大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	アジア太平洋学部	年	人	年次	人		倍		
	アジア太平洋学科	4	510	2年次 5 3年次 5	2,065	学士（アジア太平洋学）	1.11	平成12年度	大分県別府市十文字原1丁目1番
	国際経営学部								
	国際経営学科	4	610	2年次 5 3年次 5	2,465	学士（経営学）	1.11	平成12年度	大分県別府市十文字原1丁目1番
	サステイナビリティ観光学部								
	サステイナビリティ観光学科	4	350	—	1,400	学士（サステイナビリティ観光学）	0.92	令和5年度	大分県別府市十文字原1丁目1番
	アジア太平洋研究科								
アジア太平洋学専攻									
博士課程前期課程	2	15	—	30	修士（アジア太平洋学）	1.26	平成15年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	
博士課程後期課程	3	10	—	30	博士（アジア太平洋学）	0.93	平成15年度		
国際協力政策専攻									
博士課程前期課程	2	45	—	90	修士（国際協力政策）	1.08	平成15年度		
経営管理研究科									
経営管理専攻									
修士課程	2	40	—	80	修士（経営管理）	1.00	平成15年度	大分県別府市十文字原1丁目1番	
附属施設の概要	<p>名称：人文科学研究所 目的：人文科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：昭和23年4月</p> <p>名称：国際地域研究所 目的：社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：昭和63年4月</p> <p>名称：国際言語文化研究所 目的：人文社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成元年4月</p> <p>名称：人間科学研究所 目的：人文社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成2年4月</p> <p>名称：アート・リサーチセンター 目的：人文社会科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成10年6月</p> <p>名称：歴史都市防災研究所 目的：人文科学分野の研究 所在地：京都府京都市北区等持院北町56番地の1 設置年月：平成15年8月</p>								

附属施設の概要	<p>名称 : 白川静記念東洋文字文化研究所  目的 : 東洋文字文化の研究  所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1  設置年月 : 平成30年4月</p>	
	<p>名称 : 生存学研究所  目的 : 人文社会科学分野の研究  所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1  設置年月 : 平成31年4月</p>	
	<p>名称 : 社会システム研究所  目的 : 社会科学分野の研究  所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号  設置年月 : 平成10年4月</p>	
	<p>名称 : 理工学研究所  目的 : 自然科学分野の研究  所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号  設置年月 : 昭和30年4月</p>	
	<p>名称 : S Rセンター  目的 : 自然科学分野の研究  所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号  設置年月 : 平成8年4月</p>	
	<p>名称 : V L S Iセンター  目的 : 自然科学分野の研究  所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号  設置年月 : 平成12年4月</p>	
	<p>名称 : 地域情報研究所  目的 : 社会科学分野の研究  所在地 : 大阪府茨木市岩倉町2番150号  設置年月 : 平成11年4月</p>	
	<p>名称 : アジア・日本研究所  目的 : 社会科学分野の研究  所在地 : 大阪府茨木市岩倉町2番150号  設置年月 : 平成27年12月</p>	
	<p>名称 : 立命館大学国際平和ミュージアム  目的 : 国際的視野に立った平和の今日的問題の教育研究と、そのための資料  収集、整理、保存および展示  所在地 : 京都府京都市北区等持院北町56番地の1  設置年月 : 平成4年5月</p>	
	<p>名称 : スポーツ健康科学総合研究所  目的 : スポーツ健康科学分野の研究  所在地 : 滋賀県草津市野路東1丁目1番1号  設置年月 : 令和4年4月</p>	
	<p>名称 : デザイン科学研究所  目的 : 高次元の文理融合と総合知・実践知の蓄積及び利活用をグローバルに推進する  所在地 : 大阪府茨木市岩倉町2番150号  設置年月 : 令和6年4月</p>	

学校法人立命館 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和9年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
立命館大学				立命館大学				
法学部				法学部				
法学科	720	-	2,880	法学科	720	-	2,880	
経済学部				経済学部				
経済学科	760	-	3,040	経済学科	760	-	3,040	
経営学部				経営学部				
経営学科	650	-	2,600	経営学科	650	-	2,600	
国際経営学科	145	-	580	国際経営学科	145	-	580	
産業社会学部				産業社会学部				
現代社会学科	810	-	3,240	現代社会学科	810	-	3,240	
文学部				文学部				
人文学科	1,035	-	4,140	人文学科	1,035	-	4,140	
理工学部		3年次		理工学部		3年次		
電気電子工学科	134	12	560	電気電子工学科	134	12	560	
機械工学科	173	10	712	機械工学科	173	10	712	
環境都市工学科	166	4	672	環境都市工学科	166	4	672	
ロボティクス学科	90	6	372	ロボティクス学科	90	6	372	
数理科学科	117	-	468	数理科学科	117	-	468	
物理科学科	86	2	348	物理科学科	86	2	348	
電子情報工学科	102	8	424	電子情報工学科	102	8	424	
建築都市デザイン学科	91	4	372	建築都市デザイン学科	91	4	372	
国際関係学部				国際関係学部				
国際関係学科	335	-	1,340	国際関係学科	335	-	1,340	
アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	25	-	100	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	25	-	100	
政策科学部				政策科学部				
政策科学科	410	-	1,640	政策科学科	410	-	1,640	
情報理工学部		3年次		情報理工学部		3年次		
情報理工学科	475	40	1,980	情報理工学科	475	40	1,980	
映像学部				映像学部				
映像学科	240	-	960	映像学科	240	-	960	
薬学部				薬学部				
薬学科	100	-	600	薬学科	100	-	600	
創薬科学科	60	-	240	創薬科学科	60	-	240	
生命科学部				生命科学部				
応用化学科	111	-	444	応用化学科	111	-	444	
生物工学科	86	-	344	生物工学科	86	-	344	
生命情報学科	64	-	256	生命情報学科	64	-	256	
生命医科学科	64	-	256	生命医科学科	64	-	256	
スポーツ健康科学部				スポーツ健康科学部				
スポーツ健康科学科	235	-	940	スポーツ健康科学科	235	-	940	
総合心理学部				総合心理学部				
総合心理学科	310	-	1,240	総合心理学科	310	-	1,240	
食マネジメント学部				食マネジメント学部				
食マネジメント学科	320	-	1,280	食マネジメント学科	320	-	1,280	
グローバル教養学部				グローバル教養学部				
グローバル教養学科	100	-	400	グローバル教養学科	100	-	400	
デザイン・アート学部				デザイン・アート学部				
デザイン・アート学科	180	-	720	デザイン・アート学科	180	-	720	
計	8,194	3年次 86	33,148	計	8,194	3年次 86	33,148	
立命館大学大学院				立命館大学大学院				
法学研究科				法学研究科				
法学専攻 (M)	50	-	100	法学専攻 (M)	50	-	100	
法学専攻 (D)	10	-	30	法学専攻 (D)	10	-	30	
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻 (M)	50	-	100	経済学専攻 (M)	50	-	100	
経済学専攻 (D)	5	-	15	経済学専攻 (D)	5	-	15	
経営学研究科				経営学研究科				
企業経営専攻 (M)	60	-	120	企業経営専攻 (M)	60	-	120	
企業経営専攻 (D)	15	-	45	企業経営専攻 (D)	15	-	45	
社会学研究科				社会学研究科				
応用社会学専攻 (M)	60	-	120	応用社会学専攻 (M)	60	-	120	
応用社会学専攻 (D)	15	-	45	応用社会学専攻 (D)	15	-	45	
文学研究科				文学研究科				
人文学専攻 (M)	70	-	140	人文学専攻 (M)	70	-	140	
人文学専攻 (D)	20	-	60	人文学専攻 (D)	20	-	60	
行動文化情報学専攻 (M)	35	-	70	行動文化情報学専攻 (M)	35	-	70	
行動文化情報学専攻 (D)	15	-	45	行動文化情報学専攻 (D)	15	-	45	
理工学研究科				理工学研究科				
基礎理工学専攻 (M)	70	-	140	基礎理工学専攻 (M)	70	-	140	
基礎理工学専攻 (D)	6	-	18	基礎理工学専攻 (D)	6	-	18	
電子システム専攻 (M)	155	-	310	電子システム専攻 (M)	155	-	310	
電子システム専攻 (D)	8	-	24	電子システム専攻 (D)	8	-	24	
機械システム専攻 (M)	155	-	310	機械システム専攻 (M)	155	-	310	
機械システム専攻 (D)	11	-	33	機械システム専攻 (D)	11	-	33	
都市システム専攻 (M)	145	-	290	都市システム専攻 (M)	145	-	290	
都市システム専攻 (D)	15	-	45	都市システム専攻 (D)	15	-	45	
国際関係研究科				国際関係研究科				
国際関係学専攻 (M)	60	-	120	国際関係学専攻 (M)	60	-	120	
国際関係学専攻 (D)	10	-	30	国際関係学専攻 (D)	10	-	30	
政策科学研究科				政策科学研究科				
政策科学専攻 (M)	40	-	80	政策科学専攻 (M)	40	-	80	
政策科学専攻 (D)	15	-	45	政策科学専攻 (D)	15	-	45	
言語教育情報研究科				言語教育情報研究科				

学校法人立命館 設置認可等に関わる組織の移行表

言語教育情報専攻 (M)	60	-	120	言語教育情報専攻 (M)	60	-	120	
テクノロジー・マネジメント研究科				テクノロジー・マネジメント研究科				
テクノロジー・マネジメント専攻 (M)	70	-	140	テクノロジー・マネジメント専攻 (M)	70	-	140	
テクノロジー・マネジメント専攻 (D)	5	-	15	テクノロジー・マネジメント専攻 (D)	<u>10</u>	-	<u>30</u>	定員変更(5)
スポーツ健康科学研究科				スポーツ健康科学研究科				
スポーツ健康科学専攻 (M)	25	-	50	スポーツ健康科学専攻 (M)	<u>35</u>	-	<u>70</u>	定員変更(10)
スポーツ健康科学専攻 (D)	8	-	24	スポーツ健康科学専攻 (D)	8	-	24	
映像研究科				映像研究科				
映像専攻 (M)	10	-	20	映像専攻 (M)	10	-	20	
情報理工学研究科				情報理工学研究科				
情報理工学専攻 (M)	200	-	400	情報理工学専攻 (M)	<u>250</u>	-	<u>500</u>	定員変更(50)
情報理工学専攻 (D)	15	-	45	情報理工学専攻 (D)	15	-	45	
生命科学研究科				生命科学研究科				
生命科学専攻 (M)	150	-	300	生命科学専攻 (M)	150	-	300	
生命科学専攻 (D)	15	-	45	生命科学専攻 (D)	15	-	45	
先端総合学術研究科				先端総合学術研究科				
先端総合学術専攻 (一貫制D)	30	-	150	先端総合学術専攻 (一貫制D)	30	-	150	
薬学研究科				薬学研究科				
薬科学専攻 (M)	20	-	40	薬科学専攻 (M)	<u>35</u>	-	<u>70</u>	定員変更(15)
薬科学専攻 (D)	3	-	9	薬科学専攻 (D)	3	-	9	
薬学専攻 (4年制D)	3	-	12	薬学専攻 (4年制D)	3	-	12	
人間科学研究科				人間科学研究科				
人間科学専攻 (M)	75	-	150	人間科学専攻 (M)	75	-	150	
人間科学専攻 (D)	20	-	60	人間科学専攻 (D)	20	-	60	
食マネジメント研究科				食マネジメント研究科				
食マネジメント専攻 (M)	20	-	40	食マネジメント専攻 (M)	20	-	40	
食マネジメント専攻 (D)	3	-	9	食マネジメント専攻 (D)	3	-	9	
デザイン・アート学研究科				デザイン・アート学研究科				
デザイン・アート学専攻 (M)	20	-	40	デザイン・アート学専攻 (M)	20	-	40	
				<u>デザイン・アート学専攻 (D)</u>	<u>5</u>	-	<u>15</u>	課程変更 (認可申請)
法務研究科				法務研究科				
法曹養成専攻 (専門職)	70	-	210	法曹養成専攻 (専門職)	70	-	210	
経営管理研究科				経営管理研究科				
経営管理専攻 (専門職)	80	-	160	経営管理専攻 (専門職)	80	-	160	
観光マネジメント専攻 (専門職)	70	-	140	観光マネジメント専攻 (専門職)	70	-	140	
教職研究科				教職研究科				
実践教育専攻 (専門職)	35	-	70	実践教育専攻 (専門職)	35	-	70	
計	2,102	-	4,584	計	<u>2,187</u>	-	<u>4,764</u>	
立命館アジア太平洋大学				立命館アジア太平洋大学				
アジア太平洋学部		2年次		アジア太平洋学部		2年次		
アジア太平洋学科	510	5	2,065	アジア太平洋学科	510	5	2,065	
		3年次				3年次		
		5				5		
国際経営学部		2年次		国際経営学部		2年次		
国際経営学科	610	5	2,465	国際経営学科	610	5	2,465	
		3年次				3年次		
		5				5		
サステイナビリティ観光学部				サステイナビリティ観光学部				
サステイナビリティ観光学科	350	-	1,400	サステイナビリティ観光学科	350	-	1,400	
計	1,470	10	5,930	計	1,470	10	5,930	
		3年次				3年次		
		10				10		
立命館アジア太平洋大学大学院				立命館アジア太平洋大学大学院				
アジア太平洋研究科				アジア太平洋研究科				
アジア太平洋学専攻 (M)	15	-	30	アジア太平洋学専攻 (M)	15	-	30	
アジア太平洋学専攻 (D)	10	-	30	アジア太平洋学専攻 (D)	10	-	30	
国際協力政策専攻 (M)	45	-	90	国際協力政策専攻 (M)	45	-	90	
経営管理研究科				経営管理研究科				
経営管理専攻 (M)	40	-	80	経営管理専攻 (M)	40	-	80	
計	110	-	230	計	110	-	230	

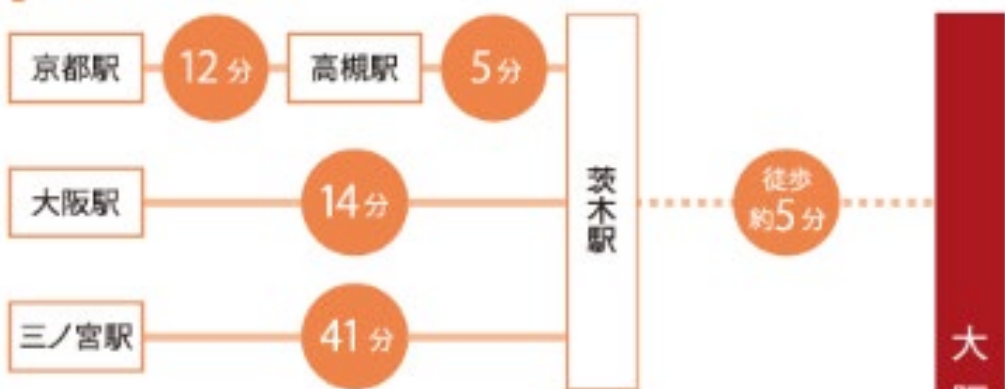
1. 書類等の題名 「校地校舎等の図面」 1 ページ 都道府県における位置関係の図面
2. 引用元 Google マップ <https://www.google.com/maps/>
3. 説明 地図中の立命館大学大阪いばらきキャンパス、びわこ・くさつキャンパスの位置を印し、注釈を付けた。

【大阪いばらきキャンパス (OIC)】

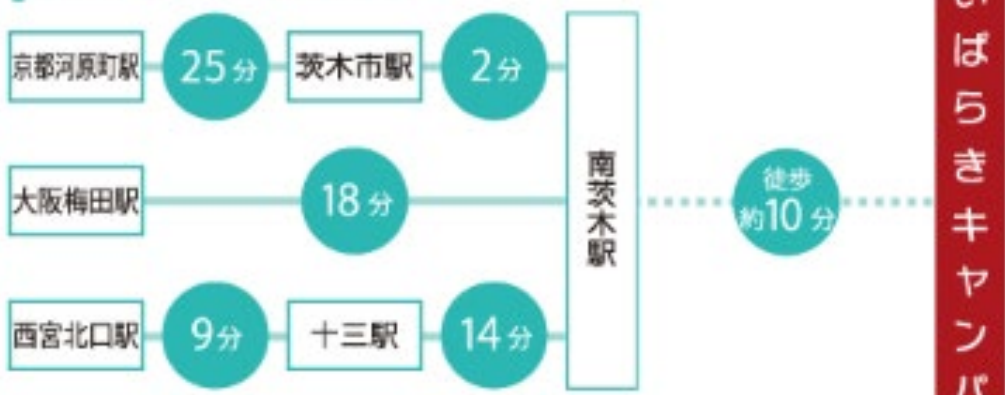


最寄り駅からの距離：茨木駅から約 0.4km

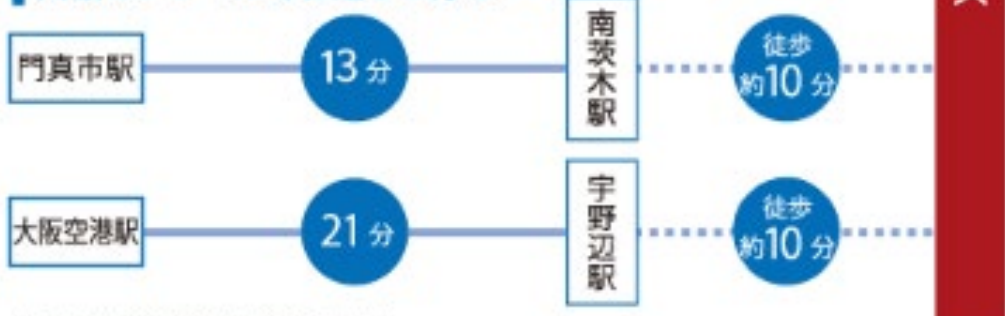
JRでお越しの方は



阪急電鉄でお越しの方は



大阪モノレールでお越しの方は



※所要時間に乗り換え時間は含みません。

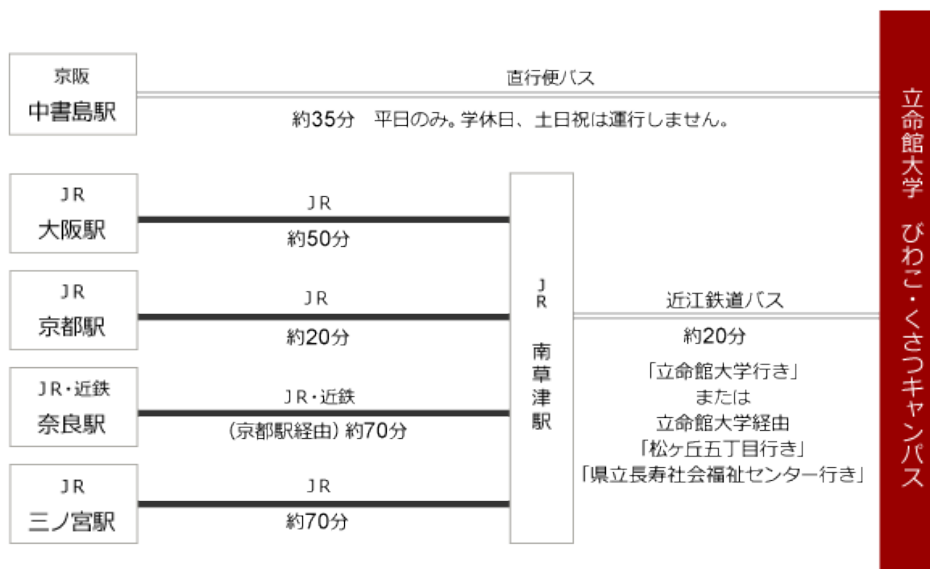
大阪いばらきキャンパス

最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

【びわこ・くさつキャンパス】



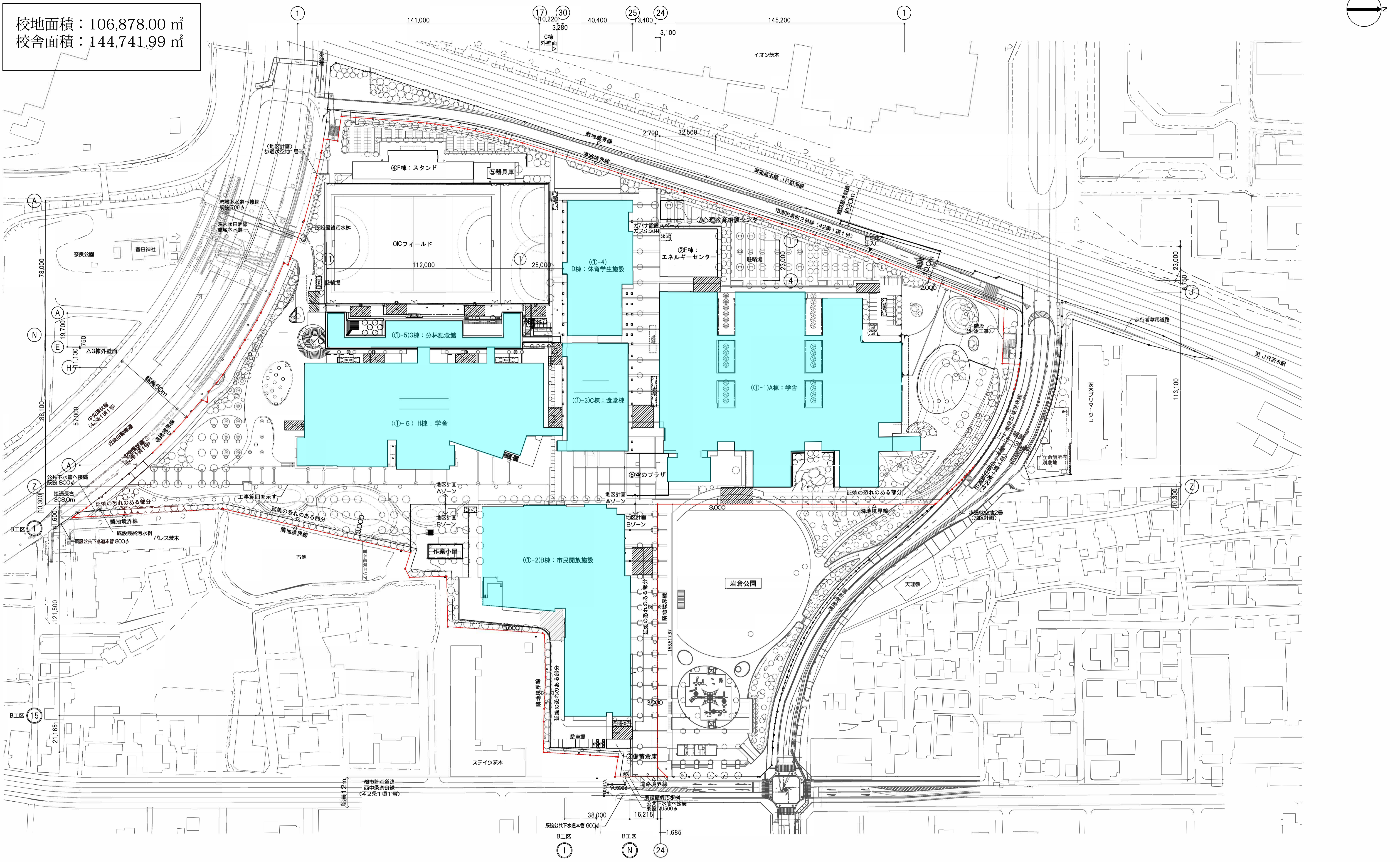
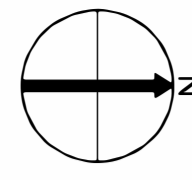
最寄り駅からの距離：南草津駅から 3.1 km



立命館大学  
びわこ・くさつキャンパス

# 【大阪いばらきキャンパス】

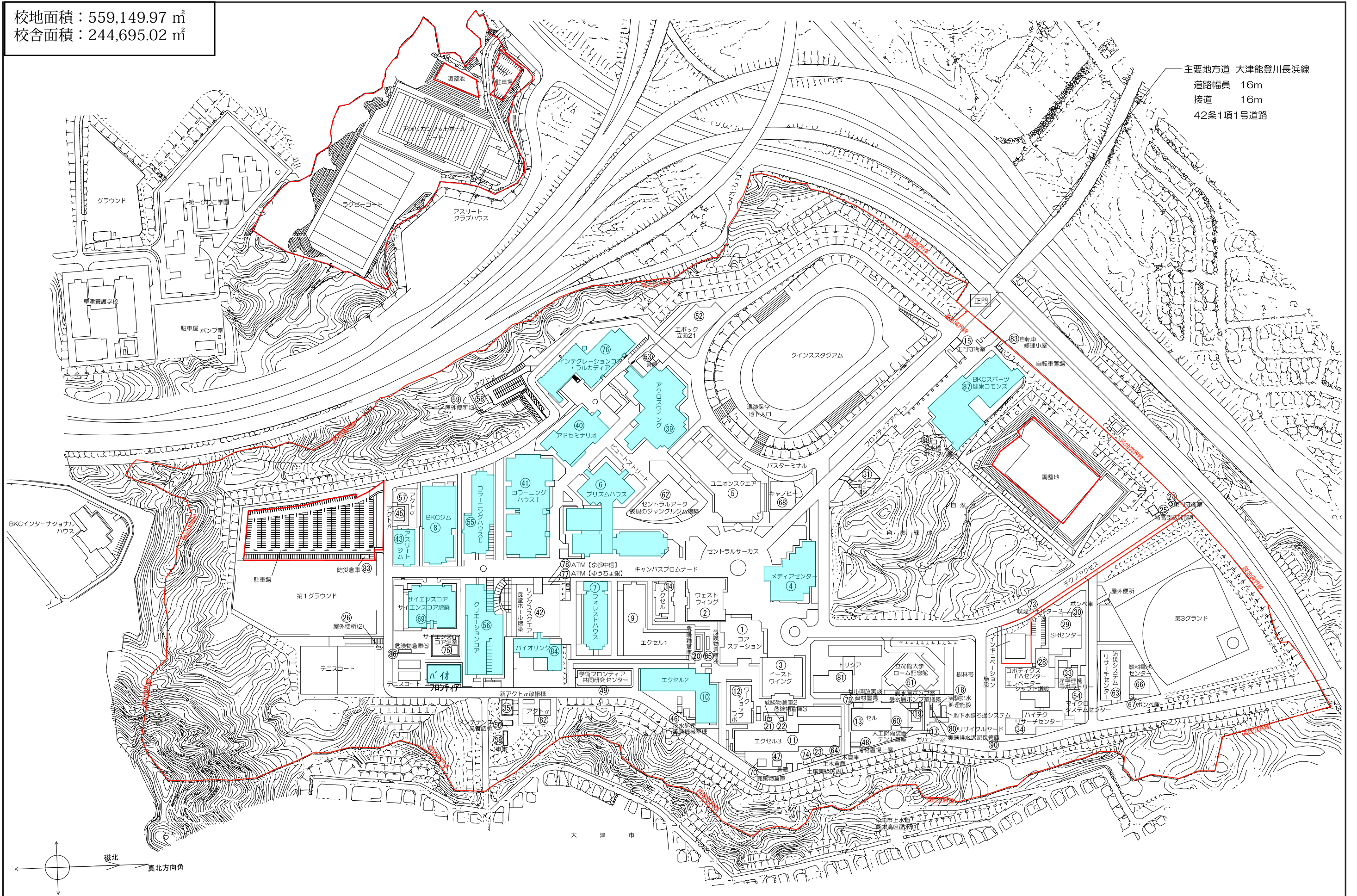
校地面積：106,878.00 m<sup>2</sup>  
 校舎面積：144,741.99 m<sup>2</sup>



訂正		備考	藍竹中工務店 建築士法第二十条に基づく設計者の表示	作成	大平 松本 永井	名称	立命館大学OIC新展開施設整備事業	設計NO	4200348
				発行	22 03 16	担当	堀 良平	縮尺	A1 1:1000 A3 1:2000
						監修	金澤 金澤 高田・田中 高田・田中		全体配置図.dwg 2022/09/01 9:29:30

【びわこ・くさつキャンパス】

校地面積：559,149.97 m<sup>2</sup>  
 校舎面積：244,695.02 m<sup>2</sup>



月、日	変更	工事種別	図面名称	設計No.
			校舎	
			製図	
			縮尺 A1 S=1:1500 A3 S=1:4000	図面No. A / 1

# 立命館大学学則

学校法人立命館

## 第1章 総則

### 第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、建学の精神と教学理念にもとづき、確かな学力の上に、豊かな個性を花開かせ、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努め、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献することを目的とする。

2 各学部の教育研究上の目的は、学部則で定める。

(自己点検・評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改善に努める。

(情報公開)

第3条 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

### 第2節 教育組織

(学部および学科等)

第4条 本大学に、次の学部、学科および専攻を置く。

法学部

法学科

経済学部

経済学科

経営学部

経営学科

国際経営学科

産業社会学部

現代社会学科

現代社会専攻

メディア社会専攻

スポーツ社会専攻

人間福祉専攻

子ども社会専攻

文学部

人文学科

理工学部

数理科学科

物理科学科

電気電子工学科

電子情報工学科

機械工学科

ロボティクス学科

環境都市工学科

建築都市デザイン学科

国際関係学部

国際関係学科

アメリカン大学・立命館大学国際連携学科

政策科学部

政策科学科

情報理工学部

情報理工学科

映像学部

映像学科

薬学部

薬学科

創薬科学科

生命科学部

応用化学科

生物工学科

生命情報学科

生命医科学科

スポーツ健康科学部

スポーツ健康科学科

総合心理学部

総合心理学科

食マネジメント学部

食マネジメント学科

グローバル教養学部

グローバル教養学科

デザイン・アート学部

デザイン・アート学科

2 前項に規定する国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科は、大学設置基準第50条に定める国際連携学科とする。

(入学定員および収容定員)

第5条 本大学の入学定員、編入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部	法学科	720		2,880
経済学部	経済学科	760		3,040
経営学部	経営学科	650		2,600
	国際経営学科	145		580
	計	795		3,180
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	760	3,040
		メディア社会専攻 スポーツ社会専攻 人間福祉専攻		
	子ども社会専攻	50	200	
	計	810		3,240
文学部	人文学科	1,035		4,140
理工学部	電気電子工学科	134	12	560
	機械工学科	173	10	712
	環境都市工学科	166	4	672
	ロボティクス学科	90	6	372
	数理科学科	117		468
	物理科学科	86	2	348
	電子情報工学科	102	8	424
	建築都市デザイン学科	91	4	372
	計	959	46	3,928

国際関係学部	国際関係学科	335	0	1,340
	アメリカン大学・立命館大学国際 連携学科	25		100
	計	360		1,440
政策科学部	政策科学科	410		1,640
情報理工学部	情報理工学科	475	40	1,980
映像学部	映像学科	240		960
薬学部	薬学科	100		600
	創薬科学科	60		240
	計	160		840
生命科学部	応用化学科	111		444
	生物工学科	86		344
	生命情報学科	64		256
	生命医科学科	64		256
	計	325		1,300
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	235		940
総合心理学部	総合心理学科	310		1,240
食マネジメント学部	食マネジメント学科	320		1,280
グローバル教養学部	グローバル教養学科	100		400
デザイン・アート学部	デザイン・アート学科	180		720
合計		8,194	86	33,148

(大学院)

第6条 本大学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定めるほか、立命館大学大学院学則に定める。

第7条 削除

(附属施設および機関)

第8条 本大学に、研究機構、研究所、図書館、共通教育推進機構、教育開発推進機構、言語教育推進機構、国際教育推進機構、教職教育推進機構、保健センター、心理・教育相談センターその他の附属施設および機関を置く。

2 各附属施設および機関に関する事項は、各規程に定める。

第3節 教職員組織

(役職)

第9条 本大学に、学長、副学長および学長補佐を置く。

2 各学部に、学部長、副学部長および学生主事を置く。

3 各研究科に、研究科長を置く。

4 学部および研究科は、必要に応じて、前2項以外の役職者を置くことができる。

(教職員)

第10条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手およびその他の職員を置く。

2 教職員に関する事項は、別に定める。

(学長)

第11条 学長は、学校法人立命館総長がこれを兼ねる。

2 学長は、本大学を代表し、教育研究に関する事項を統括する。

(副学長)

第11条の2 副学長は、複数名とし、1人は学長に事故あるとき、または学長が欠けたときに、その職務を代行する。

2 副学長は、学長が任命する。

3 副学長の任期は、3年とする。

(学長補佐)

第11条の3 学長補佐は、必要に応じキャンパスに置く。

2 学長補佐は、当該キャンパスを代表する対外業務および地域連携に関する職務を分掌する。

3 学長補佐は、学長が任命する。

第4節 教授会および大学協議会等

(教授会)

第12条 本大学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、当該の学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 教授

(2) 准教授

(3) 専任講師

3 教授会は、必要に応じて、前項に掲げる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。

6 教授会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止または変更に関する事項
- (2) 学則および学部諸規程の制定または改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (6) 学生の補導に関する事項
- (7) 学生の定数に関する事項
- (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項

7 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

8 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。

9 この学則に定めるもののほか、教授会の組織、運営等に関する事項は、各学部の教授会規程に定める。

(大学協議会)

第13条 本大学に、大学協議会（以下本条において「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 各学部長
- (4) 独立研究科の各研究科長

3 協議会は、学長がこれを招集してその議長となる。

4 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 教学の基本方針に関する事項
- (2) 大学の機構、組織および制度に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 教学、教務に関する事項
- (5) 本大学と学校法人立命館が設置するその他の学校との関係に関する事項
- (6) その他、教学上の重要な事項

5 協議会は、教学、教務、補導、就職等に関する他の諸機関の審議、決定事項について、当該機関から報告を受け、またはこれに承認を与える。

6 この学則に定めるもののほか、協議会の運営等に関する事項は、大学協議会規程に定める。

(教学委員会)

第13条の2 本大学に、教学委員会を置く。

2 教学委員会の組織および運営に関する事項は、立命館大学教学委員会規程に定める。

(補導会議)

第14条 本大学に、補導会議を置く。

2 補導会議は、学生の補導厚生に関する基本方針を協議決定する。

3 補導会議の組織および運営に関する事項は、立命館大学補導会議規程に定める。

第5節 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年をふたつの学期に分け、春学期および秋学期とする。

(1) 春学期 4月1日から9月25日まで

(2) 秋学期 9月26日から3月31日まで

(休業日)

第16条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日のうち学長が定める日

(3) 創立記念日

(4) 夏期休暇

(5) 冬期休暇

(6) 春期休暇

2 各年度の休業日については、大学協議会の議を経て、学年のはじめまでに学長が定める。

3 学長が必要と認めるときは、大学協議会の議を経て、前2項の休業日を臨時に変更し、または臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限)

第17条 修業年限は、4年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(在学年限)

第18条 在学年限は、8年とする。ただし、薬学部薬学科にあつては、12年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 第17条にかかわらず、社会人を対象とした入学制度により1年次に入学した学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、教授会の議を経て、学部長が在学年限を上限としてその計画的な履修を許可することがある。

## 第2節 入学

### (入学の時期)

第20条 本大学の入学時期は、毎年4月とする。ただし、教授会の議を経て、学長が9月に入学を認めることがある。

### (入学の資格)

第21条 本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

### (入学の出願)

第22条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に第62条の2に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。

- (1) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合
- (2) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合
- (3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

### (入学者の選考)

第23条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、教授会の議を経て、学部長が合格者を決定する。

2 学部長は、前項の合格者に合格の通知を行う。

3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度の立命館大学入学試験要項に定める。

(入学手続および入学許可)

第24条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第24条の2 学長は、入学を許可した者について、出願、選考または入学手続において虚偽または不正の事実があったことが判明したときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学の資格)

第25条 本大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 専門職短期大学を卒業した者、前期課程および後期課程に区分している専門職大学の前期課程を修了した者、または短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上であるものに限る。）を修了した者

(転入学の資格)

第26条 本大学に転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

(1) 2年次

大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に1年以上在学し、30単位以上修得した者

(2) 3年次

大学または専門職大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、60単位以上修得した者

(学士入学の資格)

第27条 本大学に学士入学することのできる者は、学士の学位を有する者でなければならない。

2 本大学の卒業生が卒業学部の他学科等へ入学を志願するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを許可することがある。

(再入学の資格)

第28条 本大学に再入学することのできる者は、本大学を退学または除籍となった者で、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第18条に規定する在学年限を超えて除籍となった者および第57条第1項により退学となった者は、再入学することはできない。

(編入学、転入学、学士入学、再入学の在学年数)

第29条 編入学、転入学、学士入学および再入学を許可された者の入学年次および在学すべき年数については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(編入学等の出願、入学者選考、入学手続および入学許可)

第30条 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合には、第20条および第22条から第24条までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、再入学の検定料は徴収しない。

### 第3節 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 本大学は、学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、各学部および学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

(資格課程)

第31条の2 教育職員免許状を得るための資格、学芸員、図書館司書または学校図書館司書教諭他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(授業科目)

第32条 授業科目は、各学部別に定める科目区分に分類して配置する。

2 授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分け、各年次に担当して編成する。

(授業科目の担当者の決定)

第32条の2 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮し、教授会の議を経て学部長が決定する。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

2 教授会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えてはならない。

4 教授会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

(単位計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第33条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学習等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で次の基準により1単位と計算する

ものとする。

- (1) 講義および演習については、教授会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、教授会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、14週の授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該教授会が単位数を定めることができる。

(授業期間)

第35条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、学期ごとに14週にわたる期間を単位として行う。ただし、教授会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績)

第35条の2 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定科目における合格とする。

3 前2項は、他学部の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、授業科目ごとに実施する試験その他の教授会が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 授与または認定した単位の取消しは、行わない。ただし、教学委員会の議を経て教授会で承認した場合は、この限りでない。

(登録上限単位数)

第36条の2 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部則で定める。

(自由科目)

第36条の3 自由科目の単位数は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(他学部の授業科目の履修等)

第36条の4 教授会が教育上有益と認めるときは、学生に本大学の他学部の授業科目を履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第37条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学との協議にもとづき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における卒業に必要な単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学または短期大学（専門職大学または専門職短期大学に相当する外国の大学を含む。）に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学または専門職短期大学（いずれも外国の大学または外国の短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、30単位を上限とし、第37条第1項および第2項ならびに前条第1項の規定により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(単位認定等の権限)

第40条 第36条および第36条の4から第39条にもとづく単位授与または単位認定は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第41条 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第39条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

- 2 前項にかかわらず、理工学部および情報理工学部の2年次入学者にあつては34単位、3年次入学者にあつては70単位、理工学部の外国の大学との特別プログラムにおいて大学教育の学部2年次課程を修了し3年次に転入学した者にあつては92単位を上限とすることができる。
- 3 第1項にかかわらず、薬学部の2年次入学者にあつては50単位、3年次入学者にあつては90単位を上限とすることができる。
- 4 第1項にかかわらず、生命科学部の2年次入学者にあつては42単位、3年次入学者にあつては78単位を上限とすることができる。
- 5 教授会が認めたときは、編入学、転入学または学士入学以前の大学等において修得した教職課程科目、学芸員に関する科目ならびに社会福祉士指定科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業に必要な単位として算入されない科目については前4項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

(転籍の単位認定)

第42条 転籍者にあつては、前条の規定を準用する。ただし、同一の学部内の転籍者については、前条第1項に規定する上限を超えて単位を与えることができる。

第43条 削除

第44条 削除

(学部則)

第45条 この節に定めるものの他、授業科目の種類および単位数、履修方法、卒業に必要な単位数ならびに単位認定等については、各学部則に定める。

第4節 休学、復学、転学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍

(休学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

- 2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。
- 3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。
- 5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。
- 6 前項にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年に含めない。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第47条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(他大学への転学)

第48条 本大学の学生が他の大学または専門職大学に転学を志願する場合は、学長がこれを許可することがある。

(転籍)

第49条 本大学の学生で、第4条に定める他の学部、学科または専攻等に転籍を志願する者については、選考のうえ、転籍元の教授会および転籍先の教授会の議を経て、2年次または3年次の学年始めの転籍を学長が許可することがある。

2 前項に定める転籍のほか、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の学生で、国際関係学部教授会が定める事由により国際関係学科に転籍を志願する者については、国際関係学部教授会の議を経て学期ごとの転籍を学長が許可することがある。ただし、入学後1学期間の在学を経た者に限る。

3 転籍は、年次を下げてもこれを許可しない。

4 前項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、薬学部および生命科学部の3年次へ転籍を志願する者については、単位修得状況により2年次への転籍を許可することがある。

(留学)

第50条 留学とは、外国の大学、短期大学およびそれらに相当する高等教育機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可することがある。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(国内交流派遣)

第51条 国内交流派遣とは、国内の大学および短期大学との協定にもとづき、1学期相当以上にわたり当該大学等の正規の授業科目を履修するために派遣することをいう。

2 国内交流派遣を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学部長が国内交流派遣を許可することがある。

3 国内交流派遣期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第52条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
- (2) 第18条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第46条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者

- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 薬学部薬学科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかったもの
- (6) 死亡した者

(手続)

第53条の2 この節に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学および除籍に関する手続は、立命館大学学籍に関する規程に定める。

#### 第5節 卒業および学位

(卒業の認定)

第54条 第17条に規定する修業年限以上在学し、学部則に定める卒業に必要な単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 薬学部薬学科を除き本大学に3年以上在学したものが、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと教授会が認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第55条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程に定める。

#### 第6節 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第57条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒に関する事項は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

#### 第7節 科目等履修生、聴講生、特別聴講生および外国人留学生

(科目等履修生)

第58条 本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第59条 本大学の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が聴講生として許可することがある。

- 2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第60条 他の大学または短期大学（外国の大学等を含む。）との協定等にもとづき、本大学の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て、学部長が特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(外国人留学生)

第61条 大学教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学した外国人で正規課程に在籍するものを外国人留学生とする。

#### 第8節 授業料等納付金および手数料

第62条 削除

(入学検定料)

第62条の2 入学検定料は、納付金等別表1のとおりとする。

(入学金)

第62条の3 入学する者は、納付金等別表2に定める入学金を納めなければならない。

(授業料)

第62条の4 学生は、在籍する学部、学科および専攻ならびに年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を第15条第2項に定める秋学期の授業料とし、秋学期授業料を同春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、納付金等別表3—1—1および納付金等別表3—1—2のとおりとする。

3 前項にかかわらず、在学期間が修業年限を超える者において当該学期に成績評価する授業科目の受講登録単位数および第37条第2項にもとづき卒業に必要な単位として認定する単位数の合計が8単位以下である学期の授業料は、納付金等別表3—1—1および納付金等別表3—1—2に定める授業料の2分の1とする。

4 前2項にかかわらず、第19条の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の授業料は、別に定める1単位あたりの授業料に当該学期の受講登録単位数を乗じた額とする。

(実習費)

第62条の5 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

(在籍料)

第62条の6 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

(特別在学料)

第62条の7 他大学との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学から当該他大学に留学している者であって、当該他大学に対する学費の納付を要するものは、当該期間中は、授業料に代えて納付金等別表4—2に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。ただし、同プログラムにより本大学に入学または転入学した者については、この限りでない。

#### 第63条 削除

(科目等履修料等)

第64条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。

(1) 本大学の大学院学生が履修する場合（第31条の2に定める教育職員免許状を得るための資格課程の授業科目であって、所属する研究科において設置していない資格課程の授業科目を履修する場合を除く。）

(2) Study in Kansai Programを履修する場合

(3) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 科目等履修生は、納付金等別表5—1に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

4 前項にかかわらず、第2項第1号または同第3号に該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

(聴講料等)

第64条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表5—2に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料および聴講料を徴収しない。

(手数料の金額等)

第64条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

(特別履修料)

第64条の4 特別聴講学生は、納付金等別表5—3に定める特別履修料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

#### 第65条 削除

(納付金等の減免)

第65条の2 第22条、第62条の3、第62条の4、第62条の6および第62条の7にかかわらず、入学検定

料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

2 前項については、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

(納付金等の納付)

第66条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

第67条 削除

(納付金等の返還)

第68条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料および特別履修料は、返還しない。

2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

4 第1項にかかわらず、長期履修生、科目等履修生または聴講生が春学期に秋学期分を含む授業料、科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

第68条の2 削除

第9節 奨学制度および学費貸与制度

(奨学制度)

第69条 本大学に、奨学制度および学費貸与制度を設ける。

2 奨学制度および学費貸与制度に関する事項は、各規程に定める。

第10節 国際連携学科

(国際連携学科について定める事項)

第69条の2 第45条に定めるもののほか、第4条第1項のアメリカン大学・立命館大学国際連携学科に係る次の各号に掲げる事項については、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第35条の2、第46条、第53条、第57条、第62条の2、第62条の3、第62条の4、第62条の6、第65条の2、第66条および第68条にかかわらず、別に定める。

(1) 学年および学期

(2) 休業日

- (3) 入学の時期
- (4) 入学の出願
- (5) 入学者の選考
- (6) 成績
- (7) 休学
- (8) 除籍
- (9) 懲戒
- (10) 入学検定料
- (11) 入学金
- (12) 授業料
- (13) 在籍料
- (14) 納付金等の減免
- (15) 納付金等の納付
- (16) 納付金等の返還
- (17) その他国際連携学科に関する事項

### 第3章 公開講座

(公開講座)

第70条 本大学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設する。

### 第4章 国際寮

(国際寮)

第70条の2 本大学に、国際寮を置く。

2 国際寮に関する事項は、各施設の規程に定める。

### 第5章 改廃および細則

(変更)

第71条 この学則の変更は、教授会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の学部または研究科のみに関する変更については、他の学部および研究科の教授会の議を経ることを要しない。

(細則)

第72条 この学則の施行に関する細則その他必要な事項は、別にこれを定める。

### 附 則

本学則は、昭和23年4月1日からこれを実施する。

附 則 (理工学部増設に伴う改正昭和24年2月21日認可)

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

附 則（文学部専攻増設昭和25年3月1日認可および大学院設置昭和25年3月14日認可等に伴う改正）

本学則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則（例規登録）

本学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則（大学院研究科専攻増設に伴う改正昭和27年3月31日認可）

本学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則（経済学部学科増設昭和28年1月31日認可および大学院専攻増設昭和28年3月31日認可等に伴う改正）

本学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則（大学院学則を分離したことに伴う改正）

本学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則（字句その他整備および一部改正）

本学則は、昭和31年11月30日から施行する。

附 則（文学部専攻増設昭和32年3月22日認可および経済学部規定、文学部規定および聴講生規定中一部改正）

本学則は、昭和33年2月1日から施行する。

附 則（法学部規定、外国人学生規定中一部改正）

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（法学部・経済学部定員変更ならびに総則および文学部規定中一部改正）

この学則は、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（総則、経済学部規定および文学部規定中一部改正）

この学則は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（教授会および大学協議会規定の整備に伴う改正）

この学則は、昭和35年9月1日からこれを適用する。

附 則（文学部規定および理工学部規定中一部改正）

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（経営学部増設に伴う改正昭和37年1月20日認可）

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（二部改組ならびに文学部および教員養成課程学則一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（経営学部二部増設および各学部科目増設変更に伴う改正）

この学則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（産業社会学部増設に伴う改正および各学部科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（各学部規定のうち二部の随意外国語科目増設および二部文学部履修規定変更に伴う改正）

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年8月22日転部制度廃止に伴う改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者の転部は改正前の学則による。

附 則（法学部および経営学部専門科目ならびに文学部学芸員科目を置くことの改正）

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（文学部専門科目及び二部法・経済・経営・文各学部科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年10月24日教授会民主化の制度化に伴う改正）

この学則は、昭和44年10月1日から適用する。ただし、第11条第2項については昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月6日二部法・経済・文学部専門科目の一部改正）

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月10日経済・経営・文・理工学部規定中科目等の改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年6月26日成績表示方法の改訂に伴う改正）

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。但し、昭和42年度以前入学者は改正前の学則による。

附 則（法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部ならびに理工学部の履修科目の整理と単位数の変更および外国語の単位数増に伴う改正）

この学則は、昭和46年4月1日から適用する。ただし、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条および第47条は昭和44年度入学生から、また、第57条は昭和45年度入学生から、それぞれ適用する。

附 則（二部理工学部の専門科目中の一部改正）

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（経済学部、二部文学部専門科目等の一部改正）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第60条(4)ロ、化学科の履修科目は、昭和48年度入学生から適用する。

附 則（学部学科の名称及び収容定員の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（法学部、経済学部、経営学部一部の教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の専門科目中共通専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（文学部二部の専門科目中固有専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部の外国語科目中一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部専門科目中一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学部一部の教科及び教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年1月14日法学部一部の一般教育科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年1月14日産業社会学部の専門科目の特殊講義の科目表示及び単位数の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和50年度入学者から適用する。

附 則（昭和52年1月28日経済学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和52年度1回生から適用する。

附 則（昭和52年3月25日法、経済、経営、文学部二部の一般教育、外国語、専門科目及び文学部二部の教職科目の一部改正）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年11月12日経営学部一部専門科目の一部改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部一部の「外国語」随意科目の名称統一に伴う改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月20日理工学部一部、数学物理学科、化学科、専門科目中の単位数一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和52年12月23日より適用する。

附 則（昭和53年1月20日理工学部、機械工学科のカリキュラム改訂に伴う改正）

この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年1月20日法学部、経済学部、経営学部、文学部二部の一般教育科目、外国語、共通専門科目、固有専門科目の一部変更に伴う改正）

この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年3月10日理工学部二部のカリキュラム改訂に伴う改正）

この学則は、昭和53年4月1日より施行する。

附 則（昭和53年10月13日理工学部二部の随意外国語の一部改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和53年11月10日産業社会学部のカリキュラム改訂に伴う改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和54年度1回生から適用する。

附 則（昭和53年12月8日理工学部一部の随意外国語の一部改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和54年1月26日理工学部一部化学科専門科目の一部改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月23日文学部一部の専門科目履修に関する一部改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月23日理工学部二部の外国語および教職科目の一部改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、昭和53年度入学者から適用する。

附 則（昭和54年11月30日法学部一部の一般教育科目の特殊講義の単位数の改正および経済学部、経営学部、文学部、理工学部の一部の一般教育科目に特殊講義設置に伴う改正）

この学則は、昭和55年4月1日より施行する。ただし、昭和54年度以前の入学者にも適用する。

附 則（昭和54年11月30日第49条産業社会学部一般教育科目中、特殊講義の適用回生については、昭和53年度以前の入学者にも適用することに改める改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年2月8日経済学部一部の一般教育および専門科目の一部改正及び理工学部一部

数学物理学科の専門科目の一部改正)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月14日法・経済・理工学部の一部の専門科目並びに理工学部一部数学物理学科・化学科の専門科目の一部改正)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、経済学部規定の改正については昭和55年度在学生より適用する。

附 則 (昭和55年4月11日法学部一部の専門科目、教職専門科目並びに文学部一部地理学科の専門科目の一部改正)

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年5月16日休業日に関する改正)

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年10月17日教職に関する専門科目、教育心理学、青年心理学の独立開設と条文の表現の統一及び科目名の統一と配列の一部改正)

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、昭和55年以前の入学者にも適用する。

附 則 (昭和56年3月13日経営学部一部の専門科目履修単位数、理工学部一部数学物理学科並びに電気工学科専門科目増設、理工学部二部の専門科目単位数変更に伴う一部改正)

この学則は、昭和56年4月1日より施行する。ただし、第60条(3)数学物理学科規程については昭和56年度在学生にも適用する。

附 則 (1981年3月27日法、文学部一部の専門科目の一部改正)

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則 (1982年2月26日副学長の設置、経済学部一部の他学部受講科目の認定、理工学部一部機械工学科および土木工学科のカリキュラム変更、産業社会学部一部・理工学部一部および二部5学部の随意外国語科目の変更に伴う改正)

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、第32条(2)、第39条(2)、第46条(2)、第49条(2)、第56条(2)、第60条(2)および第63条(2)の随意外国語規定については1982年度在学生にも適用する。

附 則 (1982年3月26日各学部の学士号を得るための一般教育科目の要件の一部改正)

この学則は、1982年4月1日から施行する。ただし、1981年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (1982年6月11日日本大学において取得できる教育職員免許状の種類および教科の明記等に伴う一部改正)

この学則は、1982年4月1日から適用する。

附 則 (1983年2月25日理工学部化学科、工業化学課程選択科目の変更に伴う改正)

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則 (1983年10月14日法学部一部の第二外国語科目増設に伴う一部改正)

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1983年12月9日文学部一部の専門科目名変更および履修規程の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1984年1月27日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の教学改革に伴うカリキュラム改正）

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日法学部、経済学部、経営学部、文学部、理工学部二部の外国語科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日より施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用するが、入学年度による適用範囲については別に定める。

附 則（1984年3月23日理工学部二部の専門科目の一部改正）

この学則は、1984年4月1日から施行し、1983年度以前の入学者に適用する。

附 則（1984年4月27日法学部一部の外国語・クラス選択制の実施に伴う改正）

この学則は、1984年4月1日より適用し、1984年度入学の者より適用する。

附 則（1984年4月27日経済学部一部専門科目の一部改正）

この学則は、1984年度入学者より適用する。ただし、「演習Ⅰ（4単位）」、「演習Ⅱ・卒業論文（8単位）」は、1982年度入学者より適用する。

附 則（1984年4月27日法・経済・経営・産業社会・文学部一部の随意外国語の単位の表現の変更および経済学部一部の随意外国語にスペイン語を、理工学部一部の随意外国語に露語を新設することに伴う改正）

この学則は、1984年4月1日から適用する。ただし、1983年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1984年6月8日収容定員の一部改正）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1984年10月22日入学資格に関する一部改正）

この学則は、1985年度入学試験より適用する。

附 則（1985年1月25日収容定員の一部改正）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1985年1月25日教職に関する専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行し、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年2月22日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年2月22日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則（1985年3月8日理工学部一部数学物理学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。ただし、数学課程は1983年度入学者より適用する。物理学課程は、1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1985年3月8日理工学部一部機械工学科の専門科目の一部改正）

この学則は、1985年4月1日より施行する。

附 則（1985年3月22日法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、文学部、理工学部一部の一般教育科目および保健体育科目の改正、経済学部一部の専門科目の一部改正、産業社会学部の他学部受講の規定化ならびに字句の整合）

この学則は、1985年4月1日から施行する。ただし、経済学部一部の「統計学」、産業社会学部の「比較社会論」、保健体育科目の改正を除いて1984年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年2月28日経済学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年度入学者より適用する。

附 則（1986年2月28日経営学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年度4月1日から施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年2月28日理工学部一部の専門科目の一部改正）

この学則は、1986年4月1日より施行する。

附 則（1986年2月28日法・経済・経営学部二部の学科目変更）

この学則は、1986年4月1日から施行する。ただし、1985年度以前の入学者については、改正前の科目名に読替えるものとする。

附 則（1986年2月28日外国人留学生の外国語科目履修に関する改正）

この規程は、1986年4月1日から適用する。ただし、1985年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1986年3月28日学年暦、除籍制度変更に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則（1986年3月28日法・経済・経営・産業社会・文・理工学部の一般教育科目の一部改正）

この学則は、1986年4月1日より施行し、1985年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1986年4月11日専任講師制度設置に伴う改正）

この学則は、1986年4月11日から施行する。

附 則（1986年5月30日理工学部一部数学物理学科数学課程カリキュラム改訂に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年5月30日現行学則が一般教育等を全学一括で実施していることと整合していないので、関係条文を整備するための改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年6月13日「外国人留学生の既修得単位の取り扱いに関する規程」を新設することに伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1986年12月23日文部省認可理工学部一部情報工学科設置に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1986年12月23日文部省認可期間を付した学生定員増申請に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第16条の規定にかかわらず、1987年度から1995年度までの間の毎年入学収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種別		毎年入学収容定員	
		第1部	第2部
法学部法学科		650	200
経済学部経済学科		650	200
経営学部経営学科		650	200
産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	80	
	機械工学科	80	
	土木工学科	100	

	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
	計	530	100
合計		3880	850

附 則（1986年12月23日文部省認可理工学部第一部情報工学科設置申請補正に伴う改正）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第4条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第29条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、1986年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第36条および第37条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、第36条については1986年度以前の入学生にも適用する。第37条第4項のロについては1985年度および1986年度入学生にも適用する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第43条、第44条および第45条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「最適化理論」「多国籍企業論」「国際比較経営論」「国際マーケティング論」「貿易商社論」は経営学系列、「会計情報システム論」は会計学系列、「国際産業論」は産業・商学系列、「国際取引法」は法学系列の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第44条第4項のニもまた同じ。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第49条および第50条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1987年2月13日理事会議案63号による第53条、第54条および第55条の変更）

この学則は、1987年4月1日から施行する。ただし、「外国文化（講読）」「比較思想」「現代思想」は哲学専攻、「外国文化（講読）」は心理学専攻、「外国文化（講読）」「現代文学論」「日本文化論」は日本文学専攻、「外国文化（講読）」は中国文学専攻、「外国文化（講読）」は英米文学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は日本史学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は東洋史学専攻、「外国文化（講読）」「文化交流史」「比較社会史」は西洋史学専攻、「外国文化（講読）」「比較地誌学」は地理学専攻の開設科目として、1986年度以前の入学生にも適用する。第54条第4項もまた同じ。

附 則（1987年9月18日理事会議案第26号による第19条の3の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1987年9月18日理事会議案第26号による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、理工学部（第

1部) 電気工学科、機械工学科以外の学部、学科の1988年度から1995年度までの間の入学収容定員及び理工学部(第1部) 電気工学科、機械工学科の1988年度から1996年度までの間の入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類		毎年入学収容定員	
		第一部	第二部
法学部法学科		600	200
経済学部経済学科		600	200
経営学部経営学科		630	200
産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	100	
	機械工学科	100	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100
計	570	100	
国際関係学部国際関係学科		160	
合計		3,960	850

附 則 (1987年12月18日理事会議案第42号による第19条の2、第29条、第30条、第36条、第37条、第60条及び第61条の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則 (1987年12月18日理事会議案第42号による第43条、第44条及び第45条の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、「国際貿易論」は1987年度入学生は国際産業流通コース科目として、「途上国経済論」は経済学系列科目として1987年度以前の入学生にも適用する。

附 則 (1987年12月18日理事会議案第42号による第50条の変更)

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則（1987年12月18日理事会議案第42号による第53条、第54条および第55条の変更）

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、第53条については1987年度の入学者にも、また第55条については1987年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1988年1月22日理事会議案第47号による第19条の2、第32条、第33条、第39条、第40条、第46条、第47条、第56条、第57条、第63条及び第64条の変更）

この学則は、1988年4月1日より施行する。ただし、1987年度以前の入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1988年2月12日理事会議案第52号。1987年12月23日文部省認可国際関係学部国際関係学科設置に伴う変更）

この学則は1988年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず1988年度から期間を付した入学収容定員を定めたものを、1988年度から国際関係学部の入学収容定員を加えたものとして、次のとおりとする。

学部または学科の種類		毎年入学収容定員	
		第一部	第二部
法学部法学科		600	200
経済学部経済学科		600	200
経営学部経営学科		630	200
産業社会学部産業社会学科		700	
文学部	哲学科	120	
	文学科	290	
	史学科	200	
	地理学科	90	
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	
	化学科	100	
	電気工学科	100	
	機械工学科	100	
	土木工学科	100	
	情報工学科	80	
	基礎工学科		100

計	570	100
国際関係学部国際関係学科	160	
合計	3,960	850

附 則（1988年3月30日理事会議案第77号による第33条、第40条、第47条、第56条及び第64条の変更）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1988年7月22日理事会議案第28号及び1988年12月22日文部省認可による第16条及び期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規程にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類	1989年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
	第一部	第二部	
法学部法学科	600	200	1987年度～1995年度 50
経済学部経済学科	600	200	1987年度～1995年度 50
経営学部経営学科	630	200	1987年度～1995年度 50
産業社会学部産業社会学科	650		1987年度～1988年度 100 1989年度～1995年度 50
文学部	哲学科	120	1987年度～1995年度 30
	文学科	290	1987年度～1995年度 50
	史学科	200	1987年度～1995年度 40
	地理学科	90	—
	人文学科		150
	計	700	150
理工学部	数学物理学科	90	1987年度～1995年度 10
	化学科	100	1987年度～1995年度 20
	電気工学科	100	1988年度～1996年度 20
	機械工学科	100	1988年度～1996年度 20
	土木工学科	100	1987年度～1995年度 20
	情報工学科	100	1989年度～1997年度 20
	基礎工学科		100
	計	590	100

国際関係学部国際 関係学科	200		1989年度～1997年度 40
合計	3,970	850	

附 則（1988年12月26日副総長制の確立に関わる寄附行為変更認可に伴う学則の一部変更）

この学則は、1988年12月26日から施行する。

附 則（1989年1月27日理工学部第一部数学物理学学科物理学課程カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則（1989年3月29日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1989年4月1日より施行する。ただし、1987年度入学生より適用する。

附 則（1989年3月29日第二部一般教育の科目変更に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1989年7月28日理事会議案第22号及び1989年12月22日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は1990年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の 種類	1990年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
	第一部	第二部	
法学部法学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経済学部経済学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経営学部経営学科	700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70
産業社会学部産業 社会学科	750		1987年度～1988年度 100、1990年度～1998年度 100、1989年度～1995年度 50
文 学 部	哲学科	120	1987年度～1995年度 30
	文学科	290	1987年度～1995年度 50
	史学科	200	1987年度～1995年度 40
	地理学科	90	
	人文学科		150

	計	700	150	
理 工 学 部	数学物理学科	100		1987年度～1995年度 10、1990年度～ 1998年度 10
	化学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～ 1998年度 10
	電気工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～ 1998年度 10
	機械工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～ 1998年度 10
	土木工学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～ 1998年度 10
	情報工学科	110		1989年度～1997年度 20、1990年度～ 1998年度 10
	基礎工学科		100	
	計	650	100	
国際関係学部国際 関係学科	210		1989年度～1997年度 40、1990年度～ 1998年度 10	
合計	4,410	850		

附 則（1989年7月28日「平成元年4月7日」付け文部省高等教育局長通知における学則内容検討依頼への対応、教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請及び中学校専修免許状課程認定申請のための免許種別・設置科目の変更、「期間を付した入学定員」受入申請、第一部理工学部数学物理学科及び第一部経営学部におけるカリキュラム改革、条文各項目における表現上の統一に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1989年10月27日教育職員免許法改定に伴う再課程認定申請免許種別の変更、産業社会学部での社会福祉士国家試験受験資格取得に関する科目の新設、理工学部第一部数学物理学科、土木工学科におけるカリキュラム改定に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則（1989年12月22日産業社会学部のカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1990年4月1日より施行する。ただし、1989年度入学生より適用する。

付 則（1990年1月26日法学部カリキュラム整備に伴う専門科目一部変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1989年度入学者から適用する。

附 則（1990年1月26日保健体育講義の修得単位を4単位に変更することに伴う一部変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学生から適用する。

附 則（1990年3月9日経済学部第一部専門科目中第1類科目の一部変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1988年度入学者から適用する。

附 則（1990年7月27日理事会議案第27号及び1990年12月21日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は、次のとおりとする。

学部または学科の種類		1991年度から毎年入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内数）とその期間
		第一部	第二部	
法学部法学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経済学部経済学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100
経営学部経営学科		700	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70
産業社会学部産業社会学科		830		1989年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 80、1990年度～1998年度 100
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330		1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 40
	史学科	230		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	90		
	人文学科		150	
	計	770	150	
理工学部	数学物理学科	100		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10
	化学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10

電気工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
機械工学科	110		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10
土木工学科	110		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10
情報工学科	110		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年度 10
基礎工学科		100	
計	650	100	
国際関係学部国際 関係学科	210		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年度 10
合計	4,560	850	

附 則（1990年7月27日理事会議案第28号②及び1991年2月27日文部省認可による第19条の3、第31条、第34条、第38条、第41条、第45条、第48条、第51条および第55条の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1991年1月11日理工学部第一部電気工学科および情報工学科専門科目の一部改正に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、電気工学科は1988年度入学者より適用し、情報工学科は1991年度入学者より適用する。

附 則（1991年1月11日外国留学認定科目に対応するための科目整備）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1991年1月11日第二部の特修外国語科目の一部改正）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1991年1月11日理事会議案第42号③及び1991年2月27日文部省認可による第34条、第41条、第48条および第58条の変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1991年3月8日二部責任体制の改革に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年7月26日理工学部第一部電気工学科の学科名称および一部学科目名・単位数の変更に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

（理工学部第一部電気工学科の存続に関する経過措置）

理工学部第一部電気工学科は、改正後の学則の規定にかかわらず1992年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(1991年7月26日理事会議案第22号及び1991年12月20日文部省認可による期間を付した入学収容定員に関する附則の変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、本則第16条の規定にかかわらず、入学収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		1992年度から毎年 入学収容定員		第一部の期間付き入学定員（入学収容定員の内 数）とその期間
		第一部	第二部	
法学部法学科		750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科		750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科		750	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 70、1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会 学科		830		1989年度～1995年度 50、1990年度～1998年 度 100、1991年度～1999年度 80
文学 部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330		1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年 度 40
	史学科	230		1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年 度 30
	地理学科	130		1992年度～1999年度 40
	人文学科		150	
	計	810	150	
理工 学部	数学物理学科	130		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	化学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	電気工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年

			度 10、1992年度～1999年度 30
土木工学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
情報工学科	140		1989年度～1997年度 20、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 30
基礎工学科		100	
計	830	100	
国際関係学部国際関係 学科	230		1989年度～1997年度 40、1990年度～1998年 度 10、1992年度～1999年度 20
合計	4950	850	

附 則（1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1992年1月24日大学設置基準の改正および副専攻科目設置に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則（1992年1月24日「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が平成3年6月10日  
文部省令第30号をもって公布され、平成3年7月1日から施行されたことによる変更）

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1992年1月24日法学部第一部の専門科目の名称変更ならびに専門科目履修に関する一部  
改正）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年1月24日経営学部の科目新設、他学部規定の改訂等に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、第44条(4)経済学科目規定については、1992年在  
学者についても適用する。

附 則（1992年1月24日国際関係学部の外国留学認定科目に対応するための科目整備等に伴う変  
更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。但し、「外国留学科目」「外国留学特修科目」「異文化  
間コミュニケーション(UBC)」「環太平洋研究(UBC)」「憲法」「比較政治論Ⅰ」「比較政治論Ⅱ」「国  
際平和学Ⅰ」「国際平和学Ⅱ」「経済政策」「民族問題Ⅰ」「民族問題Ⅱ」「比較地域論Ⅰ」「比較地  
域論Ⅱ」並びに他学部科目については1991年度以前の入学生にも適用する。

附 則（1992年1月24日文学部の科目の改廃・名称変更・分野変更等による変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、副専攻実施に伴う規定は1990年度入学者から適  
用する。

附 則（1992年1月24日二部法学部、経済学部、経営学部、文学部のカリキュラム整備に伴う専

門科目の一部変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、1990年度入学者から適用する。

附 則 (1992年3月27日博物館実習料等の根拠規程を明確化するための変更)

この学則は、1992年4月1日から施行する。

附 則 (1992年6月26日教育上有益なとき、9月入学を認めるための変更)

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則 (1992年6月26日科目等履修生制度を新設するための変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (1993年1月22日理工学部第一部カリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。但し、第19条の2第3号および第60条に規定する科目および単位については1992年度以前の入学生にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則 (1993年1月22日副専攻カリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則 (1993年1月22日教職課程カリキュラム改革にともなう変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。ただし、1992年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則 (1993年1月22日編入学制度の改革および科目等履修生の新設にともなう変更)

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則 (1992年6月26日理事会議案第15号、1993年5月28日理事会議案第17号・第20号、1993年6月25日理事会議案第32号および1993年9月24日理事会議案第46号並びに1993年12月21日文部省認可による入学定員等の変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1994年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	第一部		第二部	
法学部法学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1992年度～

				1999年度 50
経営学部経営学科	700	35	200	1987年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 70、1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科	820	40		1989年度～1995年度 50、1990年度～1998年度 100、1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330	20	1987年度～1995年度 50、1991年度～1999年度 40
	史学科	230	15	1987年度～1995年度 40、1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5	1992年度～1999年度 40
	人文学科			150
	計	810	40	150
理工学部	数学物理学科	130		1987年度～1995年度 10、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	化学科	140		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140		1988年度～1996年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130		1987年度～1995年度 20、1990年度～1998年度 10、1992年度～1999年度 30
	情報工学科	(*1) 〔140〕		

				1999年度 30]
情報学科	(*2) 260			1989年度～1997年度 20、1990年 度～1998年度 10、1992年度～ 1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学 科	90			
基礎工学科			100	
計	1,110		100	
国際関係学部国際関係 学科	230	30		1989年度～1997年度 40、1990年 度～1998年度 10、1992年度～ 1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,430	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。ただし、政策科学部の編入学定員は、1996年度からの定員である。

(\*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。なお、情報工学科は、在学生在がいなくなるのを待って廃止する。

(\*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則 (1993年9月24日理工学部第一部情報学科、生物工学科及び環境システム工学科設置による課程認定申請に伴う変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前入学者にも適用する。

附 則 (1993年12月10日一般教育、外国語および教職課程ならびに法学部第一部・第二部、経済学部第一部・第二部、経営学部第一部・第二部、産業社会学部、文学部第一部・第二部および国際関係学部のカリキュラム改革に伴う変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。ただし、1993年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則 (1994年3月25日聴講制度、科目等履修制度等に伴う変更)

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則 (1994年7月22日政策科学部政策科学科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更)

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。なお、1994年度入学者については、施行日以降の取得科目に限定して適用する。

附 則（1994年10月14日副専攻カリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則（1995年2月24日単位計算基準および科目の新設に伴う変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも追加して適用する。

附 則（1995年5月26日理事会議案第13号及び1995年12月22日文部大臣認可による昼夜開講制にともなう変更および経過措置）

1 この学則は、1998年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1996年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	810	35	50	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科	780	35	100	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科	820	40		1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	140	40	1987年度～1995年度 30
	文学科	360	20	1987年度～1995年度 50 1991年度～1999年度 40
	史学科	260	15	1987年度～1995年度 40 1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5	1992年度～1999年度 40

	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1987年度～1995年度 10 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	化学科	140			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130			1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	計	1,110			
国際関係学部国際関係学 科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20	
政策科学部政策科学科	300	50			
合計	5,750	265	430		

編入学定員は、3年次を原則とする。

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に、夜間主コースの定員を第二部の定員に読みかえる。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

3 以下に掲げる学部・学科の学生定員は、次の通りとし、在学する者がいなくなるまでの間存続する。

理工学部 第一部 情報工学科 入学定員80人 収容定員320人

法学部 第二部 法学科 入学定員200人 収容定員800人

経済学部 第二部 経済学科 入学定員200人 収容定員800人

経営学部 第二部 経営学科 入学定員200人 収容定員800人

文学部 第二部 人文学科 入学定員150人 収容定員600人

理工学部 第二部 基礎工学科 入学定員100人 収容定員400人

4 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次のとおりとする。

理工学部 第一部 情報工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

法学部 第二部 法学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経済学部 第二部 経済学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民

経営学部 第二部 経営学科

中学校教諭1種免許状 社会

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、商業

文学部 第二部 人文学科

中学校教諭1種免許状 社会、国語、英語

高等学校教諭1種免許状 地理歴史、公民、国語、英語

理工学部 第二部 基礎工学科

高等学校教諭1種免許状 工業

附 則(1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科の設置にともなう変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1996年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員(入学定員の内数)とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	第一部		第二部	
法学部法学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50

				1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経済学部経済学科	730	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50
経営学部経営学科	700	35	200	1987年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科	820	40		1989年度～1995年度 50 1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80
文学部	哲学科	120		1987年度～1995年度 30
	文学科	330	20	1987年度～1995年度 50 1991年度～1999年度 40
	史学科	230	15	1987年度～1995年度 40 1991年度～1999年度 30
	地理学科	130	5	1992年度～1999年度 40
	人文学科			150
	計	810	40	150
理工学部	数学物理学科	130		1987年度～1995年度 10 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	化学科	140		1987年度～1995年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	電気電子工学科	140		1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140		1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	土木工学科	130		1987年度～1995年度 20

				1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
情報工学科	(*1) 〔140〕			〔1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30〕
情報学科	(*2) 260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
光工学科	100			
ロボティクス学科	100			
基礎工学科			100	
計	1,310		100	
国際関係学部国際関係学 科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,630	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。

(\*1) 1994年4月から学生募集を停止し、期限付き入学定員は情報学科に振り替える。なお、情報工学科は、在学生在がいなくなるのを待って廃止する。

(\*2) 期限付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則 (1995年6月23日カナダ研究(UBC)新設に伴う変更)

この学則は、1995年4月1日から適用する。ただし、1994年度以前の入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則(1995年7月14日 理事会議案第26号及び1995年12月22日文部大臣認可による期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更)

この学則は、1996年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1996年度からの入学定員			第一部の期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
	入学定員	編入学定	入学定員	

		員			
		第一部	第二部		
法学部法学科		730	35	200	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科		730	35	200	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科		700	35	200	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科		820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	120			1996年度～1999年度 30
	文学科	330	20		1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	230	15		1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	人文学科			150	
	計	810	40	150	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1988年度～1996年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	機械工学科	140			1988年度～1996年度 20

				1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
情報工学科	[140]			[1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30]
情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
生物工学科	80			
環境システム工学科	90			
基礎工学科			100	
計	1,110		100	
国際関係学部国際関係学 科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,430	265	850	

編入学定員は、3年次を原則とする。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1995年7月28日理工学部第一部光工学科、ロボティクス学科設置による課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1995年9月22日学校法人宇治学園との合併に伴う一部変更）

この学則は、1995年4月1日から適用する。

附 則（1995年12月8日文学部人文総合科学インスティテュート開設にともなう変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年3月22日法学部昼間主コースのカリキュラム整備に伴う専門科目の一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度入学者から適用する。

附 則（1996年3月22日経済学部の専門科目増設に伴う一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前入学者にも当該設置科目を追加して適用する。

附 則（1996年3月22日法学部、経済学部、経営学部、文学部の各夜間主コースにおける京都・大学センター単位互換制度導入に伴う一般教育科目の一部変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者に当該設置科目を追加して適用する。

附 則（1996年3月22日昼夜開講制実施による社会人入学者の履修に関する規程新設等に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1996年7月12日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1997年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員 (入学定員の内数) とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科	810	35	50	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科	780	35	100	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科	820	40		1990年度～1998年度 100 1991年度～1999年度 80 1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140	40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40 1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50

	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理 工 学 部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1989年度～1997年度 20 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部国際関係学 科	230	30		1989年度～1997年度 40 1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20	
政策科学部政策科学科	300	50			
合計	5,950	265	430		

編入学定員は、3年次を原則とする。

理工学部については昼間主コースの定員を第一部の定員に読みかえる。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部および政策科学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1996年10月25日理工学部第二部基礎工学科廃止および理工学部第一部名称変更にとまなう学則変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

（立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科の存続に関する経過措置）

立命館大学理工学部第一部数学物理学科、化学科、電気電子工学科、機械工学科、土木工学科、情報工学科、情報学科、生物工学科、環境システム工学科、光工学科、ロボティクス学科は、改正後の学則の規定にかかわらず、1997年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1996年11月22日「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成8年文部省令第28号）に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

但し、施行の前に、下表の旧学則に掲げる科目の単位を修得した者は、新学則に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

旧学則	新学則
社会教育概論 2	生涯学習概論 2
博物館学Ⅰ 2	博物館概論 2
博物館学Ⅱ 2	博物館学各論Ⅰ 2 博物館学各論Ⅱ 2
視聴覚教育 2	視聴覚教育メディア論 2

附 則（1997年2月28日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革にとまなう変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前入学者にも当該設置科目に追加して適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日国際関係学部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にもその一部を適用する

こととし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1997年2月28日経済・経営学部のカリキュラム改革に関わる一般教育科目増設・副専攻に関する変更、ならびに一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、一般教育・基礎科目の特殊講義の単位数変更・調整および特修外国語科目イタリア語の新設については1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻に関する変更については1996年度入学者から適用する。

附 則（1997年2月28日文学部および理工学部における他学科受講による教育職員免許状の種類と教科の取り扱いに関する変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、1996年度以前の入学者にも適用し、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月28日入学前修得単位の認定限度に関する変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年4月25日産業社会学部社会調査士プログラム新設に伴う変更）

この学則は、1997年4月25日から施行し、1997年4月1日から適用する。

附 則（1997年6月27日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1998年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科	810	35	50	1990年度～1998年度 100 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科	780	35	100	1990年度～1998年度 70 1992年度～1999年度 50 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会学科	820	40		1990年度～1998年度 100

					1991年度～1999年度 80
					1996年度～1999年度 50
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 30 1998年度～1999年度 20
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス学科	100			
計	1,310				

国際関係学部国際関係学科	230	30		1990年度～1998年度 10 1992年度～1999年度 20 1998年度～1999年度 40
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1997年9月26日産業社会学部の社会人入学者の履修に関する取り扱いの新設）

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年4月1日から適用する。ただし、1996年度社会人入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則（1998年2月27日一般教育・基礎科目・基礎教育科目、特修外国語、副専攻科目のカリキュラム改革等に伴う一部変更および総合人間学プログラムの新設に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別に定める。

附 則（1998年2月27日経済学部昼間主コース、経営学部昼間主コースおよび理工学部におけるインスティテュート設置に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年2月27日経済学部昼間主コースのカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1998年2月27日経営学部昼間主コースのカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1997年2月27日基礎科目の分野表示の廃止、外国語教育改革および副専攻の履修単位の変更に伴う第50条の一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、選択外国語の自由選択での認定については1997年度以前の入学者にも適用する。副専攻の履修単位の変更の適用については、別途定める。

附 則（1998年2月27日国際行政コース設置および各コースのカリキュラム改革などにともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者から適用する。ただし、選択外国語の自由選択としての認定については、1997年度以前の入学者にも適用し、専門外国語科目の変更については

1996年度以前の入学者にも適用する。また、副専攻の単位認定の変更は、1998年度入学者から適用する。

附 則（1998年2月27日政策科学部のカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1998年2月27日文学部カリキュラム改訂等に伴う改正）

この学則は、1998年4月1日から施行し、1997年度入学者以前の入学者にも適用する。ただし、「4回生演習・卒業論文」に関しては、1995年度以降の入学者より適用する。副専攻の履修単位の変更の適用については別途定める。

附 則（1998年2月27日理工学部のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1998年度入学者より適用し、詳細は別途定める。

附 則（1998年2月27日総合人間学プログラムの新設にともなう一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、1994年度以降の入学者にも適用する。

附 則（1998年3月27日一般教育の分野区分の廃止、外国語教育の改編、全学・学部副専攻履修単位の変更、および選択外国語科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、一般教育の分野区分の廃止は1994年度以降の入学者にも適用し、選択外国語科目の設置に伴う一部変更は1997年度以前の入学者にも適用する。なお、副専攻履修単位の変更の適用は別途定める。

附 則（1998年5月22日産業社会学部および文学部地理学科における昼夜開講制実施に伴う学則変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1999年度からの入学定員			昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1990年度～1998年度 100、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
経済学部経済学科	810	35	50	1990年度～1998年度 100、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
経営学部経営学科	780	35	100	1990年度～1998年度 70、 1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50
産業社会学部産業社会	820	40	100	1990年度～1998年度 100、

学科				1991年度～1999年度 80、 1996年度～1999年度 50	
文学部	哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30
	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40、 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5	40	1992年度～1999年度 40
	計	890	40	160	
理工学部	数学物理学科	130			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 10
	化学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20
	電気電子工学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20
	機械工学科	140			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20
	土木工学科	130			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20
	情報学科	260			1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 30、 1998年度～1999年度 20
	生物工学科	80			
	環境システム工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス	100			

	学科				
	計	1,310			
国際関係学部国際関係 学科		230	30		1990年度～1998年度 10、 1992年度～1999年度 20、 1998年度～1999年度 40
政策科学部政策科学科		300	50		
合計		5,950	265	570	

編入学定員は、3年次を原則とする。

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

理工学部情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1998年7月24日大学コンソーシアム京都単位互換科目の単位数対応に伴う一部変更）

この学則は、1998年7月24日から施行し、1998年4月1日から適用する。ただし、その一部については1997年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1998年7月24日期間を付した入学定員の期間延長に係る学則変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	1999年度からの入学定員			昼間主コースの期間付き入学定員（入学定員の内数）とその期間
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	810	35	160	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
経済学部経済学科	810	35	50	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
経営学部経営学科	780	35	100	1992年度～1999年度 50、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 70
産業社会学部産業社会 学科	820	40		1991年度～1999年度 80、 1996年度～1999年度 50、 1999年度 100
文学部 哲学科	140		40	1996年度～1999年度 30

	文学科	360	20	40	1991年度～1999年度 40、 1996年度～1999年度 50
	史学科	260	15	40	1991年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 40
	地理学科	130	5		1992年度～1999年度 40
	計	890	40	120	
理工学部	数学物理学科	130			1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 10、 1999年度 10
	化学科	140			1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20、 1999年度 10
	電気電子工学科	140			1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20、 1999年度 10
	機械工学科	140			1992年度～1999年度 30、 1997年度～1999年度 20、 1999年度 10
	土木工学科	130			1992年度～1999年度 30、 1996年度～1999年度 20、 1999年度 10
	情報学科	260			1992年度～1999年度 30、 1998年度～1999年度 20、 1999年度 10
	生物工学科	80			
	環境システム 工学科	90			
	光工学科	100			
	ロボティクス 学科	100			
	計	1,310			
国際関係学部	国際関係	230	30		1992年度～1999年度 20、

学科				1998年度～1999年度 40、 1999年度 10
政策科学部政策科学科	300	50		
合計	5,950	265	430	

編入学定員は、3年次を原則とする。

産業社会学部、文学部地理学科、国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

情報学科の期間付き入学定員は情報工学科より振り替えたものである。

附 則（1999年1月22日法学部・経済学部・経営学部・産業社会学部および文学部夜間主コースにおける、外国語科目の再整理、認定用科目の追加に伴う学則変更）

本学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、科目受講に関しては、1992年度入学生から適用する。

附 則（1999年1月22日政策科学部副専攻「教育学コース」導入に伴う変更）

この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年3月26日新昼夜開講制に伴う学部専門科目の別表化に伴い、「放送大学科目」の学則上の扱いの変更）

この学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年3月26日法学部昼間主コースカリキュラム改革並びに夜間主コース抜本改革の実施に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日経済学部新昼夜開講制導入による受講制度改正に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日経営学部新昼夜開講制導入による受講制度改革に伴う変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、その一部については1998年度以前入学者にも適用することとし、詳細は別途定める。

附 則（1999年3月26日国際関係学部専門外国語等のカリキュラム改革等に伴う一部変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別に定める。

附 則（1999年3月26日基礎科目（理工学部）の単位数の一部変更および理工学部他学部受講制度導入に伴う変更）

この学則は1999年4月1日から施行する。ただし第19条の2については1998年度入学生より、第61条

については1992年度入学生より、第61条の2については1998年度入学生より適用する。

附 則（1999年4月23日産業社会学部ボランティアコーディネーター養成プログラム開設に伴う一部変更）

この学則は1999年4月23日から施行する。ただし、1998年度以前入学者にも適用することとする。なお、その適用の範囲は別途定める。

附 則（1999年5月28日理工学部化学科および生物工学科の学科名称および一部科目名・単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は2000年4月1日から施行する。

2 （理工学部化学科および生物工学科の存続に関する経過措置）

理工学部化学科および生物工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1999年6月25日副専攻カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は1999年6月25日から施行し、1999年4月1日から適用する。ただし、1997年度以前の入学者にも該当設置科目を追加して適用する。

附 則（1999年7月9日理工学部数理科学科および物理科学科設置に伴う一部変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 （理工学部数学物理学科の存続に関する経過措置）

理工学部数学物理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず2000年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1999年7月9日期間を付した入学定員の廃止に伴う私立大学の恒常的入学定員の増加および期間を付した入学定員の設定に係る学則変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	2000年度から2003年度までの入学定員			昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）とその年度	
	入学定員	編入学定員	入学定員		
	昼間主コース		夜間主コース		
法学部法学科	2000年度	800	35	160	
	2001年度				
	2002年度				
	2003年度				
経済学部経済学科	2000年度	790	35	50	2000年度 80

		2001年度	770			2001年度	60
		2002年度	750			2002年度	40
		2003年度	730			2003年度	20
経営学部経営学科		2000年度	763	35	100	2000年度	68
		2001年度	746			2001年度	51
		2002年度	729			2002年度	34
		2003年度	712			2003年度	17
産業社会学部産業社会学科		2000年度	789	40	100	2000年度	129
		2001年度	752			2001年度	92
		2002年度	716			2002年度	56
		2003年度	679			2003年度	19
文学部	哲学科	2000年度	140	0	40	2000年度	30
		2001年度	110				
		2002年度					
		2003年度					
	文学科	2000年度	350	20	40	2000年度	50
		2001年度	346			2001年度	46
		2002年度	327			2002年度	27
		2003年度	309			2003年度	9
	史学科	2000年度	260	15	40	2000年度	30
		2001年度	259			2001年度	29
		2002年度	247			2002年度	17
		2003年度	235			2003年度	5
	地理学科	2000年度	108	5	40	2000年度	18
		2001年度	107			2001年度	17
		2002年度	101			2002年度	11
		2003年度	95			2003年度	5
計	2000年度	858	40	120	2000年度	128	
	2001年度	822			2001年度	92	
	2002年度	785			2002年度	55	
	2003年度	749			2003年度	19	
理工学部	応用化学科	2000年度	125			2000年度	30

	2001年度	120			2001年度	25
	2002年度	115			2002年度	20
	2003年度	105			2003年度	10
電気電子工学科	2000年度	135			2000年度	25
	2001年度	125			2001年度	15
	2002年度	115			2002年度	5
	2003年度	115			2003年度	5
機械工学科	2000年度	135			2000年度	25
	2001年度	125			2001年度	15
	2002年度	115			2002年度	5
	2003年度	110				
土木工学科	2000年度	125			2000年度	30
	2001年度	120			2001年度	25
	2002年度	115			2002年度	20
	2003年度	105			2003年度	10
情報学科	2000年度	240			2000年度	30
	2001年度	235			2001年度	25
	2002年度	230			2002年度	20
	2003年度	220			2003年度	10
化学生物工学科	2000年度	80				
	2001年度					
	2002年度					
	2003年度					
環境システム工学科	2000年度	90				
	2001年度					
	2002年度					
	2003年度					
光工学科	2000年度	100				
	2001年度					
	2002年度					
	2003年度					
ロボティクス	2000年度	100				

	学科	2001年度				
		2002年度				
		2003年度				
	数理科学科	2000年度	65			
		2001年度				
		2002年度				
		2003年度				
	物理科学科	2000年度	80			
		2001年度				
		2002年度				
		2003年度				
	計	2000年度	1,275			2000年度 140
		2001年度	1,240			2001年度 105
2002年度		1,205			2002年度 70	
2003年度		1,170			2003年度 35	
国際関係学部国際関係学科	2000年度	230	30		2000年度 35	
	2001年度				2001年度 35	
	2002年度				2002年度 35	
	2003年度				2003年度 35	
政策科学部政策科学科	2000年度	300	50			
	2001年度					
	2002年度					
	2003年度					
合計	2000年度	5,805	265	570	2000年度 580	
	2001年度	5,660			2001年度 435	
	2002年度	5,515			2002年度 290	
	2003年度	5,370			2003年度 145	

編入学定員は、3年次を原則とする。

国際関係学部、政策科学部および理工学部の定員は昼間主コースの欄に記載。

附 則（2000年3月24日教職課程再課程認定申請等に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日学則第19条の2の(1)の科目表に「社会と正義」「民族と国家」を新設す

るための学則の一部変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年3月24日他大学における学修等の認定単位数の拡大、専修学校の専門課程での修得単位の認定および専修学校の専門課程卒業者に編入資格を認めることに伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年3月24日学芸員課程カリキュラム変更のための変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年3月24日学則第53条別表の昼間主コース・夜間主コース科目の統一および整理のための科目名称変更・廃止および科目の新設に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、1999年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (2000年3月24日学則第53条別表に文学部英語副専攻を新設するための変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年3月24日学則第53条別表の科目分野を整理するための変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年3月24日法学部昼間主コース、産業社会学部昼間主コース、国際関係学部、政策科学部および文学部昼間主コースにおける国際インスティテュート設置に伴う変更)

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年5月26日産業社会学部人間福祉学科、文学部心理学科の設置に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2000年7月14日産業社会学部産業社会学科のカリキュラム改正のための変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2000年7月14日文学部教育人間学専攻設置、哲学専攻カリキュラム変更、昼夜カリキュラム一本化に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、2000年度以前の入学者にも適用する。

附 則 (2000年7月28日理工学部光工学科の学科名称変更に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

## 2 (理工学部光工学科の存続に関する経過措置について)

理工学部光工学科は、変更後の学則の規定に係わらず、2001年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (2000年7月28日理工学部情報工学科廃止に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2000年9月29日理工学部電気電子工学科、機械工学科、情報学科、環境システム工学科、光工学科及びロボティクス学科のカリキュラム変更に伴う科目名・単位数の一部変更および理工

学部副専攻マイクロエレクトロニクス・コース設置に伴う変更)

この学則は、2000年9月29日から施行し、2000年度入学生から適用する。

附 則 (2000年12月22日経済学部、経営学部、理工学部インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。なお、2000年度以前入学者についても、2001年度以降開講の同科目はこの規程に拠る。

附 則 (2001年3月23日立命館アジア太平洋大学等の設置、昼夜開講制の拡大、役職名等の変更、学則第19条の2および第19条の3の科目名等の新設・変更・削除ならびに別表化、カリキュラム改正に伴う学則の一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年3月23日産業社会学部人間福祉学科及び文学部心理学科新設に係る教職課程認定申請に伴う変更ならびに教科「情報」「福祉」の新設に係る教職課程認定申請に伴う変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年3月23日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年6月22日理工学部情報学科の定員増にともなう学則変更)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	2002年度から2003年度までの入学定員				昼間主コースの期間付入学定員(入学定員の内数)とその年度	
	入学定員	編入学定員	入学定員			
	昼間主コース		夜間主コース			
法学部法学科	2002年度	800	35	160		
	2003年度					
経済学部経済学科	2002年度	750	35	50	2002年度 40	
	2003年度	730			2003年度 20	
経営学部経営学科	2002年度	729	35	100	2002年度 34	
	2003年度	712			2003年度 17	
産業社会学部	産業社会学科	2002年度	716	40	100	2002年度 56
		2003年度	679			2003年度 19
	人間福祉学科	2002年度	200	30		

		2003年度						
	計	2002年度	916	70	100	2002年度	56	
		2003年度	879			2003年度	19	
文学部	哲学科	2002年度	110		40			
		2003年度						
	文学科	2002年度	327	20	40	2002年度	27	
		2003年度	309			2003年度	9	
	史学科	2002年度	247	15	40	2002年度	17	
		2003年度	235			2003年度	5	
	地理学科	2002年度	101	5	40	2002年度	11	
		2003年度	95			2003年度	5	
	心理学科	2002年度	150	30				
		2003年度						
	計	2002年度	935	70	160	2002年度	55	
		2003年度	899			2003年度	19	
	理工学部	応用化学科	2002年度	115			2002年度	20
			2003年度	105			2003年度	10
電気電子工学科		2002年度	115			2002年度	5	
		2003年度	115			2003年度	5	
機械工学科		2002年度	115			2002年度	5	
		2003年度	110					
土木工学科		2002年度	115			2002年度	20	
		2003年度	105			2003年度	10	
情報学科		2002年度	460			2002年度	20	
		2003年度	450			2003年度	10	
化学生物工学科		2002年度	80					
		2003年度						
環境システム工学科		2002年度	90					
		2003年度						
電子光情報工学科	2002年度	100						
	2003年度							
ロボティクス	2002年度	100						

	学科	2003年度				
	数理科学科	2002年度	65			
		2003年度				
	物理科学科	2002年度	80			
		2003年度				
	計	2002年度	1,435			2002年度 70
		2003年度	1,400			2003年度 35
国際関係学部国際関係学科	2002年度	230	30			2002年度 35
	2003年度					2003年度 35
政策科学部政策科学科	2002年度	300	50			
	2003年度					
合計	2002年度	6,095	325	570		2002年度 290
	2003年度	5,950				

附 則（2001年9月28日科目等履修生の受講要件の変更に伴う変更）

この学則は、2001年9月28日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則（2002年3月8日第29条別表の一部変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月8日経済学部2002年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前入学者についても新設科目「アドバンスト・プログラムⅦ」、「アドバンスト・プログラムⅧ」は遡及して適用する。

附 則（2002年3月8日経営学部2002年度以降入学生対象のカリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月8日産業社会学部科目名称変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第49条の2別表については、1994年度入学者より適用する。

附 則（2002年3月8日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度以前入学者にもその一部を適用することとし、その適用範囲については別途定める。

附 則（2002年3月8日政策科学部カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月8日文学部専門科目の一部変更に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、イタリア文化プログラム以外の変更は2001年度

以前の入学者にも適用する。

附 則（2002年3月8日理工学部外国語改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行し、2002年度入学生より適用する。ただし、外国語改革で追加された「実践英語」は、2000年度以降入学生にも当該設置科目に追加して適用する。

附 則（2002年3月29日セメスター期間の変更および社会福祉士国家試験受験資格取得要件の修正に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第51条第3項については、2001年度入学者より適用する。

附 則（2002年3月26日夜間時間帯一般教育・基礎科目カリキュラムに伴う学則第19条の2別表の変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、学則第19条の2別表(1)一般教育科目（法学部、経済学部および経営学部）、基礎科目（産業社会学部、文学部および国際関係学部）の内、次の科目については在校生にも適用する。

企業と社会、経済学、現代の福祉、哲学Ⅰ、歴史学Ⅰ、心理学Ⅰ、科学技術史Ⅰ、ジェンダー論、情報リテラシー、社会学、歴史学

附 則（2002年3月26日教職科目カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則（別表）は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年4月12日文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革にともなう一部変更）

この学則は、2002年4月12日から施行し、2002年4月1日から適用する。ただし、2001年度以前入学者についても、「コミュニティ・デザイン」「エコマテリアルⅠ」「生活福祉経済論」および「エコマテリアルⅡ」は遡及して適用する。

附 則（2002年6月14日理事会議案第21号および2002年10月28日文部科学大臣認可による電気電子工学科および電子光情報工学科の定員増に伴う変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 本学則第16条の規定にかかわらず、入学定員および編入学定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	2003年度の入学定員			2003年度昼間主コースの期間付入学定員（入学定員の内数）
	入学定員	編入学定員	入学定員	
	昼間主コース		夜間主コース	
法学部法学科	800	35	160	
経済学部経済学科	730	35	50	20
経営学部経営学科	712	35	100	17

産業社会学部	産業社会学科	679	40	100	19
	人間福祉学科	200	300		
	計	879	70	100	19
文学部	哲学科	110		40	
	文学科	309	20	40	9
	史学科	235	15	40	5
	地理学科	95	5	40	5
	心理学科	150	30		
	計	899	70	160	19
理工学部	応用化学科	105			10
	電気電子工学科	165			5
	機械工学科	110			
	土木工学科	105			10
	情報学科	450			10
	化学生物工学科	80			
	環境システム工学 科	90			
	電子光情報工学科	150			
	ロボティクス学科	100			
	数理科学科	65			
	物理科学科	80			
計	1,500			35	
国際関係学部	230	30		35	
国際関係学科					
政策科学部	300	50			
政策科学科					
合計	6,050	325	570	145	

附 則（2002年12月13日文学部のカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、人文総合科学インスティテュート・学際プログラム教学改革に伴う変更は2002年度以前入学生にも適用し、テーマリサーチ型ゼミナール科目新設に伴う変更は2001年度以降入学生にも適用する。

附 則（2003年1月24日文学部に図書館司書課程および学校図書館司書教諭課程を設置すること

に伴う変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月20日、2001年1月6日省庁再編による職名変更による一部変更)

この学則は、2003年3月20日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則 (2003年3月26日法学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴うならびにカリキュラム改革の前倒し措置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在學生とする。

3 カリキュラム改革の前倒し措置の適用は、2003年度入学生からとする。

附 則 (2003年3月26日経済学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目は2000年度入学生より適用する。また、APU交流科目は、2002年度以降在學生より適用する。

附 則 (2003年3月26日経営学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則 (2003年3月26日産業社会学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置ならびに精神保健福祉士課程の設置等に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は、2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則 (2003年3月26日国際関係学部カリキュラム改革およびインターンシップ科目ならびにAPU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は2003年4月1日から施行する。

2 インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

3 カリキュラム改革の適用は、2002年度以前の入学生にもその一部を適用し、その適用範囲については別途定める。

附 則 (2003年3月26日政策科学部インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生からとする。

附 則（2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は、2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日理工学部APU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行し、2002年度以降の在學生より適用する。

附 則（2003年3月26日インターンシップ科目およびAPU交流科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、インターンシップ科目の適用は2000年度以降の入学生とし、APU交流科目の適用は2002年度以降の在學生とする。

附 則（2003年3月26日副専攻「朝鮮語コミュニケーションコース」および経済学部・経営学部に副専攻「スペイン語コミュニケーションコース」を開設することに伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日より施行し、2003年度以降の入学生から適用する。

附 則（2003年3月28日立命館宇治中学校設置および産業社会学部に精神保健福祉士課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日理事会議案第73号および2003年5月17日文部科学省届出による立命館大学情報理工学部設置にともなう学則の一部改正）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月25日文学部人文学科を設置することに伴う一部変更）

この学則（別表）は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月25日理事会議案第8号および2003年5月26日文部科学省届出による学部間の定員振替および昼間主コース、夜間主コース、編入学定員の統合に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2003年5月23日外国語科目としてのロシア語および選択外国語初修外国語科目の廃止に伴う一部変更）

この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則（2003年5月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2003年5月23日に施行し、2003年4月1日から適用する。
- 2 ただし、適用は2003年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2002年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は別に定める。
- 4 1～3にかかわらず、専門ドイツ語Ⅰ～Ⅶの変更については、2002年4月1日から適用する。

附 則（2003年5月23日専門アラビア語Ⅰ～Ⅳ単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年5月23日から施行し、2003年度4月1日から適用する。

附 則(2003年6月27日理事会議案第25号および2003年7月24日文科科学大臣届出による立命館大学理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科の設置、理工学部土木工学科の学科名称変更および文科科学省認可による収容定員増等に伴う学則変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2003年7月25日文学部人文学科、理工学部電子情報デザイン学科、マイクロ機械システム工学科、建築都市デザイン学科、情報理工学部設置に係る教職課程認定申請および昼間主コース定員、夜間主コース定員の統合化および理工学部土木工学科の学科名称変更に係る教職課程の変更届出ならびに理工学部情報学科の募集停止に伴う学則の一部変更)

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。
- 2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

法学部 法学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経済学部 経済学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

経営学部 経営学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民、商業

経営学部 経営学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 産業社会学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 哲学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 文学科 昼間主コース

中学校教諭一種免許状 国語、英語

高等学校教諭一種免許状 国語、英語

文学部 文学科 夜間主コース

中学校教諭一種免許状 国語

高等学校教諭一種免許状 国語

文学部 史学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

文学部 地理学科 昼間主コース・夜間主コース

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 地理歴史、公民

理工学部 情報学科

中学校教諭一種免許状 数学

高等学校教諭一種免許状 数学、工業

理工学部 土木工学科

高等学校教諭一種免許状 工業

附 則（2004年3月12日情報理工学部教職課程設置にともなう教科に関する科目別表ならびに教職科目カリキュラム改革に伴う教職に関する科目別表の一部変更）

この学則（別表）は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。なお、2003年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2004年3月12日キャリア形成科目設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日キャリア形成科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日インターンシップ科目およびキャリア形成科目の設置、カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日インターンシップ科目の設置およびカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係

学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日インターンシップの履修上の取り扱いの変更、教職課程認定のための科目の変更などに伴う変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月12日人文学科設置によるカリキュラムの変更に伴う変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月12日カリキュラム改正およびMOT入門科目および自由選択科目の設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については履修要項に定める。

附 則（2004年3月25日ファイナンスインスティテュートの名称変更、カリキュラム改革および全学インターンシップ科目の設置にともなう一部変更）

この学則は2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部、経営学部、理工学部の履修要項に定める。

附 則（2004年3月25日BKC外国語副専攻改革、文理総合インスティテュートのカリキュラム整備・改革に伴う変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用については経済学部・経営学部・理工学部の履修要項に定める。

附 則（2004年3月25日教養教育カリキュラム改革に伴う変更）

この学則別表は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則（2004年3月26日産業社会学部精神保健福祉士課程の設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行し、2001年度入学生より適用する。

附 則（2004年3月26日教養教育カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行し、同日以降の入学生から適用する。ただし、2003年度以前の入学生が改正後の第19条の2別表(1)または(3)に定める科目の単位を修得したときは、学部が定めるところに従い、これを一般教育科目、基礎科目または基礎教育科目として認定することができる。

附 則（2004年3月26日初修外国語学力回復科目の設置、総合人間学プログラムの廃止および放送大学との単位互換協定締結に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日法学部昼間主コースおよび夜間主コースの統合にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月26日理工学部の卒業に必要な単位数の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし2003年度以前の入学生の適用範囲については理工学部履修要項に定める。

附 則（2004年3月26日情報理工学部教職課程設置にともなう一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年4月23日国際インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月23日より施行し、2004年4月1日より適用する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日英語コミュニケーションコースの廃止および「教職に関する科目」のカリキュラム改革、文学部人文学科、理工学部新設3学科および情報理工学部設置に係る教職課程認定申請に伴う一部変更）

この学則は2005年4月1日から施行する。ただし、教育学コースの変更は2004年4月1日から適用する。

附 則（2005年3月11日）

- 1 この学則は2005年4月1日から施行する。
- 2 適用は2005年度入学生からとする。
- 3 2にかかわらず、2004年度以前入学生にもその一部を適用し、その範囲は履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日インターンシップ科目およびボランティアコーディネータープログラムの設置、カリキュラム改革進行にともなう新規科目開設にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日カリキュラムの一部変更に伴う設置科目の追加に係わる変更）

この学則は、2005年4月1日から施行し、2005年度入学生から適用する。

附 則（2005年3月11日キャリア形成科目の設置科目の追加に係わる改正）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日キャリア形成科目設置に伴う一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生の適用範囲は、履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日2005年度産業社会学部カリキュラム改革による設置科目の改編、国際社会コースならびに国際福祉コースの設置および学部英語副専攻の開設にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日文学部心理学科のカリキュラムの改革、公務員進路プログラム・ボランティアコーディネーター養成プログラム開設等に伴う変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月11日カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2005年3月25日経済学部国際経済学科設置、経営学部国際経営学科設置、および文学部学科改編に伴う一部変更）

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

（文学部心理学科の存続に関する経過措置について）

2 文学部心理学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2006年3月31日に当該学科に在学するものが、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2005年3月25日国際経済学科設置、および経済学科カリキュラム改革に係わる変更）

本規程は2006年4月1日から施行し、2006年度入学生から適用する。

附 則（2005年3月25日国際経営学科設置、および経営学科カリキュラム改革に伴う改正）

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年3月25日文学部学科改編に伴う変更）

本規程は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年5月27日インスティテュートカリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は2005年5月27日から施行し、2005年度入学者より適用する。

附 則（2005年7月15日理工学部数理科学科から経済学部経済学科への定員の振替えに伴う学則の一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月15日経済学部国際経済学科ならびに経営学部国際経営学科の設置に係る教職課程認定申請、文学部心理学科の学生募集停止と人文学科への定員振替えに係る教職課程認定変更の届出に伴う、学則の一部変更）

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

文学部 心理学科

中学校教諭一種免許状 社会

高等学校教諭一種免許状 公民

附 則（2005年11月25日産学協同アントレプレナー教育プログラムの新設に伴う一部変更）

この学則は、2005年11月25日から施行し、2005年4月1日から適用する。ただし、産学協同アントレプレナー教育プログラム科目は、2004年度入学生から適用する。

附 則（2006年1月27日学費納付規程および同施行細則に記載されている学費額を立命館大学学則へ記載変更する。また、立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日）

1 この学則は2006年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、2005年度以前入学生にもその一部を適用する場合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日インターンシップ科目追加、カリキュラム改革進行、ボランティア教育関連科目の新規開設に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日より施行する。ただし、2004年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日2006年度経済学科カリキュラム改革による設置科目の整理、2006年度国際経済学科開設による設置科目の整理、コーオプ演習の設置に伴うに係わる一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、経済学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日経営学部海外留学科目新設に伴う一部変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日日本語教育プログラムの設置、公務員進路プログラムの設置、コーオプ演習の設置、ボランティア教育関連科目の新規開設および社会調査士課程のカリキュラム変更による設置科目の改編に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日国際関係学部カリキュラム改革に伴う一部変更）

この規程は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、国際関係学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月10日文学部カリキュラム改革および教職課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、文学部履

修要項に定める。

附 則（2006年3月10日政策科学部2006年度カリキュラム改革、ボランティア教育関連科目の新規開設に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則（2006年3月24日早期卒業制度導入、立命館守山高等学校および立命館小学校の設置、「立命館アジア太平洋大学と立命館大学理工学部・情報理工学部連携プログラムの推進に関する諸施策について」（2006年1月25日常任理事会）による入学金の取扱いの変更に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月28日大学協議員の構成変更に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2006年4月28日映像学部映像学科設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年5月12日 教職課程科目カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年5月12日から施行し、2006年4月1日から適用する。ただし、2005年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2006年7月21日 現代社会学科の設置と産業社会学部産業社会学科および人間福祉学科の学生募集停止に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。

附 則（2006年7月21日産業社会学部現代社会学科および映像学部設置に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更）

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

産業社会学部 産業社会学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民

産業社会学部 人間福祉学科

中学校教諭一種普通免許状 社会

高等学校教諭一種普通免許状 地理歴史、公民、福祉

養護学校一種免許状

附 則（2006年7月28日海外研修プログラムの単位認定に伴う一部変更）

この学則は、2006年7月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則（2006年11月24日 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）および大学設置基準等文部科学省令の施行ならびに立命館大学の2007年度学費額変更にもなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年1月26日 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）および大学設置基準等文部科学省令の施行ならびに大学設置基準（平成13年文部科学省告示第51号「多様なメディアを高度に利用して当該授業を教室以外の場所で行うことができる」）の一部改正にもなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条第7項および第20条2第7項については2005年4月1日から遡及適用する。

附 則（2007年3月23日 条項の整理、産業社会学部の教育職員免許法改正にもなう一部変更、映像学部映像学科の教職課程および学芸員課程設置にもなう一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第19条の4、第51条の2および第51条の3の2006年度以前入学生の適用範囲は、産業社会学部履修要項に定める。また教職に関わる科目別表の2006年度以前入学生の適用範囲は、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2008年1月25日 理工学部数学物理学科廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年1月25日から施行する。

附 則（2007年3月23日生命科学部設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

（理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科の存続に関する経過措置について）

2 理工学部応用化学科、化学生物工学科および情報理工学部生命情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2008年3月31日現在に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2007年5月25日生命科学部新設に係る教職課程認定申請に伴う、学則の一部変更）

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

2 以下に掲げる学部・学科にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は、次の通りとする。

理工学部 応用化学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業

理工学部 化学生物工学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、工業  
情報理工学部 生命情報学科

中学校一種免許状 理科

高等学校一種免許状 理科、情報

附 則（2007年5月25日薬学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年5月25日総合理工学院の設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年6月8日薬学部設置申請に向けた文部科学省等への相談結果に基づく別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年9月28日科目名および科目内容の整合性を高めるための一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日複数大学との学部共同学位プログラム協定締結および立命館大学の2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年2月22日 2008年度教養教育改革にともなう科目新設および科目名の変更による立命館大学学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、「教養ゼミナール」は2007年度以前入学生にも適用する。

附 則（2008年3月13日 2008年度からの法学部改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲は、法学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 経営学部開講科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2006年度以降入学生にも適用することとする。

附 則（2008年3月13日文学部副専攻の新規コース開設および科目名称変更にともなう別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 理工学部カリキュラム改定およびイングリッシュ・ディプロマ・コースの新設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学生の適用範囲については、理工学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日国際関係学部カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度の入学生にも遡及して適用する。

附 則（2008年3月13日政策科学部科目の新規開設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2005年度以前の入学生の適用範囲は、政策科学部履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 学則への教育研究目標の明示にともなう別表条項の整理、生命科学部  
随意科目の開講および科目名称変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 薬学部随意科目の開講に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 国際インスティテュートカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生にもその一部を適用する場  
合がある。その範囲は履修要項に定める。

附 則（2008年3月13日 平成19年度現代GP「琵琶湖で学ぶMOTTAINAI共生学」の科目設置  
ならびにカリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前の入学者の適用範囲は、履修要項  
に定める。

附 則（2008年3月13日 生命科学部の設置届出に係る教職課程認定申請にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、2007年度以前入学生については、別途各学部の  
履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2008年3月13日 異文化理解セミナープログラム見直しに伴う一部変更）

この学則は2008年4月1日から施行し、2007年度以前入学生より適用する。

附 則（2008年3月28日 教育研究上の目的を明示することに伴う一部変更ならびに教育関連機  
構設置および総合理工学院設置に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 理工学部情報学科に係る本則および附則の整理ならびに数学物理学科  
廃止に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

（理工学部情報学科の存続に関する経過措置について）

2 理工学部情報学科については、2004年3月31日を持って、学生募集を停止する。

3 理工学部情報学科は、変更後の学則の規定に関わらず、2004年3月31日に当該学科に在学する者が、  
当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2008年3月28日 理工学部数学物理学科の廃止にともなう学費別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編および産業社会学部「初修外国語高度化科目」の開講に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラム関連科目群の再編に伴う第53条別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年4月25日 公務員進路プログラムおよびボランティアセンター関連科目群開設ならびに第73条の2の2別表と学芸員に関わる科目別表との重複整理等に伴う第19条の2別表および第73条の2の2別表の一部変更）

この学則は、2008年4月25日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、2007年度入学生にも適用する。

附 則（2008年5月9日 公務員プログラム科目の改編ならびに学則別表に記載もれのあった科目を記載することに伴う第66条の2別表の一部変更）

この学則は、2008年5月9日から施行し、2008年4月1日から適用する。ただし、「企業研究」については2003年度以降の入学生から適用する。

附 則（2008年3月28日 法学部、国際関係学部および文学部における教学改革による収容定員変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2008年11月28日立命館大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日単位の取扱の整理および編入学、転入学、学士入学等の整理にともなう一部変更）

1 この学則は、2009年4月1日から施行する。

2 この学則の施行に伴い、昭和27年2月2日に定めた立命館大学転学・編入学に関する規程（規程第96号）は廃止する。

附 則（2009年3月27日国際教育推進機構設置および多様なメディアを高度に利用した科目の別表示にともなう一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日環境論コース廃止、外国語コミュニケーションコース再編にともなう別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度入学生にも遡及して適用する。

附 則（2009年3月12日法学部における2006年度からの政策科学部カリキュラム改革および公務行政特修課程専門化プログラム対象科目の変更にともなう一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、政策科学部カリキュラム改革にともなう一部変更は2006年度入学生から遡及適用し、法学部カリキュラム改革にともなう一部変更は2008年度入学生から遡及適用する。

附 則（2009年3月12日産業社会学部における社会福祉士課程関連科目群の再編および精神保健福祉士課程科目群の再編に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日国際関係学部カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前の入学生にも遡及して適用する。

附 則（2009年3月12日文学部人文学科人文総合科学インスティテュート京都学プログラムおよび言語コミュニケーションプログラムの設置、文学部副専攻「アジア太平洋コース」の募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート学際プログラムのカリキュラム変更、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート総合プログラムの募集停止、文学部人文学科人文総合科学インスティテュート国際プログラムのカリキュラム変更にともなう別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日政策科学部におけるPS-APUプログラム廃止にともなう一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日映像学部における初年度より変更すべき科目等の是正ならびに教学内容の現代化による英語購読科目の新設にともなう第73条の2の2別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、科目等の是正については2008年度以前の入学生にも適用する。

附 則（2009年3月12日文学部に「京都学プログラム」と「言語コミュニケーションプログラム」を開設することにともなう教職に関わる科目別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、2008年度以前入学生については、別途各学部の履修要項（教職課程）に定める。

附 則（2009年3月27日 スポーツ健康科学部設置にともなう一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年4月24日 文学部、理工学部および国際関係学部における3年次編入学定員の設定にともなう学則の一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2009年5月15日教養科目（B群）「スポーツ方法実習」の設置にともなう一部変更）

この学則は、2010年4月1日から施行し、2010年度入学者より適用する。

附 則（2009年5月15日スポーツ健康科学部設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2009年6月12日 異文化理解セミナーの認定単位数変更による産業社会学部英語副専攻カリキュラムへの「異文化理解セミナー」（2単位）の科目追加に伴う第49条の2別表の一部変更）

この学則は、2009年6月12日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2010年1月22日校務の権限の明確化および教務諸規程と学則の整理に伴う一部変更）

1 この学則は2010年4月1日から施行する。ただし、第46条第5項および第53条第3号は2010年度入学生から適用する。

2 本学則第5条の規定にかかわらず、2010年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類			入学定員	3年次編入学定員	収容定員
法学部法学科			790		3,330
経済学部	経済学科		535		2,290
	国際経済学科		200		800
	計		735		3,090
経営学部	経営学科		610		2,590
	国際経営学科		150		600
	計		760		3,190
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	840		3,360
		メディア社会専攻			
		スポーツ社会専攻			
		人間福祉専攻			
		子ども社会専攻	60		240
		計	900		3,600
文学部人文学科			1,102	6	4,363
理工学部	応用化学科		0		95
	電気電子工学科		94	2	386
	機械工学科		99	2	401
	都市システム工学科		84	2	341

	化学生物工学科	0		80
	環境システム工学科	69	2	281
	電子光情報工学科	79	2	321
	ロボティクス学科	79	2	321
	数理科学科	90		360
	物理科学科	80		320
	電子情報デザイン学科	74	2	321
	マイクロ機械システム工学科	74	2	306
	建築都市デザイン学科	70		280
	計	892	16	3,813
国際関係学部	国際関係学科	302	6	1,163
政策科学部	政策科学科	360		1,440
情報理工学部	情報システム学科	110		455
	情報コミュニケーション学科	110		455
	メディア情報学科	110		455
	知能情報学科	110		455
	生命情報学科	0		60
	計	440		1,880
映像学部	映像学科	150		600
薬学部	薬学科	100		300
生命科学部	応用化学科	80		240
	生物工学科	80		240
	生命情報学科	60		180
	生命医科学科	60		180
	計	280		840
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	220		220
合計		7,031	28	27,829

附 則 (2010年3月26日 学費減免、学費および諸費の返還ならびに科目等履修料等の整理に伴う一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2010年9月24日 別表1—3への条項追加に伴う一部改正)

この学則は、2010年9月26日から施行する。

附 則 (2011年1月28日 転籍の単位認定に関する準用条項の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 本学則第5条の規定にかかわらず、2011年度の学部および学科別学生の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類		入学定員	3年次編 入学定員	収容定員	
法学部法学科		790		3,245	
経済学部	経済学科	535		2,240	
	国際経済学科	200		800	
	計	735		3,040	
経営学部	経営学科	610		2,540	
	国際経営学科	150		600	
	計	760		3,140	
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻		3,360	
		メディア社会専攻			
		スポーツ社会専攻			
		人間福祉専攻			
	子ども社会専攻	60		240	
	計	900		3,600	
文学部人文学科		1,102	6	4,396	
理工学部	電気電子工学科		94	2	382
	機械工学科		99	2	402
	都市システム工学科		84	2	342
	環境システム工学科		69	2	282
	電子光情報工学科		79	2	322
	ロボティクス学科		79	2	322
	数理科学科		90		360
	物理科学科		80		320
	電子情報デザイン学科		74	2	302
	マイクロ機械システム工学科		74	2	302
	建築都市デザイン学科		70		280
	計		892	16	3,616

国際関係学部国際関係学科	302	6	1,196
政策科学部政策科学科	360		1,440
情報理工学部	情報システム学科	110	440
	情報コミュニケーション学科	110	440
	メディア情報学科	110	440
	知能情報学科	110	440
	計	440	1,760
映像学部映像学科	150		600
薬学部薬学科	100		400
生命科学部	応用化学科	80	320
	生物工学科	80	320
	生命情報学科	60	240
	生命医科学科	60	240
	計	280	1,120
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	220		440
合計	7,031	28	27,993

附 則（2011年3月25日 文学部の入学定員等の変更、理工学部電子情報デザイン学科の電子情報工学科への名称変更および理工学部の学科再編による定員変更等に伴う一部変更）

- この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 理工学部電子光情報工学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、変更後の学則の規定にかかわらず、2012年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項にかかわらず、理工学部電子光情報工学科、電子情報デザイン学科およびマイクロ機械システム工学科は、2012年4月1日以後においても、当該学科に在学する者の属する年次には、転入学、編入学、転籍または再入学者を受け入れることができるものとする。
- 本学則第5条の規定にかかわらず、2012年度から2014年度の入学定員、編入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部または学科の種類	年度	入学定員	3年次編	収容定員
			入学定員	
法学部法学科	2012年度	790		3,160

			2013年度				
			2014年度				
経済学部	経済学科		2012年度	535		2,190	
			2013年度			2,140	
			2014年度				
	国際経済学科		2012年度	200		800	
			2013年度				
			2014年度				
	計		2012年度	735		2,990	
			2013年度			2,940	
			2014年度				
経営学部	経営学科		2012年度	610		2,490	
			2013年度			2,440	
			2014年度				
	国際経営学科		2012年度	150		600	
			2013年度				
			2014年度				
	計		2012年度	760		3,090	
			2013年度			3,040	
			2014年度				
産業社会学部	現代社会学科	現代社会専攻	2012年度	840		3,360	
		メディア社会専攻	2013年度				
		スポーツ社会専攻	2014年度				
		人間福祉専攻					
	子ども社会専攻		2012年度	60		240	
			2013年度				
			2014年度				
	計		2012年度	900		3,600	
			2013年度				
		2014年度					
文学部人文学科		2012年度	1,105	0	4,420		
		2013年度			4,414		

		2014年度			4,417
理工学部	電気電子工学科	2012年度	142	2	429
		2013年度			476
		2014年度			12
	機械工学科	2012年度	160	2	462
		2013年度			522
		2014年度			10
	都市システム工学科	2012年度	84	2	341
		2013年度			340
		2014年度			
	環境システム工学科	2012年度	69	2	281
		2013年度			280
		2014年度			
	電子光情報工学科	2012年度	0	2	242
		2013年度			162
		2014年度			0
	ロボティクス学科	2012年度	83	2	325
		2013年度			328
		2014年度			6
	数理科学科	2012年度	90		360
		2013年度			
		2014年度			
	物理科学科	2012年度	80		320
		2013年度			
		2014年度			
電子情報デザイン学科	2012年度	0	2	227	
	2013年度			152	
	2014年度			0	76
電子情報工学科	2012年度	94	0	94	
	2013年度			0	188
	2014年度			8	290

	マイクロ機械システム工学科	2012年度	0	2	227
		2013年度			152
		2014年度		0	76
	建築都市デザイン学科	2012年度	70	16	296
		2013年度			312
		2014年度			
	計	2012年度	872	32	3,604
		2013年度			3,592
		2014年度		56	3,596
国際関係学部国際関係学科		2012年度	302	6	1,223
		2013年度			1,220
		2014年度			
政策科学部政策科学科		2012年度	360		1,440
		2013年度			
		2014年度			
情報理工学部	情報システム学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	情報コミュニケーション学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	メディア情報学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	知能情報学科	2012年度	110		440
		2013年度			
		2014年度			
	計	2012年度	440		1,760
		2013年度			
		2014年度			
映像学部映像学科		2012年度	150		600
		2013年度			

		2014年度			
薬学部薬学科		2012年度	100		500
		2013年度			600
		2014年度			
生命科学部	応用化学科	2012年度	80		320
		2013年度			
		2014年度			
	生物工学科	2012年度	80		320
		2013年度			
		2014年度			
	生命情報学科	2012年度	60		240
		2013年度			
		2014年度			
	生命医科学科	2012年度	60		240
		2013年度			
		2014年度			
計	2012年度	280		1,120	
	2013年度				
	2014年度				
スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科	2012年度	220		660	
	2013年度			880	
	2014年度				
合計	2012年度	7,014	38	28,167	
	2013年度			28,366	
	2014年度		62	28,373	

附 則（2011年4月22日 学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2011年4月22日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変更）

この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2012年3月23日 大学院学則の全部変更および総合理工学院の解消等に伴う一部変更）

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2012年3月23日 立命館大学の2012年度学費変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、2016年3月31日（薬学部は2018年3月31日）まで、第46条、第50条、第62条、第62条の3から第62条の7、第63条、第65条、第65条の2、第66条および第68条第1項から同第3項はなお従前の例によるものとし、第53条第1号は「学費、在籍料または特別在学料を納めない者」とする。
  - (1) 2012年3月31日に在籍する者
  - (2) 2012年度に2年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
  - (3) 2013年度に3年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
  - (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
  - (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者
  - (6) 2016年度に薬学部の6年次以上に再入学する者
  - (7) 2017年度に薬学部の7年次以上に再入学する者
- 3 前2項にかかわらず、理工学部、情報理工学部、生命科学部、スポーツ健康科学部および薬学部の授業料、教育充実費および実験実習料は、前項の各号のいずれかに該当する者については、2015年度（薬学部は2017年度）まで次表のとおりとする。

(単位：円)

学部	学科等	費目	1年次(年間)	2年次(年間)	3年次(年間)	4年次(年間) (注1)
理工学部	物理科学科、電気電子工学科、電子光情報工学科、電子情報デザイン学科、機械工学科、ロボティクス学科、マイクロ機械システム工学科、都市システム工学科、環境システム工学科および建築都市デザイン学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以前の入学者)	—	—	—	135,000
		実験実習料 (2008年度以降の入学者)	105,000	105,000	105,000	105,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000

	数理科学科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
		実験実習料 (2007年度以前の入学者)	—	—	—	65,000
		実験実習料 (2008年度以降の入学者)	50,000	50,000	50,000	50,000
		教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
情報	情報システム	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
理工	学科、情報コミ	実験実習料 (2007年度以前の入学者)	—	—	—	135,000
学部	ュニケーショ ン学科、メデイ	実験実習料 (2008年度以降の入学者)	105,000	105,000	105,000	105,000
	ア情報学科、知 能情報学科、生 命情報学科	教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
生命	応用化学科、生	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000	1,098,000
科学	物工学科、生命	実験実習料	135,000	135,000	135,000	135,000
部	情報学科、生命 医科学科	教育充実費	155,000	315,000	315,000	315,000
スポ	スポーツ健康	授業料	915,000	915,000	915,000	915,000
ーツ	科学科	教育充実費	103,000	263,000	263,000	263,000
健康						
科学						
部						

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次
薬学 部	薬学科	授業料	1,574,000	1,574,000	1,574,000	1,574,000
		実験実習料	242,000	242,000	242,000	242,000
		教育充実費	242,000	452,000	452,000	452,000
		区分	5年次	6年次 (注1)		

	授業料	1,574,000	1,574,000
	実験実習料	242,000	242,000
	教育充実費	452,000	452,000

注1 5年次（薬学部は7年次）以降は、4年次（薬学部は6年次）の金額と同額とする。

4 第1項にかかわらず、第2項の各号のいずれかに該当する者のうち次の各号のいずれかに該当する者で、次表の区分ごとに定める要件をすべて満たす場合については、2015年度（薬学部は2017年度）までは、当該年次の授業料を年額の2分の1とし、教育充実費および実験実習料は徴収しない。ただし、長期履修生は適用しない。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者（薬学部は7年次生以上の者）
- (2) 情報理工学部において原級に留置されたことがある4年次生以上の者
- (3) 薬学部において原級に留置されたことがある6年次生以上の者

区分		要件
4月 入学 者	当該年次の前期学期に在学する場合（留学および国内交流派遣は除く）	(1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 後期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること（前期学期に卒業した場合は除く）。
	当該年次の前期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または後期学期に再入学する場合	(1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。
9月 入学 者	当該年次の後期学期に在学する場合（留学および国内交流派遣は除く）	(1) 後期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 後期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。 (3) 前期学期の受講登録においても(1)の要件を満たしていること（後期学期に卒業した場合は除く）。
	当該年次の後期学期に休学、留学もしくは国内交流派遣をしていた場合または前期学期に	(1) 前期学期の受講登録において、当該年次の授業科目の受講登録単位数と改正後の第37条第2項にもとづき認定する単位数の合計が1単位以上8単位以内であること。 (2) 前期学期の受講登録において、卒業見込みとなること。

再入学する場合

附 則（2012年7月27日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更）

この学則は、2012年7月27日から施行し、2012年5月1日から適用する。

附 則（2012年3月23日 国際関係学部の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 変更後の学則第5条にかかわらず、国際関係学部の2013年度から2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	2013年度	2014年度	2015年度
国際関係学部	国際関係学科	1,217	1,214	1,217

附 則（2013年1月25日 資格課程および他学部受講の追加ならびに改廃手続きの変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2013年1月25日 2012年3月23日変更に伴う経過措置の一部変更）

2012年3月23日変更の附則第2項にかかわらず、2013年度以降は、インスティテュート費を徴収しない。

附 則（2013年3月22日 科目等履修料の一部追加に伴う第64条別表の一部変更）

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2013年5月24日 入学検定料の区分名称変更等に伴う第62条の2別表の一部変更）

この学則は、2013年5月24日から施行する。

附 則（2014年1月24日 変更手続の変更に伴う一部変更）

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月28日 創薬科学科設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、薬学部創薬科学科の2015年度から2017年度の収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	2015年度	2016年度	2017年度
薬学部	創薬科学科	60	120	180

附 則（2014年3月28日 2012年3月23日の2012年度学費変更に伴う経過措置の一部変更）

2012年3月23日学費変更に伴う附則第4項第1号から第3号を次のとおりとする。

- (1) 在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者
- (2) 情報理工学部において、在学期間が修業年限を超えた5年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

(3) 薬学部薬学科において、在学期間が修業年限を超えた7年次生以上の者または原級に留置されたことにより在学期間が修業年限を超えた者

附 則 (2014年5月23日 入学検定料の区分変更に伴う納付金等別表1の一部変更)

この学則は、2014年5月23日から施行し、2015年度入学を志願する者から適用する。

附 則 (2014年5月23日 創薬科学科設置に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2014年9月26日 副学長体制の変更および学長補佐の追加に伴う一部変更)

1 この学則は、2015年1月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、変更後の第9条および第11条の3は、2014年4月1日から適用する。

附 則 (2015年1月23日 科目等履修料の徴収対象の追加および一部廃止ならびに除籍対象の追加に伴う一部変更)

1 この学則は、2015年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、変更後の第53条は、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年1月23日 総合心理学部設置に伴う一部変更)

1 この学則は、2016年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、文学部人文学科および総合心理学部総合心理学科の2016年度から2018年度の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

学部	学科	2016年度	2017年度	2018年度
文学部	人文学科	4,220	4,020	3,820
総合心理学部	総合心理学科	280	560	840
収容定員の合計		28,580	28,720	28,860

附 則 (2015年3月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2015年5月22日 情報理工学部の3年次編入学定員の設定に伴う一部変更)

1 この学則は、2016年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、2016年度から2018年度の情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2016年度	2017年度	2018年度
情報理工学部	情報システム学科	450	460	460
	情報コミュニケーション学	450	460	460

	科			
	メディア情報学科	450	460	460
	知能情報学科	450	460	460
	計	1,800	1,840	1,840
収容定員の合計		28,620	28,800	28,940

附 則 (2016年1月22日 入学検定料の免除対象の追加および授業料等の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2016年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。
- 3 第1項にかかわらず、変更後の第64条納付金等別表5-1は、2015年度以前に開始した教育職員免許状取得のためのプログラムの科目等履修生は、なお従前の例による。
- 4 第1項にかかわらず、変更後の第22条は、2015年度の入学を出願する者から適用する。

附 則 (2016年1月22日 立命館大学の収容定員の変更、経済学部国際経済学科の募集停止および情報理工学部の学科再編に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第4条にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、経済学部国際経済学科、情報理工学部情報システム学科、情報コミュニケーション学科、メディア情報学科および知能情報学科は、2017年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2017年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第5条にかかわらず、2017年度から2019年度の経済学部、経営学部、文学部、理工学部、国際関係学部、政策科学部、情報理工学部、映像学部、生命科学部およびスポーツ健康科学部の収容定員ならびに全学部の収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635

	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298
	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381
	物理科学科	328	336	342
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	321	330	351
		計	3,677	3,754
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	515	1,030	1,505
	情報システム学科	340	220	110
	情報コミュニケーション学科	340	220	110
	メディア情報学科	340	220	110
	知能情報学科	340	220	110
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,262	29,864	30,416

附 則 (2017年1月27日 立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および経済学部経済

学科の授業料の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3-1-1および納付金等別表3-2は、2017年4月1日以降の入学から適用し、2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2017年1月27日 食科学部および国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の設置、理工学部学科再編ならびに法学部、産業社会学部等の入学定員等の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第4条にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、理工学部都市システム工学科および環境システム工学科は、2018年3月31日に当該学科に在学する者の属する年次に、2018年4月1日以降に編入学、転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの法学部、産業社会学部、理工学部環境都市工学科、都市システム工学科、環境システム工学科、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科および食科学部の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2018年度	2019年度	2020年度	
法学部	法学科	3,125	3,090	3,055	
産業社会学部	現代社会 学科	現代社会専攻	3,280	3,200	3,120
		メディア社会専攻			
		スポーツ社会専攻			
		人間福祉専攻			
	子ども社会専攻	230	220	210	
	計	3,510	3,420	3,330	
理工学部	環境都市工学科	166	332	502	
	都市システム工学科	263	179	93	
	環境システム工学科	217	148	77	
国際関係学部	アメリカン大学・立命館大 学国際連携学科	25	50	75	
食科学部	食科学科	320	640	960	

収容定員の合計	30,104	30,866	31,548
---------	--------	--------	--------

6 第1項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3-1-1は、2018年4月1日以降の入学  
者から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年4月28日 新学部の学部および学科の名称の変更に伴う一部変更）

1 この学則は、2018年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、2018年度から2020年度までの食マネジメント学部の収容定員は、次  
表のとおりとする。

学部	学科	2018年度	2019年度	2020年度
食マネジメン ト学部	食マネジメント学科	320	640	960

附 則（2017年5月26日 副学長の任期の追加に伴う一部変更）

この学則は、2017年5月26日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則（2017年11月24日 学期名称、他大学等において修得した単位を認定する場合の表記等  
の変更および2016年1月22日附則第5項の変更に伴う一部変更）

1 この学則は、2018年4月1日から施行する。

2 前項にかかわらず、変更後の第35条の2第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月31  
日以前に修得した単位について適用する。

3 2017年4月1日施行のこの学則の附則第5項の表を次のとおりに変更する。

学部	学科	2017年度	2018年度	2019年度
経済学部	経済学科	2,400	2,660	2,920
	国際経済学科	600	400	200
	計	3,000	3,060	3,120
経営学部	経営学科	2,505	2,570	2,635
	国際経営学科	600	600	600
	計	3,105	3,170	3,235
文学部	人文学科	4,095	3,970	3,845
理工学部	電気電子工学科	604	616	628
	機械工学科	673	686	699
	都市システム工学科	347	354	361
	環境システム工学科	286	292	298
	ロボティクス学科	351	358	365
	数理科学科	367	374	381

	物理科学科	326	332	340
	電子情報工学科	400	408	416
	建築都市デザイン学科	333	354	363
	計	3,687	3,774	3,851
国際関係学部	国際関係学科	1,250	1,280	1,310
政策科学部	政策科学科	1,490	1,540	1,590
情報理工学部	情報理工学科	475	950	1,465
	情報システム学科	350	240	120
	情報コミュニケーション学科	350	240	120
	メディア情報学科	350	240	120
	知能情報学科	350	240	120
	計	1,875	1,910	1,945
映像学部	映像学科	610	620	630
生命科学部	応用化学科	351	382	413
	生物工学科	326	332	338
	生命情報学科	244	248	252
	生命医科学科	244	248	252
	計	1,165	1,210	1,255
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	895	910	925
収容定員の合計		29,272	29,884	30,426

4 第1項にかかわらず、前項の変更は2017年4月1日から適用する。

附 則（2018年1月26日 グローバル教養学部の設置に伴う一部変更）

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までのグローバル教養学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2019年度	2020年度	2021年度
グローバル教養学部	グローバル教養学科	100	200	300
収容定員の合計		30,966	31,748	32,068

附 則（2018年3月23日 附属施設および機関の追加ならびに国際関係学部アメリカン大学・立

命館大学国際連携学科の学生に係る転籍の追加に伴う一部変更)

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2018年5月25日 グローバル教養学部の設置に伴う法学部法学科、経済学部経済学科ならびに経営学部経営学科および経営学部国際経営学科の入学定員ならびに収容定員の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2019年度から2021年度までの法学部、経済学部および経営学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2019年度	2020年度	2021年度
法学部	法学科	3,055	2,985	2,915
経済学部	経済学科	3,085	3,110	3,075
経営学部	経営学科	2,610	2,650	2,625
	国際経営学科	595	590	585
	計	3,205	3,240	3,210
収容定員の合計		30,866	31,548	31,768

附 則 (2018年11月30日 専門職大学、専門職短期大学の制度化および編入学、転入学等の単位認定に関する追記等に伴う一部変更)

この学則は2019年4月1日より施行する。

附 則 (2019年1月25日 文学部の定員変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2020年度から2022年度までの文学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2020年度	2021年度	2022年度
文学部	人文学科	3,975	4,030	4,085
収容定員の合計		31,603	31,878	31,933

附 則 (2020年1月24日 授業料等の納付金の変更等に伴う一部変更)

この学則は2020年4月1日から施行する。

附 則 (2021年3月26日 入試方式の名称変更に伴う一部変更)

この学則は2021年4月1日から施行する。

附 則 (2022年1月28日 授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。

- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2023年1月27日 映像学部の入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2024年度から2026年度までの映像学部の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部	学科	2024年度	2025年度	2026年度
映像学部	映像学科	720	800	880
収容定員の合計		32,068	32,148	32,228

附 則（2024年1月26日 大学設置基準の改正および授業料の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は2024年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金別表3-1-1および3-1-2は、2024年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2024年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2025年1月24日 大学協議会の構成、単位の計算方法、各授業科目の授業期間および授業料等の納付金の変更ならびに入学許可の取消しの追記に伴う一部変更）

- 1 この学則は2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第34条第1項および第35条は、2014年4月1日以降に入学し、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

附 則（2025年1月24日 デザイン・アート学部デザイン・アート学科の設置ならびに理工学部電気電子工学科、理工学部数理科学科および総合心理学部総合心理学科の入学定員等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、2026年度から2028年度までの理工学部電気電子工学科、理工学部数理科学科、総合心理学部総合心理学科およびデザイン・アート学部デザイン・アート学科の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

学部名	学科名	2026年度	2027年度	2028年度
理工学部	電気電子工学科	620	600	580
	数理科学科	408	428	448
総合心理学部	総合心理学科	1,150	1,180	1,210
デザイン・アート	デザイン・アート学科	180	360	540

学部			
収容定員の合計	32,518	32,728	32,938

3 第1項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金別表3-1-1は、2026年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2026年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。

附 則 (2026年1月23日 授業料等の納付金の変更および2025年1月24日附則第2項の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第62条の4納付金等別表3-1-1は、2026年4月1日以降の入学から適用し、2026年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2026年4月1日以降に再入学、転入学、編入学または学士入学する者については、なお従前の例による。
- 3 2026年4月1日施行のこの学則 (2025年1月24日 デザイン・アート学部デザイン・アート学科の設置ならびに理工学部電気電子工学科、理工学部数理科学科および総合心理学部総合心理学科の入学定員等の変更に伴う一部変更) の附則第2項の表を、次のとおり変更する。

学部名	学科名	2026年度	2027年度	2028年度
理工学部	電気電子工学科	620	600	580
	数理科学科	408	428	448
総合心理学部	総合心理学科	1,150	1,180	1,210
デザイン・アート学部	デザイン・アート学科	180	360	540
収容定員の合計		32,438	32,728	32,938

納付金等別表1 (入学検定料)

(第62条の2 関連)

(単位：円)

区分		金額
以下の入学試験方式以外の入学試験		35,000
同一日に実施する同一入学試験で、複数の学科、学域または専攻に併願する入学試験		45,000
共通テスト方式		18,000
二段階選考を行う特別入学試験	1次選考	15,000
	2次選考	20,000
AO英語基準入学試験		5,000
推薦英語基準入学試験		

納付金等別表 2 (入学金)

(第62条の3 関連)

(単位：円)

区分	金額
入学、編入学、転入学、学士入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表 3—1—1 (授業料)

(第62条の4 関連)

(単位：円)

学部	学科および専攻	費目	1年次	2年次	3年次	4年次 (注1)
法学部	法学科	春学期授業料	559,100	559,100	559,100	559,100
		秋学期授業料	559,100	559,100	559,100	559,100
経済学部	経済学科	春学期授業料	577,900	577,900	577,900	577,900
		秋学期授業料	577,900	577,900	577,900	577,900
経営学部	経営学科	春学期授業料	559,100	559,100	559,100	559,100
		秋学期授業料	559,100	559,100	559,100	559,100
	国際経営学科	春学期授業料	628,300	628,300	628,300	628,300
		秋学期授業料	628,300	628,300	628,300	628,300
産業社会学部	現代社会学科現代社会 専攻、メディア社会専 攻、スポーツ社会専攻、 人間福祉専攻	春学期授業料	655,500	655,500	655,500	655,500
		秋学期授業料	655,500	655,500	655,500	655,500
	現代社会学科子ども社 会専攻	春学期授業料	693,000	693,000	693,000	693,000
		秋学期授業料	693,000	693,000	693,000	693,000
文学部	人文学科地域研究学域	春学期授業料	651,600	651,600	651,600	651,600
		秋学期授業料	651,600	651,600	651,600	651,600
	人文学科人間研究学域 教育人間学専攻、日本 史研究学域考古学・文 化遺産専攻	春学期授業料	639,700	651,600	651,600	651,600
		秋学期授業料	639,700	651,600	651,600	651,600
	人文学科人間研究学域	春学期授業料	639,700	639,700	639,700	639,700

	哲学・倫理学専攻、日本文学研究学域、日本史研究学域日本史学専攻、東アジア研究学域、国際文化学域、国際コミュニケーション学域、言語コミュニケーション学域	秋学期授業料	639,700	639,700	639,700	639,700
理工学部	数理科学科	春学期授業料	854,700	854,700	854,700	854,700
		秋学期授業料	854,700	854,700	854,700	854,700
	物理科学科、電気電子工学科、電子情報工学科、機械工学科、ロボティクス学科、環境都市工学科、建築都市デザイン学科	春学期授業料	885,800	885,800	885,800	885,800
		秋学期授業料	885,800	885,800	885,800	885,800
国際関係学部	国際関係学科	春学期授業料	719,600	719,600	719,600	719,600
		秋学期授業料	719,600	719,600	719,600	719,600
政策科学部	政策科学科	春学期授業料	665,800	665,800	665,800	665,800
		秋学期授業料	665,800	665,800	665,800	665,800
情報理工学部	情報理工学科	春学期授業料	885,800	885,800	885,800	885,800
		秋学期授業料	885,800	885,800	885,800	885,800
映像学部	映像学科	春学期授業料	1,045,200	1,045,200	1,045,200	1,045,200
		秋学期授業料	1,045,200	1,045,200	1,045,200	1,045,200
生命科学部	応用化学科、生物工学科、生命情報学科、生命医科学科	春学期授業料	902,800	902,800	902,800	902,800
		秋学期授業料	902,800	902,800	902,800	902,800
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	春学期授業料	708,000	708,000	708,000	708,000
		秋学期授業料	708,000	708,000	708,000	708,000
薬学部	創薬科学科	春学期授業料	1,017,300	1,017,300	1,017,300	1,017,300
		秋学期授業料	1,017,300	1,017,300	1,017,300	1,017,300

総合心理学部	総合心理学科		春学期授業料	686,200	686,200	686,200	686,200
			秋学期授業料	686,200	686,200	686,200	686,200
食マネジメ ント学部	食マネジメント学科		春学期授業料	691,600	691,600	691,600	691,600
			秋学期授業料	691,600	691,600	691,600	691,600
グローバル 養学部	グローバル 養学科	RU-ANU専 攻	春学期授業料	1,200,000	1,434,000	1,434,000	1,434,000
			秋学期授業料	1,200,000	1,434,000	1,434,000	1,434,000
	RU専攻	春学期授業料		1,200,000	1,200,000	1,200,000	
		秋学期授業料		1,200,000	1,200,000	1,200,000	
デザイン・ア ート学 部	デザイン・アート学科		春学期授業料	850,000	850,000	850,000	850,000
			秋学期授業料	850,000	850,000	850,000	850,000

注1 5年次以降は、4年次の金額と同額とする。

納付金等別表3-1-2 (6年制の授業料)

(第62条の4 関連)

(単位：円)

学部	学科	費目	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次 (注1)
薬学部	薬学科	春学期授業料	998,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400
		秋学期授業料	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400	1,198,400

注1 7年次以降は、6年次の金額と同額とする。

納付金等別表4-1 (在籍料)

(第62条の6 関連)

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000 (学期につき)

納付金等別表4-2 (特別在学科)

(第62条の7 関連)

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	5,000 (学期につき)

納付金等別表 5—1 (科目等履修料)

(第64条関連)

(単位：円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	23,900 (1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	35,100 (1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	23,900 (1単位につき)
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状(理科)取得のためのプログラムとして指定した授業科目(履修科目一括)(理工学部)	プログラム初年度～2年度 297,900 (年額)
	プログラム3年度 296,400 (年額)
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状(理科)取得のためのプログラムとして指定した授業科目(履修科目一括)(生命科学部)	プログラム初年度～2年度 309,900 (年額)
	プログラム3年度 307,200 (年額)
佛教大学との教育交流協定により中学校・高等学校教諭免許状(保健体育)取得のためのプログラムとして指定した授業科目(履修科目一括)	プログラム初年度～2年度 223,100 (年額)
	プログラム3年度 221,600 (年額)
Study in Kansai Program	415,100 (学期につき)

納付金等別表 5—2 (聴講料)

(第64条の2 関連)

(単位：円)

区分	金額
法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、国際関係学部、政策科学部、文学部、スポーツ健康科学部および総合心理学部の科目	14,100 (1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目	20,900 (1単位につき)
理工学部、情報理工学部、生命科学部および映像学部の専門科目以外の科目	14,100 (1単位につき)

納付金等別表 5—3 (特別履修料)

(第64条の4 関連)

(単位：円)

学部および学科等	金額
全学部	415,100 (学期につき)

# 立命館大学大学院学則案

[2027（令和9）年4月1日施行]

2026（令和8）年1月23日 理事会決定

学 校 法 人 立 命 館

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この学則は、立命館大学学則第6条第2項にもとづき、大学院に関する事項を定める。

### (目的)

第2条 本大学院は、立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

3 各研究科の教育研究上の目的は、各研究科則に定める。

### (大学院の課程)

第3条 本大学院に、修士課程、博士課程および専門職学位課程を置く。

2 博士課程は、前期2年および後期3年の課程に区分し、またはこの区分を設けないものとする。

3 区分を設けるものは、博士課程の前期2年の課程を博士課程前期課程、後期3年の課程を博士課程後期課程とする。

4 区分を設けないものは、標準修業年限5年の一貫制博士課程と標準修業年限4年の4年制博士課程とする。

5 博士課程前期課程は、修士課程として取り扱う。

6 専門職学位課程のうち、第5条第2号に定める法務研究科を法科大学院、教職研究科を教職大学院とする。

### (課程の目的)

第4条 修士課程および博士課程前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

4 専門職学位課程のうち、法科大学院は、専ら法曹養成のための教育を、教職大学院は専ら小学校、

中学校、高等学校および中等教育学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

（研究科および専攻）

第5条 本大学院に、次表の研究科および専攻を置く。

(1) 大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	電子システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	機械システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	都市システム専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程

		博士課程後期課程
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
映像研究科	映像専攻	修士課程
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
	薬学専攻	4年制博士課程
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程
		博士課程後期課程
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程

(2) 専門職大学院

研究科名	専攻名	課程の別
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程

(入学定員および収容定員)

第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45

社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	140	315
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	6	18
	電子システム専攻	博士課程前期課程	155	310
		博士課程後期課程	8	24
	機械システム専攻	博士課程前期課程	155	310
		博士課程後期課程	11	33
	都市システム専攻	博士課程前期課程	145	290
		博士課程後期課程	15	45
	小計	—	565	1,170
	国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60
博士課程後期課程			10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	10	30
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	250	500
		博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	35	70

		博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	75	150
		博士課程後期課程	20	60
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9
デザイン・アート学 研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20	40
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	80	160
	観光マネジメント専攻	専門職学位課程	70	140
	小計	—	150	300
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35	70
合計			<u>2,182</u>	<u>4,749</u>

## 第2章 大学院および研究科の運営

(研究科委員会または研究科教授会)

第7条 各研究科に研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会に関する事項は次条に定めるもののほか、各研究科委員会規程または各研究科教授会規程に定める。

(研究科委員会の審議事項等)

第8条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長に対して意見を述べる。

- (1) 大学院の研究科、専攻課程の新設、増設、廃止、変更に関する事項
- (2) 大学院学則および大学院諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学位論文審査に関する事項
- (6) 授業科目担当者に関する事項
- (7) 学生の入学、修了および学位の授与に関する事項
- (8) 学生の補導に関する事項
- (9) 学生の定数に関する事項
- (10) 学校法人および大学の諸規程において、研究科委員会の議を経ることを要すると定められた事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長および研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長および研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。

3 研究科長は、研究科を代表し、研究科委員会の議決を執行する。

(大学院学位委員会)

第9条 本大学院に、大学院学位委員会を置く。

2 大学院学位委員会の組織および運営に関し必要な事項は、立命館大学大学院学位委員会規程に定める。

(大学院教学委員会)

第9条の2 本大学院に、大学院教学委員会を置く。

2 大学院教学委員会の組織および運営に関し必要な事項は、大学院教学委員会規程に定める。

### 第3章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第10条 本大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識および能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう、適切に配慮する。

3 専門職大学院は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

4 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

5 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成およびそれらの見直しは、第10条の4に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(資格課程)

第10条の2 教育職員免許状他の資格を得ようとする者のために、特に指定する資格課程を置く。

(超創人財育成プログラム)

第10条の3 本大学院に、超創人財育成プログラムを置く。

2 超創人財育成プログラムの授業科目およびプログラムの修了要件等については、超創人財育成プログラム規程に定める。

3 本大学院に、超創人財育成プログラム推進委員会を置く。

4 超創人財育成プログラム推進委員会の組織および運営に関し必要な事項は、超創人財育成プログラム推進委員会規程に定める。

(教育課程連携協議会)

第10条の4 専門職大学院が産業界等と連携して教育課程を編成し、教育の円滑かつ効果的な実施を図

るために、教育課程連携協議会を設ける。

- 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第3号に掲げる者を置かないことができる。
  - (1) 学長または当該専門職大学院に置かれる研究科(学校教育法第100条ただし書に規定する組織を含む。)の長(第4号および次項において「学長等」という。)が指名する教員またはその他の職員
  - (2) 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者または当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
  - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者またはその他の地域の関係者
  - (4) 当該専門職大学院を置く大学の教員およびその他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者
- 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。
  - (1) 産業界等との連携による授業科目の開設およびその他の教育課程の編成に関する基本的な事項
  - (2) 産業界等との連携による授業の実施ならびにその他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況の評価に関する事項

(授業科目)

第11条 授業科目は、各研究科則に定める科目区分に分類して配置する。

- 2 前項に規定する授業科目のほか、複数の研究科の学生を対象とした共通の授業科目(以下「研究科横断科目」という。)を配置する。
- 3 前2項に定める授業科目は、必修科目、選択科目および自由科目に分けて体系的に配置する。  
(カリキュラム適用)

第12条 教育課程、授業科目、履修方法、単位認定および修了に関する事項(以下「カリキュラム」という。)については、入学時に適用したカリキュラムを修了まで適用する。

- 2 転入学にあつては転入学先、再入学にあつては再入学先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。
- 3 転籍にあつては転籍先、専攻内異動にあつては専攻内異動先の同じ回生に適用されるカリキュラムを適用する。

第13条 削除

第4章 授業、研究指導および成績評価

(授業および研究指導)

第14条 大学院の教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。ただし、専門職大学院にあつては、授業科目の授業によって行う。

(授業科目および研究指導の担当者の決定)

第15条 授業科目および研究指導の担当者は、立命館大学大学院担当教員選考基準に基づき、科目適合性および教育研究上の指導能力を考慮し、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(教育方法の特例)

第16条 次の各号に掲げる研究科、専攻および課程は、研究科委員会が教育上特別の必要があると認められた場合、夜間その他特定の時間または時期において授業および研究指導を行うことがある。

- (1) 言語教育情報研究科 言語教育情報専攻 修士課程
- (2) テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻 博士課程前期課程
- (3) 人間科学研究科 人間科学専攻 博士課程前期課程
- (4) 経営管理研究科 経営管理専攻 専門職学位課程
- (5) 経営管理研究科 観光マネジメント専攻 専門職学位課程
- (6) 薬学研究科 薬学専攻 博士課程
- (7) 教職研究科 実践教育専攻 専門職学位課程

(授業科目履修の特例)

第17条 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に在学する学生は、学部の授業科目を履修することができる。

- 2 研究科委員会が教育上必要と認めた場合は、博士課程後期課程または4年制博士課程に在学する学生は、修士課程等または学部の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、修了に必要な単位数に算入しない。

(成績評価基準等の明示等)

第18条 授業および研究指導の方法および内容ならびに1年間の授業および研究指導の計画は、学生に対してあらかじめ明示する。

- 2 学修の成果および学位論文に係る評価ならびに修了の認定にあたっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

(授業を行う学生数)

第19条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

(授業の方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

- 2 研究科委員会が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
- 3 研究科委員会が必要と認めた場合には、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場

合について定める件（平成15年文部科学省告示第43号）にもとづき、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所（外国を含む。）で行うことがある。

（単位計算方法）

第21条 各授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義および演習については、研究科委員会の定めるところにより毎週1時間から2時間までの範囲で、14週または15週の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、研究科委員会の定めるところにより毎週2時間から3時間までの範囲で、14週または15週の授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、研究科委員会の定める時間の授業をもって1単位とする。

（授業期間）

第22条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、14週または15週にわたる期間を単位として行う。ただし、研究科委員会が必要と認めた場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

（成績評価）

第23条 授業科目の成績評価は、A+、A、B、C、PまたはFで行い、A+、A、B、CおよびPを合格、Fを不合格とする。

2 前項の成績評価は、A+は100点法では90点以上、Aは同80点台、Bは同70点台、Cは同60点台およびFは同60点未満とし、Pは特定の科目における合格とする。

3 前2項は、他研究科の授業科目を履修した場合および入学する前に本大学院の科目等履修生制度により授業科目を修得した単位を認定する場合についても適用する。

4 第1項および第3項にかかわらず、他大学院等において修得した単位を認定する場合は、Tとする。

（単位の授与および単位の認定）

第24条 授業科目を履修し、授業科目毎に実施する試験その他の研究科委員会が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

2 単位の授与および単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 授与または認定した単位の取消しは行わない。ただし、法務研究科については、研究科教授会の議を経て、授与または認定した単位の取消しを行うことがある。

（自由科目）

第25条 自由科目の単位数は、修了に必要な単位数に算入しない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第26条 本大学院は、授業、研究指導の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

## 第5章 修士課程等、博士課程後期課程、一貫制博士課程および4年制博士課程

### 第1節 修士課程等の修了要件等

(標準修業年限)

第27条 修士課程等の標準修業年限は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻または学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻または学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程1年制

(在学年限)

第28条 修士課程等の在学年限は4年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第28条の2 前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

(在学期間の短縮)

第28条の3 第38条の規定により、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を、本大学院において修得したものとみなす場合であって、現に在籍している課程の教育課程の一部を修得したものとみなす場合は、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修了要件)

第29条 修士課程等の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、現に在籍している課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた業績を上げた者については、現に在籍している課程に1年以上在学すれば足りる。

### 第2節 博士課程後期課程の修了要件等

(標準修業年限)

第30条 博士課程後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第31条 博士課程後期課程の在学年限は6年とする。

(修了要件)

第32条 博士課程後期課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限（第53条第2号に該当する者のうち、法科大学院を修了した者にあつては2年）以上在学し、各研究科則に定めるところに従つて単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、在籍中に優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、現に在籍している課程に1年（第53条第1号または第2号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものおよび標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了したものにあっては、標準修業年限から当該1年以上2年未満の期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。ただし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了した者にあつては、標準修業年限から当該修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りる。

第3節 一貫制博士課程の修了要件等

(標準修業年限)

第33条 一貫制博士課程の標準修業年限は5年とする。

(在学年限)

第34条 一貫制博士課程の在学年限は10年とする。

(在学期間の短縮)

第34条の2 第38条の規定により、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、第53条に該当する者については、第35条第1項に規定する博士課程における在学期間（第35条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

(修了要件)

第35条 一貫制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従つて30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査

および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年（第53条第1号に該当する者にあつては、当該修士課程等における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

2 前項の規定にかかわらず、第53条第1号に該当する者のうち、標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程等を修了したものの在学期間については当該1年以上2年未満の期間（2年を限度とする。）に3年を加えた期間とし、優れた業績により修士課程等を在学1年以上で修了したものの在学期間については、当該修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）に3年を加えた期間とする。ただし、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年（修士課程等における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）以上在学すれば足りる。

3 前2項にかかわらず、第53条第2号または第3号に該当する者については、3年（第53条第2号に該当する者のうち法科大学院の課程を修了した者については2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績をあげた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りる。

#### 第4節 4年制博士課程の修了要件等

（標準修業年限）

第35条の2 4年制博士課程の標準修業年限は4年とする。

（在学年限）

第35条の3 4年制博士課程の在学年限は8年とする。

（在学期間の短縮）

第35条の4 前条の規定にかかわらず、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であつて、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことがある。

（修了要件）

第35条の5 4年制博士課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、在籍中に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りる。

#### 第5節 単位認定等

（研究指導の委託）

第36条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、修士課程等の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えてはならない。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第37条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）もしくは本大学の他の研究科の授業科目または学校教育法第105条にもとづき大学院が編成する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を履修させることがある。

2 前項の規定により授業科目または特別の課程を履修して修得した単位は、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第38条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。）を、現に在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位は、転入学の場合を除き、現に在籍している課程において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

3 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位とみなすことができる。

(本大学院において修得したものとみなすことができる単位の上限)

第38条の2 第37条および第38条第2項により本大学院において修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて20単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位としてみなすことができる。

(単位認定)

第39条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

## 第6章 専門職学位課程

### 第1節 専門職学位課程の修了要件等

(標準修業年限)

第40条 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、法務研究科の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第41条 専門職学位課程の在学年限は4年とする。ただし、法務研究科の在学年限は5年とする。

2 前項に規定する在学年限については、第43条の規定により在学したとみなされる期間を除いた期間とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第41条の2 前条にかかわらず、職業を有しているために、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを学生が申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が在学年限を上限として、その計画的な履修を許可することがある。

(修了要件)

第42条 専門職学位課程の修了要件は、現に在籍している課程に標準修業年限以上在学し、各研究科則に定めるところに従って30単位以上修得し、その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

2 前項の規定にかかわらず、法務研究科の修了要件は、法務研究科に標準修業年限以上在学して、法務研究科則に定めるところに従って98単位以上修得し、課程を修了することとする。

3 第1項にかかわらず、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って48単位以上(高度の専門的な能力および優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)修得し、課程を修了することとする。

4 前項にかかわらず、教育上有益と認めるときは、教職研究科に入学する前に小学校等または特別支援学校の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部または一部を免除することができる。この場合において、教職研究科の修了要件は、教職研究科に標準修業年限以上在学し、教職研究科研究科則に定めるところに従って、48単位から免除した単位を差し引いた単位以上修得し、課程を修了することとする。

(在学期間の短縮)

第43条 第48条の規定により本専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を現に在籍している課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して現に在籍している課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年(法務研究科については2年)以上在学しなければならない。

2 法務研究科が、前項の規定により本法務研究科に在学したものとみなすことができる期間は、1年を超えない範囲とする。

3 前2項の在学したものとみなす期間については、研究科委員会の議を経て研究科長が決定する。

(法学既修者)

第44条 法務研究科は、本法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者（以下「法学既修者」という。）については、第42条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で本法務研究科が認める期間在学し、同項に規定する単位については35単位を超えない範囲で、本法務研究科が認める単位を修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことがある期間は、前条第2項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えてはならない。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことがある単位数は、第47条および第48条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて35単位を超えてはならない。ただし、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）第6条第1項の認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定法曹養成連携協定」という。）を締結している大学の課程（本法務研究科以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。以下「認定連携法曹基礎課程」という。）から入学した場合は、51単位を超えないものとする。

#### 第2節 単位認定等

（授業の方法等）

第45条 第20条に定めるもののほか、専門職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査または双方向もしくは多方向に行われる討論もしくは質疑応答その他適切な方法により授業を行う。

2 研究科委員会が必要と認めた場合には、第20条第1項および前項に定める授業について、多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

（専門職大学院の履修科目の登録の上限）

第46条 学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を各研究科別に定める。

（他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修）

第47条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）もしくは本大学の他の研究科の授業科目または特別の課程を履修させることがある。

2 前項の規定により授業科目または特別の課程を履修して修得した単位は、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、35単位を超えない範囲で、本法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第48条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本専門職大学院に入学する前に大学院にお

いて履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位および特別の課程を履修して修得した単位を含む。）を、本専門職大学院に入学した後の現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことがある単位であって、転入学の場合を除き、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第2項の規定により現に在籍している課程において修得したものとみなす単位と合わせて、本専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、法務研究科において、第1項の規定により修得したものとみなすことがある単位であって、現に在籍している研究科において修得した単位以外のものは、前条第3項の規定により本法務研究科において修得したものとみなす単位と合わせて35単位を超えてはならない。ただし、認定連携法曹基礎課程から入学した場合は、51単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により修得したものとみなすことがある単位のうち、現に在籍している課程において修得した単位については、30単位を超えてはならない。
- 5 教職研究科において、転入学の場合を除き、第1項の規定により修得したものとみなす単位は、前条第2項の規定により本教職研究科において修得したものとみなす単位および第42条第4項の規定により免除する単位数と合わせて、修了要件として定める単位数の2分の1を超えてはならない。

（単位認定）

第49条 前2条にもとづく単位の認定は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

（研究科則）

第49条の2 第3章から第6章に定めるものの他、各研究科の授業科目、修了に必要な単位数および単位認定等については、各研究科則に定める。

- 2 前項にかかわらず、研究科横断科目に関し必要な事項は、立命館大学大学院研究科横断科目規程に定める。

## 第7章 学位

（学位）

第50条 学位および学位の授与に関する事項については、立命館大学学位規程による。

## 第8章 入学

（入学時期）

第51条 入学時期は、毎年4月または9月とする。

（修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程の入学資格）

第52条 修士課程等、一貫制博士課程または専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者

(2) 大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者

(3) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者

（博士課程後期課程の入学資格）

第53条 博士課程後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 専門職学位を有する者

(3) 修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定された者

（4年制博士課程の入学資格）

第53条の2 4年制博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 6年制薬学部を卒業した者

(2) 修士（薬学系）の学位を有する者

(3) 前2号の者と同等以上の学力を有する者として、学校教育法施行規則第156条に規定されたもの（修士課程等または専門職学位課程の転入学資格）

第54条 修士課程等または専門職学位課程に転入学することのできる者は、転入学試験要項に定める。

（一貫制博士課程3年次の転入学資格）

第55条 一貫制博士課程3年次に転入学することのできる者は、第53条各号のいずれかに該当する者とする。

（再入学の資格）

第56条 退学または除籍となった研究科に再入学することのできる者は、退学または除籍となった学期の最終日の翌日から起算して2年以内のものとする。ただし、第28条、第31条、第34条、第35条の3および第41条に規定する在学年限を超えて除籍となった者または第91条第1項により退学となった者は、再入学することはできない。

（入学等の出願）

第57条 入学、転入学または再入学（以下「入学等」という。）を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に第75条に定める入学検定料および立命館大学入学の出願および入学手続に関する規程（以下「入学の出願等に関する規程」という。）に定める書類を添えて願い出なければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学検定料を徴収しない。

(1) 再入学試験を受験する場合

(2) 出願時において本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了見込みの者が、修了する学期の最終日の翌日以降1年以内に博士課程後期課程、4年制博士課程または一貫制博士課程3年次に入

学するための入学試験を受験する場合

- (3) 本大学院の修士課程または専門職学位課程を修了した者が、修了した学期の最終日の翌日以降1年以内に前号の入学試験を受験する場合
- (4) 大使館推薦または大学推薦による国費外国人留学生の場合
- (5) 「スーパーグローバル大学創成支援事業」の採択大学を対象とする国費外国人留学生の場合
- (6) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 入学志願に関する事項は、入学の出願等に関する規程に定める。

(選考)

第58条 入学志願者は、別に定める方法により選考し、研究科委員会の議を経て、研究科長が合格者を決定する。

- 2 研究科長は、前項の合格者に合格の通知を行う。
- 3 入学志願者の選考に関し必要な事項は、毎年度、入学等の試験要項に定める。

(入学手続および入学許可)

第59条 前条第2項の合格の通知を受けた者は、入学の出願等に関する規程に定めるところにより、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第59条の2 学長は、入学を許可した者について、出願、選考または入学手続において虚偽または不正の事実があったことが判明したときは、入学の許可を取り消すことがある。

## 第9章 休学、復学、転籍、留学、退学および除籍

(休学)

第60条 病気その他やむを得ない理由により継続して2か月以上就学することができない者は、休学を願い出ることができる。

- 2 休学を願い出た者に対して、学長が休学を許可することがある。
- 3 学長は、病気のため就学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、継続して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長して許可することがある。
- 5 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、一貫制博士課程においては、通算して5年まで休学することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項の願い出の理由が、学長が決定した緊急災害による場合は、休学期間は前項の通算3年（一貫制博士課程においては通算5年）に含めない。
- 7 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第61条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することがある。

(転籍)

第62条 本大学院の学生で、第5条で規定する他の研究科または専攻のうち、現に在籍している研究科または専攻と第52条、第53条、第53条の2および第55条に定める入学資格が同一の研究科または専攻に転籍を志願する者については、転籍先の研究会委員会で選考のうえ、転籍元および転籍先の研究科委員会の議を経て、学長が許可することがある。

2 転籍前に修得していた単位の認定は、転籍先の研究科委員会の議を経て、転籍先の研究科長が決定する。

(留学)

第63条 留学とは、外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関もしくは研究機関で、協定または合意にもとづき、1学期相当以上にわたり正規の授業科目を履修し、もしくは研究指導を受け、または研究に従事することをいう。

2 留学を志願する者に対して、教育上有益と認めるときは、学長が留学を許可する。

3 留学期間は、在学期間に算入する。

(退学)

第64条 退学を願い出た者に対して、学長が退学を許可することがある。

(除籍)

第65条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。ただし、第6号に該当する者にあつては、教学委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料、在籍料または特別在学料を納めない者
- (2) 第28条、第31条、第34条、第35条の3および第41条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第60条第5項に規定する休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者
- (5) 死亡した者
- (6) 修業の見込みがないと認めた者
- (7) 法務研究科に在学する者で、同一年次において、再度進級条件を満たさなかった者

(その他の手続)

第66条 この学則に定めるもののほか、休学、復学、転籍、留学、退学および除籍の手続については、立命館大学学籍に関する規程に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生、研究生、専修生、特別研究学生  
および外国人研究生

(外国人留学生)

第67条 大学院教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学した外国人で正規課程に在籍する者を外国人留学生とする。

(科目等履修生)

第68条 本大学院における授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、立命館大学科目等履修生規程に定める。

(聴講生)

第68条の2 本大学院の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、立命館大学聴講生規程に定める。

(特別聴講学生)

第69条 他の大学院等（外国の大学院を含む。）との協定にもとづき、本大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生に関する事項は、立命館大学特別聴講学生規程に定める。

(研修生)

第70条 本大学院の修士または専門職の学位を得た者で、さらに研究を継続し、本大学の研究施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研修生として許可することがある。

2 研修生に関する事項は、立命館大学大学院研修生規程に定める。

(研究生)

第71条 本大学院の博士の学位を得た者、博士課程後期課程または一貫制博士課程もしくは4年制博士課程に標準修業年限以上在学したうえで、各研究科則に定める履修要件を満たし退学した者で、さらに研究を継続し、本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、研究科委員会において選考のうえ、研究科長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関する事項は、立命館大学大学院研究生規程に定める。

(専修生)

第72条 本専門職大学院において専門職学位を得た者で、学習を継続するため本大学の施設を利用しようとするものがあるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が専修生として許可することがある。

2 専修生に関する事項は、立命館大学大学院専修生規程に定める。

(特別研究学生)

第73条 他の大学院等（外国の大学院等を含む。）との協定にもとづき、本大学院において研究指導を

受けようとする者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生に関する事項は、立命館大学大学院特別研究学生規程に定める。

(外国人研究生)

第74条 次の各号に掲げる者で、本大学院における授業科目の履修または研究指導を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、研究科長が外国人研究生として許可することがある。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 中国政府大学院留学生派遣（共同育成）プログラムによる留学生
- (3) アフガニスタン人材育成プロジェクトによる留学生
- (4) 独立行政法人国際交流基金が支援する訪日研究プログラムによる留学生
- (5) 日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画による留学生
- (6) サウジアラビア王国政府派遣留学プログラムによる留学生
- (7) 公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生制度による留学生

2 外国人研究生に関する事項は、立命館大学大学院外国人研究生規程に定める。

第11章 授業料等納付金および手数料

(入学検定料)

第75条 入学検定料は、納付金等別表1—1のとおりとする。

(入学金)

第76条 入学する者は、納付金等別表2—1に定める入学金を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学金を徴収しない。

- (1) 学校法人立命館の設置する大学または大学院（以下「設置大学」または「設置大学院」という。）を卒業または修了した者が、本大学院に入学する場合
- (2) 第52条第3号に該当する者として、設置大学から引き続き本大学院に入学する場合
- (3) 設置大学院の博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たし退学した者が、本大学院に入学する場合

(授業料)

第77条 学生は、在籍する研究科および年次に応じて、春学期授業料および秋学期授業料を学期ごとに納めなければならない。ただし、9月に入学した者の授業料は、春学期授業料を秋学期の授業料とし、秋学期授業料を春学期の授業料とする。

2 前項の授業料は、修士課程等は納付金等別表3—1、博士課程後期課程は納付金等別表3—2、一貫制博士課程は納付金等別表3—3、専門職学位課程は納付金等別表3—4、4年制博士課程は納付金等別表3—5に定める。

3 前項にかかわらず、在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が各課程の標準修業

年限を超えた者および第44条に定める法学既修者で在学期間（第43条および第44条により在学とみなされる期間を除く。）が2年を超えた者の授業料は、前項に定める額の半額とする。ただし、デザイン・アート学研究所（デザイン・アート学専攻修士課程1年制）において在学期間が標準修業年限を超えた者の授業料は、デザイン・アート学研究所（デザイン・アート学専攻修士課程1年制を除く）の2年次における授業料の額の半額とする。

4 前2項にかかわらず、第28条の2および第41条の2の規定により長期にわたる教育課程の履修を許可された者（以下「長期履修生」という。）の学期ごとの授業料は、納付金等別表3—6に定める。ただし、長期履修が許可された学期を延長する場合は、延長した学期の授業料は、標準修業年限で納める学期ごとの授業料の半額とし、長期履修が許可された期間を短縮する場合は、既に納めた授業料と標準修業年限で納める授業料の総額との差額を納めることとする。

5 第2項および第3項にかかわらず、専門職学位課程経営管理研究科において在学期間（第43条により在学とみなされる期間を除く。）が標準修業年限を超えた者の固定授業料は、納付金等別表3—4に定める額の半額とする。

6 第2項および第3項にかかわらず、博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において博士論文以外の修了要件を満たした者の授業料は、学期につき100,000円とする。

（実習費）

第78条 特定の科目または課程を履修する者は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める実習費を納めなければならない。

（在籍料）

第79条 休学中の者は、当該期間中（休学を開始した学期を含む。）は、授業料に代えて納付金等別表4—1に定める在籍料を学期ごとに納めなければならない。

（特別在学料）

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、授業料に代えて納付金等別表4—2に定める特別在学料を学期ごとに納めなければならない。

(1) 他大学院との協定にもとづく学位取得プログラムにおいて本大学院から当該他大学院に留学している者であって、当該他大学院に対する学費の納付を要するもの（同プログラムにより本大学院に入学または転入学した者を除く。）

(2) 博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程において学位申請を行い、学位審査のために標準修業年限を超えて次学期も在学する者

第80条の2 削除

（科目等履修料等）

第81条 科目等履修生に許可された者は、科目等履修生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、科目等履修生登録料を徴収しない。

- (1) 文化遺産防災学教育プログラムを履修する場合
- (2) リサーチ・アドバイザー（政策科学研究科）として履修する場合
- (3) 大学院早期履修プログラムを履修する場合
- (4) 大学院進学プログラムを履修する場合
- (5) Study in Kansai Programを履修する場合
- (6) プラクティカム・アドバイザー（テクノロジー・マネジメント研究科）として履修する場合
- (7) 大学その他の団体との間で協定等により不徴収について合意している場合

3 科目等履修生は、納付金等別表5—1に定める科目等履修料を所定の期日までに納めなければならない。

4 前項にかかわらず、第2項第2号、第3号、第4号、第6号または第7号のいずれかに該当する場合は、科目等履修料を徴収しない。

（聴講料等）

第81条の2 聴講生に許可された者は、聴講生登録料を所定の期日までに納めなければならない。

2 聴講生は、納付金等別表5—1—2に定める聴講料を所定の期日までに納めなければならない。

3 前2項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、聴講生登録料および聴講料を徴収しない。

（手数料の金額等）

第81条の3 科目等履修生登録料および聴講生登録料の金額および納付に関する事項は、立命館大学手数料規程に定める。

（特別履修料）

第82条 特別聴講学生に許可された者は、納付金等別表5—2に定める特別履修料を納めなければならない。

2 前項にかかわらず、大学その他の団体との間で協定等により合意している場合は、特別履修料を徴収しない。

（研修料）

第83条 研修生に許可された者は、納付金等別表5—3に定める研修料を納めなければならない。

（研究料）

第84条 研究生に許可された者は、納付金等別表5—4に定める研究料を納めなければならない。

（専修料）

第85条 専修生に許可された者は、納付金等別表5—5に定める専修料を納めなければならない。

（外国人研究料）

第86条 外国人研究生に許可された者は、納付金等別表5—6に定める外国人研究料を納めなければなら

らない。

- 2 前項にかかわらず、大学推薦による国費外国人留学生および中国政府大学院留学生派遣（共同育成）プログラムの留学生については、外国人研究料を徴収しない。

（納付金等の減免）

第87条 第57条、第76条、第77条、第79条および第80条にかかわらず、入学検定料、入学金、授業料、在籍料および特別在学料の一部または全額を免除することがある。

- 2 前項については、非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程、立命館大学外国人留学生授業料減免規程および立命館大学災害救助法適用地域の受験生に対する入学検定料免除規程に定める。

（納付金等の納付）

第88条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料の納付に関する事項は、立命館大学学費等の納付に関する規程に定める。

（納付金等の返還）

第89条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学料、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、専修料および外国人研究料は、返還しない。

- 2 前項にかかわらず、次の期日までに入学辞退を願い出た場合は、既に納めた授業料に限り返還する。

(1) 4月入学予定者 入学予定の前年度3月31日まで

(2) 9月入学予定者 入学予定の当年度9月25日まで

- 3 第1項にかかわらず、9月25日までに退学または除籍となった場合は、当年度の秋学期以降の授業料に相当する既納額を、3月31日までに退学または除籍となった場合は、次年度の春学期以降の授業料に相当する既納額を返還する。

- 4 第1項にかかわらず、科目等履修料または聴講料が春学期に秋学期分を含む科目等履修料または聴講料を納め、秋学期の受講登録において秋学期の受講科目を取り消した場合は、取り消した科目数に相当する既納額を返還する。

## 第12章 賞罰

（表彰）

第90条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

（懲戒）

第91条 本大学の規定に違反し、学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学および戒告とする。

- 3 停学期間は、在学期間に算入し、標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合

合には、標準修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、立命館大学学生懲戒規程に定める。

### 第13章 改廃

(変更)

第92条 この学則の変更は、研究科委員会、大学協議会および常任理事会の議を経て、理事会が決定する。ただし、一部の研究科のみに関する変更については、他の研究科の研究科委員会の議を経ることを要しない。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日から実施する。

附 則 (文学研究科、地理学専攻増設に伴う改正)

本学則は、昭和31年4月1日から適用する。

附 則

本学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則 (文学研究科修士課程、英文学専攻および同博士課程東洋文学思想専攻増設に伴う改正)

本学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、昭和38年度以前の経済学研究科の入学者については従前の例による。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。ただし、昭和39年度以前の文学研究科の入学者については従前の例による。

附 則 (経営学研究科修士・博士課程ならびに理工学研究科博士課程増設に伴う改正)

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。ただし、昭和40年度以前の経済学研究科ならびに理工学研究科の入学者については従前の例による。

附 則 (法学研究科修士課程の履修規定変更ならびに文学研究科修士課程の科目変更に伴う改正)

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、昭和41年度以前の法学研究科ならびに文学研究科の入学者については従前の例による。

附 則 (法学研究科修士課程の専攻科目ならびに文学研究科修士課程の英文学専攻科目変更に伴う改正)

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。ただし、昭和42年度以前の法学研究科の入学者については、従前の例による。

附 則（昭和44年6月27日総則・職員組織・委託生・研修生の項ならびに文学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年9月12日理工学研究科修士課程科目の改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年12月12日経営学研究科博士および修士課程の規定改正）

この学則は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月10日理工学研究科修士課程中応用化学専攻科目の改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年11月13日規程第117号立命館大学大学院奨学金貸与規程設定に伴う改正）

この学則は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（経済学研究科修士課程ならびに理工学研究科修士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和46年4月1日より適用する。ただし、第25条は昭和45年度入学生からこれを適用する。

附 則（社会学研究科の設置と各研究科修士課程又は博士課程の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（文学研究科修士課程の研究指導の設置と履修科目の整理と単位数の改正ならびに博士課程東洋文学思想専攻の履修科目の整理と単位数の改正）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、昭和47年度の文学研究科の入学者からこれを適用する。

附 則（経済学研究科修士課程ならびに博士課程科目の改正）

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日より施行する。ただし、第30条第2項は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（経営学研究科修士課程および博士課程専攻の科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（理工学研究科土木工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月25日社会学研究科修士課程の社会問題調査実習の単位数の改正）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年6月20日文部省令第28号による大学院設置基準の制定ならびに文学研究科史学専攻博士課程、理工学研究科土木工学専攻博士課程（後期課程）増設に伴う改正）

1 （施行期日）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

2 （文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の存続に関する経過措置）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻は、本大学院学則第4条の規定にかかわらず、昭和54年3月31日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日または昭和57年3月31日までの間、存続するものとする。

3 （文学研究科修士課程日本史学専攻・西洋史学専攻の学生定員）

本大学院文学研究科修士課程日本史学専攻及び西洋史学専攻の学生定員は本大学院学則第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	総定員	
			昭和54年度以降	昭和54年度	昭和55年度以降
文学研究科	修士課程	日本史学専攻	0人	15人	0人
		西洋史学専攻	0人	15人	0人

附 則（昭和55年3月14日理工学研究科機械工学専攻の科目の一部改正）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年5月16日教職課程に関する条文の新設に伴う改正）

この学則は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（1982年4月9日法学研究科のカリキュラムの一部改正）

この学則は、1982年4月1日から施行するものとし、同年度入学の院生より適用する。

附 則（1983年2月25日応用化学専攻カリキュラムの変更に伴う改正）

この学則は、1983年4月1日から施行し、同年度入学の者より適用する。

附 則（1986年5月30日外国人留学生の受入れおよび本学学生の外国留学を促進する政策の具体化に伴う改正）

この学則は、1986年4月1日から適用する。

附 則（1989年1月27日理工学研究科電気工学専攻および機械工学専攻カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行し、電気工学専攻においては同年度入学院生から、機械工学専攻においては1988年度入学院生からこれを適用する。

附 則（1989年3月29日法学研究科の外国人留学生の受け入れに伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則（1989年3月29日文学研究科修士課程英米文学専攻の科目変更に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から施行する。ただし、1988年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1989年6月23日大学院改革に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から適用する。

附 則（1989年6月23日経営学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1989年7月28日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程新設および各研究科高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1989年10月27日各研究科高等学校専修教育職員免許再課程認定申請、中学校専修教育職員免許申請に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

付 則（1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

付 則（1989年12月22日理工学研究科土木工学専攻カリキュラム改定に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1990年3月9日理工学研究科電気工学専攻カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、1989年4月1日から適用する。但し、1989年度入学院生から適用する。

附 則（1990年3月30日社会学研究科カリキュラムの一部変更に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日より施行する。ただし、博士課程後期課程については、1993年度入学生から適用する。

附 則（1990年3月30日文学研究科心理学専攻、英米文学専攻博士課程後期課程新設に伴う変更）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則（1990年7月27日理事会議案第26号①及び1991年3月20日文部省認可による理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1990年7月27日理事会議案第26号②及び1991年3月25日文部省認可による理工学研究科数学専攻、情報工学専攻修士課程新設および各専攻高等学校専修教育職員免許中学校専修教育職員免許新設に伴う変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1990年9月28日経営学研究科履修規定の一部変更にもなう変更）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1990年11月30日理事会議案第41号及び1991年3月20日文部省認可による理工学研究科物理学・応用化学・電気工学・機械工学・土木工学各専攻収容定員の一部改正）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年3月29日経済・経営・文学研究科履修規定の変更に伴う改正）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年3月29日理工学研究科情報工学専攻新設のための補正申請に伴う改正）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則（1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この学則は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年3月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻新設及び1989年9月1日及び1991年7月1日大学院設置基準の一部改正及び1989年9月1日学校教育法施行規則の一部改正に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

付 則（1992年4月10日国際関係研究科国際関係コース主要科目追加に伴う変更）

この学則は、1992年4月1日から適用する。

付 則（1992年7月24日本学他研究科の単位を認定するための変更）

この学則は、1992年9月21日から施行する。

附 則（1992年11月27日本学他研究科等の単位を認定するための変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年1月22日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う変更）

この学則は、1992年12月25日から施行する。

附 則（1993年3月12日経営学研究科履修規定の一部変更のための変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年4月9日経済学研究科規定の一部変更による変更）

この学則は、1993年4月1日から適用する。

附 則（1993年5月28日理工学研究科数学専攻、情報工学専攻博士課程設置に伴う変更）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則（1993年6月11日法学研究科博士課程前期課程に専修コースを設置することおよび同コースに「飛び級」制度を新設することならびに他の大学院等で履修した科目の認定単位数の変更を行うことに関する一部変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1993年6月11日外国の大学院の単位を認定するための一部変更）

この学則は、1993年4月1日から適用する。

附 則（1993年9月10日入学資格の変更に伴う教職課程履修制限の廃止、及び法学・経済学・社会学・文学研究科高等学校専修教育職員免許「地理歴史」「公民」の課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1993年9月10日理工学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設することの変更を行うことに関する一部変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1994年3月25日理事会議案第114号および1994年3月16日文部大臣認可による理工学研究科修士課程数理学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻ならびに国際関係研究科博士課程国際関係学専攻設置等に伴う変更）

1 この学則は、1994年4月1日から施行する。

2 理工学研究科博士課程前期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1994年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1995年3月24日大学院法学研究科科目の増設および履修方法の変更等に伴う一部変更）

この学則は、1995年4月1日から施行する。ただし、1994年度以前の入学者にも適用する。

附 則（1993年11月12日理工学研究科教職課程認定申請（専修免許）に伴う一部変更）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1995年5月26日理事会議案第16号及び1995年12月22日文部大臣認可による理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻設置に伴う変更）

1 この学則は、1996年4月1日から施行する。

2 理工学研究科博士課程後期課程数学専攻、物理学専攻、応用化学専攻、電気工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻および情報工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、1996年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（1996年2月23日入学資格の変更、修士論文審査委員数の弾力化、各研究科設置科目等の変更に伴う変更）

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、1995年度以前の入学者にも適用する。なお、第1章6条および第14条にかかわる変更については1996年2月1日から施行する。

附 則（1996年9月13日政策科学研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1996年12月19日 文部大臣認可による政策科学研究科政策科学専攻修士課程設置、1997年3月28日 経営学研究科設置科目再編および科目等履修生制度創設にともなう変更、社会保障分野の研究を促進するための変更）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

なお、第29条については、1996年度入学者にも適用する。

附 則（1997年9月26日 修士論文指導を強化するための変更）

この学則は、1997年9月26日から施行し、1997年度入学者から適用する。

附 則（1998年2月27日 社会学研究科博士課程前期課程に「飛び級」制度を新設すること、法学研究科のコース名称を変更すること、ならびに法学研究科と理工学研究科の国際化促進および社会学研究科の学系統合等による設置科目変更等にともなう変更）

この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、第1章第6条に係わる変更については、1998年2月1日から適用する。

附 則（1999年2月26日 理事会議案第62号1998年12月22日 文部大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にともなう変更）

この学則は1999年4月1日から施行する。

付 則（1999年2月26日 文学研究科人文総合科学インスティテュート関連科目を新設することに伴う一部変更）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年2月26日 政策科学研究科政策科学専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この大学院学則は1999年4月1日から施行する。

附 則（1999年12月22日 文部大臣認可による法学研究科（博士課程前期課程）、経営学研究科（博士課程前期課程・後期課程）、社会学研究科（博士課程前期課程・後期課程）の、収容定員変更にともなう変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月21日 国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年2月25日 政策科学研究科政策科学研究専攻博士課程前期課程カリキュラムの見直しに伴う一部変更）

この大学院学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日国際関係研究科における免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日理工学研究科カリキュラム改訂に伴う変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日入学資格の緩和、および法学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科、理工学研究科のカリキュラム改革にともなう変更）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月24日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年9月29日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月22日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2000年12月21日文部大臣認可による応用人間科学研究科および理工学研究科フロンティア理工学専攻の設置にともなう変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日四大学履修交流科目設置に伴う変更）

本学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、その一部については2000年度以前入学者にも別途定めるところによりその一部を適用する。

附 則（2001年3月23日社会学研究科への社会福祉士課程設置に伴う改正）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年3月23日大学院政策科学研究科科目名表の別表化に伴う変更）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日経済学研究科博士課程前期課程カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日経営学研究科企業経営専攻博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。その一部については2001年度以前入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2002年3月29日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日文学研究科博士課程前期課程、後期課程におけるカリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年3月29日国際関係研究科における特別演習の単位数変更と関西四大学履修交流科目の設置に伴う変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、2001年度入学者より適用する。

附 則（2002年5月24日社会学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則（2002年5月24日文科科学大臣認可による先端総合学術研究科および言語教育情報研究科の設置に伴う変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2002年10月17日中央省庁改革に伴う一部改正）

この学則は、2002年10月17日から施行し、2001年1月6日から適用する。

附 則（2002年12月6日領域名称の変更およびカリキュラム改革に伴う変更）

本規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月7日経済学研究科Master's Program in Economic Development新設に伴う科目の変更）

この学則は、2003年3月7日より施行し、2002年9月26日から適用する。

附 則（2003年3月7日言語教育情報研究科設置のための補正申請に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月7日国際産業工学特別コースの科目変更に伴う改訂）

本規程は、2003年3月7日から施行し、2003年4月1日から適用する。

附 則（2003年3月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革にともなう特別演習の単位数変更による学則の一部変更）

本規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日法学研究科法政専修コース法務実習プログラムの多様な展開に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日標準修業年限1年以上2年未満の博士課程前期（修士）課程を設けることを可能とすることに伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日大学院設置基準の一部改正に伴う変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日経営学研究科博士課程前期課程の2003年度企業派遣大学院生受け入れ等に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第29条別表宮院—1に規定する科目および単位については、2001年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2003年3月28日社会学研究科博士課程前期課程の特別演習Ⅰ・特別研究および社会福祉士課程社会援助技術現場実習の単位変更に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、社会福祉士課程科目については2001年度入学者より適用する。

附 則（2003年3月28日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第37条別表国—1に規定する科目および単位については、2002年度以前の入学者にも別途定めるところにより適用する。

附 則（2003年3月28日政策科学研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月28日応用人間科学研究科修士課程カリキュラム改革に伴う特別演習の単位数の一部変更）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日経営学研究科の統計学科目充実に伴う一部科目名称変更および企業協定プログラム実施の新規科目開設に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日政策科学研究科JDSによる留学生受入れに伴う科目の設置等に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則（2004年1月16日理工学研究科MOT（技術経営）関連、博士課程後期課程国際産業工学特別コースおよび関西四大学履修交流の新規科目科設置に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年1月16日国際関係研究科プログラム科目の変更に伴う一部変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年3月12日理工学研究科MOT（技術経営）関連科目の一部変更、およびSTARC寄付講座の科目追加に伴う変更）

この学則は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年3月26日理事会第71号および2004年2月18日文部科学大臣届出受理による法学研

究科法学専攻の設置ならびに公法専攻および民事法専攻の学生募集停止に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2004年3月26日理事会第71号および2003年11月27日 文部科学大臣認可による法科大学院(専門職学位課程)設置に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2004年5月28日理事会議案第11号および2004年6月16日 文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科設置に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則(2004年7月23日理工学研究科情報システム学専攻の高等学校教諭専修免許(情報)およびテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻の高等学校教諭専修免許(商業・工業)の課程認定申請に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則(2005年1月14日理工学研究科MOT(技術経営)関連科目の削除に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則(2005年1月14日国際関係研究科基幹科目およびプログラム科目の一部変更、地域研究科目の1科目削除に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則(2005年1月14日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則(2005年1月14日言語教育情報研究科科目変更に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則(2005年1月14日テクノロジー・マネジメント研究科カリキュラム構成変更および科目名称変更に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2005年1月28日法学部履修交流科目制度発足に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2005年3月4日プログラム内容に即した科目内容の再編に伴う変更)

この学則は、2005年4月1日より施行する。

附 則(2005年3月4日文学研究科博士課程前期課程哲学専攻改革に伴う別表の変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2005年3月25日文学研究科人文学専攻および理工学研究科博士課程前期課程設置に伴う一部変更)

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

- 2 文学研究科博士課程前期課程哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻、ならびに博士課程後期課程西洋哲学専攻、心理学専攻、日本文学専攻、東洋文学思想専攻、英米文学専攻、史学専攻および地理学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2006年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 理工学研究科博士課程前期課程数理科学専攻、物質理工学専攻、環境社会工学専攻および情報システム学専攻は学生募集を停止し、学則の規定にかかわらず2006年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2005年5月27日経営管理研究科設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2005年7月15日文学研究科人文学専攻、理工学研究科基礎理工学専攻・創造理工学専攻・情報理工学専攻の設置に係る教職課程認定申請に伴う、大学院学則の一部変更）

- 1 この学則は、2006年4月1日より施行する。
- 2 以下に掲げる研究科・専攻にあつては、存続している間取得できる教育職員免許状の種類および教科は以下の通りとする。

文学研究科 哲学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科 心理学専攻

高等学校専修免許公民

中学校専修免許社会

文学研究科 日本文学専攻

高等学校専修免許国語

中学校専修免許国語

文学研究科 東洋思想専攻

高等学校専修免許国語

中学校専修免許国語

文学研究科 英米文学専攻

高等学校専修免許英語

中学校専修免許英語

文学研究科 史学専攻

高等学校専修免許地理歴史

中学校専修免許社会

文学研究科 地理学専攻

高等学校専修免許地理歴史

中学校専修免許社会

理工学研究科 数理科学専攻

高等学校専修免許数学

高等学校専修免許理科

中学校専修免許数学

中学校専修免許理科

理工学研究科 物質理工学専攻

高等学校専修免許理科

高等学校専修免許工業

中学校専修免許理科

理工学研究科 環境社会工学専攻

高等学校専修免許理科

高等学校専修免許工業

中学校専修免許理科

理工学研究科 情報システム学専攻

高等学校専修免許数学

高等学校専修免許工業

高等学校専修免許情報

中学校専修免許数学

附 則（2005年7月15日理事会議案第27号および2005年11月9日文部科学省届出によるテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程設置に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年1月27日立命館大学学則に学費額を記載することに伴い、立命館大学大学院学則の記載方法を合わせる。また、立命館大学および立命館アジア太平洋大学から本学大学院へ入学する場合の入学金の取扱い変更および立命館大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日経済学研究科改革に伴うコース名変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日国際関係研究科カリキュラム改革にともなう一部変更）

本規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月3日政策科学研究科カリキュラム改革にともなう科目変更）

この学則は2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月10日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2006年4月1日から施行し、2005年度の入学生から適用する。

附 則（2006年3月24日大学院入学資格に関する学校教育法施行規則第70条の改正に伴う入学資格の追加と一部変更、ならびに博士課程の修了要件に標準修業年限を1年以上2年未満とした博士課程前期課程または修士課程を修了した者、専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者および専門職学位課程を修了した者を追加することに伴う変更）

この学則は2006年4月1日から施行し、2006年度入学者から適用する。

附 則（2006年3月24日大学院共通科目設置に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日より施行する。

附 則（2006年3月24日法学研究科・経営学研究科・政策科学研究科カリキュラム改革に伴う変更）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月24日公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年7月21日 理工学研究科一貫制博士課程フロンティア理工学専攻の廃止に伴う一部変更）

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 理工学研究科フロンティア理工学専攻は学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず、2007年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2006年10月13日大学院の共同修士学位制度への特別在学料適用に伴う変更）

この学則は、2006年10月13日から施行し、2006年9月26日から適用する。

附 則（2006年11月24日大学院設置基準の一部改正、編入学、転学の制度運用、および2007年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日単位互換制度の整理に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附 則（2007年3月2日社会学研究科カリキュラム改革ならび社会調査士課程および専門社会調査士課程設置等に伴う一部変更）

この学則は2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度以前の入学生の適用範囲は、社会学研究科履修要項に定める。

附 則（2007年3月2日文学研究科人文学専攻教育人間学専修博士課程後期課程の設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日理工学研究科フロンティア理工学プログラム設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月2日応用人間科学研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日より施行する。ただし、2006年度以前の入学者にも適用する。

附 則（2007年3月2日言語教育情報研究科カリキュラム改革に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日より施行し、2006年度入学生から遡及適用する。

附 則（2007年3月2日単位互換制度の整理に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行し、2007年度入学者から適用する。ただし、「連合大学院による教員養成高度化京都モデル」の「単位互換に関する協定書」に基づく「単位互換履修科目」については2006年度以前入学者にも適用する。

附 則（2007年3月23日法学研究科博士課程前期課程におけるコース再編に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日政策科学研究科博士課程後期課程における単位制度の導入に伴う一部変更）

この学則は2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日テクノロジー・マネジメント研究科の履修要件の変更に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年3月23日公務研究科における「1年修了コース」設置に伴う一部変更）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月30日2008年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 京都教育大学大学院連合教職実践教育研究科に連合大学院として協力することによる一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 社会調査士課程および専門社会調査士課程設置の本則への明記、字句の統一および産業社会学部履修交流科目の廃止による一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 総合理工学院の設置による一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月28日 政策科学研究科「リサーチプロジェクト」（前期課程）の運営・編成方法の変更に伴う一部変更、およびカリキュラム改革にもとづく科目の新設、廃止に伴う学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 関西四大学単位互換履修制度の整理にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則（2008年3月13日 先端総合学術研究科カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 「日本文化研究プログラム」開設、ツール系科目の開設にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日より施行する。

附 則（2008年3月13日 国際関係研究科博士課程前期課程カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 応用人間科学研究科2008年度開講方針にもとづく科目新設にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月13日 言語教育情報研究科カリキュラム改革にともなう一部変更）

この学則は、2008年4月1日より施行し、2007年度入学生から適用する。

附 則（2008年11月28日2009年度学費額変更に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 法学研究科における法学部履修交流科目の廃止にともなう一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日 経営学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 社会学研究科における社会福祉士課程の廃止および履修方法の変更にともなう一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行し、2009年度入学者から適用する。ただし、第32条の第1項および第2項は、2007年度入学者から適用する。

附 則（2009年3月27日 文学研究科におけるカリキュラム改訂にともなう一部変更）

この学則は2009年4月1日から施行し、2009年度入学者から適用する。

附 則（2009年3月12日 理工学研究科における「歴史都市を守る文化遺産防災学推進拠点」採択による科目の新設、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科目の追加および「学外研究発表演習」の取扱い変更にもなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、半導体理工学研究センター(STARC)寄附講座科目については、2008年度入学者にも適用する。

附 則（2009年3月12日 国際関係研究科におけるカリキュラム改訂にもなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 政策科学研究科における「地域共創研究プログラム」の設置および学部科目の修了要件からの除外にもなう一部変更、「政策プロフェッショナル・プログラム」の廃止による関連科目の「共通科目」への再編および「国際開発プログラム」の開講形態の整理にもなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日 言語教育情報研究科におけるカリキュラム改訂にもなう学則別表の一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 テクノロジー・マネジメント研究科における履修要件の変更およびカリキュラム改訂にもなう一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日 公務研究科におけるカリキュラム改訂による科目の新設にもなう一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月12日 カリキュラム改訂に伴う一部変更）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2009年3月27日スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2009年5月22日スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻設置に伴う一部変更）

この学則は、2010年4月1日より施行する。

附 則（2010年3月26日 学籍制度の見直し、立命館大学学則等の変更および2010年度学費額変更ならびに法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、文学研究科、理工学研究科、国際関係研究科および政策科学研究科のカリキュラム改訂等にもなう一部変更）

1 この学則は、2010年4月1日から施行する。

2 第5条、第18条の2第5項および第25条から第40条の10は、2009年度以前の入学者には適用しない。

ただし、別表国一2は、2009年度以前の国際関係研究科入学者にも適用する。

- 3 第7条の3第1項の定めその他、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して2年6カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。
- 4 第7条の3第1項の定めその他、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者で、所定の標準修業年限以上在学のうえ、本学則に定める履修要件を満たし、博士学位を取得せずに退学した者が、課程博士学位取得のために標準修業年限の末日の翌日から起算して2年6カ月以内に再入学を願い出たときは、これを許可することがある。
- 5 第13条第2項は、一貫制博士課程に2009年度以前に入学した者および2011年度以前に転入学した者あつては、「一貫制博士課程は10年」とあるのを「一貫制博士課程は8年」と読み替える。
- 6 第53条第3項は、2009年度以前に博士課程後期課程または一貫制博士課程に入学した者には適用しない。
- 7 第53条第3項は、2011年度以前に一貫制博士課程に転入学した者には適用しない。

附 則 (2010年3月26日 法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更にとまなう一部変更)  
この学則は2011年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月26日映像研究科映像専攻設置に伴う一部変更)  
この学則は、2011年4月1日より施行する。

附 則 (2011年1月28日 授業科目および研究指導の担当者の決定者の規定、夜間等に授業および研究指導を行う研究科の規定、実務の経験を有する者の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする研究科の規定、学位に関する規定の整理、外国人研究生制度の創設ならびに経済学研究科および国際関係研究科のカリキュラム改訂等にとまなう一部変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2011年1月28日 経済学研究科、国際関係研究科、政策科学研究科および応用人間科学研究科のカリキュラム改訂ならびに映像研究科の設置認可申請での審査意見への対応にとまなう科目別表の一部変更)

1 この学則は、2011年4月1日から施行する。

2 別表政一2は、2010年度以前の政策科学研究科入学者にも適用する。

附 則 (2011年3月25日 理工学研究科の専攻、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置にとまなう一部変更)

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

2 理工学研究科博士課程前期課程創造理工学専攻、情報理工学専攻および理工学研究科博士課程後期課程総合理工学専攻は、2012年度より学生募集を停止し、変更後の学則の規定にかかわらず2012年3

月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（2011年3月25日 スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置にともなう一部変更）  
この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2011年5月27日緊急災害による休学期間および在籍料の追加に伴う一部変更）  
この学則は、2011年5月27日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則（2011年11月25日 専門職大学院学則の廃止に伴う全部変更）

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に伴い、立命館大学専門職大学院学則（規程第648号）は、廃止する。
- 3 第1項にかかわらず、第34条は、一貫制博士課程に2010年3月31日以前に入学した者および2012年3月31日以前に転入学した者については、なお従前の例とする。
- 4 第1項にかかわらず、第56条は、2010年3月31日以前に博士課程後期課程および一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年3月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。
- 5 第1項にかかわらず、第60条第5項は、2010年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例とする。
- 6 第1項にかかわらず、第80条第2項は、2010年3月31日以前に博士課程後期課程および一貫制博士課程に入学した者ならびに2012年3月31日以前に一貫制博士課程に転入学した者については、なお従前の例とする。ただし、外国人留学生を除く。

附 則（2011年11月25日 2011年3月25日の理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置による一部変更に伴う収容定員の経過措置の追加）

- 1 変更後の学則第6条にかかわらず、2012年4月1日に入学定員を変更する研究科の2012年度および2013年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
理工学研究科	創造理工学専攻	博士課程前期課程	400	—
		博士課程後期課程	—	—
	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	—
		博士課程後期課程	—	—
	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	6	12
		博士課程後期課程	—	—
	総合理工学専攻	博士課程前期課程	150	75
		博士課程後期課程	—	—
	電子システム専攻	博士課程前期課程	180	360
		博士課程後期課程	8	16
機械システム専攻	博士課程前期課程	140	280	
	博士課程後期課程	11	22	
環境都市専攻	博士課程前期課程	80	160	
	博士課程後期課程	15	30	

情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	30
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	30

2 理工学研究科創造理工学専攻および情報理工学専攻の博士課程前期課程ならびに総合理工学専攻の博士課程後期課程は、2012年4月1日以後においても、当該専攻に在学する者の属する年次には再入学者を受入れることができる。

附 則 (2011年11月25日 授業料等納付金および手数料の規定ならびに立命館大学大学院の2012年度学費変更に伴う一部変更)

1 この学則は、2012年4月1日から施行する。

2 第1項にかかわらず、第11章は、2012年3月31日に在籍する者および2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例とする。ただし、授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は、次表のとおりとする。

(1) 修士課程および博士課程前期課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次 (年間)		2年次 (年間)
		他大学等出身	設置大学等出身	(注1)
法学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経済学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
経営学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
社会学研究科	授業料	732,000	732,000	732,000
	調査実習料	14,000	14,000	—
	教育充実費	50,000	210,000	210,000
文学研究科 (地理学専修、心理学専修を除く)	授業料	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
文学研究科 (地理学専修、心理学専修)	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	20,800	20,800	20,800
	教育充実費	82,000	242,000	242,000

理工学研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	実験実習料	135,000	135,000	135,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
国際関係研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
政策科学研究科	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
応用人間科学研究科	授業料	842,000	842,000	842,000
	実験実習料	51,000	51,000	51,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
言語教育情報研究科	授業料	842,000	842,000	842,000
	教育充実費	82,000	242,000	242,000
テクノロジー・マネジメント 研究科	授業料	1,098,000	1,098,000	1,098,000
	調査実習料	65,000	65,000	65,000
	教育充実費	155,000	315,000	315,000
公務研究科（1年修了コースを 除く）	授業料	878,000	878,000	878,000
	教育充実費	92,000	252,000	252,000
公務研究科（1年修了コース）	授業料	1,317,000	1,317,000	—
	教育充実費	218,000	378,000	—
スポーツ健康科学研究科	授業料	915,000	915,000	915,000
	教育充実費	103,000	263,000	263,000
映像研究科	授業料	1,318,000	1,318,000	1,318,000
	実験実習料	103,000	103,000	103,000
	教育充実費	218,000	378,000	378,000

注1 3年次以降は2年次の金額と同額（公務研究科（1年修了コース）においては、2年次以降は年次につき1,695,000円）とする。

(2) 博士課程後期課程

(単位：円)

研究科	費目	全年次（年額）
全研究科	授業料	500,000

(3) 一貫制博士課程

(単位：円)

研究科	費目	1年次（年額）		2年次（年額）	3～5年次（年額）（注1）
		他大学等出身	設置大学等出身		
先端総合学術研究科	授業料	878,000	878,000	878,000	500,000
研究科	教育充実費	92,000	252,000	252,000	—
理工学研究科 （フロンティア理工学専攻）	授業料	—	—	—	500,000

注1 6年次以降は5年次の金額と同額とする。

(4) 専門職学位課程

(単位：円)

研究科	費目		1～3年次（注1）
法務研究科	授業料		1,169,000（年額）
	教育充実費		106,000（年額）
経営管理研究科（アカウントینگ・プログラムを除く）	授業料	単位授業料	48,000（1単位につき）
		固定授業料	61,000（学期につき）
経営管理研究科（アカウントینگ・プログラム）	授業料	単位授業料	48,000（1単位につき）
		固定授業料	136,000（学期につき）

注1 4年次以降は3年次の金額と同額とする。

附 則（2012年3月23日 大学院における聴講生の新設、外国人研究生の対象追加、大学院学位委員会の設置および立命館大学学則の一部変更等に伴う一部変更）

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第65条は、次の各号の一に該当する者については、2016年3月31日までなお従前の例による。

- (1) 2012年3月31日に在籍する者
- (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者
- (3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
- (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

附 則 (2012年3月23日 2011年11月25日の学費変更に伴う経過措置の一部変更)

2011年11月25日変更の附則第2項を次のとおりに変更する。次の各号の一に該当する者については、2016年3月31日まで、第60条、第76条から第80条および第87条から第89条はなお従前の例によるものとし、スポーツ健康科学研究科の授業料、教育充実費、実験実習料および調査実習料は次表のとおりとする。

- (1) 2012年3月31日に在籍する者
- (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者
- (3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者
- (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
- (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

研究科	費目	1年次 (年間)		2年次 (年間) (注1)
		他大学等出身	設置大学等出身	
スポーツ健康科学研究科	授業料	915,000	915,000	915,000
研究科	教育充実費	103,000	263,000	263,000

注1 3年次以降は2年次の金額と同額

附 則 (2012年3月23日 2010年3月26日の法学研究科および経済学研究科の収容定員の変更に伴う経過措置の追加)

2010年3月26日変更の附則に次のとおり追加する。第6条にかかわらず、法学研究科博士課程後期課程および経済学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
法学研究科	法学専攻	博士課程後期課程	35	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程後期課程	20	15

附 則 (2012年3月23日 2011年3月25日のスポーツ健康科学研究科博士課程後期課程設置に伴う収容定員の経過措置の追加)

2011年3月25日変更の附則に次のとおり追加する。第6条にかかわらず、スポーツ健康科学研究科博士課程後期課程の2012年度および2013年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2012年度	2013年度
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程後期課程	8	16

附 則 (2012年7月27日 入学検定料に関わる免除措置および見直し等に伴う一部変更)

この学則は、2012年7月27日から施行し、2012年5月1日から適用する。

附 則 (2013年1月25日 カリキュラムの適用および外国人研究生の対象の追加等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2013年3月31日に在籍する者、2013年度に2回生以上に転入学または再入学する者、2014年度に3回生以上に転入学または再入学する者、2015年度に4回生以上に再入学する者、2016年度に5回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程および専門職学位課程のみ）、2017年度に6回生以上に再入学する者（博士課程後期課程、一貫制博士課程のみ）、2018年度に7回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2019年度に8回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2020年度に9回生以上に再入学する者（一貫制博士課程のみ）、2021年度に10回生に再入学する者（一貫制博士課程のみ）については、なお従前の例による。
- 3 前項に定める従前の例による者のうち、復学、転籍および原級留置により2013年度以降のカリキュラムを適用する者については、当該カリキュラムを修了まで適用する。

附 則（2013年3月22日 法務研究科の収容定員の変更に伴う一部変更および入学検定料の時限措置の追加）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2014年度および2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	360	330

- 3 法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2014年度入学および2015年度入学の入学試験については、納付金等別表1-1（入学検定料）にかかわらず、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則（2013年3月22日 文学研究科行動文化情報学専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の学則第6条にかかわらず、文学研究科の2014年度および2015年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	175	—
		博士課程後期課程	90	75
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	—
		博士課程後期課程	15	30

附 則（2013年3月22日 薬学研究科薬学専攻設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	5	10	15

附 則（2013年5月24日 薬学研究科薬学専攻の入学定員変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の2014年度、2015年度および2016年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2014年度	2015年度	2016年度
薬学研究科	薬学専攻	4年制博士課程	3	6	9

附 則（2013年7月26日 外国人研究生の追加および変更手続きの変更に伴う一部変更）

この学則は、2013年7月26日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年1月24日 教育方法の特例の対象となる研究科の追加および外国人研究生の対象追加等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、納付金等別表1-1における理工学研究科博士課程前期課程および後期課程の入学試験方式の変更については、2013年4月1日から適用する。

附 則（2014年3月28日 経営管理研究科の入学定員の変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、経営管理研究科専門職学位課程の2015年度の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	収容定員
経営管理研究科	経営管理専攻	専門職学位課程	180

- 3 第1項にかかわらず、第77条納付金等別表3-4は、2015年3月31日に在籍する者および2015年度に2年次以上に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年1月23日 大学学則との表記の統一、外国人研究生の対象の追加、経営管理研究科における単位認定料の徴収対象の追加等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、納付金等別表1-1における入学試験方式の区分の変更については、2014年4月1日から適用する。

附 則（2015年3月27日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」および「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の施行ならびに文学研究科における聴講生の追加に伴う一部変更）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年3月27日 法務研究科の入学定員および収容定員の変更および入学検定料の時限

措置の追加に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の2016年度および2017年度の収容定員および収容定員の合計は次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2016年度	2017年度
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	270	240
収容定員の合計			4193	4166

- 3 第75条納付金等別表1-1(入学検定料)にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の入学検定料は、2016年度入学、2017年度入学および2018年度入学の入学試験については、全方式において単願、併願とも、10,000円とする。

附 則 (2016年1月22日 入学検定料の免除対象の追加、法務研究科の修了要件等の変更および授業料等変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第57条は、2015年4月1日から適用する。
- 3 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、第77条納付金等別表3-1、3-3および3-4は、なお従前の例による。
  - (1) 2016年3月31日に在籍する者
  - (2) 2016年度に2年次以上に再入学または転入学する者
  - (3) 2017年度に3年次以上に再入学または転入学する者
  - (4) 2018年度に4年次以上に再入学する者
  - (5) 2019年度に5年次以上に再入学する者

附 則 (2016年1月22日 教職研究科実践教育専攻専門職学位課程設置等にもなう一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2017年度の教職研究科実践教育専攻専門職学位課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2017年度
教職研究科	実践教育専攻	専門職学位課程	35
収容定員の合計			4,201

附 則 (2017年1月27日 教職研究科の入学前既修得単位認定の変更、立命館大学外国人留学生学費減免規程の名称変更および授業料の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第77条納付金等別表3-1、納付金等別表3-3および納付金等別表3-6は、2017年3月31日に在籍する者および2017年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年3月31日をもって学生募集を停止する。
- 3 変更後の第5条にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 4 第2項にかかわらず、応用人間科学研究科応用人間科学専攻および公務研究科公共政策専攻は、2018年3月31日に当該専攻に在学する者の属する年次に、2018年4月1日以降に転入学、再入学または転籍する者を受け入れることができる。
- 5 変更後の第6条にかかわらず、2018年度の理工学研究科電子システム専攻、理工学研究科環境都市専攻、応用人間科学研究科応用人間科学専攻、公務研究科公共政策専攻、人間科学研究科人間科学専攻の収容定員および2019年度の間人間科学研究科人間科学専攻博士課程後期課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	—
	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	—
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	—
		博士課程後期課程	20	40
収容定員の合計			4,111	4,136

- 6 第1項にかかわらず、変更後の第16条、第27条、第77条、第77条納付金等別表3—1および納付金等別表3—6は、2018年4月1日以降の入学から適用し、2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2017年11月24日 学期名称、他大学院等において修得した単位を認定する場合の表記、法務研究科の授業料等の変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第23条第4項は、2018年4月1日に在籍する学生が2018年3月31日以前に修得した単位について適用する。
- 3 変更後の第81条の2納付金等別表5—1—2にかかわらず、公務研究科の授業科目の聴講料については、なお従前の例による。

附 則（2018年1月26日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2019年度の薬学研究科薬科学専攻修士課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2019年度
薬学研究科	薬科学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,156

附 則（2018年11月30日 超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第10条の3については、2018年9月26日以降に入学し、2019年3月31日に在籍する者に適用する。
- 3 第1項にかかわらず、法務研究科専門職学位課程の入学検定料（第75条納付金等別表1—1（入学検定料））は、2019年度入学、2020年度入学および2021年度入学の入学試験の時限措置とする。
- 4 2018年4月1日から施行のこの学則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則第5項の表を次のとおりに変更する。

研究科名	専攻名	課程の別	2018年度	2019年度
理工学研究科	電子システム専攻	博士課程前期課程	320	280
	環境都市専攻	博士課程前期課程	200	240
応用人間科学研究科	応用人間科学専攻	修士課程	60	—
公務研究科	公共政策専攻	修士課程	60	—
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	65	130
		博士課程後期課程	20	40
収容定員の合計			4,171	4,136

- 5 2019年4月1日から施行のこの学則（2017年1月27日 人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止ならびに理工学研究科の専攻の収容定員変更に伴う一部変更）の附則について、薬学研究科の収容定員の変更については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。

附 則（2019年1月25日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2020年1月24日 法務研究科の除籍事由の追加、政策科学研究科の入学検定料の変更、入学金、授業料等の変更、研修生料、研究生料および専修生料の半期納付の導入等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2019年4月1日から施行のこの学則（2018年11月30日 超創人財育成プログラムの開設、専門職大学院設置基準の一部改正等に伴う一部変更）の附則第5項の文言を「5 2019年4月1日から施行のこの学則（2018年1月26日 薬学研究科薬科学専攻の設置に伴う一部変更）の附則については、薬学研究科薬科学専攻（修士課程）の設置認可申請延期に伴い取り消すこととする。」に変更する。

附 則（2020年3月27日 薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の設置および薬学研究科薬科学専攻修士課程の課程変更に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,199	4,202

- 3 前2項にかかわらず、2021年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2020年7月17日 食マネジメント研究科食マネジメント専攻の設置に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2021年度および2022年度の食マネジメント研究科食マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2021年度	2022年度
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	6
収容定員の合計			4,222	4,248

附 則（2021年3月26日 大学院設置基準の一部改正、情報理工学研究科の入学検定料の変更、法務研究科の修了要件の変更、経営管理研究科の固定授業料への変更等に伴う一部変更）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第44条、第47条および第48条は、2020年4月1日から適用する。
- 3 第1項にかかわらず、2021年3月31日に経営管理研究科に在籍する者については、第77条納付金等別表3—4および第81条納付金等別表3—6は、なお従前の例による。
- 4 第1項にかかわらず、2021年3月31日に国際関係研究科に在籍する者については、第75条納付金等別表3—1は、なお従前の例による。

附 則（2021年5月28日 立命館大学大学院学位委員会規程の制定に伴う一部変更）

この学則は、2021年5月28日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則（2022年1月28日 専門職大学院設置基準の一部改正、経営管理研究科の1年修了コース

廃止、授業料等の納付金の変更、科目等履修生選考料および聴講生選考料の廃止、聴講生登録料の新設等に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2022年4月1日以降に再入学、転入学する者については、第77条納付金等別表3—1、納付金等別表3—3、納付金等別表3—4および納付金等別表3—6は、なお従前の例による。

附 則 (2023年1月27日 大学院設置基準の改正、教職研究科の修了要件の変更ならびに外国人研究生の対象の削除および名称の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2023年3月31日に在籍する者については、第42条第3項および第4項はなお従前の例による。

附 則 (2023年1月27日 経営管理研究科観光マネジメント専攻の設置に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2024年度の経営管理研究科観光マネジメント専攻の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2024年度
経営管理研究科	観光マネジメント専攻	専門職学位課程	70
収容定員の合計			4,324

附 則 (2024年1月26日 生命科学研究科博士課程前期課程の入学試験方式の追加および授業料の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第77条納付金等別表3—1、3—3、3—4および3—6は、2024年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2024年4月1日以降に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則 (2024年9月27日 研究科横断科目の設置等に伴う一部変更)

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則 (2025年1月24日 単位の計算方法、各授業科目の授業期間および授業料等の納付金の変更ならびに入学許可の取消しの追記に伴う一部変更)

- 1 この学則は2025年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前項にかかわらず、改正後の第21条および第22条は、2008年4月1日以降に入学し、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

附 則 (2025年1月24日 デザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の設置、

理工学研究科の専攻名称の変更ならびに法学研究科博士課程前期課程、理工学研究科博士課程前期課程および人間科学研究科博士課程前期課程の入学定員等の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第5条にかかわらず、理工学研究科環境都市専攻は、2026年3月31日に当該専攻に在籍する者が、当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 3 変更後の第6条にかかわらず、2026年度の法学研究科法学専攻博士課程前期課程、理工学研究科基礎理工学専攻博士課程前期課程、理工学研究科電子システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科機械システム専攻博士課程前期課程、理工学研究科都市システム専攻博士課程前期課程、人間科学研究科人間科学専攻博士課程前期課程およびデザイン・アート学研究科デザイン・アート学専攻修士課程の収容定員ならびに収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2026年度
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	110
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	120
	電子システム専攻	博士課程前期課程	295
	機械システム専攻	博士課程前期課程	295
	都市システム専攻	博士課程前期課程	265
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	140
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20
収容定員の合計			4,489

- 4 第1項にかかわらず、変更後の第77条納付金別表3-1は、2026年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2026年4月1日以降に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則 (2026年1月23日 授業料等の納付金の変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2026年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、変更後の第77条納付金別表3-1、3-3、3-4および3-6は、2026年4月1日以降に入学する者から適用し、2026年3月31日に在籍する者および同日に在学する者の属する年次に2026年4月1日以降に再入学または転入学する者については、なお従前の例による。

附 則 (2026年1月23日 テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程および薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員変更に伴う一部変更)

- 1 この学則は、2027年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第6条にかかわらず、2027年度のテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネ

ジメント専攻博士課程後期課程、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程ならびに2028年度のテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の収容定員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2027年度	2028年度
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程後期課程	20	25
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	60	—
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	450	—
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	55	—
収容定員の合計			4,664	4,744

納付金等別表 1—1 (入学検定料) (第75条関連)

(単位：円)

方式	金額
以下の入学試験方式以外の全方式	35,000
経済学研究科博士課程前期課程 一般入学試験 ※経済学専攻 Master's Program in Economic Development 9月入学のみ	5,000
理工学研究科博士課程前期課程 一般入学試験 (英語基準)	5,000
理工学研究科博士課程後期課程 一般入学試験 (英語基準)	5,000
国際関係研究科博士課程前期課程 一般入学試験 (英語基準書類選考)	5,000
政策科学研究博士課程前期課程 一般入学試験 (英語基準)	5,000
政策科学研究博士課程後期課程 一般入学試験 (英語基準)	5,000
テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程 一般入学試験 (英語基準)	5,000
情報理工学研究科博士課程前期課程	5,000

外国人留学生入学試験（英語基準）	
情報理工学研究科博士課程前期課程 海外協定大学入学試験（英語基準）	5,000
情報理工学研究科博士課程後期課程 外国人留学生入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程前期課程 海外協定大学入学試験（英語基準）	5,000
生命科学研究科博士課程後期課程 一般入学試験（英語基準）	5,000
法務研究科専門職学位課程 全入学試験	10,000

納付金等別表 2—1（入学金）（第76条関連）

（単位：円）

区分	金額
入学、転入学	200,000
再入学	10,000

納付金等別表 3—1（修士課程等の授業料）（第77条関連）

（単位：円）

研究科	費目	1年次	2年次（注1）
法学研究科	春学期授業料	418,000	418,000
	秋学期授業料	418,000	418,000
経済学研究科（Master's Program in Economic Developmentを除く）	春学期授業料	418,000	418,000
	秋学期授業料	418,000	418,000
経済学研究科（Master's Program in Economic Development）	春学期授業料	501,600	501,600
	秋学期授業料	501,600	501,600
経営学研究科	春学期授業料	418,000	418,000
	秋学期授業料	418,000	418,000
社会学研究科	春学期授業料	418,000	418,000
	秋学期授業料	418,000	418,000
文学研究科（人文学専攻）	春学期授業料	418,000	418,000

	秋学期授業料	418,000	418,000
文学研究科（行動文化情報学専攻）	春学期授業料	429,900	429,900
	秋学期授業料	429,900	429,900
理工学研究科（数理科学コースを除く）	春学期授業料	640,900	640,900
	秋学期授業料	640,900	640,900
理工学研究科（数理科学コース）	春学期授業料	599,100	599,100
	秋学期授業料	599,100	599,100
国際関係研究科（国際関係学プログラム）	春学期授業料	418,000	418,000
	秋学期授業料	418,000	418,000
国際関係研究科（Global International Relations Program(GIRP)）	春学期授業料	501,600	501,600
	秋学期授業料	501,600	501,600
政策科学研究科	春学期授業料	418,000	418,000
	秋学期授業料	418,000	418,000
言語教育情報研究科	春学期授業料	445,900	445,900
	秋学期授業料	445,900	445,900
テクノロジー・マネジメント研究科	春学期授業料	649,800	649,800
	秋学期授業料	649,800	649,800
スポーツ健康科学研究科	春学期授業料	488,700	488,700
	秋学期授業料	488,700	488,700
映像研究科	春学期授業料	671,400	671,400
	秋学期授業料	671,400	671,400
情報理工学研究科	春学期授業料	633,800	633,800
	秋学期授業料	633,800	633,800
生命科学研究科	春学期授業料	633,800	633,800
	秋学期授業料	633,800	633,800
薬学研究科	春学期授業料	633,800	633,800
	秋学期授業料	633,800	633,800
人間科学研究科	春学期授業料	473,700	473,700
	秋学期授業料	473,700	473,700
食マネジメント研究科	春学期授業料	440,400	440,400
	秋学期授業料	440,400	440,400
デザイン・アート学研究科（デザイン・アート学専攻1）	春学期授業料	468,000	468,000

年制を除く)	秋学期授業料	468,000	468,000
デザイン・アート学研究科 (デザイン・アート学専攻1	春学期授業料	886,000	—
年制)	秋学期授業料	886,000	—

注1 3年次以降は2年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3—2 (博士課程後期課程の授業料) (第77条関連)

(単位:円)

研究科	費目	全年次
全研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表3—3 (一貫制博士課程の授業料) (第77条関連)

(単位:円)

研究科	費目	1年次	2年次	3~5年次 (注1)
先端総合学術研究科	春学期授業料	445,900	445,900	250,000
	秋学期授業料	445,900	445,900	250,000

注1 6年次以降は5年次の授業料と同額とする。

納付金等別表3—4 (専門職学位課程の授業料) (第77条関連)

(単位:円)

研究科	費目	1年次	2~3年次 (注1)
法務研究科	春学期授業料	728,600	728,600
	秋学期授業料	728,600	728,600
経営管理研究科	春学期授業料	695,200	695,200
	秋学期授業料	695,200	695,200
教職研究科	春学期授業料	501,600	501,600
	秋学期授業料	501,600	501,600

(注1) 4年次以降は3年次授業料と同額とする。

納付金等別表3—5 (4年制博士課程の授業料) (第77条関連)

(単位:円)

研究科	費目	全年次
薬学研究科	春学期授業料	250,000
	秋学期授業料	250,000

納付金等別表3—6 (長期履修生の学期ごとの授業料) (第77条関連)

(単位:円)

研究科	長期履修が許可された学期数	金額
経済学研究科	5学期	334,400 (1学期あたり)
	6学期	278,700 (1学期あたり)
	7学期	238,900 (1学期あたり)
	8学期	209,000 (1学期あたり)
文学研究科 (人文学専攻)	5学期	334,400 (1学期あたり)
	6学期	278,700 (1学期あたり)
	7学期	238,900 (1学期あたり)
	8学期	209,000 (1学期あたり)
文学研究科 (行動文化情報学専攻)	5学期	344,000 (1学期あたり)
	6学期	286,600 (1学期あたり)
	7学期	245,700 (1学期あたり)
	8学期	215,000 (1学期あたり)
政策科学研究科	5学期	334,400 (1学期あたり)
	6学期	278,700 (1学期あたり)
	7学期	238,900 (1学期あたり)
	8学期	209,000 (1学期あたり)
言語教育情報研究科	5学期	356,800 (1学期あたり)
	6学期	297,300 (1学期あたり)
	7学期	254,800 (1学期あたり)
	8学期	223,000 (1学期あたり)
スポーツ健康科学研究科	5学期	391,000 (1学期あたり)
	6学期	325,800 (1学期あたり)
	7学期	279,300 (1学期あたり)
	8学期	244,400 (1学期あたり)
教職研究科	5学期	401,300 (1学期あたり)
	6学期	334,400 (1学期あたり)
	7学期	286,700 (1学期あたり)
	8学期	250,800 (1学期あたり)
人間科学研究科	5学期	379,000 (1学期あたり)
	6学期	315,800 (1学期あたり)
	7学期	270,700 (1学期あたり)

	8学期	236,900 (1学期あたり)
食マネジメント研究科	5学期	352,400 (1学期あたり)
	6学期	293,600 (1学期あたり)
	7学期	251,700 (1学期あたり)
	8学期	220,200 (1学期あたり)
経営管理研究科	5学期	556,200 (1学期あたり)
	6学期	463,500 (1学期あたり)
	7学期	397,300 (1学期あたり)
	8学期	347,600 (1学期あたり)
デザイン・アート学研究科 (デザイン・アート学専攻1年制を除く)	5学期	374,400 (1学期あたり)
	6学期	312,000 (1学期あたり)
	7学期	267,500 (1学期あたり)
	8学期	234,000 (1学期あたり)

納付金等別表 4—1 (在籍料) (第79条関連)

(単位：円)

研究科	金額
全研究科	5,000 (学期につき)

納付金等別表 4—2 (特別在学料) (第80条関連)

(単位：円)

研究科	区分	金額
全研究科	第80条第1号に定める者	5,000 (学期につき)
	第80条第2号に定める者	25,000 (学期につき)

納付金等別表 5—1 (科目等履修料) (第81条関連)

(単位：円)

研究科	金額
理工学研究科	35,100 (1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科	35,100 (1単位につき)
映像研究科	35,100 (1単位につき)
情報理工学研究科	35,100 (1単位につき)
生命科学研究科	35,100 (1単位につき)
薬学研究科	35,100 (1単位につき)
全研究科 (文化遺産防災学 教育プログラム)	56,800 (学期につき)

全研究科 (Study in Kansai Program)	415,100 (学期につき)
上記以外の全研究科	23,900 (1単位につき)

納付金等別表 5—1—2 (聴講料) (第81条の2 関連)

(単位: 円)

区分	金額
法学研究科、文学研究科、政策科学研究科、スポーツ健康科学研究科、先端総合学術研究科、人間科学研究科、法務研究科および経営管理研究科の科目	14,100 (1単位につき)
テクノロジー・マネジメント研究科の科目	20,900 (1単位につき)

納付金等別表 5—2 (特別履修料) (第82条 関連)

(単位: 円)

研究科	金額
理工学研究科 (外国人短期留学実習受入プログラム)	340,300 (年額)
全研究科 (JENESYSプログラム)	328,900 (学期につき)
上記以外の全研究科	415,100 (学期につき)

納付金等別表 5—3 (研修料) (第83条 関連)

(単位: 円)

研究科	金額
全研究科	2,100 (学期につき)

納付金等別表 5—4 (研究料) (第84条 関連)

(単位: 円)

研究科	金額
全研究科	7,000 (学期につき)

納付金等別表 5—5 (専修料) (第85条 関連)

(単位: 円)

研究科	金額
全研究科	2,500 (学期につき)

納付金等別表 5—6 (外国人研究料) (第86条 関連)

(単位: 円)

研究科	金額
全研究科	415,100 (学期につき)

## 変更事項を記載した書類

### 1. 変更事由

テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程および薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員ならびに収容定員の変更に伴う変更

### 2. 変更点

テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程および薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員および収容定員の変更ならびに大学院全体の入学定員および収容定員の合計の変更（第6条）

以上

## 立命館大学大学院学則新旧対照表

変更案					現行				
第1条～第5条（現行どおり） （入学定員および収容定員）					第1条～第5条（省略） （入学定員および収容定員）				
第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。					第6条 本大学院の入学定員および収容定員は、次表のとおりとする。				
研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員	研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	50	100	法学研究科	法学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	10	30			博士課程後期課程	10	30
経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100	経済学研究科	経済学専攻	博士課程前期課程	50	100
		博士課程後期課程	5	15			博士課程後期課程	5	15
経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120	経営学研究科	企業経営専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45			博士課程後期課程	15	45
社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	120	社会学研究科	応用社会学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	15	45			博士課程後期課程	15	45
文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140	文学研究科	人文学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	20	60			博士課程後期課程	20	60
	行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70		行動文化情報学専攻	博士課程前期課程	35	70
		博士課程後期課程	15	45			博士課程後期課程	15	45
小計	—	140	315	小計	—	140	315		
理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	70	140	理工学研究科	基礎理工学専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	6	18			博士課程後期課程	6	18
	電子システム専攻	博士課程前期課程	155	310		電子システム専攻	博士課程前期課程	155	310
		博士課程後期課程	8	24			博士課程後期課程	8	24
	機械システム専攻	博士課程前期課程	155	310		機械システム専攻	博士課程前期課程	155	310
		博士課程後期課程	11	33			博士課程後期課程	11	33
都市システム専攻	博士課程前期課程	145	290	都市システム専攻	博士課程前期課程	145	290		
小計	—	565	1,170	小計	—	565	1,170		
国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120	国際関係研究科	国際関係学専攻	博士課程前期課程	60	120
		博士課程後期課程	10	30			博士課程後期課程	10	30
政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80	政策科学研究科	政策科学専攻	博士課程前期課程	40	80
		博士課程後期課程	15	45			博士課程後期課程	15	45

言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120	言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	修士課程	60	120
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140	テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程前期課程	70	140
		博士課程後期課程	10	30			博士課程後期課程	5	15
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	35	70	スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25	50
		博士課程後期課程	8	24			博士課程後期課程	8	24
映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20	映像研究科	映像専攻	修士課程	10	20
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	250	500	情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200	400
		博士課程後期課程	15	45			博士課程後期課程	15	45
生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300	生命科学研究科	生命科学専攻	博士課程前期課程	150	300
		博士課程後期課程	15	45			博士課程後期課程	15	45
先端総合学研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150	先端総合学研究科	先端総合学術専攻	一貫制博士課程	30	150
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	35	70	薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9			博士課程後期課程	3	9
	薬学専攻	4年制博士課程	3	12		薬学専攻	4年制博士課程	3	12
人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	75	150	人間科学研究科	人間科学専攻	博士課程前期課程	75	150
		博士課程後期課程	20	60			博士課程後期課程	20	60
食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40	食マネジメント研究科	食マネジメント専攻	博士課程前期課程	20	40
		博士課程後期課程	3	9			博士課程後期課程	3	9
デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20	40	デザイン・アート学研究科	デザイン・アート学専攻	修士課程	20	40
法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210	法務研究科	法曹養成専攻	専門職学位課程	70	210

究科	攻			
経営管 理研究 科	経営管理専 攻	専門職学位課程	80	160
	観光マネジ メント専攻	専門職学位課程	70	140
	小計	—	150	300
教職研 究科	実践教育専 攻	専門職学位課程	35	70
合計			2,182	4,749

第7条～第92条（現行どおり）

附 則（2026年1月23日 テクノロジー・マ  
ネジメント研究科テクノロジー・マネジ  
メント専攻博士課程後期課程、スポーツ健康科学研究  
科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、情  
報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課  
程および薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課  
程の入学定員変更に伴う一部変更）

1 この学則は、2027年4月1日から施行する。

2 変更後の第6条にかかわらず、2027年度のテク  
ノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジ  
メント専攻博士課程後期課程、スポーツ健康科学研  
究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、情報  
理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程、薬  
学研究科薬科学専攻博士課程前期課程ならびに2028  
年度のテクノロジー・マネジメント研究科テクノ  
ロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の収容定  
員および収容定員の合計は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	2027年 度	2028年 度
テクノロジー・マネジ メント研究 科	テクノロジー・マネジ メント専攻	博士課程後 期課程	20	25
スポーツ健 康科学研究 科	スポーツ健 康科学専攻	博士課程前 期課程	60	—
情報理工学	情報理工学	博士課程前	450	—

究科	攻			
経営管 理研究 科	経営管理専 攻	専門職学位課程	80	160
	観光マネジ メント専攻	専門職学位課程	70	140
	小計	—	150	300
教職研 究科	実践教育専 攻	専門職学位課程	35	70
合計			2,102	4,584

第7条～第92条（省略）

附 則（省略）

研究科	専攻	期課程		
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前	55	二
		期課程		
収容定員の合計			4,664	4,744

納付金等別表 1—1～5—6 (現行どおり)

納付金等別表 1—1～5—6 (省略)

学則変更の趣旨等を記載した書類（本文）

目次

ア 学則変更（収容定員変更）の内容 .....	2
イ 学則変更（収容定員変更）の必要性 .....	2
ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容 .....	5
(ア) 教育課程の変更内容 .....	5
(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容 .....	7
(ウ) 教員組織の変更内容 .....	9
(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容 .....	11

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

立命館大学は、「自由と清新」を建学の精神として設立され、第二次世界大戦後に「平和と民主主義」を教学理念として定めている。さらに2006（平成18）年には学校法人立命館の理念として「立命館憲章」を制定し、2026（令和8）年4月にその憲章を立命館が目指す姿勢を明確に位置づける形で改正した。

これらに基づき本学大学院では、大学院学則に「立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」ことを定めている。

また、本学では2030（令和12）年に向けた学園ビジョン達成に向けた「R2030チャレンジ・デザイン」において、「新たな価値を創造する次世代研究大学」および「イノベーション・創発性人材を生み出す大学」を二つの柱に掲げ、研究と教育の拡大的再結合を図るべく、3つの重点目標と5つのチャレンジ・デザインを設定し、立命館憲章の具現化を図っている。

このたび立命館大学大学院では、現在の社会からの要請に応えるとともに、高等教育機関に求められている責務を果たすため、2027（令和9）年4月より薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の教学改革に伴う入学定員および収容定員の変更、情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程およびテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の入学定員および収容定員の変更を以下のとおり行う。

研究科	専攻	課程	変更前		変更後	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	博士課程後期課程	5人	15人	10人	30人
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	博士課程前期課程	25人	50人	35人	70人
情報理工学研究科	情報理工学専攻	博士課程前期課程	200人	400人	250人	500人
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程	20人	40人	35人	70人
立命館大学大学院の総数			2,102人	4,584人	2,182人	4,749人

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

(1) テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程の収容定員増の必要性

近年、日本では急速な技術革新と社会構造の変化により、AI・IoT・ロボティクス・グリーンテクノロ

ジーなどの先端技術を活用し、持続可能な成長を実現するための人材育成が喫緊の課題となっている。特に、技術的知見と経営的判断力を兼ね備えた人材の不足が顕著であり、経済安全保障、サプライチェーンの強靱化、脱炭素社会の実現といった国家的課題への対応には、技術と経営を統合的に理解し推進できる人材が不可欠である。

内閣府が2025（令和7）年6月に公表した「統合イノベーション戦略2025」では、博士人材が多様な分野で活躍する社会の実現が明確に掲げられ、研究開発から産業化、政策立案まで、博士人材が果たす役割が拡大している。また、第7期科学技術基本計画においては、博士人材は様々な科学技術分野を横断的につなぐ人材や、科学技術と社会を結び付ける人材としての役割が強調されており、新技術立国を目指す我が国にとって、博士人材の更なる輩出と活躍促進は急務であると位置付けられている。これらの国家的施策と産業構造の変化を踏まえると、技術と経営を横断的に扱うMOT人材の必要性は、単なる一時的需要ではなく、社会基盤を支える長期的・構造的な要請であることが明らかである。加えて、企業における博士人材需要の増大や、社会人の博士学位取得者の増加を推進する国の大学院政策の強化、さらには大阪いばらきキャンパス（以下、「OIC」という。）周辺企業における高度専門職人材の育成需要の増加など、本研究科を取り巻く環境は博士後期課程教育の重要性を一層高めている。こうした背景から、テクノロジー・マネジメント研究科に対する社会的期待は今後さらに拡大していくと考えられる。

本学は「R2030 チャレンジ・デザイン」において、次世代研究大学の構築を重点目標に掲げており、世界水準の研究・教育の展開を目指して、大学院教育の質的・量的拡充を重要な戦略として位置づけている。特に、研究力の向上と教学の高度化を結びつける教育の展開においては、大学院を核とした研究機関としての大学の本質的な力を、質・量の両面で高めることが求められている。次世代研究大学の構想では、学部教育を大学院志向へと転換することが重視されており、いわゆるストレートマスターとともに、社会人教育の重要性にも言及されている。社会課題の現場に立つ者が、当事者として大学院で学ぶことは、多様な知的生産のかたちを支えるものとして、極めて大きな意義を有している。

テクノロジー・マネジメント研究科では、前期課程から後期課程への進学者とともに、OICへの移転から10年を経て、直近3年間では社会人学生が19人おり、ダイキン、パナソニック、積水ハウスなどのOIC周辺企業からも社会人学生を受け入れている。今次の学則変更は、こうした社会人教育のニーズに応えるものであり、テクノロジー・マネジメント研究科が「次世代研究大学」の実現に向けて貢献を果たすためのものである。

## （2）スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程の収容定員増の必要性

近年、人類の限界に挑戦するスポーツ競技の分野では、競技力向上や傷害予防といった観点から、トップアスリートやジュニアアスリートを対象とした高度な支援において、スポーツ健康科学の知見が必要不可欠となっている【資料1】。また、国民の身体活動量の低下、運動実施機会の減少に伴い、疾病構造も変化しており、教育現場や地域社会において、運動・スポーツへ触れる機会を創出し国民の行動変容を促すための取り組みが強く求められている【資料2】。さらに、本学では、「R2030チャレンジ・デザイン」において「次世代研究大学」を目指すことが掲げられている。とりわけ大学院においては、イノベーション創発性人材であり、かつ社会実装できる研究者の育成を目標としており、研究力の強化が重要な柱の一つとして据えられている。スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程に

においては、身体運動科学領域とスポーツ人文・社会科学領域の2領域を設定し、教育・研究を推進している。身体運動科学領域では、スポーツパフォーマンスを科学的アプローチにより解析し、また健康の維持・増進の科学的根拠となる研究を行っている。スポーツ人文・社会科学領域においては、スポーツに関わる哲学、教育学、コーチ学、栄養学、心理学、マネジメント等、スポーツの人文・社会科学に関する科学的知見を、定量的、定性的あるいは解釈学的なアプローチにより解明する研究を行っている。今後、社会的課題の解決に向けた研究の推進および次世代研究大学の実現には、研究活動の中心的担い手である博士課程の大学院生の質と量の向上が不可欠である。このような背景から、スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程の収容定員の増加を行う。

### (3) 情報理工学研究科博士課程前期課程の収容定員増の必要性

世界的に IT (情報技術) の進展は目覚ましく、IT 業界にとどまらず、あらゆる分野で IT が必要とされている。さらに、近年は DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進に伴い、IT 人材の需要が急速に高まり、IT 人材不足は年々深刻さを増している。経済産業省の予測によれば、2030 (令和 12) 年には最大で約 79 万人もの IT 人材が不足するとされている。また、IT 人材の平均年齢の高齢化も進むと見込まれており、IT ニーズの増加に伴う需給ギャップの拡大が懸念されている【資料 3】。

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の「DX 白書 2024」によると、2022 (令和 4) 年から 2024 (令和 6) 年の調査において、DX を推進する人材について「不足している」と感じている企業は、質・量の両面で 85% を超えている。その中でも、2024 (令和 6) 年は 2023 (令和 5) 年と比較して「量的不足」における「大幅に不足している」という回答はやや改善が見られたものの、「やや不足している」との回答を含めると、全体としては前年とほぼ変わらない状況にある。一方で「質的不足」は悪化しており、「やや不足している」の比率はほぼ横ばいである一方、「大幅に不足している」の比率が増加していることから、人材の質に関する不足は拡大傾向にあることが示されている。

このような人材市場の状況を踏まえ、大学としては、社会のニーズに積極的に応え、人材育成において量・質の両面で一層の取り組みが求められている【資料 4】。

本学では、「R2030 チャレンジ・デザイン」において「次世代研究大学」を目指すことが掲げられている。次世代研究大学では、「研究と教育の拡大再結合」を通じて「社会共生価値」を創出し、そのプロセスの中で学生を「イノベーション創発性人材」として育成することが求められている。

情報理工学研究科では発足以来、学部生に対して大学院進学を意識させる取り組みを継続的に行ってきた。2017 (平成 29) 年度の学部コース制への移行に伴い、大学院もコース制へ移行し学内進学者を学部・大学院で一貫して受け入れることができる体制を構築し、研究者および高度専門職業人の養成につなげている。

また、最近の生成 AI 技術の急速な進歩により、従来のホワイトカラーが担っていた仕事が AI に代替されるという予測が出始めている。Amazon や Microsoft などでは、プログラマーが担っていた業務の約 25% がすでに AI によって自動生成されており、特に初級レベルのソフトウェア開発業務が大きな影響を受けているという報告がある。一方で、AI の進化により新たな職種やスキルが求められるようになっており、単にコードを書く能力だけでなく、AI ツールを活用し、設計・検証・改善を行う能力が重視される時代へと移行しつつある。こうした状況の中で、学部レベルの知識や経験だけでは、急速に変化する技術環境に十分に対応

することは難しくなっている。特に近年、情報科学を含め、理系分野全般の就職市場において、企業は、学部卒業生より、大学院での研究活動を通じて培われる、理論的な洞察力、課題設定力、実証的な検証能力、さらには専門性を超えた俯瞰的な視点をもつ大学院修了生を中心に採用されてきた。この流れを受け、学生自身も従来のSE、技術職より研究開発職、国家公務員への志向が高まり、学部内の成績優秀者を中心に大学院進学希望（2022（令和4）年度139名、2023（令和5）年度149名、2024（令和6）年度163名、2025（令和7）年度186名、他大学進学希望者除く）が高まってきた。前出の社会的なニーズに応えるため、適切な定員増が必要とされる。

#### （4）薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の収容定員増の必要性

医薬品産業は国民の健康を支えるのみならず、国家の成長戦略の中核として位置づけられている。新型コロナウイルス感染症を契機に、ワクチンや治療薬の国内開発・供給の重要性が広く指摘され、「医薬品の安定供給」と「創薬力の強化」は政策上の優先課題となっている一方で、創薬人材の不足は深刻な問題であり、医薬品産業の国際競争力低下や新薬開発の停滞を招くことが危惧されている。厚生労働省による「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」【資料3】でも創薬人材確保の困難な状況が繰り返し指摘されている現状がある。

本学は「R2030 チャレンジ・デザイン」において、次世代研究大学の構築を重点目標に掲げており、世界水準の研究・教育の展開を目指して、大学院教育の質的・量的拡充を重要な戦略として位置づけている。特に、研究力の向上と教学の高度化を結びつける教育の展開においては、大学院を核とした研究機関としての大学の本質的な力を、質・量の両面で高めることが求められている。

立命館大学大学院薬学研究科は、2014（平成26）年に薬学専攻博士課程を、2020（令和2）年に薬科学専攻修士課程（2021（令和3）年に博士課程前期課程に課程変更）、2021（令和3）年に同博士課程後期課程を設置した。修士（博士課程前期）課程設置当初より、学士課程4年と修士（博士課程前期）課程2年の学修を見据えた教学を一貫して行っている。この取り組みにより、薬科学専攻博士課程前期課程の入学人数と入学定員充足率および収容定員充足率の推移はこの間、4年制の薬学部創薬科学科卒業生の7割以上が他大学院を含め修士課程に進学しており、結果として薬科学専攻博士課程前期課程の定員充足率は2021（令和3）年度以降常に150%を超えて安定して学生が確保できている状況である。

次世代研究大学として、研究機関としての本質的な力を質・量の両面で高めていくためには、コースワークを社会的により要請されている内容に刷新するカリキュラム改革とともに、より多くの高度な専門知識を持つ人材を育成でき、創薬分野をはじめとする需要の高い分野で活躍できる人材を輩出するべく定員増する必要がある。これにより、本専攻の教育プログラムをさらに充実させ、ひいては社会に貢献できることになる。

### ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

#### （7）教育課程の変更内容

##### （1）テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程

テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程では、収容定員増に伴ったカリキュラム改革は行わない。また、教育目標、カリキュラム・ポリシーおよび学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に

ついでの変更も行わない【資料6】。本研究科は2023（令和5）年度にカリキュラム改革を実施しており、後期課程の目的である研究者育成を実現するためにこれまでのカリキュラムの体系を整理して、一人ひとりの学生が個別、特定の研究分野、テーマに集中し、よりいっそう博士論文の作成に必要な高度な研究能力を獲得できるよう、修了要件やカリキュラム等の見直しを行っている。

なお、テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程の指導体制は、2025（令和7）年9月現在、教授でD〇合を有する指導教員が8名、博士課程後期課程在学生在が28人（2025（令和7）年度春学期修了予定者を除く）で、指導教員1名あたり平均3.5人の学生を担当しており、支障なく指導および教育研究活動を行っている。

これらの対応により、収容定員変更後もこれまでと同等以上の教学内容が担保されていると言える。

#### （2）スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程

スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程では、収容定員増に伴ったカリキュラム改革は行わない。また、教育目標、カリキュラム・ポリシーおよび学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）についての変更も行わない【資料7】。

スポーツ健康科学研究科は、2023（令和5）年度にカリキュラム改革を実施しており、その際、文理融合による知の統合、多様性を尊重する社会の実現、Society 5.0におけるデータ活用の進展といった社会的課題やニーズに応じ、修了要件の見直しや授業科目の変更を行っている。また、メディア授業を取り入れることにより「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現を図っている。スポーツ健康科学研究科では、カリキュラム改訂前の入学定員を定めた2010（平成22）年においては、M〇合を有する教員が20名であったのに対し、2026（令和8）年では24名と増加している。また、志願者ならびに入学者は近年増加傾向にあったが、現在も安定的に教育課程が運営できている。これらにより、収容定員増加による教育課程への影響はなく、変更前と同等以上の教育課程の内容を担保していると言える。

#### （3）情報理工学研究科博士課程前期課程

情報理工学研究科では、今回の収容定員変更にあわせたカリキュラム改革は行わない。また、教育目標、カリキュラム・ポリシー及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）についての変更も行わない【資料8】。

情報理工学研究科では、すでに2025（令和7）年度に、近年の情報工学分野の動向や研究科の特性、およびOIC移転を契機に、メディア授業に特化した新たな教学施設の利活用も視野に入れたカリキュラム改革を実施しており、このカリキュラム改革で、時代に即した授業科目の新設ならびに廃止はもちろんのこと、学部・研究科移転に伴い建設されたOICのH棟を中心とした教学ならびに研究活動を想定し、メディア授業を含めて科目設計した。この時、すでに情報理工学研究科の志願者ならびに入学者は増加傾向にあったが、現在も安定的に教育課程が運営できているため、今後も収容定員を増やした場合であっても定員変更前と同等以上の内容が担保されているといえる。

#### （4）薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程

薬学研究科は、薬学に関する高度な専門的知識および研究力ならびに強い使命感および高い倫理観を

備え、地域や社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としている。また、薬科学専攻博士課程前期課程は、薬科学の専門知識および研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的としている。

今次の改革においては、これまでの薬学研究科の人材育成目的と教育目標に大きな変更はないが、①薬学研究科2専攻(薬学専攻、薬科学専攻)、3課程(薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士課程前期課程、薬科学専攻博士課程後期課程)における3ポリシーの記載方法の統一②授業科目の改廃などを行っている【資料9】。

授業科目区分については、全体的な必要単位数は同じとしながら今次カリキュラム改革において専門科目の編成を一部変更したため、修了に必要な単位数は14単位で同じであるが、その構造については変更している【資料10】。専門科目については、総合科学である薬学・薬化学は大変幅広い研究領域からなり、求められる専門知識も多岐にわたるため、その領域を従前のカリキュラムと同じく「薬品分子創製化学」、「生体分子解析学」、「薬物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」の5つの領域としたうえで、各分野に対応する基盤的な知識および社会的に要請されている先端的な研究技術が取得できる授業科目の構成に刷新する。例えば、薬学や健康など多岐にわたるデジタル技術、AI・データサイエンス技術の基礎と応用について学ぶ「応用データサイエンス特論」、製薬企業や研究機関で活躍する研究者による、創薬の各段階の最新の技術や知見を学ぶ「医薬品開発特論」を新たに開講する【資料11】。

これらのことから、従来の枠組みを維持しつつ、最新の研究動向や社会的要請に対応した授業科目を追加することで教育内容を強化しており、変更前と同等以上の教育内容を担保していると言える。

#### (4) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

##### (1) テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程

今回、定員増を行うテクノロジー・マネジメント研究科については、人材育成目的および3ポリシーを変更しないことから、修了に必要な単位数等の変更はない。また、教育方法および履修指導方法についても変更を伴わない。

博士後期課程の修了要件としては、所定の研究科目を修得したうえで博士論文を提出し、審査および最終試験に合格することを求めている。博士論文提出に際しては、学位論文に直接または間接に関連する研究成果を査読付学術誌論文として掲載または掲載許可されていることを必須とし、筆頭著者の査読論文を2本以上(早期修了の場合は3本以上)とする基準を設けている。加えて、国際学会等における発表や英語能力の証明を求め、国際的な研究遂行能力を担保している。

研究指導については、研究指導科目「特別研究I～VI」を中心として体系的かつ継続的な研究指導を行い、主指導教員による個別指導に加え、必要に応じて副指導教員を配置することで、多角的視点からの指導体制を確保している。また、構想発表会、予備審査会、本審査会、公聴会といった計4段階の審査を設け、研究科全体で進捗状況を把握しながら研究の質を保証している。

以上のとおり、収容定員が増加した場合であっても、変更前と同等の内容が担保されている。

##### (2) スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程

今回、定員増を行うスポーツ健康科学研究科については、人材育成目的および3ポリシーを変更しないことから、修了に必要な単位数の構造についても変更はない。また教育方法および履修指導方法についても、変更を伴わない。

現在、博士課程前期課程においては、基礎科目12単位、展開科目18単位、演習科目20単位の授業科目を設け、その中で合計30単位以上の修得を修了要件としており、これらの授業科目において、専門的知識の深化、主体的な演習、グローバルな視点の醸成を図っている。また、授業実施形態についてもオンデマンド授業が有効であると考えられる授業回についてはオンデマンドを積極的に活用し、学生にとってはじっくりとした学修が可能となっている。さらに、多くの授業科目は複数の教員による担当体制をとっており定員増が行われた場合においても十分に対応可能であると考えられる。

研究指導に関しては、大学院入試の段階で指導教員を決定し、指導教員とともに研究計画書を作成している。これにより、入学直後から円滑に研究活動を開始できる体制を整えている。さらに、演習科目の中で「研究指導」を設定することで確実な指導時間を確保するとともに、各セメスター開始時期および終了時期に、研究指導計画書の提出、研究構想発表会、研究中間報告会、口頭試問や公聴会等を設け、研究科全体で研究の進捗を確認できる体制をとっている。論文審査においては、指導教員に加え、近接領域の教員および異分野領域の教員を副査として配置し、文理融合による知の統合のさらなる高度化を図っている。

### (3) 情報理工学研究科博士課程前期課程

今回定員増を行う情報理工学研究科情報理工学専攻は、カリキュラム改革を実施しないことから、人材育成目的および3ポリシーは変更せず、修了に必要な単位数も変更を行わない。また、それぞれ教育方法および履修指導方法にも変更はない。

情報理工学研究科では、自然科学における知識・技術経営の知識習得（共通科目）、情報理工学の各専門領域における授業科目（固有専門科目）を設定し、論理的な文章力・プレゼンテーション能力の養成、ならびに専門領域における問題設定・解決能力を身に付けるための授業科目（研究指導科目）を設定している。授業科目の比重が過大になって研究時間が圧迫されることがないように配慮する目的で、学内進学学生の多くが早期履修制度を利用しており、入学前に講義科目を受講することにより大学院入学後の時間的負担を軽減している。なお、早期履修制度や講義科目の履修については、所属研究室の指導教員から研究活動に沿った履修指導を実施している。

研究指導科目の実施方法は、入学時期（4月もしくは9月）にあわせて入試の段階で所属の研究室ならびに研究指導教員を決定する。入試の段階で研究指導教員とともに研究指導計画書を作成し、入学直後から修了年度にかけて、毎年度研究指導計画書をもとに、研究指導計画の見直しを行っている。以下の方法により研究指導計画を研究指導教員と学生の間で共有している。

[A] 学生は、指定された様式で研究指導計画書案を作成する。

[B] 指導教員は研究指導計画書案をもとに学生と個別面接を行い、研究計画を双方で確認したうえで、「研究指導計画書」を作成する。

[C] 面接後の研究指導計画書を学生と共有したのち、教員は事務室に提出する。研究指導計画書の運用により研究の目的、課題、方法、進捗状況などを教員、学生間で共有することができ、学会発表など

の成果発信へ向けた計画を策定するなど研究に関するモチベーションを維持・向上することにつながっている。なお修了要件に関わる修士学位申請については、主査・副査で2名以上の審査委員会の体制を取ることを内規で定めている。さらに修士論文についての申し合わせを定めて、学生規模に関わらず質保証に努めている。

教員の指導体制も充分であり、以上の取り組みからも、収容定員が増加した場合であっても定員変更前と同等以上の内容が担保されているといえる。

#### (4) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程

今回定員増を行う薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程については、人材育成目的および3ポリシーを抜本的には変更しないが、専門科目の構成を一部変更していることから、修了に必要な単位数は14単位で同じであるが、その構造について変更している【資料10】。

教育方法および履修指導方法には変更はなく、現在の教育方法および履修指導方法を継続していく。大学院講義科目は専任教員が担当しており、2025（令和7）年度の専任率は100%である。

研究指導の実施方法は、入試の段階で所属の研究室ならびに研究指導教員を決定する。指導教員は、原則として年度初めに、学修要覧等に明示されている論文執筆のスケジュールを確認しつつ学生と面談を行い、学生自身の主体的な研究計画をもとに、薬学研究科が指定する様式に従って研究指導計画書を作成する。研究指導計画書には、研究倫理審査への申請、研究倫理に関する各種講習会の受講、学会参加、各種キャリアパス推進事業への活用等、研究の進捗の指標となるものを可能な範囲で記載することとしており、指導教員は、作成した研究指導計画書を当該学生に明示のうえ、研究科長に提出を行う。

学生は、研究科単位で実施する「修士論文中間発表会」、研究科全体で実施する「修士論文年度研究発表会」を踏まえて、論文をブラッシュアップし、2回生末に「博士論文公聴会」を経て学位審査をうける【資料12】。修了要件に関わる修士学位申請については、主査と副査の2名以上で構成される審査委員会の体制をとっている。

教員の指導体制も充分であり、これらのことから収容定員が増加した場合であっても定員変更前と同等以上の内容が担保されているといえる。

#### (ウ) 教員組織の変更内容

##### (1) テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程

2026（令和8）年4月1日現在のテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻の教員は教授8名、准教授4名であり、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定されている基準数（研究指導教員5名、研究指導教員と研究指導補助教員を合わせて9名以上）を上回っている。また、テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程の指導体制は、2025（令和7）年9月現在、教授でD○合を有する指導教員が8名、博士課程後期課程在学生在が28人（2025（令和7）年度春学期修了予定者を除く）で、指導教員1名あたり平均3.5人の学生を担当しており、支障なく指導および教育研究活動を行っている。今回のテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程の収容定員増により、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数は9名（うち教授4名）となる。収容定員増後において必要とされる教員数についても、定員が増加しても基準数を十分に上回っており、

必要な教員組織を担保している。

#### (2) スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程

現在のスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻の研究指導教員は24名であり、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定されている基準数（8名）を上回っている。今回のスポーツ健康科学研究科の収容定員増加により、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数は24名（うち教授19名）となる。収容定員増後において必要とされる教員数についても、定員が増加しても基準数を十分に上回っており、必要な教員組織を担保していると言える。

現在、スポーツ健康科学研究科において、MO合を有する教員数は24名である。現行の収容定員（25名）の設定は、スポーツ健康科学研究科が設置された2010（平成22）年であり、その時のMO合を有する教員人数は20名であった。この間、MO合の教員配置を計画的に進めてきており、指導のための人的資源は設立当初以上といえる。S/T比についてみると、定員増を行った場合は、2.91人であり、教育の質は十分に担保できる教員体制となっているが、今次の入学定員増後もS/T比の維持につとめる。

これらにより、従来から十分な数の教員が組織されていたため、スポーツ健康科学研究科の収容定員を増加した場合であっても、同等の教員組織が担保されているといえる。

#### (3) 情報理工学研究科博士課程前期課程

現在の情報理工学研究科情報理工学専攻の研究指導教員は54名であり、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定されている基準数（29名）を上回っている。今回の情報理工学研究科情報理工学専攻の収容定員増加により、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数は36名（うち教授24名）となる。収容定員増後において必要とされる教員数についても、定員が増加しても基準数を十分に上回っており、必要な教員組織を担保していると言える。加えて、定員が500名になった場合、現在の54名の教員体制においてS/T比は9.26となり、これらにより、従来から十分な数の教員が組織されていたため、情報理工学研究科の収容定員を増加した場合であっても、同等の教員組織が担保されているといえる。

#### (4) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程

現在の薬学研究科薬科学専攻の研究指導教員は28名（うち教授21名）であり、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定されている基準数8名（うち教授6名）を上回っている。今回の薬学研究科薬科学専攻の収容定員増加により、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数は8名（うち教授6名）であり、収容定員増後において必要とされる教員数についても基準数を十分に上回っており、必要な教員組織を担保していると言える。また定員増後のS/T比は定員増前の1.43人から2.5人となるが、教育の質は十分に担保できる教員組織となっている。

これらにより、従来から十分な数の教員が組織されていたため、薬学研究科薬科学専攻の収容定員を増加した場合であっても、同等の教員組織が担保されているといえる。

## (エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

今般の収容定員変更に関して、施設・設備に大きな変更は生じない。そのため、収容定員変更後も、各キャンパスの収容力においても機能面においても不足は生じず、他学部等に与える影響もない。収容定員変更に関係する研究科専攻の施設・設備の変更内容は、以下の通りである。

### (1) テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程

テクノロジー・マネジメント研究科が設置される OIC の施設、設備等を使用する。OIC は今回の収容定員増に伴う施設・設備の変更は実施しない。

OIC には学部では経営学部、政策科学部、情報理工学部、総合心理学部、映像学部、グローバル教養学部が、研究科ではテクノロジー・マネジメント研究科の他に、経営学研究科、政策科学研究科、情報理工学研究科、映像研究科、人間科学研究科、経営管理研究科が設置されている。

テクノロジー・マネジメント研究科の開講する科目の授業は、主に「A 棟」の小教室（定員 20 名・常時 10 部屋使用可能）で行っている。入学定員 5 名から 10 名に増加させた場合においても対応可能な状況にある。また、博士課程後期課程の大学院生用の共同研究室としては「大学院共同研究室 5」を使用している。この「大学院共同研究室 5」は約 140 m<sup>2</sup>の広さが確保されている。

教員研究室は「A 棟」9 階に 10 室を確保する。事務室、研究科長室、応接室、会議室等の学部運営施設は「A 棟」1 階を利用する。

これらにより、収容定員の変更後も OIC の他学部、他研究科も含めて変更前と同等の施設条件が整っていることとなる。

### (2) スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程

スポーツ健康科学研究科が設置されるびわこ・くさつキャンパス（以下「BKC」という。）の施設、設備等を使用する。BKC は今回の収容定員変更に伴う施設・設備の変更は実施しない。BKC には、学部では、経済学部、理工学部、生命科学部、薬学部、食マネジメント学部が、研究科では経済学研究科、理工学研究科、生命科学研究科、薬学研究科、食マネジメント研究科が設置されている。

スポーツ健康科学研究科の開講する科目の授業は、主に「ラルカディア」にて行っており、教室数は小教室（定員42名）30室、中教室（定員81名）2室、大教室（定員287名）3室となっている。これにより、入学定員25名から35名に増加させた場合においても対応可能な状況にある。また、研究や実習は、「インテグレーション・コア」に設置されている実験室・実習室にて行い、博士課程前期課程の大学院生用の共同研究室としては「院生研究室1」を使用している。この「院生研究室1」は約140m<sup>2</sup>の広さが確保されている。

教員研究室は「インテグレーション・コア」5・6階に30室を確保する。事務室、執行部(役職者)執務室、応接室、会議室等の学部運営施設は「アドセミナリオ」1階および「インテグレーション・コア」2階を利用する。

今後、「クリエーションコア」への実験室拡大（4 部屋）、「アクロスウイング」へ研究室の更なる拡大（4 部屋）を予定しており、定員変更前の施設・設備と比較して、同等以上の内容が担保されていると言える。

### (3) 情報理工学研究科博士課程前期課程

情報理工学研究科が設置されるOIC（大阪府茨木市）の施設、設備等を使用する。OICは今回の収容定員変更に伴う施設・設備の変更は実施しない。

OICには、学部では、情報理工学部のほかに経営学部、政策科学部、総合心理学部、映像学部、グローバル教養学部が、研究科では情報理工学研究科の他に、経営学研究科、政策科学研究科、テクノロジー・マネジメント研究科、映像研究科、人間科学研究科、経営管理研究科が設置されている。

情報理工学研究科は2024（令和6）年にBKCからOICへ移転してきた。BKCにあった学部基本棟は総面積約2万㎡（19,972.12㎡、教室、事務室の執務スペースを含む）であったが、OICにおいて、学部占有面積15,683㎡を確保、別途教室のべ3,440㎡を整備、さらに共有面積14,474㎡を有し、移転前と比べ、面積が大きくなった。また、今次の増員に、移転時、学部将来構想のために、整備される120㎡面積の部屋を大学院教育にふさわしい実験室と演習室に新たに整備した。

情報理工学研究科が開講する授業は主に「H棟」にて行う。キャンパス内には、教室棟に加えて、OICライブラリー、コモンズ、保健センター、体育館等が設置されている。

H棟5階から9階に情報理工学部・情報理工学研究科ゼミスペースや大学院演習室が配置されていることに加え、共同実験室18室を整備した。

教員研究室は「H棟」5階から9階に99室を確保する。加えて、助教用の共同研究室3室（計24名収容）を整備されている。事務室、執行部（役職者）執務室、応接室、会議室等の学部運営施設は「A棟」1階を利用する。

これらにより、収容定員の変更後でもOICの他学部、他研究科も含めて変更前と同等の施設条件が整っていることとなる。

### (4) 薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程

薬学研究科が設置されるBKCの施設、設備等を使用する。BKCは今回の収容定員変更に伴う施設・設備の変更は実施しない。BKCには、学部では薬学部の他に、経済学部、理工学部、生命科学部、スポーツ健康科学部、食マネジメント学部が、研究科では薬学研究科の他に、経済学研究科、理工学研究科、生命科学部研究科、スポーツ健康科学研究科、食マネジメント学研究科が設置されている。

BKCは既設学部等との共同利用の施設として、社会科学系の「メディアライブラリー」および理工学系の「メディアセンター」の2つの図書館、講義室、情報教室、食堂施設、保健センター、学生交流施設、セミナーハウス等が整備されている。事務室、執行部（役職者）執務室、応接室、会議室等の学部運営施設は「サイエンスコア」を利用する。

薬学研究科の教員研究室は「サイエンスコア」、「バイオリンク」、「カラーニングハウスⅡ」に28室を確保する。また、大学院研究室も27室確保している。今回の収容定員変更により、薬学研究科の収容定員は40名から70名となるが、教員研究室への配属も1研究室あたり1~2名増える程度で影響もほとんどなく、十分な施設・設備を備えている。さらに、2025（令和7）年7月のBKC将来構想検討委員会において、情報理工学部移転後のクリエイションコアの活用にあたり、薬学部は院生共同研究室（120㎡）を整備することで研究活動に必要な座席数を確保するとともに、教員研究室・講師室4室と大学院研究室を4室確保する予定となっている。これらのスペースは2028（令和10）年4月からの利用開始

が予定されている。2027（令和9）年度は収容定員増により15名増加するが、既存施設で対応可能であり、完成年度には、収容定員増に対して十分な研究環境を提供することが可能であると考えられる。

これらにより、収容定員の変更後もBKCの他学部、他研究科も含めて定員変更前と同等以上の施設条件が整っていることとなる。

以上

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類（資料）

### 資料目次

資料 1	第 3 期スポーツ基本計画（2 頁、5 頁、21 頁）	2
資料 2	スポーツ経営人材の育成・活用における現状・課題（1 頁～2 頁）	6
資料 3	IT 人材の「不足規模」に関する推計結果（7 頁）	8
資料 4	デジタル時代のスキル変革等に関する調査（2024 年度）企業調査報告書（16 頁）	9
資料 5	医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会報告書	10
資料 6	テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程の人材育成目的・3 ポリシー	49
資料 7	スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程の人材育成目的・3 ポリシー	51
資料 8	情報理工学研究科博士課程前期課程の人材育成目的・3 ポリシー	53
資料 9	薬科学専攻博士課程前期課程の人材育成目的、教育目標、3 ポリシー	55
資料 10	薬科学専攻博士課程前期課程修了要件、修了に必要な単位数の構造	59
資料 11	薬科学専攻博士課程前期課程 2027 年度カリキュラム科目一覧(新旧対照表)	60
資料 12	立命館大学大学院薬学研究科学習要覧（30 頁～32 頁）	61

「学則の変更の趣旨等を記載した書類」 資料1 (2 ページ)

1. 書類等の題名

第3期スポーツ基本計画 (令和4年3月25日)

2. 出典

スポーツ庁

3. 引用範囲

[https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299\\_20220316\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_2.pdf) (1-2、4 - 5 頁ページ)

「学則の変更の趣旨等を記載した書類」資料2 (6 ページ)

1. 書類等の題名

スポーツ経営人材プラットフォーム協議会 (第1回:平成28年10月6日) 配付資料  
資料4 スポーツ経営人材の育成・活用における現状・課題

2. 出典

スポーツ庁

3. 引用範囲

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/011\\_index/shiryo/\\_\\_icsFiles/afie1dfile/2016/10/13/1378056\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/011_index/shiryo/__icsFiles/afie1dfile/2016/10/13/1378056_1.pdf) (1-2 ページ)

「学則の変更の趣旨等を記載した書類」資料3（8 ページ）

1. 書類等の題名

IT 人材の最新動向と将来推計に関する調査結果

2. 出典

経済産業省

3. 引用範囲

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/daiyoji\\_sangyo\\_skill/pdf/001\\_s02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/daiyoji_sangyo_skill/pdf/001_s02_00.pdf)（7 ページ）

「学則の変更の趣旨等を記載した書類」資料4（9 ページ）

1. 書類等の題名

デジタル時代のスキル変革等に関する調査（2024年度）全体報告書

2. 出典

独立行政法人情報処理推進機構

3. 引用範囲

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/chousa/tb15kb000000a7iv-att/skill-henkaku2024-zentai.pdf>（16ページ）

「学則の変更の趣旨等を記載した書類」資料5（10 ページ）

1. 書類等の題名

医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会報告書（案）

2. 出典

厚生労働省 医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会

3. 引用範囲

<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001103938.pdf>

## 【資料6】

テクノロジー・マネジメント研究科 博士課程後期課程の人材育成目的・3ポリシー

### 1. 人材育成目的

テクノロジー・マネジメント研究科は、科学技術の価値を理解し、未来をデザインすることを通じて、社会発展に寄与する知識や技能・能力を持った人材を養成することを目的とする。

企業などにおける実践を普遍的、体系的概念や方法論に昇華し形式知化する研究者の育成を目指す。技術者・経営者など、技術経営の実践者としての経験を学問研究の場にフィードバックし、企業などにおける実践を普遍的、体系的概念や方法論に昇華し形式知化し、グローバルに活躍できる自由にして進取の気風に富んだ人材を育成する。

### 2. ディプロマポリシー

テクノロジー・マネジメント研究科は、科学技術の価値を理解し、社会発展に寄与する知識や技能・能力を持った人材を育成することを目的とし、下記のとおり修了時点において学生が身につけるべき能力（教育目標）を定める。

これらの能力の獲得は、研究科の各教育課程が規定する所定単位の修得と下記の各課程における学位論文評価基準に基づく審査の合格により、その達成とみなし、前期課程においては修士学位、後期課程においては博士学位を授与する。

〈大学院生が修了時に身につけておくべき能力＝教育目標〉

#### 【知識・理解】

A. 技術経営に関する高度な理論、概念及び方法論を習得し、その意義と役割を理解する。

#### 【思考・判断】

B. 研究開発、事業活動、知的資産活用などにおける問題点や課題を見出し、かつ高度な問いを立て、新規性の高い事項を発見することができる。

C. 産業社会における課題解決とイノベーション促進のために高度な戦略、解決策を立案し、提案できる。

### 3. カリキュラム・ポリシー

テクノロジー・マネジメント研究科は、研究科の人材育成目的達成のため、下記のような教育課程を編成する。

テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程では、研究科の教育目標である「技術経営に関する高度な理論、概念及び方法論を習得するために必要な学力」を身につけるために、技術経営の研究者ならびに高度な知識を有する専門家として、新たな価値創造をリードするためのアカデミックな視点と、グローバル社会の中核人材として戦略的・理論的な思考に基づいて行動を実践する視点の両

面から学生の研究を推進している。このために、特別研究科目において、調査・分析を含めた博士論文作成のための指導を行うとともに一人ひとりの学生の特定の研究分野とテーマについて計画的に研究を支援する。

#### 4. アドミッション・ポリシー

##### 【知識・理解】

A. 新たな価値創造をリードするためのアカデミックな視点での研究を推進することから、技術経営に関する高度な理論、概念 及び方法論を習得するために必要な学力を有する人材を受け入れる。

##### 【思考・判断】

B. 研究開発、事業活動、知的資産活用などにおける問題点や課題を見出し、かつ高度な問いを立て、新規性の高い発見をしたいと考える人材を受け入れる。

C. 中核人材として戦略的・理論的な思考に基づいて行動を実践する視点での研究を推進することから、産業社会における課題解決とイノベーション促進のために高度な戦略、解決策を立案し、提案をしたいと考える人材を受け入れる。

## 【資料7】

### スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程の人材育成目的・3ポリシー

#### 1. 人材育成目的

博士課程前期課程は、スポーツ健康科学の教育・研究における智の融合を通して、人々の健康、幸福な社会、ならびに平和な世界を創造するとともに、スポーツ健康科学に関する専門性を有し、志高く未来を拓く人材を育成することを目的とします。

#### 2. アドミッション・ポリシー

スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程では、教育目標を達成するために、以下のような人材を求めます。

1. 論理的に考える力および基礎的教養を身につけ、スポーツ健康科学分野の基礎的知識を有する者。
2. 多様な価値観を持った人々及び異分野の人々と融合した学びに、意欲的に取り組み、研究成果を社会に還元することに意欲を持つ者。
3. スポーツ健康科学分野に関する専門的知識を活用し、多様な人々との協働及び異なる研究分野を融合して、社会貢献につながる問題解決を担うことに主体的に挑戦する意志を持つ者。
4. 自身の持ち味を理解し、自身の持っている人間的魅力を発揮できる者。

#### 3. カリキュラム・ポリシー

スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程では、教育目標を達成するために、以下の教育課程を編成しています。また、スポーツ健康科学分野の専門的知識を獲得するために、「スポーツ健康科学専攻」の1専攻、「身体運動科学領域」及び「スポーツ人文・社会科学領域」の2領域を設定しています。

##### (1) 身体運動科学領域

スポーツ・パフォーマンスを科学的アプローチにより解析する教育・研究、あるいは健康の維持・増進を科学的根拠に基づき解明する教育・研究を行います。

##### (2) スポーツ人文・社会科学領域

スポーツに関わる哲学、教育学、コーチ学、栄養学、心理学、マネジメント等、スポーツの人文社会科学に関する科学的知見を、定量的、定性的、あるいは解釈学的なアプローチにより解明する研究を行います。

1. 研究を遂行するために必要となる、各領域の専門的な知識や研究成果発信のスキルを基礎科目に設定します。
2. 異なる分野を融合(文理融合)させ、新たな価値観を生み出すことができる力を獲得するための文理融合科目を設定します。

3. 最先端の研究への挑戦と修士論文の執筆のために、演習科目（演習および研究指導）を設定します。

4. 研究成果を社会還元するために、国際連携、地域連携、国内外のスポーツ健康産業界と連携したキャリア形成科目を設定します。

なお、中学校および高等学校教諭一種免許状（保健体育）を所有している場合には、本研究科の課程修了と同時に同一校種の専修免許状取得が可能なカリキュラムとしています。

#### 4. ディプロマ・ポリシー

スポーツ健康科学研究科博士課程前期課程では、人材育成目的の達成に向けて、以下の通り修了時点において学生が身につけるべき能力（教育目標）を定めます。所定の単位の修得および本研究科博士課程前期課程が定める論文評価基準に基づく審査に合格することをもって教育目標の達成とみなし、修士（スポーツ健康科学）の学位を授与します。

1. 論理的に考える力および高い教養を身につけ、スポーツ健康科学分野の専門的知識を理解して活用することができる。
2. スポーツ健康科学分野に関する専門的知識を活用し、多様な人々との協働及び異なる研究分野を融合して、社会貢献につながる問題解決を担うことができる。
3. スポーツ健康科学分野に関する専門的知識を活用し、責任を持って社会課題を解決していくために、高い志にむかって主体的に挑戦することができる。
4. 自分が属する組織並びに社会の魅力及び価値を高めるために、自分の魅力を発揮するとともに他者の魅力を生かしながら、研究成果を社会に還元することができる。

## 【資料 8】

### 情報理工学研究科博士課程前期課程の人材育成目的・3 ポリシー

#### 1. 教学理念

最先端の情報科学技術とその応用分野の教育・研究を通じて、幅広い視野と高度な専門性を持ち、社会的課題を自ら発見するとともに革新的に解決できる研究者および高度専門技術者を育成する。また、人類の幸福と平和の実現のため、国際的に卓越した教育・研究を推し進め、人と自然との調和に基づいた真に豊かな社会の創造に貢献する。

#### 2. 人材育成目的

情報理工学研究科は、情報学の高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

情報理工学専攻博士課程前期課程は、情報処理、ネットワークおよびシステムの構築の基盤技術、情報メディア、人および知能におよぶ応用技術、情報技術の最先端領域に至る理論および技術ならびに倫理に関する知識、問題分析能力、問題解決能力ならびにコミュニケーション能力を備え、情報化社会の課題に取り組んで解決し、国内外で活躍できる研究者および高度専門職業人を養成することを目的とする。

#### 3. ディプロマ・ポリシー

情報理工学専攻博士課程前期課程では、人材育成目的を踏まえ、修了時点において大学院生が身につけておくべき能力（教育目標）を次のように定めている。これらの能力の獲得は、情報理工学研究科が定める所定単位の修得と博士課程前期課程における学位論文評価基準に基づく審査を合格することにより、その達成とみなし、修士学位を授与する。

1. 自然科学および専門領域における確かな知識と技術と研究能力を備えている。
2. 論理的な文章力、プレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力を備えている。
3. 情報化社会の課題に対して、研究者・技術者としての責任と倫理観をもって取り組むための、専門領域における問題設定・分析・解決能力を備えている。
4. 国際社会の一員として活躍できるように、グローバルな視野と異文化に対する理解を有している。

#### 4. カリキュラムポリシー

情報理工学専攻博士課程前期課程では、教育目標を踏まえ、情報処理、ネットワークおよびシステムの構築といった基盤技術から、情報メディアや人、知能などの専門領域について、「共通科目」、「固有専門科目」、「特殊研究科目」を科目分野として設定している。これらの科目の継続的で総合的な履修により、自然科学および専門領域における確かな知識と研究手法を体系的に学修できるカリキュラムを編成し、教育目標を達成する。教育目標の各項目に対する各科目の設定意義は次のとおりである。

1. 自然科学および専門領域における確かな知識と研究能力を身につけるために、「共通科目」と「固有専門科目」を設定している。「共通科目」では、自然科学における確かな知識や技術経営、知的財産マネジメント等に関する知識を習得する。「固有専門科目」では、情報理工学の各専門領域における確かな知識と研究を遂行する能力を習得する。

2. 論理的な文章力、プレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力を身につけるために、「特殊研究科目」を設定している。「特殊研究科目」は、ゼミを主体とした小集団科目で、研究内容を日英両言語で論理的に表現することやプレゼンテーションに取り組む。
3. 研究者・技術者としての責任を自覚した上で、専門領域における問題設定・解決能力を身につけるために、「特殊研究科目」では、専門領域における問題設定・解決に取り組む。
4. 国際社会の一員として活躍できるように、グローバルな視野と異文化に対する理解を深めるために、「共通科目」および「固有専門科目」のうちグローバル科目（英語開講科目）において、英語での講義やグループ・ディスカッションやプレゼンテーションに取り組む。

#### 5. アドミッション・ポリシー

情報理工学専攻博士課程前期課程では、人材育成目的を踏まえ、以下のような能力や意欲を持つ者の入学を期待する。

1. 博士課程前期課程において研究を進める上で必要となる基礎的学力を身につけている者
2. 計画に基づいて、研究活動を進めることができる者
3. 正しい倫理観、創造的問題発見能力、問題分析能力、問題解決能力を高めることに強い意欲を持つ者
4. 自己の考えや研究成果を国内外で発表することに強い意欲を持つ者

【資料9】

＜薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の人材育成目的、教育目標、3ポリシー＞

旧	新
<p>人材育成目的</p> <p>本研究科は、薬学に関する高度な専門的知識および研究力ならびに強い使命感および高い倫理観を備え、地域や社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>薬科学専攻博士課程前期課程は、薬科学の専門知識および研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。</p>	<p>人材育成目的</p> <p>変更無し。</p>
<p>入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>本専攻の人材育成目的と教育目標に共感し、本専攻で学ぼうとする強い意志を持った学生を求める。このため、入学時点において以下の学力、関心等を有することを求める。</p> <p>① 自然科学および関連領域における基礎的な知識を有し、科学的な思考力を持つ者。</p> <p>② 課題探求心、社会性およびコミュニケーション能力を有する者。</p> <p>③ 医薬品創製および関連分野において基礎研究、臨床開発および衛生行政に携わり、国際的に活躍することを強く志望する者。</p>	<p>入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p><u>薬科学専攻の人材育成目的と教育目標に共感し、本専攻で学ぼうとする強い意志を持った学生を求める。このため、入学時点において以下の学力、関心等を有することを求める。</u></p> <p>① 自然科学および関連領域における基礎的な知識を有し、科学的な思考力を持つ者。</p> <p>② <u>社会性とコミュニケーション能力を備え、課題探究心を有する者。</u></p> <p>③ <u>医薬品開発に関わって、基礎研究、臨床開発、製造・品質管理および衛生行政に携わり、国際的に活躍することを強く志望する者。</u></p>
<p>教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>医薬品創製のプロセスは、創薬標的となる機能性分子としてのタンパク質や疾患遺伝子に由来する核酸など生体高分子の研究に始まり、薬の候補となる化合物の探索や有機合成、また細胞や動物を用いた薬物動態や安全性評価の研究など幅広い研究領域からなるため、必要とされる専門知識も多岐にわたる。そのため、上記プロセスを大きく5つの分野、「薬品分子創製化学」、「生体分子解析学」、「薬物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」に分類し、専門分野に応じた基盤的な知識および先端的な研究技術が取得できる教育体制とした。薬品分子創製化学分野は有機</p>	<p>教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p><u>薬科学専攻博士課程前期課程では、教育目標を踏まえ、次のような教育課程編成を行う。科目分野として、「専門科目」と「薬科学研究科目」を置き、これらの科目を体系的に学修することによって、教育目標が達成される。なお、各科目の設定意義は下記の通りである。</u></p> <p><u>1.「専門科目」は、総合科学としての薬学における確かな知識を養成するために、「コア」と「選択」に分けて配置する。医薬品の創製と技術革新により医療の発展を目指す薬科学は幅広い研究領域からなり、求められる専門知識も多岐にわたるため、「薬品分子創製化学」、「生体分子解析学」、「薬</u></p>

化学、生薬学、天然物化学を、生体分子解析学分野は物理化学、分析化学、衛生化学を、薬物動態解析学分野は薬剤学、製剤学、安全性評価学を、生体機能薬学分野は生化学、衛生化学を、薬物作用解析学分野は薬理学、有効性評価学を、それぞれ基盤としたテーマを主要な研究対象とする。本研究科 薬科学専攻博士課程前期課程の学生は、入学時にいずれかの研究分野を選択のうえ、主担当教員による「特別実験」の他、必要に応じて関連分野の複数の教員による助言を受けながら、5つの研究分野を中心に履修・研究を進め、必要な専門知識を習得することとする。上記の教育目標ごとに、その達成に資する教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を以下のとおり置く。

教育目標①「薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の専門知識を有する。」を達成する。

医薬品創製のプロセスは、創薬標的となる機能性分子としてのタンパク質や疾患遺伝子に由来する核酸など生体高分子の研究に始まり、薬の候補となる化合物の探索や有機合成、また細胞や動物を用いた薬物動態や安全性評価の研究など幅広い研究領域からなるため、必要とされる専門知識も多岐にわたる。それら医薬品創製の基盤となる専門知識として、専門科目（コア）（「薬品分子創製化学特論」、「生体分子解析学特論」、「薬物動態解析学特論」、「生体機能薬学特論」、「薬物作用解析学特論」など）を配置する。医薬品の製剤化、安全性評価や医薬品創製に関わる臨床分野の専門知識として、専門科目（選択）（「創剤学特論」、「医療情報分析学特論」、「医薬品安全評価学特論」、「臨床治療学特論」、「生活習慣病特論」など）を配置する。5研究分野では、各分野に応じた高い専門知識を修得するための履修を促すが、学問の過度の専門化に陥ることなく幅広い視野から研究を推進できるように、分野横断型の知識の修得も可能にする。講義科目の評価は授業への貢献度等

物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」の5分野に分け、各分野に対応する基盤的な知識および先端的な研究技術が取得できる教育体制とした。各分野名を冠した5つの講義科目に加え、企業活動における倫理や法規制、知的財産戦略の専門知識を涵養する科目として「研究開発・知的財産特論」を、国内の衛生行政の仕組み、公衆衛生や食品衛生に関わる法規制、開発途上国の保健状況についての専門知識を醸成する科目として「公衆衛生・国際保健特論」を、グローバル化が進む医薬品創製の分野において国際的な展開力を身につけるための「専門英語」を「コア」として配置する。また、新規医薬品の設計・開発・評価などに関わる「選択」を分野横断的に開講する。講義科目の評価は、授業への貢献度やレポート等により行う（平常点評価）。

2.「薬科学研究科目」は、専門領域における研究力と問題発見・解決能力、日本語によるプレゼンテーション能力を養成するために「演習」と「特別実験」に分けて配置する。「演習」では、学術情報の収集やプレゼンテーションなどアクティブラーニング型の教育を実施し、研究開発に必要な問題発見・解決能力、論理的思考能力、論理的な文章作成能力やプレゼンテーション力を育てる。評価は、授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションなどにより行う（平常点評価）。「特別実験」では、自らの研究課題についての専門知識を深め、研究開発に必要な高度な実験技術や高い倫理観を修得できる指導を行う。専攻全体や分野毎の報告会を設け、主担当教員の他に、必要に応じて関連分野の教員による助言が受けられる指導体制とする。評価は、授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションなどにより行う（平常点評価）。実践的応用として、国内外での学会やシンポジウムにて口頭発表やポスター発表を行うことを奨励する

<p>に基づく平常点評価とレポート等により行う。</p> <p>教育目標②「高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。」を達成する。</p> <p>医療の担い手となる人材は、他にもまして高い倫理観が求められる。企業活動における倫理や法規制、知的財産戦略の専門知識として、「研究開発・知的財産特論」を配置する。</p> <p>また、国内の衛生行政の仕組み、公衆衛生や食品衛生に関わる法規制、開発途上国の保健状況についての専門知識として、「公衆衛生・国際保健特論」を配置する。講義科目の評価は授業への貢献度等に基づく平常点評価とレポート等により行う。</p> <p>教育目標③「論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる。」を達成する。</p> <p>教育目標④「国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる。」を達成する。「演習」では、学術情報の収集やプレゼンテーションなどアクティブラーニング型の教育を実施し、研究開発に必要な問題発見・解決能力、論理的思考能力、論理的な文章作成能力やプレゼンテーション力を育てる。評価は、授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションなどにより行う（平常点評価）。</p> <p>「特別実験」では、自らの研究課題についての専門知識を深め、研究開発に必要な高度な実験技術や高い倫理観を修得できる指導を行う。専攻全体や分野毎の報告会を設け、主担当教員の他に、必要に応じて関連分野の教員による助言が受けられる指導体制とする。評価は、授業への貢献度やレポート、プレゼンテーションなどにより行う（平常点評価）。</p>	
<p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>薬科学専攻博士課程前期課程においては、下記の教育目標を置き、本研究科が定めた修了要件、すなわち標準修業年限以上在学し、所定科目30単</p>	<p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>薬科学専攻博士課程前期課程においては、下記の教育目標を置き、本研究科が定めた修了要件、すなわち標準修業年限以上在学し、所定科目30単</p>

<p>位以上の修得と本研究科が定める学位（修士）論文評価基準にもとづく修士論文審査の合格に達することにより教育目標が達成されたとみなし、これをもって修士（薬科学）の学位を授与することとする。</p> <p>教育目標</p> <p>① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の専門知識を有する。</p> <p>② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献できるような、問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。</p> <p>③ 論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる。</p> <p>④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる。</p>	<p>位以上の修得と<u>修士論文評価基準</u>にもとづく<u>修士論文審査</u>に合格することにより教育目標が達成されたとみなし、これをもって修士（薬科学）の学位を授与することとする。</p> <p>教育目標</p> <p>① <u>広く生命科学領域一般の知識に加え、医薬品の創製を中心とした薬科学の専門知識や技能を有する。</u></p> <p>② <u>高い倫理観を持ち、医薬品等の研究開発や教育研究、衛生行政に貢献するための問題発見・解決能力、論理的思考力</u>を有する。</p> <p>③ <u>日本語による論理的文章力とプレゼンテーション能力を有する。</u></p> <p>④ <u>国際社会で活躍するための、薬科学分野の専門知識を活用した英語での基本的なコミュニケーション能力を有する。</u></p>
---	--

## 【資料10】

薬科学専攻博士課程前期課程

修了要件、修了に必要な単位数の構造(科目分野、必要単位数、履修形態)(新旧対照表)

### 1. 修了要件

旧	新
標準修業年限以上在学し、所定科目30単位以上の修得と本研究科が定める学位（修士）論文評価基準にもとづく修士論文審査の合格に達すること。	<u>博士課程前期課程を修了するためには、標準修業年限以上在学し、所定科目30単位以上の修得と修士論文評価基準にもとづく修士論文審査に合格すること。</u>

### 2. 修了に必要な単位数の構造

今次カリキュラム改革において専門科目の編成を一部変更したため、修了に必要な単位数は14単位で同じであるが、その構造については変更している。

旧	新
専門科目は、14単位以上を修得しなければならない。ただし、コアについては、選択した分野の授業科目のほか、研究科則に定める授業科目のうち2単位以上を含む8単位以上を修得しなければならない。薬科学研究科目は、16単位を修得しなければならない。	専門科目は、14単位以上を修得しなければならない。ただし、コアについては、選択した分野の授業科目 <u>2単位を含む4単位以上</u> を修得しなければならない。薬科学研究科目は、16単位を修得しなければならない。

【資料11】

薬科学専攻博士課程前期課程2027年度カリキュラム科目一覧(新旧対照表)

旧カリキュラム				新カリキュラム					
科目区分	科目名	開講年度	開講期間	科目区分	科目名	開講年度	開講期間		
専門	コア	薬品分子創製化学特論	春	専門科目	薬品分子創製化学特論	春			
		生体分子解析学特論	春		生体分子解析学特論	春			
		薬物動態解析学特論	春		薬物動態解析学特論	春			
		生体機能薬学特論	春		生体機能薬学特論	春			
		薬物作用解析学特論	春		薬物作用解析学特論	春			
		分析神経科学特論	春		(※選択へ)				
		生命有機化学特論	秋		(※選択へ)				
		公衆衛生・国際保健特論	夏集中		公衆衛生・国際保健特論	夏集中			
		研究開発・知的財産特論	夏集中		研究開発・知的財産特論	夏集中			
		専門英語	秋		専門英語	秋			
	選択	医療情報分析学特論	奇数		秋	選択	応用データサイエンス特論	奇数	秋(春)
		医薬品安全評価学特論	奇数		春				
		創剤学特論	偶数		秋		創剤学特論	偶数	秋(春)
		病原微生物学・感染症学特論	奇数		春		基盤生命薬学特論	奇数	春(秋)
		分子生物薬剤学特論	偶数		春		分子生物薬剤学特論	偶数	春(秋)
		臨床治療学特論	奇数		春		分子薬理学特論	奇数	春(秋)
		幹細胞生物学特論	奇数		秋		応用生命薬学特論	奇数	秋(春)
		生理・構造生物学特論	偶数		秋				
		生活習慣病特論	偶数		春		天然薬物学特論	奇数	秋(春)
		薬用資源学特論	奇数		秋				
臨床副作用学特論	偶数	秋							
分子病態学特論	奇数	春							
	(分析神経科学特論) ※コアから	春		バイオ医薬品科学特論	偶数	春(秋)			
	(生命有機化学特論) ※コアから	秋		医薬品開発特論	偶数	秋(春)			
				実践生命薬学特論	偶数	春(秋)			
				生命有機化学特論	奇数	秋(春)			
薬科学研究科目	演習	演習1	春	薬科学研究科目	演習	演習1	春		
		演習2	秋			演習2	秋		
		演習3	春			演習3	春		
		演習4	秋			演習4	秋		
	特別実験	特別実験1	春		特別実験	特別実験1	春		
		特別実験2	秋			特別実験2	秋		
		特別実験3	春			特別実験3	春		
		特別実験4	秋			特別実験4	秋		
自由科目	技術者実践英語特論	春	自由科目	技術者実践英語特論	春				
研究科横断科目	大学教員準備セミナー	春・秋・冬集中	研究科横断科目	大学教員準備セミナー	春・秋・冬集中				

※開講期間は変更することがある。

※専門科目の「選択」科目は、開講年度により春学期開講と秋学期開講を入れ替える(例：2027年度春学期開講→2029年度秋学期開講→2031年度春学期開講)。

# 学修要覧

(研究科編)

2025年度入学者用

立命館大学大学院  
薬学研究科

2

## 薬科学専攻博士課程前期課程

- ④ 2桁のアルファベットで科目区分を表しています。

研究科横断科目	IG
---------	----

- ⑤ 1桁の数字で配当回生を表しています。

博士課程前期課程1年次相当	1
博士課程前期課程2年次相当	2
博士課程／博士課程後期課程1年次相当	3

- ⑥ 整理番号として、2桁の数字で分類番号を表す。  
⑦ 1桁のアルファベットで使用言語を表しています。

複数言語での開講 (クラスによって開講言語が異なる場合)	B
---------------------------------	---

## 2. 科目区分ごとの必要単位数

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を修了するためには、2年間（標準修業年限）以上在学するとともに、専門科目（コア）より、8単位以上（うち、履修する専門分野の特論2単位および履修する分野以外の特論2単位以上）、専門科目（コア）および専門科目（選択）からあわせて14単位以上、「演習（8単位）」および「特別実験（8単位）」を必ず履修する必要があります。したがって、履修すべき30単位以上は、以下の組み合わせにより履修しなければなりません。

専門科目	コア	4単位以上 (履修する分野の特論から2単位、それ以外の分野の特論から2単位以上 <sup>(※)</sup> )	14単位以上
	選択	8単位以上	
薬科学研究科目	演習		8単位
	特別実験		8単位
合計			30単位以上

(※) 薬品分子創製化学特論、生体分子解析学特論、薬物動態解析学特論、生体機能薬学特論、薬物作用解析学特論の中から4単位以上履修する必要があります。

## 3. セメスターごとの登録上限単位数

1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限はありません。

## 4. 研究指導体制・研究指導のフローチャート

### (1) 研究指導体制

学生が出願時に申告している希望所属研究室と指導教員について、その内容を予め検討し、指導教員と所属研究室が決定されます。指導教員は学生の研究遂行にあたり研究指導を主導します。修士論文の作成にあたっては、指導教員と学生とが十分に協議して、取り組むべき研究テーマを決定します。学生は、指導教員の研究指導を受けながら研究を進め、定期的に研究の進捗状況を報告し、適宜、指導教員の助言を得て、その助言を研究の方向性に反映させながら修士論文を作成します。

指導教員は、演習1～4および特別実験1～4を中心に、一週間、一ヶ月を単位として定期的の実験データをとりまとめさせ、実験結果の検証、評価、フィードバックを実施し、次の実験の実施に向けた議論や確認を行います。必要に応じて新たな実験手技を修得させるための指導も行います。

2年間の道筋としては、初年次に学生と協議して研究テーマの設定、課題の絞り込みを行います。その第一段階として、学生は指導教員の助言の下で、修士論文のテーマを選定して研究計画書を提出し、研究活動をスタートします。テーマに関する関連分野の論文の講読と内容の発表を行い、研究の方向性を探索することを主目的に実験研究を進めていきます。また、教育目標①「薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の専門知識を有する」および教育目標③「論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる」を達成するために、研究内容について、その目的や実験手法、結果等を日本語でプレゼンテーションしたり、実験レポートの作成を行います。さらに、他の受講者のプレゼンテーションに対し、討論を行います（演習1、特別実験1）。

特別実験1の最終段階で実施する研究中間発表会を受けて、研究の進捗状況を再確認し、必要に応じて特別実験の前半における軌道修正や研究計画の見直しを図ります。研究計画に見直しを加えた上で、特別実験1から進めてきた研究テーマをさらに進捗させ、特別実験1の到達点を踏まえて、研究成果を取りまとめ、学会発表を行います。また、進捗状況に応じて、研究成果を論文に取りまとめます。これと並行して、教育目標②「論理的な学術論文の作成やプレゼンテーションができる」を達成するために、研究内容について、その目的や実験手法、結果等を日本語でプレゼンテーションしたり、実験レポートの作成を行います（演習2、特別実験2）。

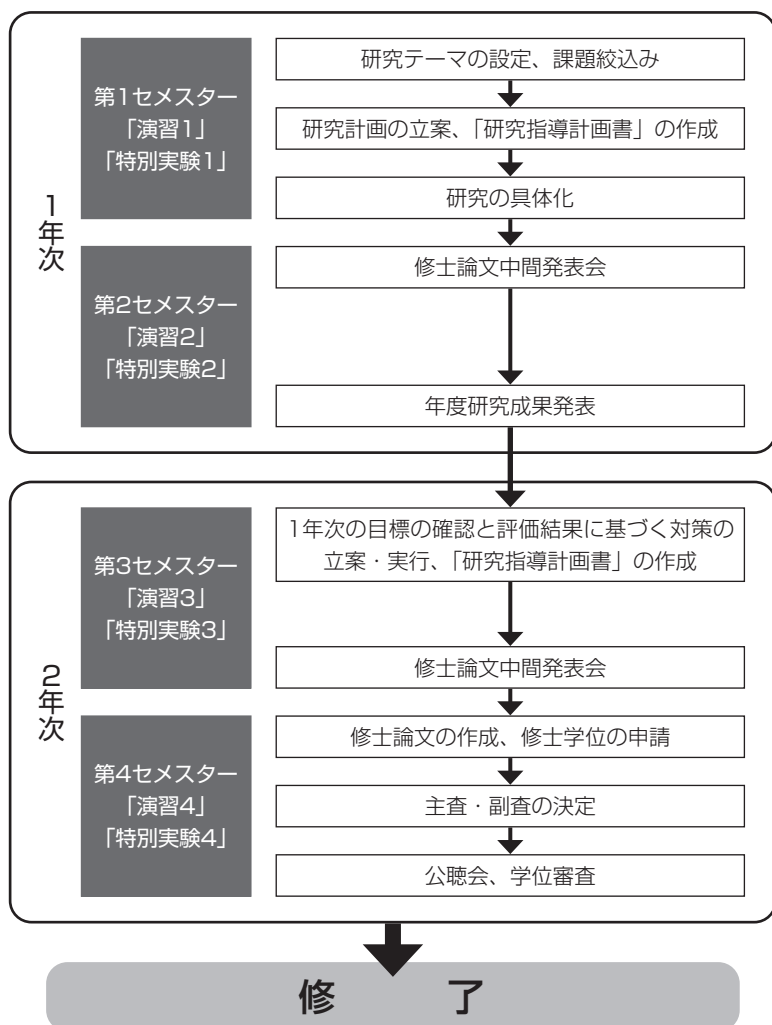
特別実験2の最終段階で実施する研究中間発表会を受けて、特別実験の後半に向けての研究計画の見直しや精緻化を図ります。研究計画の問題点については、軌道修正を行い、最終目標に向けて研究を継続します。研究成果を取りまとめ、学会発表を行うと共に、論文に取りまとめ学術誌に投稿します。また、教育目標③の「国際的に活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語での基本的なコミュニケーションができる」を達成するために、国際学会での発表を念頭に英語でのプレゼンテーションの練習を行います（演習3、特別実験3）。

特別実験4では、特別実験3の研究成果を評価して、研究の方向性や仮説の妥当性について検証します。さらに問題点を洗い出して、問題点の解決のために必要な実験研究を実施します。一連の特別実験の集大成として、研究成果を修士論文としてまとめ結実させます。修士論文の作成と共に、研究成果を公聴会で発表することによって、広く第三者の評価を仰ぎます。また、国際学会での発表を念頭に英語での要旨執筆やプレゼンテーションの練習を行います（演習4、特別実験4）。

## (2) 研究指導計画書

指導教員は、原則として年度初めに、薬学研究科において学修要覧等に明示されている論文執筆のスケジュールを確認しつつ学生と面談を行い、学生自身の主体的な研究計画をもとに、薬学研究科が指定する様式に従って研究指導計画書を作成します。研究指導計画書には、研究倫理審査への申請、研究倫理に関する各種講習会の受講、学会参加、各種キャリアパス推進事業への活用等、研究の進捗の指標となるものを可能な範囲で記載することとしています。指導教員は、作成した研究指導計画書を当該学生に明示のうえ、研究科長に提出します。

(3) 研究指導フローチャート



講義科目の履修

## 学生確保の見通し等を記載した書類（本文）

### 目次

(1) 収容定員を変更する組織の概要	2
① 収容定員を変更する組織の概要	2
② 収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向	4
① 収容定員を増加する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	4
② 中長期的な 18 歳人口の全国的、地域的動向	7
③ 収容定員を増加する組織の主な学生募集地域	9
④ 既設組織の定員充足状況	10
(3) 学生確保の見通し	13
① 学生確保に向けた具体的な取り組みと見込まれる効果	13
ア 既設組織における取組とその目標	13
イ 収容定員を増加する組織における取組とその目標	14
ウ 当該取り組みの分析結果に基づく、収容定員を増加する組織での入学者の見込み数	16
② 競合校の状況分析	17
ア 競合校の選定理由と収容定員を増加する組織との比較分析、優位性	17
イ 競合校の入学志願動向等	22
ウ 収容定員を増加する組織において定員を充足できる根拠等	24
エ 学生納付金等の金額設定の理由	25
③ 先行事例分析	27
④ 学生確保に関するアンケート調査	27
⑤ 人材需要に関するアンケート調査等	29
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	31

(1) 収容定員を変更する組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要

収容定員を変更する組織の概要は以下のとおりである。

収容定員を増加する組織	入学定員	収容定員	所在地
立命館大学大学院 テクノロジー・マネジメント研究科 テクノロジー・マネジメント専攻 博士課程後期課程	10	30	大阪府茨木市岩倉町 2-150
立命館大学大学院 スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻 博士課程前期課程	35	70	滋賀県草津市野路東 1-1-1
立命館大学大学院 情報理工学研究科情報理工学専攻 博士課程前期課程	250	500	大阪府茨木市岩倉町 2-150
立命館大学大学院 薬学研究科薬科学専攻 博士課程前期課程	35	70	滋賀県草津市野路東 1-1-1

②収容定員を変更する組織の特色

[テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程は以下の人材育成目的を設定している。

テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程は、企業などにおける実践を普遍的、体系的概念や方法論に昇華し形式知化する研究者の育成を目指す。技術者・経営者など、技術経営の実践者としての経験を学問研究の場にフィードバックし、企業などにおける実践を普遍的、体系的概念や方法論に昇華し形式知化し、グローバルに活躍できる自由にして進取の気風に富んだ人材を育成することを目的とする。

本研究科は、技術を基盤としたマネジメントの理論と実践を体系的に学ぶことを目的とし、技術経営の概念や方法論を身につけ、企業・社会における価値創造に指導的な役割を果たす人材、さらには実務経験を形式知化し学術的知見へと昇華できる研究者の育成を推進している。

本研究科は、修了時に身につけておくべき能力として、「技術経営に関する高度な理論、概念及び方法論を習得し、その意義と役割を理解する」「研究開発、事業活動、知的資産活用などにおける問題点や課題を見出し、かつ高度な問いを立て、新規性の高い事項を発見することができる」「産業社会における課題解決とイノベーション促進のために高度な戦略、解決策を立案し、提案できる」を掲げている。

また、社会人学生の増加に対応し、対面とオンラインを組み合わせたハイフレックス型教育を推進し

ている点も特色である。これにより、正規学生のキャリアと学修の両立を可能にし、多様な学習ニーズに応えている。

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程は以下の人材育成目的を設定している。

スポーツ健康科学の教育・研究における智の融合を通して、人々の健康、幸福な社会、ならびに平和な世界を創造するとともに、スポーツ健康科学に関する専門性を有し、志高く未来を拓く人材を育成することを目的としている。

スポーツ健康科学の分野においては、社会的ニーズは多様かつ複雑であり、これらのニーズに応えるためには、論理的に深く考える力と高い教養を身につけ、理論と実践を架橋しながら、社会的課題の解決やイノベーションの創出に繋げることでできる人材の養成が必要である。本研究科においては、基礎科目で専門的知識を修得することに加え、展開科目として国際連携、地域連携、国内外のスポーツ健康産業界と連携したキャリア形成科目を設定していることに特色がある。また異なる分野を融合(文理融合)させ、新たな価値観を生み出すことができる力を獲得するための文理融合科目を設定していることにも特色がある。

加えて、本研究科では、「身体運動科学領域」と「スポーツ人文・社会科学領域」の2領域を設定し、教育・研究を推進している。「身体運動科学領域」においては、スポーツパフォーマンスや健康の維持・増進のための科学的根拠の知識を修得し、それを活用し問題解決できるようにするための研究・教育を行っている。また「スポーツ人文・社会科学領域」においては、スポーツ健康科学分野における教育・マネジメント力量を向上させるための知識を修得し、それらを活用し問題解決や社会還元できるための研究・教育を行っていることにも特色がある。

[情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程は、以下の人材育成目的を設定している。

情報理工学専攻博士課程前期課程は、情報処理、ネットワークおよびシステムの構築の基盤技術、情報メディア、人および知能におよぶ応用技術、情報技術の最先端領域に至る理論および技術ならびに倫理に関する知識、問題分析能力、問題解決能力ならびにコミュニケーション能力を備え、情報化社会の課題に取り組んで解決し、国内外で活躍できる研究者および高度専門職業人を養成することを目的とする。

本研究科では3コース制をとっており、計算機科学コースでは、計算機アーキテクチャやソフトウェア技術、情報ネットワーク技術を中心にヒューマンインターフェースや認知工学といった分野の教育研究を行う。人間情報科学コースでは、言語・音声・画像などのメディア処理技術やバーチャルリアリティ、知能システムや人間工学、知能ロボティクスといった分野の教育研究を行う。情報理工学国際コースでは上記両分野にまたがる分野の教育研究を英語にて実践し留学生が多く在籍する。

研究において、産官学および地域との緊密な連携の下に、現実世界と仮想世界を融合させた複合現実

感技術、祇園祭や能などの日本の文化をデジタル化して次世代に継承しようとする日本文化デジタル・ヒューマニティーズ、土木・センサ・情報通信の技術を融合した防災・減災プロジェクト、音響技術で生活を豊かにする研究など、独創的なテーマで国から大型の予算を獲得し、世界に誇る高水準の成果を挙げている。多くの教員や大学院生が国内外の論文誌や国際会議で成果を発表し、多数の受賞を得るなど高い評価を得ている。

現在では、本研究科と基礎となる情報理工学部をあわせて90名を超える教員がITに関わる先端的かつ多様な研究と教育を行っており、国内有数の規模を誇るIT分野の大学院としての特色がある。

#### [薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程では、以下の人材育成目的を設定している。

本研究科は、薬学に関する高度な専門的知識および研究力ならびに強い使命感および高い倫理観を備え、地域や社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。

薬科学専攻博士課程前期課程は、薬科学の専門知識および研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。

本研究科は、薬学が担う「臨床で活躍する薬剤師の養成」と「新規医薬品の創製に寄与する研究者の育成」という二つの使命のうち、とりわけ後者に重点を置き、有機合成化学・分子細胞生物学・計算科学など創薬基盤科学を体系的かつ学際的に修得させる教育体制を整備している。学生は、先端的研究設備を活用した実験的アプローチを通じて、新規薬物標的の探索、新規候補化合物の創製、安全性評価など、創薬研究に不可欠な解析能力と論理的思考力を涵養する。

また、本専攻では、研究科が掲げる体系的な研究指導體制のもと、指導教員による計画的かつ継続的な指導が実施され、研究計画の立案、実験手法の検討、得られたデータの解析に至るまで段階的に助言が行われる。これにより、学生は研究遂行に必要な専門的知識と方法論を深化させるとともに、独立した研究者としての基盤形成が促進される。このため、本専攻は薬学の学術的発展と医療の質的向上に貢献する教育研究拠点として位置づけられる。

#### (2) 人材需要の社会的な動向等

##### ①収容定員を増加する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

#### [テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

我が国の政策動向としては、近年、AI、IoT、ロボティクス、ビッグデータ、量子技術、グリーンテクノロジーなど、先端技術が社会のあらゆる領域を変革しつつあり、技術と経営の双方に精通した高度専門人材の必要性が全国的に高まっている。こうした背景のもと、イノベーションを創出できる博士人材の育成は国の重点政策と位置づけられている。

内閣府の「統合イノベーション戦略2025」では、博士人材が研究から産業化・政策立案まで幅広く活躍する社会の実現が示されている。「第7期科学技術・イノベーション基本計画」(2026(令和8)年3月27日閣議決定)でも、新技術立国を目指す我が国にとって、博士人材の更なる輩出と活躍促進は急務であると位置付けられており、技術開発の高度化・複雑化やグローバル競争の激化により、研究開発マネジメント、事業化戦略など、多様な領域で博士人材が必要であることが指摘されている。また、博

士人材に関する産学協議会合報告書「博士人材が活躍する社会の実現に向けて」では、人口減少が進む我が国が成長の源泉として「科学技術立国」を実現し、AI時代においてもグローバルに価値創造を行い、国際社会から評価され続けるためには、博士課程で培われる高度な能力が価値創造の中核を担う能力として不可欠であると整理されている。

地域的な観点では、大阪いばらきキャンパス（以下、「OIC」という。）を中心とする北摂地域は、製造業・化学・住宅・エネルギーなど多くの技術集約型企業が集積している。これら企業では、研究開発と事業戦略を結びつける高度人材の需要が高く、実際に前期課程への社会人入学や、修了後の博士後期課程への進学希望が増加している。

以上のように、技術と経営双方の知識を統合し、イノベーション創出を主導できる MOT 分野の博士人材の需要は、全国的にも地域的にも今後さらに増大すると見込まれる。テクノロジー・マネジメント研究科における博士人材育成は、その社会的要請に対応するうえで極めて重要な役割を担っている。

#### [スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

2024（令和6）年3月にスポーツ庁で策定された第3期「スポーツ基本計画」では、『スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにすること』や、『スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備』することなどを目的に、具体的な政策を定めている【資料1】。例えば、多様な主体におけるスポーツの機会創出、スポーツ界におけるDXの推進、国際競技力の向上、スポーツの国際交流・協力、スポーツによる健康増進、スポーツの成長産業化、スポーツによる地方創生、まちづくりなどである。これらの政策領域は、いずれもスポーツ健康科学研究科の教育・研究領域と密接に重なっており、科学的根拠に基づく政策立案能力、データサイエンスを活用した価値創造力、スポーツ医科学の知識、マネジメント力などを備えた高度専門人材が不可欠である。社会的側面としても、超高齢社会を迎える日本において、健康寿命延伸、生活習慣病予防、フレイル対策、地域包括ケアシステムとの連動など、スポーツ・運動を活用した健康支援策は不可欠であり、国・自治体は科学的根拠に基づく取り組みの構築を進めている。これらの政策推進には、スポーツ医科学・疫学・行動科学・公共政策など学際的な知識を併せ持つ人材が必要となり、大学院教育によってその育成が可能となる。また、地域政策との関係では、スポーツ庁や自治体が推進する「スポーツによる地域・経済の活性化」「学校部活動の地域連携・地域移行」などの諸施策において、専門人材が不足していることが指摘されている【資料2】。大学院教育による体系的な高度専門人材の育成は、これらの政策実行力を支える基盤になる。

以上のように、国の政策動向、産業界・地域社会のニーズ、社会課題など多面的な背景から、スポーツ健康科学研究科における高度専門人材の育成は極めて重要であり、その活躍の場と社会的期待は今後さらに拡大していくと考えられる。

#### [情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程では、情報処理、ネットワークおよびシステムの構築の基盤技術、情報メディア、人および知能におよぶ応用技術、情報技術の分野における高度専門職業人を養成する。

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」(2026(令和8)年3月27日閣議決定)では、AI for Science の時代においても、先端分野の研究力は人材の質と規模によって左右されるとされており、各国における卓越した研究者、将来を担うトップレベルの若手研究者、さらには社会実装を推進する起業家など、多様な人材に対する需要が指摘されている。

また、社会課題の解決に向けて、産学の研究者が知見や経験を共有する拠点の形成を進めるとともに、トップサイエンティストをはじめとする研究開発人材の育成を戦略的に推進している。さらに、多様な研究者の AI 開発・活用ニーズに対応できる支援体制を構築し、AI やデータに関するスキルを有する研究支援人材等を、幅広い分野において育成・確保していくことが求められている。【資料3】。

経済産業省の予測「(経済産業省委託事業)IT人材需給に関する調査2019年3月」によれば、2030(令和12)年には最大で約79万人ものIT人材が不足するとされている。また、IT人材の平均年齢の高齢化も進むと見込まれており、ITニーズの増加に伴う需給ギャップの拡大が懸念されている【資料4】。

「独立行政法人情報処理推進機構のデジタル時代のスキル変革等に関する調査(2024年度)企業調査報告書」によると、2024(令和6)年および2023(令和5)年の調査において、DXを推進する人材について「不足している」と感じている企業は、質・量の両面で85%を超えている。その中でも、2024(令和6)年は2023(令和5)年と比較して「量的不足」における「大幅に不足している」という回答はやや改善が見られたものの、「やや不足している」との回答を含めると、全体としては前年とほぼ変わらない状況にある。一方で「質的不足」は悪化しており、「やや不足している」の比率はほぼ横ばいである一方、「大幅に不足している」の比率が増加していることから、人材の質に関する不足は拡大傾向にあることが示されている【資料5】。

「我が国の「知の総和」向上の未来像(高等教育システムの再構築)中央教育審議会、令和7年2月21日」においてもデジタル化の急速な進展は、世界に対する根本的な構造変化をもたらすとともに発展可能性を有しているものの、デジタル競争力について、我が国の競争力は著しく低い状況にある【資料6】。

このような人材市場の状況を踏まえ、大学としては、社会のニーズに積極的に応え、人材育成において量・質の両面で一層の取り組みが求められている。

#### [薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬学分野で求められる人材は、全国的にも地域的にも大きく変化している。全国的には、個別化医療、細胞療法、核酸医薬、AI創薬など新規モダリティの急速な発展により、高度な専門性と実践的研究能力を備えた創薬人材の不足が深刻化している。

厚生労働省・AMED「革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品創出のための官民対話」(2023(令和5)年)では、近年の医薬品開発において中核を担うバイオ医薬品・再生医療等分野における専門人材の慢性的不足が、国際競争力の足かせとなっていること、生物統計家やCMC、GMP実務者、バイオ製造技術者の育成が急務であることが述べられている。また、日本製薬工業協会「イノベーションが躍動する国を目指して」(2024(令和6)年)【資料7】は、従来の研究力に加え、規制科学、データサイエンス、知的財産など横断的知識を持つ人材の必要性を示し、産学間の人材交流の強化を求めている。

2022(令和4)年に改訂された薬学教育モデル・コア・カリキュラム(以下、「コアカリ」という。)【資料8】では、チーム医療/多職種連携や地域医療への貢献などの視点が強化されている。一方で、「創薬

力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」の中間まとめ（2024（令和6）年）

【資料9】において、創薬関連職に就く薬学修了者の比率を増加させる方針と共に、AI創薬やバイオ医薬などの新規モダリティに貢献する人材養成の必要性が示され、2026（令和8）年度からの次期コアカリ改訂では、創薬に貢献する薬学人材教育内容を再検討し、見直すことに取り組んでいる。

さらに、新型コロナウイルス感染症を契機に、医薬品の国内開発・供給体制の強化が国家の成長戦略の中核として位置づけられており、「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間まとめ（2024（令和6）年）【資料9】では、AI創薬やバイオ医薬に対応する創薬人材育成の拡充が示され、創薬人材確保の困難が繰り返し指摘され、医薬品産業の持続性と国際競争力の観点からも人材育成が社会的急務となっている。

## ②中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向

現在、日本の18歳人口は縮小傾向にあり、2027（令和9）年の全国の18歳人口は108.5万人であり、2036（令和18）年には94.2万人に減少することが予測されている。特に、2029（令和11）年まではほぼ横ばいで推移するものの、その後減少傾向に入り、2036（令和18）年には2027（令和9）年に比べて14.3万人（13.2%）の人口減が予測され100万人を切る見通しである。

地域別に見ると、東北や甲信越、北海道等で減少率が高く、特に東北では、2036（令和18）年には、2027（令和9）年比81.5%にまで減少する。一方で、南関東や九州沖縄では減少率が比較的 low、南関東では2027（令和9）年比91.0%、九州・沖縄では2027（令和9）年比89.8%、となっているが、全体としてはすべての地域で減少傾向にある。

また、全国の大学進学率は2015（平成27）年の48.9%から2024（令和6）年には58.4%へと上昇しており、特に南関東や近畿では高い水準を維持している【資料10】。

関西地域（近畿）においても、18歳人口は減少傾向にある。2026（令和8）年から2036（令和18）年までの間に25,277人が減少し、減少率は2027（令和9）年比85.8%である。しかし、他の地域と比較すると減少率は比較的 low、2024（令和6）年の大学進学率も2015（平成27）年度から10%以上増加し、南関東に続いて高い水準（64.7%）を維持している【資料10】。

なお、私立大学の志願者動向に目を向けると、2025（令和7）年度入試（一般＋共通テスト）の志願者数は、2024（令和6）年度から約21万2千人増加し、3,250,746人であった（前年比106%）【資料11】。また、18歳人口が減少している厳しい状況下にあっても本学における一般選抜入試の志願者数は募集人数を上回る高い水準を維持している。

大学院においては、日本私立学校振興・共催事業団「私学経営情報センター」が発行している「私立大学・短期大学等 入学志願動向」の主な研究科別の志願者・入学者動向（大学院）によると、2023（令和5）年の修士課程及び博士前期課程、専門職学位課程の志願者は69,342名、2025（令和7）年度の修士課程及び博士前期課程、専門職学位課程の志願者は79,805名と、大きく増加している【資料12】【資料13】。

[テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程は、主として

博士課程前期課程修了者（修士課程修了者）、ならびに企業等に在職する社会人を主な志願者層としており、18歳人口や学部入学人数の減少の影響は一定程度想定されるものの、その影響を相対的に受けにくい課程である。

特に、本研究科においては、技術革新の進展や事業環境の高度化を背景として、実務経験を有する社会人が博士学位取得を通じて自身の専門性を理論的・体系的に深化させるニーズが高まっており、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の志願者では社会人学生が約79%と志願者の多くを占めている。

加えて、留学生の受入も行っており、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の志願者では25%を留学生が占めるなど志願者層は国内外に広がりを持っている。

以上のことから、18歳人口の減少という全国的な人口動向が存在する一方で、テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程においては、社会人進学および大学院志向の高まりを背景として、安定した志願者確保が可能であると考えられる。

#### [スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程においては、日本私立学校振興・共催事業団が発表している「私立大学・短期大学等入学志願動向」【資料14】によると、学部系統別の動向（大学）の中で、スポーツ健康科学部は、2023（令和5）年・2024（令和6）年とも、入学定員充足率（%）は108.97%・107.94%と100%を超えている。大学院でみても、スポーツ健康科学研究科については、2023（令和5）年・2024（令和6）年とも、入学定員充足率（%）は100.00%・116.03%と100%を超えている。

また、同分野における他大学の修士課程もしくは博士前期課程では、早稲田大学スポーツ科学研究科の入学定員が100名、順天堂大学スポーツ健康科学研究科が70名、筑波大学体育学学位プログラムが120名と、いずれも高い定員数を設定しており、学生からのニーズも一定程度想定される。

#### [情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程に関してみれば、学士課程修了者の大学院進学率は、2020（令和2）年は工学系35.6%で、2023（令和5）年には工学系38.6%と緩やかに増加している【資料15】。

また、「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日【資料16】）において、現在35%にとどまっている自然科学分野の学問を専攻する学生の割合を、OECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなどの目標が設定されており、本研究科への進学者の増加が見込まれる。

以上に述べた通り、18歳人口も22歳人口も減少する厳しい状況が続いてはいるが、立命館大学への志願状況は高い傾向があり、かつ、全国的な大学院進学状況についても、増加傾向にあることから、入学定員の充足は可能であると判断している。

#### [薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程においては、日本私立学校振興・共催事業団が発表している

「私立大学・短期大学等入学志願動向」【資料 17】によると、学部系統別の動向（大学）の中で、薬学系は、2024（令和 6）年・2025（令和 7）年とも、志願倍率（%）は 6.28%・6.26%と医歯薬保健系の中で医学系に次ぐ倍率となっている。大学院でも、薬学研究科については、2024（令和 6）年・2025（令和 7）年の入学定員充足率（%）は 96.15%・101.57%と 100%を超える水準に達している。

### ③収容定員を増加する組織の主な学生募集地域

立命館大学は、大阪・京都を含む近畿圏はもちろんのこと、東京を含む南関東圏、愛知を含む東海圏、福岡を含む九州圏からも多くの志願者を集めており、特に人口集中地域（政令指定都市および特別区が位置する都道府県）出身の在籍者は、2026（令和 8）年度で 65.0%、2025（令和 7）年度で 64.7%と、全体の 5 割を超えている【資料 18】。加えて、2024（令和 6）年～2036（令和 18）年にかけて、人口増加あるいは人口減少率 11.5%以内と予測されている 15 都府県出身の在籍者は、2026（令和 8）年度で全体の 50.7%、2025（令和 7）年度で 50.3%を占めている【資料 18】。以上の実績をふまえるならば、人口減少があるなかでも本学では、今後も広域からの十分な志願者の確保を見込むことができる。

「令和 7（2025）年度私立大学・短期大学等入学志願動向」（日本私立学校振興・共済事業団）によると、薬学研究科およびスポーツ健康科学研究科が設置されている滋賀県（京都、大阪、兵庫を除く近畿）、テクノロジー・マネジメント研究科および情報理工学研究科が設置されている大阪府における大学の定員充足状況は【別紙 1】のとおりであり、大阪府は、過去 3 年間 100%を上回っている。

スポーツ健康科学研究科が含まれるスポーツ健康科学系、情報理工学研究科が含まれる工学系、および薬学研究科が含まれる薬学系の大学院博士前期課程の定員充足状況については、【別紙 1】のとおりで、薬学系、工学系の収容定員状況は増加傾向にあり、スポーツ健康科学系の定員充足状況も安定して 100%に近い値にある。

#### [テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程においては、2023（令和 5）年度から 2025（令和 7）年度までの直近の志願者の出身大学所在地域別の状況をみると、立命館大学出身者が全体の約 50%を占めている。残る約 50%は立命館大学以外の出身者であり、その内訳としては、18%が近畿地方出身の大学者、36%が関東の大学出身者、18%がそれ以外の地域の出身者、27%が海外の大学出身者であった。

外国人留学生については、中国、台湾といったアジア圏からの志願者が多くを占めている。テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程では中国からの志願のニーズも高く、多くの留学生を受け入れていることから、博士課程後期課程についても博士課程前期課程からの進学者が多いゆえに、結果的にそのような状況になっている。

また、約 79%が在職者を中心とする社会人学生が占めており、社会人が多数を占めている点が本研究科の特徴であり、これらの実績を踏まえると、今後も同様に一定程度の志願者の確保が見込まれる。

#### [スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程においては、直近 3 年間（2023（令

和 5) 年度から 2025 (令和 7) 年度の出身大学所在地域別の志願者状況をみると、48%が立命館大学からの志願者であり、12%が立命館大学以外の近畿地方の大学出身者、5%が関東・甲信越地方の大学出身者、3%が東海地方の大学出身者、3%が中国・九州地方の大学出身者。29%が海外の大学出身者であった。外国人留学生については、これまで中国、韓国、台湾といったアジア圏からの志願者が多い。これらの国・地域からの志願者が多い背景としては、地理的近接性に加え、日本の高等教育・研究環境に対する関心の高さが考えられる。本研究科では、特定の国・地域を対象とした学生募集活動は行っていないものの、これまでの入学実績を踏まえると、今後も同様の地域からの志願が一定程度見込まれる。

#### [情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程においては、2025 (令和 7) 年度の志願者をみると、71.2%が立命館大学からの志願者であり、23.9%が海外の大学出身者、4.9%が国内の大学出身者であった。外国人留学生の内、中国から 61%、続いてインドが 14%、韓国が 4%となっている。国・地域も多様性を増しており、年度途中ではあるが、2026 (令和 8) 年度は、IT 先進国であるエストニア等からの志願もあり、インドからの志願者も増加傾向となっている。中国からの留学生の受け入れが不安定な中、多様な国・地域からの志願が見込まれる。情報理工学研究科の基礎となる学部となる情報理工学部の出身者をエリア別に見ると、関西地方がここ 4 年平均で 6 割から 7 割と最も多くなっているが、中国地方、九州地方からの進学者も一定数みられる。

#### [薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程においては、2025 (令和 7) 年度の志願者 47 名をみると、46 名 (97.9%) が立命館大学からの志願者であり、その基礎となる薬学部創薬科学科への入学者は、過去 4 年平均で 5 割が関西圏からの入学者で、大阪、京都、愛知、滋賀、兵庫が上位 5 県となっている。エリア的には関西圏に次いで東海地方が 20%程度と多く、関東、中国、四国、九州地方からの進学者もそれぞれ 5%程度を占め、幅広いエリアから進学者がいることもわかる。

#### ④既設組織の定員充足の状況

収容定員を変更するスポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の基礎となるスポーツ健康科学部、情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程の基礎となる情報理工学部、薬学研究科薬科学専攻の基礎となる薬学部創薬科学科について、過去 5 年間で行われた本学の一般選抜入試に関しては、延べ人数、実人数ともに募集人数を上回る志願者を安定的に確保している。その結果、入学定員充足率は 1.00 前後を維持しており、収容定員充足率も適切なものとなっている【別紙 2】。

2026 年 4 月 1 日時点で、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の収容定員充足率が 0.69 倍となっているが、アメリカン大学から学修を開始する学生を対象とした 6 月入学制度があり、その入学生については一部選考中で 5 月 1 日締切にて入学手続きが行われる。例年の実績とアメリカン大学との調整から 16 名程度の入学者を見込んでいる。現時点での合格者総数は 47 名であり、そのうちすでに 7 名が入学手続きをしている。現在も入学手続き期間中であり、この 6 月入学者の見込み数を加味すれば収容定員充足率は 0.85 倍となり、0.7 倍を上回る結果となる。

なお、テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程は、基礎となる博士課程前期課程の定員充足状況についての説明は該当しない。

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の基礎となるスポーツ健康科学部スポーツ健康科学科の過去5年間で行われた一般選抜入試に関しては、延べ人数、実人数共に募集人数を上回る志願者を確保しており、過去5年間で収容定員充足率も1.0倍前後を推移しており、5年間の平均は1.06倍である【別紙2】。

本研究科の在籍学生数の推移は以下の通りであり、2025（令和7）年度の在籍者総数は、現在の収容定員を上回っている。

<スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の収容定員充足率>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
在籍学生数	67	65	59	67	61
収容定員	50	50	50	50	50
収容定員充足率	134%	130%	118%	134%	122%

<スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程入学定員充足率>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
入学定員	25	25	25	25	25
入学者	35	23	31	34	24
充足率	140%	92%	124%	136%	96%

[情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程の基礎となる情報理工学部情報理工学科の過去5年間で行われた一般選抜入試に関しては、延べ人数、実人数共に募集人数を上回る志願者を確保しており、過去5年間で収容定員充足率も1.0倍前後を推移しており、5年間の平均は1.01倍である【別紙2】。

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程の在籍者数の推移は以下のとおりであり、2025（令和7）年度の在籍者総数は、現在の収容定員を上回っている。

<情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程在籍学生数>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
在籍学生数	381	371	387	410	455
収容定員	400	400	400	400	400
収容定員充足率	95.3%	92.8%	96.8%	102.5%	113.8%

<情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程入学定員充足率>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
入学定員	200	200	200	200	200
入学者	187	184	189	211	238
充足率	94%	92%	95%	106%	119%

[薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の基礎となる薬学部創薬科学科の過去5年間で行われた一般選抜入試に関しては、延べ人数、実人数共に募集人数を上回る志願者を確保しており、過去5年間で収容定員充足率も1.0倍前後を推移しており、5年間の平均は1.03倍である【別紙2】

2025(令和7)年度までの本研究科の入学定員充足率・収容定員充足率の推移は以下のとおりであり、開設以来定員数を大幅に上回っている。加えて、直近3カ年の入学者は、2023(令和5)年度32名、2024(令和6)年度32名、2025(令和7)年度39名であり(平均34.3名)、同分野における学生の高いニーズにより67%の内部進学率を維持できていることから、入学定員を20名から35名へと増員しても現状の内部進学率を維持・増加することで、入学及び収容定員は充足できると考えられる。

<薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程収容定員充足率>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
在籍学生数	62	61	61	64	70
収容定員	40	40	40	40	40
収容定員充足率	155.0%	152.5%	152.5%	160.0%	175.0%

本研究科の入学試験は年3回(7月、9月、2月)実施しており、7月には立命館大学からの学内進学入試を設定している。2024(令和6)年度薬学部創薬科学科卒業生(49名)の進路・就職状況では大学院進学率が91.8%と高く、本研究科の入学定員20名に対し、45名が他大学をふくめた大学院に進学している状況がある。本研究科の学内進学入試(7月)の直近5年間の志願者数は以下の表のとおり多くなっているが、研究科の規模からは進学希望者全体を受け入れられる状況にない。学内進学入試の基準を満たさない学部生、学内進学入試で不合格となった学部生は9月、2月の一般入試を受験する、もしくは他大学を受験する状況があり、学内進学希望者の受け入れを促進する観点からも、博士課程前期課程の入学定員および収容定員増は必須課題となっていた。

<薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程入学定員充足率>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
入学定員	20	20	20	20	20
入学者数	31	29	32	32	39
充足率	155.0%	145.0%	160.0%	160.0%	195.0%

<薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程 入試方式別の志願状況>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
学内進学入学試験	32	25	31	29	37
一般入学試験	5	7	3	7	12
志願者数合計	37	32	34	36	49

(3) 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取り組みと見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

立命館大学大学院全体での募集活動の取り組みは、立命館大学大学院への進学を考えている方に向けて大学院説明会を春と秋に実施している。ZOOMによるオンライン配信での開催をすることで、自宅からでも参加が可能となり、大学院に少しでも興味がある受験生の他、保護者等、誰でも気軽に参加してもらう環境を整え、前年度と同数以上の参加者を集めることを目標としている。

大学院説明会に参加した人数のうち、受験対象者数、受験者数、入学者数についてみると、テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程では、2024（令和6）年度の大学院説明会への参加を申し込み、参加をしたのは5名、うち5名が2025（令和7）年度入試の受験対象となり、受験者はいなかった。2023（令和5）年度説明会への参加を申し込み、参加をしたのは6名、うち6名が2024（令和6）年度入試の受験対象となり、受験者は1名、入学者は1名であった【別紙3】。

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士前期課程では、2024（令和6）年度の大学院説明会への参加を申し込み、参加をしたのは31名、うち19名が2025（令和7）年度入試の受験対象となり、受験者5名、入学者2名であった。2023（令和5）年度説明会への参加を申し込み、参加をしたのは62名、うち39名が2024（令和6）年度入試の受験対象となり、受験者は11名、入学者は8名であった。

情報理工学研究科情報理工学専攻博士前期課程では、2024（令和6）年度の大学院説明会への参加を申し込み、参加をしたのは113名、うち12名が2025（令和7）年度入試の受験対象となり、受験者は12名、入学者は8名であった。2023（令和5）年度説明会への参加を申し込み、参加をしたのは66名、うち19名が2024（令和6）年度入試の受験対象となり、受験者は19名、入学者は19名であった。

その他にも、学内の学生向けには「大学院ウィーク」企画を開催している。「大学院ウィーク」とは、2週間の期間で各研究科で大学院の志願者確保につなげる企画を実施するもので、学生に大学院進学を検討する機会を提供している。大学院ウィークは低回生から参加が可能であり、学生に大学院進学という進路を考えてもらうことと、学内進学者の確保を目標としている。スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程については2025（令和7）年度入学者の46%が、情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程については2025（令和7）年度入学者の78.2%が、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程については2025（令和7）年度入学者39名の内38名（97.4%）がそれぞれ学内進学となっており、大学院ウィークによる効果も大きいものと考えられる。

## イ 収容定員を増加する組織における取組とその目標

[テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

テクノロジー・マネジメント研究科博士後期課程における学生確保は、研究テーマの適合性や社会人高度専門人材の育成を重視する本研究科の特性上、博士課程前期課程のようなマス型の募集活動ではなく、志願者一人ひとりの研究目的と指導体制とのマッチングを重視した個別型の募集を基本としている。こうした博士課程後期課程の性質を踏まえ、以下の取組により安定的な入学者確保を図っている。

まず、研究科ウェブサイトにおいて、研究分野、研究テーマ、教員の専門領域、業績等を明確に掲載し、国内外の志願者が研究テーマの適合性を判断しやすい情報環境を整備している。これにより、研究目的が明確な志願者とのマッチングを促進している。

また、博士後期課程では、志願前に研究テーマと指導希望教員との適合性を確認することが不可欠である。このため、研究科としてオンライン相談を含む事前相談を随時受け付ける体制を整備し、研究計画の妥当性や指導体制との適合性を確認することで、志願者の不安解消と進学意欲の形成を図っている。

加えて、OIC への移転から 10 年が経過し、周辺企業から前期課程に社会人学生が入学するケースが増加している。これらの学生が修了後に後期課程への進学を希望する例も増えており、地域企業との関係強化の観点からも、後期課程への進学を促進している。

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程は、収容定員の拡大に伴い、学生確保に向けた取り組みとして以下のように設定する。

PR 活動の方針としては、学内進学者数の増大と他大学からの優秀層の取り込みを掲げる。具体的な戦略として、学内進学者については、早期卒業制度（学部 3 年+研究科 2 年）を活用し、社会人としてのキャリア開始の遅延や経済的負担に関する不安を軽減し、進学の意欲を推進する。この大学院早期修了を利用する者は、学部での GPA が上位 5%の優秀層をターゲットとしており、そのうち 2 名程度がこの制度を利用し博士課程前期課程へ進学するものと試算している。また、早期修了の存在を周知することで、GPA が上位 5%の優秀層以外も大学院進学を認知させさらに 5 名の学内進学者数の増加を見込んでいる。また、他大学からの優秀層の取り込みについては、現在、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）」が進行しており、これらの事業で実施している他大学（順天堂大学、大阪体育大学、滋賀医科大学）との共同研究等を通して、さらに 3-4 名の入学者の増大を目指す。

PR 活動の実施計画・目標として、学内進学者の増加については、研究科 HP のアップデート、「大学院ウィーク」での広報の継続、大学院進学説明会への参加者数の確保（入学者の説明会参加割合（16%）および説明会参加者の入学割合（10%）から試算し、60 名程度の参加者数の確保を目標とする）、企画内容の充実化、学部 PBL 授業における研究推進を図ることで内部生への周知を行うとともに、進学に対する意欲を高める。他大学からの優秀層の取り込みについては、大学院入試説明会をこれまでと同様の回数（年 6 回）を実施するとともに、外部にむけた「オープン研究室」の広報を広く行い、共同研究先を含めた他大学へのアプローチを充実させていく。

#### [情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程は入学定員の拡大に伴い、学生募集に向けた取組とその目標として、以下のとおり設定する。

大学院進学を目指す上で必要な情報を広範囲に提供し、より多くの学生、そして多様な層へアプローチする。もともと大学院進学を目指す意識を持つ学生に対しての広報活動が中心であったが、引き続き大学院進学を目指す学生に対しての広報活動は継続し、強化していく。対象としては、学内進学者、外国人留学生、他大学出身者、社会人等が考えられるが、本研究の入学者の内、学内進学が80%弱を占めることから、学内進学者への広報を主軸に実施していく。

情報理工学部の学部生1学年475名定員の内、約40%が大学院進学を選択するが、大学院進学を選択しない学生の内、50%弱の約100名が大学院進学の成績要件を満たしている学生である。本学生に対して低回生の内から大学院進学を意識させるよう小集団でのキャリア教育等を活かして促進していく。また、情報理工学部の入試において一般選抜にて入学した学生の大学院進学率が他方式と比較して高いことから、学部入試において一般選抜比率を現状の4割から募集定員で設定されている6割まで高めることで、大学院進学率向上にも繋げていく。

広報活動としては、大学院進学説明会や、大学院ウィークでの広報の継続、参加者数・参加者層の拡大、企画内容の充実化を図り、研究科の魅力や入試制度、奨学金制度、修了後のキャリア等の情報や、大学院生との交流機会を提供するなどの機会を提供し、内部進学者および外部からの進学者を獲得することを目標とする。広報活動としては、年間5回実施している大学院進学説明会では、参加者が求める情報提供や説明内容を精査して計画・実施し、参加者からのアンケート結果をもとに説明会を改善、実施していく。参加者のニーズに応えることで、学生募集に繋がり、参加者数の増加、参加者層を拡大させる。

広報活動の目標としては、学生を対象とした大学院進学説明会は、年間150名以上の参加、満足度は95%以上を目標とする。入学定員の増加比率を鑑み、昨年参加者数の1.3倍の参加者を目標とする。

#### [薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程は、入学定員の拡大に伴い、学生募集に向けた取組として、広報活動の方針、戦略、実施計画、目標を以下のように設定する。

本研究科の入学者の内、学内進学が多数を占めることから、学内進学者への広報を主軸に実施していく。本学生に対して低回生の内から大学院進学を意識させるよう促進していく。薬学部2024（令和6）年度カリキュラム改革により新規開設した「薬学キャリア演習」（2回生担当）は「立命館大学と協定を結んだ企業等での実務に準じた就業体験を通じて、具体的な業務内容や企業風土、仕事のやりがいなどを体感し、自らのキャリア選択の視座を高めることに加え、大学での学びを実社会でどう活かしていくかを考える」ことを目指し配置したものであり、大学院進学も含めた専門性を活かした職に就くキャリア意識の醸成に努めている。

広報活動の方針としては、薬学研究科が掲げるアドミッション・ポリシーおよび教育理念に沿った形で、研究科の特色や教育内容、進路支援体制などについて、誠実かつ公正に情報を発信していくことを基本方針とする。また、本研究科の魅力をはじめ、大学院進学を目指す上で必要な情報を広範囲に提供

し、より多くの学生、そして多様な層へアプローチする

広報活動の戦略としては、研究科の魅力や入試制度、奨学金制度、修了後のキャリア等の情報を積極的に提供し、研究科への進学から進路までを明確にイメージできるように充実化を図り、志願、受験から入学につなげる。

また、本研究科のホームページは日英の2言語で、カリキュラム、人材育成目的、3ポリシー、研究室紹介等を公開し、外部からの進学者をターゲットに情報提供を引き続き行う。

広報活動の実施計画としては、年間2回程度実施している学生を対象とした大学院進学説明会では、参加者が求める情報提供や説明内容を精査して計画・実施し、常にアップデートされた説明会を実施する。参加者のニーズに応えることで、学生募集に繋がり、他学部出身者も含めた参加者数の増加、参加者層を拡大させる。

広報活動の目標としては、2025（令和7）年度は入学定員20名に対して約1.9倍の志願者を確保していることから、引き続き、入学定員を満たす志願者を確保していきたい。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を増加する組織での入学者の見込み数

[テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

博士課程後期課程は、一定の増減はあるものの、ほぼ毎年定員（5名）を上回る入学者を確保できている。設立時の2005（平成17）年から2024（令和6）年までの20年間、入学者数の平均値は7.2名、OICに移転後の10年間平均値は7.9名、直近5年間平均値は8.2名、直近3年間平均値は9.3名である。安定的に入学者がいることから、収容定員を増加以降も入学定員10名の入学者確保を見通している。

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程においては、直近5年を見ても、入学定員の約1.8倍の志願者数が応募してきており、入学定員を上回る入学者数（29.4名）および高い入学定員充足率（117.6%）を確保してきた。その内訳をみると、直近5年間の平均人数は、学内進学による入学者が16.0名、一般入試が8.4名、社会人入試が3.2名、留学生入試が1.8名となっている。

大学院早期修了の導入によるものも含めた内進学者数の増大と他大学からの優秀層の取り込みのアプローチを行うことで、学内進学者数（過去5年16.0名→21名目標）、一般入試による入学者数（過去5年8.4名→12名目標）の増加を計り、社会人入試、留学生入試と合わせて、今後の入学定員の数である35名を目指す。

[情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

2024（令和6）年度の大学院説明会への参加を申し込み、参加をしたのは113名となっており、説明会に参加せずに受験、入学した方も含め結果として2025（令和7）年度入学者数は238名となっている。広報活動の目標として年間150名以上大学院進学説明会の参加を目指しており、入学者数は250名を見込んでいます。なお、2026（令和8）年度入試（2026（令和8）年4月入学）は、228名の入学者となり、対前年16名増、対一昨年41名増となった。2026（令和8）年9月入学入試は未だ終了していないもの

の既に 250 名を超える見込みとなっており、増加傾向が続いていることから収容定員充足を見込んでいる。

#### [薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程は開設以降、入学定員を上回る志願者数と、高い入学定員充足率を確保してきた。2027（令和 9）年度に予定している収容定員増は一層、本研究科への志望を促進するものと考えられる。主な志願者層は、本学薬学部からの学内進学者であるが、一般入試では、国内の他大学からの進学希望者や外国人留学生からの志願も見られる。

また、本学薬学部創薬科学科の進路・就職状況では 2024（令和 6）年度卒業生の大学院進学率が 91.8%と高く、学内進学入試（7 月）の直近 5 年間の志願者数は、2021（令和 3）年度 32 名、2022（令和 4）年度 25 名、2023（令和 5）年度 31 名、2024（令和 6）年度 29 名、2025 年度（令和 7）年度 37 名と、毎年入学定員を大きく上回っていたが、研究科の規模からは進学希望者全体を受け入れる状況になかった。収容定員増は薬学部からの学内進学を希望する志願・入学の受け皿を広げることとなり、入学者確保の充実・安定化につながると考えられる。

また、本研究科の基礎となる、本学薬学部創薬科学科の直近 5 年間の志願者数は、入学定員 60 名のところ、2021（令和 3）年度 420 名、2022（令和 4）年度 921 名、2023（令和 5）年度 805 名、2024（令和 6）年度 823 名、2025（令和 7）年度 898 名であり、安定的に志願者がいる。また、収容定員充足率はここ数年 1.0 以上で管理できていることから、収容定員を増加する 2027（令和 9）年度以降も、入学定員 35 名の入学者確保を見通している。

## ② 競合校の状況分析

### ア 競合校の選定理由と収容定員を増加する組織との比較分析、優位性

#### [テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

本研究科の競合校として、神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻博士後期課程、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科システムデザイン・マネジメント専攻博士後期課程の 2 校を選定した。

技術経営（MOT）分野における博士課程後期課程は、全国的に見ても設置数が限られており、教育研究内容や人材育成目的の観点から、直接的な競合校となり得る大学院は多くない。特に関西地域においては、技術経営分野の博士課程後期課程を設置する大学院は 2 校程度にとどまっており、地域的にも競合校の数は限定的である。

このような状況の下、上記 2 校はいずれも、技術経営、科学技術イノベーション、技術政策、事業創造など、技術とマネジメントの統合領域を扱っており、博士課程後期課程としての収容定員の規模、教育内容・研究領域に一定の共通性がみられるためである。

大学院/研究科/専攻/課程名称	入学定員	収容定員	所在地
神戸大学大学院科学技術 イノベーション研究科科学技術イノベ ーション専攻博士後期課程	10	30	神戸市灘区六甲台町 1-1
慶應義塾大学大学院システムデザイン・ マネジメント研究科システムデザイン・ マネジメント専攻博士後期課程	11	33	神奈川県横浜市港北区日吉 4-1-1

2校の博士後期課程はいずれも一定の規模を有し、神戸大学は科学技術イノベーション政策を中心に据えた学際的研究を推進し、政策形成力を育成する点に特色がある。これらに加えて、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科は、技術システムの設計から社会システムの構想・制度提言までを扱い、複雑化した社会的課題をシステム思考・デザイン思考を用いて統合的に解決へ導く教育研究を展開している点に特徴がある。いずれの大学院も高度な技術知を基盤とした経営・政策研究を展開している一方で、学生層はフルタイムの博士課程進学者が中心となる傾向が強い。

これに対し、本研究科は工学・経営・政策といった専門領域に加え、未来予測、デザイン思考、知的財産マネジメント、サービス工学、組織・人的資源管理など、多様な分野を横断する文理融合型の教育・研究を展開している点に独自性がある。また、社会人学生の受け入れを進めており、理論研究のみならず実務経験に基づいた実践的研究が盛んであり、研究成果が企業や組織のイノベーション創出に直結する点も本研究科の強みである。

学修形態においても、本研究科では対面授業とオンライン授業を組み合わせたハイフレックス型教育を展開しており、対面による研究指導に加えて、オンライン型の研究指導を併用し、職務を継続しながら研究を進められる柔軟な学修環境を整備している。これにより、遠隔地在住の社会人や、企業内で研究開発や経営企画等に従事する者も博士後期課程への進学が可能となっている点で、フルタイム型研究を前提とする競合校とは異なる優位性を有している。さらに、4月と9月に入学する機会を設けているとともに、日本語基準と英語基準の両方で学生を受け入れていることから、社会人学生や留学生など多様なバックグラウンドをもつ志願者が受験しやすい体制となっている。

博士課程後期課程においては、一般的な就職活動支援よりも、研究者・高度専門職としてのキャリア形成支援が重要となるが、立命館大学院キャリアパス推進室では、博士フェロシップ制度、科研費申請支援、研究倫理教育、博士人材向けリスクリング支援など、博士後期課程に特化した支援体制を整えている。これらの支援は、学内外の研究者ネットワーク構築を支え、博士後期課程修了後の多様なキャリアパスの開拓を後押しするものであり、競合校との差別化要因となっている。

以上のように、競合校はいずれも技術経営・科学技術イノベーション分野の大学院として高い評価を得ているが、本研究科は文理融合的な教育内容、社会人学生の受け入れ、柔軟な学修環境、博士課程後期課程向けのキャリアパス支援など、複数の点で優位性を有している。これらの特徴により、研究者志向の学生に加えて実務と研究を往還させたい志願者からも安定的な進学需要が生まれており、博士課程後期課程の定員増の妥当性を裏付ける状況にあるといえる。

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

本スポーツ健康科学研究科の競合校として、早稲田大学スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程、順天堂大学スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、同志社大学スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程(前期課程)の3校を選定した。いずれもスポーツ健康科学分野で全国的に認知度が高く、扱う学問領域がスポーツ科学、健康科学、マネジメント、コーチングなどを包含しており、教育内容に一定の共通性がみられるためである。

大学院/研究科/専攻/課程名称	入学定員	収容定員	所在地
早稲田大学スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻修士課程	100	200	埼玉県所沢市三ヶ島 2-579-15
順天堂大学スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程	70	140	千葉県印西市平賀学園台 1-1
同志社大学スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻博士課程(前期課程)	8	16	京都府京田辺市多々羅都谷 1-3

定員規模については、早稲田大学や順天堂大学が大規模な大学院を展開している一方、同志社大学は本研究科の半分以下の定員規模であり、本研究科はその中間的な位置にあると言える。この規模は、多様なバックグラウンドを持つ学生が集まり幅広い交流の機会を確保できると同時に、少人数校のように教員との距離が近く、きめ細やかな指導を受けやすい環境を兼ね備えている。すなわち「広がり」と「密度」の両面をバランスよく享受できる点こそが、本研究科の教育環境における大きな利点である。また、教育内容については、早稲田大学スポーツ科学研究科では「スポーツ文化研究領域」「スポーツビジネス研究領域」「スポーツ医科学研究領域」「身体運動科学研究領域」「コーチング科学研究領域」を設け、カリキュラムを展開している。順天堂大学スポーツ健康科学研究科では、従来の「スポーツ科学」、「スポーツ社会科学」、「健康科学」の3つの学系を撤廃し、スポーツ健康科学として各専門領域の一層の統合を図るとしている。同志社大学スポーツ健康科学研究科では、「健康科学領域」、「トレーニング科学領域」、「スポーツマネジメント領域」を設定し、カリキュラムを展開している。本学スポーツ健康科学研究科においても「身体運動科学領域」と「スポーツ人文・社会科学領域」を設け、カリキュラムを展開している。また、本スポーツ健康科学研究科においては、身体の動作を解析する機器設備、3T MRI 装置(Magnetic Resonance Imaging：核磁気共鳴法)など医療関連にも使用される機器を備えており、また、遺伝子レベル・細胞レベル・臓器レベル・個体レベルでの実験が可能な実験室や、スポーツ指導実験室、調理実習設備など、最先端かつ幅広い設備を備えていることが利点であると言える。

入試や学費については、入試日程はいずれの大学も年 2~3 回の受験日が設定されており、多くの志願者が受験できる体制となっている。本スポーツ健康科学研究科においても、7 月(学内入試)、11 月(学内入試・一般入試)、2 月(一般入試)の年 3 回の受験日を設定している。早稲田大学、順天堂大学、同志社大学の 2025(令和 7)年度入試の主な試験の実施状況は以下のとおりである。

早稲田大学スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程

6 月：学内進学入試、10 月：学内進学入試、一般入試、1 月：学内進学入試、一般入試

順天堂大学スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程

10月：一般入試、社会人入試、外国人入試、12月：一般入試、社会人入試、外国人入試、  
2月：一般入試、社会人入試、外国人入試

同志社大学スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程(前期課程)

7月：学内進学入試、11月：一般入試、社会人入試、2月：一般入試

また、学費に関しては、早稲田大学が最も高く、次いで本学、同志社大学、順天堂大学となっている。一方、大学院生の経済的負担をサポートするための奨学金については、本研究科においては、1回生、2回生時に配分される博士課程前期課程1年次対象成績優秀者奨学金や2年次対象成績優秀者奨学金の給付、大学院博士課程前期課程研究実践活動補助金による学会参加時の補助、論文出版のための奨学金なども支給されている。

就職支援に関しては、博士課程前期課程の必修科目として「スポーツ健康科学キャリアプロジェクト」を開講している。この科目では企業出身の講師と共に、PBL形式で企業の課題解決に取り組み、大学院生のキャリア意識を高めることを目的としている。また展開科目として「スポーツ健康科学エグゼクティブレクチャーI・II」を開講し、企業の役員レベルから直接講義を受けることでスポーツ健康科学の理論と実践の往還を深めることを目標としている。本研究科においては、2014年度以降ほぼ全員の進路・就職先が決定している。2024年度の本研究科修了生27名については、社会人学生として勤務を継続した2名に加え、博士課程後期課程に進学した大学院生（本研究科3名、他研究科1名）、企業の研究職（1名）や技術専門職（3名）、総合職（14名）、教員（1名）、アナリスト（1名）、医療・福祉職（1名）に就職した実績がある。こういった就職決定率は、他大学と比較しても非常に高い水準にあると言える。

#### [情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程の競合校として、関西大学大学院理工学研究科システム理工学専攻博士課程前期課程と、関西学院大学大学院理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程を選定した。関西大学大学院、関西学院大学大学院とも本学同様に文社系、理工系の学部・研究科をもつ総合大学である。所在地は両大学院とも関西にあり、学力層も類似している。以下、本研究科の競合校となる専攻の入学定員と収容定員である。

大学院/研究科/専攻/課程名称	入学定員	収容定員	所在地
関西大学大学院理工学研究科 システム理工学専攻博士課程前期課程	142	284	大阪府吹田市山手町3-3-35
関西学院大学大学院理工学研究科 情報理工学専攻博士課程前期課程	42	84	兵庫県三田市学園上ヶ原1番

入試について、関西大学大学院、関西学院大学大学院の2025（令和7）年度入試の主な試験の実施状況は以下のとおりである。本研究科では、7月に学内進学試験、8月に一般入試・留学生入試・社会人入試、2月に一般入試・留学生入試・社会人入試・飛び級入試を実施している。他大学大学院も春に学内進学入試、夏と冬にそれぞれ入試を実施しており、志願者の状況に応じて入試を受けることができる条件が整っている。

関西大学大学院理工学研究科システム理工学専攻博士課程前期課程

6月:学内進学入試、8月:一般入試、10月:外国人留学生入試・社会人入試  
2月:学内進学入試・一般入試・外国人留学生入試・社会人入試・特別選抜入試

関西学院大学大学院理工学研究科情報工学専攻博士課程前期課程

6月:前期課程推薦入試、特別推薦入試、8月:前期課程一般（第一次）入試、  
2月:前期課程一般（第二次）入試・特別学生入試

本研究科では、科学研究費助成事業・共同研究等で活発な研究活動を展開している。最新の設備・機器を整備し、最新の研究成果に基づいた大学院教育ができるため、充実した研究環境下で学ぶことができる。2024年度科学研究費助成事業の採択件数は、審査区分「人間情報学およびその関連分野」で私立大学1位（全国6位）、審査区分「応用情報学およびその関連分野」で私立大学1位（全国9位）となっており他大学より多くの採択を受けている。

また、教員数は非常に多く90名を超える教員が情報理工学研究科においてITに関わる先端的かつ多様な研究と教育を行っています。国内有数の規模を誇るIT分野の大学院となっており、非常に幅広い研究分野をカバーしている。

本研究科の2024（令和6）年度から2022（令和4）年度の就職決定率は95.9%となっており、そのうち48.7%が上場企業となっており、他大学と比較しても非常に高い水準にあると言える。

[薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

本学薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の競合校として、本学同様に私立大学であり、薬学研究科を有する東京理科大学大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程と、近畿大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士前期課程を選定した。

以下、競合校の研究科と専攻である。

大学院/研究科/専攻/課程名称	入学定員	収容定員	所在地
東京理科大学大学院 薬学研究科薬科学専攻修士課程	90	180	東京都葛飾区新宿 6-3-1
近畿大学大学院 薬学研究科薬科学専攻博士前期課程	15	30	大阪府東大阪市小若江 3-4-1

入試について、本研究科では、7月に学内進学試験、9月に一般入試、2月に一般入試を実施している。東京理科大学大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程、近畿大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士前期課程の2026（令和8）年度一般入試の実施状況は以下のとおりである。競合校の受験の機会は年2回以下であり、本学に優位性があると考ええる。また、2025（令和7）年度の収容定員充足率をみると、本研究科の175%と比して東京理科大学大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程85.6%、近畿大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士前期課程66.7%である。

東京理科大学大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程：8月（一般）

近畿大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士前期課程：9月（一般）・2月（一般）

本研究科の修了者の進路調査によれば、進路決定率はほぼ 100%であり、内訳についても製薬企業や化学・食品系企業など医薬品開発に関連する民間企業の技術系職種に就いた者（CRO や SMO を含む）は 66.7%と非常に高い比率であった。本研究科薬科学専攻博士課程後期課程へ進学した者が 10.4%であり、多くの修了生が想定される医薬品開発の分野に進んだといえる。また、2024（令和 6）年度薬学部カリキュラム改革として、企業先で演習を行う「薬学キャリア演習」を開設した。この科目の開設に伴い、医薬品開発に関連する民間企業との連携・協力に関する協定締結や院生のインターンシップ派遣などを促進している。

#### 〔就職支援について〕

博士課程前期課程の全研究科を通じた就職支援の内容として、立命館大学は 3 キャンパスにキャリアセンターを設置しており、全体で合計66名のスタッフで立命館大学の学生、院生のキャリア支援を行っている。様々な学生への支援として、「低回生への支援」「グローバルキャリア・留学支援」「大学院生の就職・キャリア支援」「個別支援を要する学生への支援」を行っており、いずれの支援においても、それぞれの属性に応じたキャリア選択の幅や可能性を提示するような支援や企画を実施し、自身のキャリアを考え次の行動を促す支援を行っている。また国家公務員総合職試験・公認会計士試験・司法試験といった「難関試験」への支援も重点課題として取り組んでおり、2025（令和7）年度の国家公務員試験総合職の合格者数は62名で、全国の大学の中で6位の結果を残している。

博士課程後期課程の進路・就職支援は、各研究科での博士後期課程学生への支援に加え、教学部門・研究支援部門・就職支援部門が連携した「大学院キャリアパス推進室」による包括的な支援体制を整えている。同室では、キャリアパス形成やトランスフェラブルスキルの習得を促す多様な制度を設け、学生を幅広く支援する。特にキャリア支援では、企業や公的機関との交流イベントやインターンシッププログラムの構築を通じて多様な進路開拓を後押しし、アカデミアのみならず産業界でも活躍できる博士人材の育成を力強く支援している。

#### イ 競合校の入学志願動向等

〔テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程〕

神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻博士後期課程、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科システムデザイン・マネジメント専攻博士後期課程の過去 3 年間の入学定員に対する充足率は、神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻博士後期課程が 100%、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科システムデザイン・マネジメント専攻博士後期課程が 87.6%となっており、安定的に入学者を確保していることがわかる。本テクノロジー・マネジメント研究科においても、新たな定員を充足する十分な見込みがあると判断した。

	神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻博士後期課程			慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科システムデザイン・マネジメント専攻博士後期課程		
年度	2023年	2024年	2025年	2023年	2024年	2025年
入学定員	10	10	10	11	11	11
志願者数	10	12	10	-	-	-
入学者数	10	11	9	10	13	6
入学定員充足率	100%	110%	90%	90.9%	118.2%	54.5%

※「-」は掲載がなかったもの

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

早稲田大学スポーツ科学研究科、順天堂大学スポーツ健康科学研究科、同志社大学スポーツ健康科学研究科の過去3年間の入学定員に対する充足率は、早稲田大学が100.7%、順天堂大学が101.5%、同志社大学が146%となっており、いずれも高い割合で安定的に入学者を確保していることがわかる。本スポーツ健康科学研究科においても、新たな定員を充足する十分な見込みがあると判断できる。

	早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程			順天堂大学スポーツ健康 科学研究科 スポーツ健康科学専攻博 士課程前期課程			同志社大学スポーツ健康 科学研究科 スポーツ健康科学専攻博 士課程(前期課程)		
年度	2022年	2023年	2024年	2022年	2023年	2024年	2022年	2023年	2024年
入学定員	100	100	100	-	70	70	8	8	8
志願者数	-	-	-	-	-	82	20	9	16
受験者数	-	-	-	-	-	79	-	-	-
合格者数	-	-	-	-	-	71	17	7	13
入学者数	102	103	97	-	75	67	16	7	12
入学定員充足率	102%	103%	97%	-	107%	96%	200%	88%	150%

[情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

関西大学大学院理工学研究科システム理工学専攻博士課程前期課程、関西学院大学大学院理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程の過去3年間の入学志願状況等は、過去3年間の平均では、志願倍率は関西大学大学院が1.10倍、関西学院大学大学院は1.08倍となっている。また、入学定員に対する充足率は、関西大学大学院が119%、関西学院大学大学院は105%となっており、専攻別に見ても高い割合で安定的に志願者と入学者を確保していることがわかる。

このように、関西大学大学院、関西学院大学大学院ともに安定的に志願者と入学者を確保しており、社会的にも情報理工系人材が求められていることから、本研究科において、新たな定員を充足する十分

な見込みがあると判断できる。

年度	関西大学大学院理工学研究科 システム理工学専攻博士課程前期課程			関西学院大学大学院理工学研究科 情報工学専攻博士課程前期課程		
	2023年	2024年	2025年	2023年	2024年	2025年
入学定員	142	142	142	22	22	42
志願者数	216	165	214	31	23	46
受験者数	207	158	207	-	-	-
合格者数	195	150	194	27	22	44
入学者数	182	140	184	26	21	43
入学定員充足率	128%	99%	130%	118%	95%	102%

[薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

本学薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程と競合校の志願者、合格者、入学者、入学定員充足率は以下の通りである。本研究科は競合校に比して入学定員充足率が高いが、学内進学入試で受験している学生数が多いことが要因であると考えられる。従って定員増後の薬学研究科博士課程前期課程においても定員を充足する十分な見込みがあると判断できる。

	立命館大学大学院 薬学研究科薬科学専攻 博士課程前期課程			東京理科大学大学院 薬学研究科薬科学専攻 修士課程			近畿大学大学院 薬学研究科薬科学専攻 博士前期課程		
	2023年	2024年	2025年	2023年	2024年	2025年	2023年	2024年	2025年
入学定員	20	20	20	90	90	90	15	15	15
志願者数	34	36	49	81	76	89	13	14	9
合格者数	33	35	43	77	71	88	12	14	9
入学者数	32	32	39	76	68	83	10	12	8
入学者のうち学 内進学入学者の 率	150%	140%	170%	52%	47%	61%	-	-	-
入学定員充足率	160%	160%	195%	84%	76%	92%	66.7%	80%	53.3%

\* 「-」は掲載がなかったもの

ウ 収容定員を増加する組織において定員を充足できる根拠等

テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、および情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程は競合校もおおむね定員充足率を満たしているため、充足できるものとする。

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程については一部、収容定員充足率を満たさない競合校があるため、以下を記載する。

[薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

2025（令和7）年度までの薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員充足率・収容定員充足率の推移は以下のとおりであり、開設以来定員数を大幅に上回っている。加えて、直近3カ年の入学者は、2023（令和5）年度32名、2024（令和6）年度32名、2025（令和7）年度39名であり（平均34.3名）、同分野における学生の高いニーズにより67%の内部進学率を維持できていることから、入学定員を20名から35名へと増員しても現状の内部進学率を維持・増加することで、入学及び収容定員は充足できると考えられる。

<薬科学専攻博士課程前期課程収容定員充足率>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
在籍学生数	62	61	61	64	70
収容定員	40	40	40	40	40
収容定員充足率	155.0%	152.5%	152.5%	160.0%	175.0%

エ 学生納付金等の金額設定の理由

[テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の2026（令和8）年度の授業料は500,000円としている。この金額は、同分野において技術経営やイノベーション、システム設計等を扱う競合校の博士課程後期課程の授業料水準と比較しても、概ね同等またはそれ以下の水準に位置づけられる。本研究科の教育研究の環境および競合校の状況を総合的に勘案すると、本研究科の学生納付金等の金額設定は、提供される教育研究の質および内容に照らして妥当な水準であると考えている。

大学院/研究科/専攻/課程名称	授業料（2026年度）
神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻博士後期課程	535,800円
慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科システムデザイン・マネジメント専攻博士後期課程	1,140,000円

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の2027（令和9）年度の学費は977,400円（1回生および2回生時の授業料、入学金は200,000円）であり、早稲田大学スポーツ科学研究科（2年間平均1,085,000円）に次ぐ設定となっている。しかしながら、1回生に配分される博士課程前期課程1年次対象成績優秀者奨学金や、2年次に配分される2年次対象成績優秀者奨学金の給付、大学院博士課程前期課程研究実践活動補助金による学会参加時の補助のほか、配属後の研究室における研究活動費、院生研究室への個人機の設置等、さまざまな支援を行っている。このように他大学と比較して学生納付金は若干高くなっているものの、奨学金、学会参加時の補助、配属後の研究室での研究活動時のさまざまな補助等を総合的に考えると、学生納付金等の金額設定は妥当であると考えている。

大学院/研究科/専攻/課程名称	納付金 (2026 年度)
早稲田大学スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻修士課程	1 年次授業料 : 935,000 円 2 年次授業料 : 1,235,000 円
順天堂大学スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程	575,000 円
同志社大学スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻博士課程(前期課程)	626,000 円

[情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

立命館大学大学院情報理工学研究科の 2027 (令和 9) 年度の学費は 1,267,600 円となっており、競合校及び他大学大学院と比較してやや高めの設定である。しかし、1 回生、2 回生時に配分される博士課程前期課程 1 年次対象成績優秀者奨学金や 2 年次対象成績優秀者奨学金の給付、大学院博士課程前期課程研究実践活動補助金による学会参加時の補助のほか、配属後の研究室における研究活動に対してもさまざまな支援を行っている。このように他大学と比較して学生納付金は若干高くなっているものの、奨学金、学会参加時の補助、配属後の研究室での研究活動時のさまざまな補助等を総合的に考えると、学生納付金等の金額設定は妥当であると考えている。

大学院/研究科/専攻/課程名称	授業料 (2026 年度)
関西大学大学院理工学研究科 システム理工学専攻博士課程前期課程	1,139,000 円
関西学院大学大学院理工学研究科 情報工学専攻博士課程前期課程	715,000 円

[薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

立命館大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の 2027 (令和 9) 年度の学費は 1,267,600 円となっており、競合校と比較して高い設定である。しかし、本学が有する独自の奨学金制度は、全国トップクラスの規模と内容であり、一部を除き給付制 (返還不要) である

例えば、1 回生、2 回生時に配分される博士課程前期課程 1 年次対象成績優秀者奨学金や 2 年次対象成績優秀者奨学金の給付、学生学会奨学金学会参加時の補助等、様々な支援を行っている。特に、博士課程前期課程 1 年次対象成績優秀者奨学金やおよび 2 年次対象成績優秀者奨学金については、在学者の約半数に給付している。

このように他大学と比較して学生納付金は高くなっているものの、奨学金等を総合的に考えると、学生納付金等の金額設定は妥当であると考えている。

大学院/研究科/専攻/課程名称	納付金（2026年度）
東京理科大学大学院薬学研究科 薬科学専攻修士課程	1,110,000円※
近畿大学大学院薬学研究科 薬科学専攻博士前期課程	950,000円

※教育充実費を含む

### ③ 先行事例分析

先行事例については対象がないため、該当しない。

### ④ 学生確保に関するアンケート調査

収容定員を増加するテクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程、情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程については、既設の研究科の課程であるため、アンケートに代えて各研究科・専攻の実績について以下に述べる。

[テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の在籍者推移は以下のとおりであり、2025（令和7）年度の在籍総数としては、現在の収容定員を上回っている。

前期課程在学生に対する進学希望調査（回答者38名）では、修了直後の進学希望者3名、将来的な進学希望者2名、博士学位取得に関心のある者13名と、一定の内部進学需要が確認できる。また、教員10名への入学希望者からの問い合わせ状況調査では、日本語基準23名、英語基準19名の計42件の問い合わせがあり、受験意志を示した者は22名であった。

これらの実績から、博士後期課程としての特性を踏まえつつも、今後も定員を上回る入学需要が安定的に見込まれる状況にある。

〈テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の在籍者数の推移〉

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
在籍学生数	29	25	26	31	28
収容定員	15	15	15	15	15
収容定員充足率	193%	167%	173%	207%	187%

※秋入学あり・9月26日を基準日として作成

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の在籍者推移は以下の通りであり、

過去5年間の在籍総数としては、現在の収容定員を上回っている。

＜スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の在籍学生数および収容定員充足率＞

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
在籍学生数	67	65	59	67	61
収容定員	50	50	50	50	50
収容定員充足率	134%	130%	118%	134%	122%

また、近年、入学定員25名を上回る志願者・入学者が続いている。2021（令和3）年度、2023（令和5）年度および2024（令和6）年度の入学者数は、それぞれ35名、31名、34名であり、定員を大幅に上回っている。また、学内進学者数・比率についても一定の人数で入学しており、今後も同等以上の確保が期待される。

＜スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程の志願者数・入学者数・学内進学者数の推移＞

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
志願者数	54	31	49	51	35
入学者数	35	23	31	34	24
入学定員	25	25	25	25	25
入学定員充足率	140%	92%	124%	136%	96%
学内進学者数	16	14	17	22	11
学内進学者比率	46%	61%	55%	65%	46%

[情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程の在籍者数推移は以下のとおりであり、2025（令和7）年度の在籍者総数としては、現在の収容定員を上回っている。

＜情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程在籍学生数＞

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
在籍学生数	381	371	387	410	455
収容定員	400	400	400	400	400
収容定員充足率	95.3%	92.8%	96.8%	102.5%	113.8%

本研究科の入学者総数については、2024（令和6）年度の情報理工学部および情報理工学研究科のキャンパス移転（滋賀県草津市のびわこ・くさつキャンパス（BKC）から大阪府茨木市のOIC移転）を転機として、2024（令和6）年度は211名、2025（令和7）年度の入学者数は238名となり増加傾向にある。なお、2026（令和8）年4月入学は、228名の入学者となり、対前年16名増、対一昨年41名増となった。2026（令和8）年9月入学入試は未だ終了していないものの、2026年（令和8）度の入学者は、既に250名を超える見込みとなっている。また、志願者数についても、2024（令和6）年度から増加傾向にあり、変更後の入学定員を超える志願者を確保できている状況にある。

<情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程志願者数及び入学者数推移>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
志願者数	256	238	243	278	306
入学者数	187	184	189	211	238
入学定員	200	200	200	200	200
入学定員充足率	93.5%	92.0%	94.5%	105.5%	119.0%

[薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の在籍者数推移および収容定員充足率は以下のとおりであり、毎年度、現在の収容定員を上回っている。

<薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程在籍者数推移>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
収容定員	40	40	40	40	40
在籍者数	62	61	61	64	70
収容定員充足率	155.0%	152.5%	152.5%	160.0%	175.0%

本研究科の志願者数、入学者数の推移および入学定員充足率は、以下のとおりであり、同分野における学生の高いニーズにより67%の内部進学率を維持できていた。志願者数増加の要因は、この間、大学院進学説明会に力を入れており、教学担当副学部長が自ら大学院進学の利点（研究能力および専門知識の向上、研究職等専門性の高い職種での採用可能性、アカデミックキャリア、採用後の待遇等）を説明することで大学院進学への理解が深まり、成果が出ているものと考えられる。

<薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程志願者数および入学者数推移>

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
志願者数	37	32	34	36	49
入学定員	20	20	20	20	20
入学者数	31	29	32	32	39
入学定員充足率	155.0%	145.0%	160.0%	160.0%	195.0%

⑤人材需要に関するアンケート調査等

[テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

アンケート調査ではなく、本研究科の就職・在職の状況や実績などの根拠から、人材需要について説明する。

MOT 研究科の開設から 2024（令和 6）年 9 月までの博士後期課程修了者 57 名のうち約 4 割が国内外の大学・研究機関で教育・研究職に就いており、また、多くの修了者が企業・公的機関における技術経営分野で高度専門人材として活躍している。さらに、2015（平成 27）年の OIC 移転後は周辺企業から社会人学生として前期課程に進学し、その後後期課程への進学を希望するケースも増加しており、ここ 3 年間では社会人学生が 19 人いる中で、ダイキン、パナソニック、積水ハウスなどの OIC 周辺企業からも

社会人学生を受け入れている

こうした国家的方針、産業界のニーズ、修了生の実績および地域企業からの進学希望の増加から、技術経営領域における博士人材需要は今後も継続的に拡大すると見込まれ、定員増は社会的要請に合致するものといえる。

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

アンケート調査ではなく、社会のニーズや本研究科の就職の状況や実績などの根拠から、人材の需要について説明を行う。

スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程では、2016（平成28）年から「Mの力」を掲げ、多様な社会的ニーズや課題に対し科学的根拠を基に対応すべく、専門的かつ高度な知識・スキルの修得を追及している。また、文理融合を掲げ、複雑化する社会的課題に対しても幅広い視点・視座で対応できる人材育成を行っている。社会的ニーズの一例として、健康科学分野では「健康経営」に取り組む企業の増加が挙げられる。健康経営に取り組む企業数は、2017（平成29）年には553社だったのに対し、2023（令和5）年には16,688社へと大幅に増加している【資料19】。特に近年ではメンタルヘルス対策の重要性も高まっており、2023（令和5）年には「第14次労働災害防止計画」も策定された。本研究科においては、運動やスポーツとメンタルヘルスとの関連についても積極的に研究を行っており、こういった社会的ニーズとも高い親和性を有している。このように、本研究科において掲げている人材育成目的は、社会的ニーズを的確に捉え、これらを先導する人材の輩出に資するものであると考えられる。さらに、医療・ヘルスケア分野における製品・サービス開発や、スポーツメーカーにおける技術革新、プロスポーツから地域におけるスポーツ振興に至るまで、幅広い分野においてもスポーツ健康科学研究科の教育・研究活動は社会的ニーズとも合致している。これまでの本研究科の博士課程前期課程修了者の進路就職決定率を見ると、2014（平成26）年度以降ほぼ全員の進路就職先が決定しており（過去5年における就職決定率：93.3～100.0%）、またより専門性の高い就職先（スポーツメーカー等）の決定にも繋がってきた。

[情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

アンケート調査ではなく、社会のニーズや本研究科の就職の状況や実績などの根拠から、人材の需要について説明を行う。

新卒採用に関する企業調査（2025（令和7）年10月調査）【資料20】によると、2026（令和8）年3月卒業予定者の採用について、内定者に対する満足度と内定辞退の状況は、とりわけ「IT」業界において「量は満足、質に不満」が高いのが目立つ（25.3%）状況にある。また、内定辞退の状況においても「IT」業界において「増えた」が合わせて36.5%と高く、IT業界が供給に対して需要が高い、かつ質の高い人材需要が高いことが推測される。

マイナビ2026（令和8）年卒企業新卒採用予定調査では、2026（令和8）年卒の採用環境の見通しが「厳しくなる」と回答した企業は78.1%（「非常に厳しくなる（26.8%）＋「厳しくなる（51.3%）」）だった。また、文理それぞれの見通しについても「厳しくなる」と予想する企業が文系：67.1%、理系：70.9%となっており、前年同様、文理問わず採用に苦戦すると考えている企業が増えており、特に理系の数値

が高い【資料 21】。また、日本のデジタル競争力は世界で 28 位であり先進国の中では低く、強化が求められている。【資料 22】。

本研究科の就職状況を業種別にみると（2024（令和 6）年度就職実績）メーカーが 36.4%、IT・情報処理が 45.7%と 80%以上を占めており、職種としても研究職 3.6%、開発職 12.2%、技術職 29.5%、SE・IT 職で 46.0%と 90%以上を占めており、研究科での研究を活かした業種・職種からのニーズが高いことがうかがえる。

#### [薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

アンケート調査ではなく、本研究科の就職の状況や実績などの根拠から、人材の需要について説明を行う。

薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の修了者の進路調査によれば、進路決定率はほぼ 100%であり、内訳についても製薬企業や化学・食品系企業など医薬品開発に関連する民間企業の技術系職種に就いた者（CRO や SMO を含む）は 66.7%と非常に高い比率であった。なお、本学薬学部創薬科学科の学生および本研究科の学生を対象とした業界研究会を主催したところ、23 社の企業・病院・薬局・地方行政団体が参加した。今後も、同様の学生をターゲットとした業界研究会の開催を、参加された大半の企業が望まれている。このように薬学系人材の需要は高く、将来的にも需要の増加が予想される。核酸医薬品などの新規モダリティや AI 創薬、さらに臨床試験の実施など、革新的な新薬を迅速に患者へ届けるため、統合的な視点を持った専門人材が求められている。

#### （4）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

##### [テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程]

技術革新の加速度的な進展と社会構造の変化に伴い、技術と経営を架橋しながら不確実性の高い環境下で意思決定を行える高度専門人材に対する社会的需要は年々高まっている。企業・行政・研究機関のいずれにおいても、AI やデジタル化、脱炭素、グローバルなサプライチェーン再編、経済安全保障といった課題に直面するなか、技術的理解とマネジメント視点を統合し、組織変革や新規事業創出を先導できる人材は依然として不足している。このような全国的・地域的動向は、博士課程後期課程における技術経営人材の育成に対する社会的要請が継続的に強いことを示している。

こうした状況のもと、本研究科では博士課程後期課程への進学希望者が増加傾向にあり、ここ数年は入学定員を上回る志願行動が恒常的に見られている。内部進学希望者に加えて、企業・研究機関に所属する社会人からの進学希望も多く、特に OIC 周辺の製造業・住宅・化学企業を中心に、本研究科での博士学位取得を通じて技術経営に関する高度専門性を身につけたいという潜在的需要が拡大している。社会的要請に応えるためにも収容定員拡大は不可欠である。また、競合校の安定した志願倍率と定員充足率および本研究科の直近の志願倍率を踏まえれば、本研究科の増員分を含めて定員を充足する十分なポテンシャルを有しているといえる。

以上の理由から、本研究科の入学定員を増加させることは、社会的な人材需要に応えるものであり、有為な人材を育成するための指導体制も確保できることとともに、入学者確保が見込まれることから、十分な合理性が認められるものと判断する。

[スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士課程前期課程]

スポーツ健康科学分野に対する社会的ニーズは極めて多様であり、国民の健康増進や社会の持続的な健全性に直結する重要な領域である。今後さらに本分野の重要性は高まり、それに伴い高度な専門知識と実践的能力を有する人材の育成が強く求められている。

本研究科では、これまで入学定員を上回る志願者が安定して集まり、収容定員も 100%を超える水準を維持してきた。これまでの入学者数の実績や今後の教育・研究の展開、MO合教員数の増加といった背景から、今次、入学定員を 25 名から 35 名へ増員する場合においても、一定の志願者確保が見込まれる。また、博士課程前期課程早期の修了制度により、今後その周知を進めることで、学内進学者のさらなる増加も期待できる。加えて、現在進行中の「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 (J-PEAKS)」において他大学との共同研究が拡大しており、これらの取り組みを通じて外部からの優秀な志願者数の増大も見込まれる。

研究指導体制の面では、設置当初 20 名であった MO合教員数が現在では 24 名へと増加しており、収容定員増加に対応できる研究指導体制が十分に整備されている。

以上のように、この間の社会的ニーズや学生のニーズの高まりを受け、安定した志願者動向の中で研究指導体制も強化してきた。この観点からも収容定員を 50 名から 70 名へ拡大したとしても、十分に合理性があり、教育・研究の質も担保できると考える。

[情報理工学研究科情報理工学専攻博士課程前期課程]

社会課題を解決に導くために、学術や科学技術を活用して新たな知や価値を創造し、社会にイノベーションを起こすことができる人材が必要とされている中、2030 (令和 12) 年には最大で約 79 万人もの IT 人材が不足するとされている。また、IT 人材の平均年齢の高齢化も進むと見込まれており、IT ニーズの増加に伴う需給ギャップの拡大が懸念され、日本のデジタル競争力は先進国の中では低く、強化が求められている。就職環境においても企業の理系採用は苦戦を強いられており、IT 業界が供給に対して需要が高いことが推測される。社会的要請に答えるためにも収容定員拡大は不可欠である。また、競合校の安定した志願倍率と定員充足率および本研究科の直近の志願倍率を踏まえれば、本研究科の増員分を含めて定員を充足する十分なポテンシャルを有しているといえる。

現在の情報理工学研究科情報理工学専攻の研究指導教員は 59 名 (うち、教授は 47 名であり、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定されている基準数 (29 名) を上回っている。今回の情報理工学研究科情報理工学専攻の収容定員増加により、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数は 36 名 (うち教授 24 名) となる。収容定員増後において必要とされる教員数についても、定員が増加しても基準数を十分に上回っており、必要な教員組織を担保していると言える。よって、従来から十分な数の教員が組織されていたため、情報理工学研究科の収容定員を増加した場合であっても、同等の教員組織が担保されているといえる。また、教育方法および履修指導方法にも変更はなく、現在の教育方法および履修指導方法を継続していく予定である。すでにこの数年で収容定員以上の学生が在学しているが、大学院科目の専任率は 90%以上を維持しており、定員が増えてもこの専任率は維持できる予定である。

以上の理由から、本研究科の入学定員を増加させることは、社会的な人材需要に応えるものであり、有為な人材を育成するための手厚い指導体制もすでに確保されており、入学者の確保も見込まれることから、十分な合理性が認められる。

#### [薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程]

薬物治療は分子標的薬や生物製剤（バイオ医薬品）、遺伝子・細胞治療など多様なモダリティの登場により大きく進展している。これに伴い、創薬研究においては、膨大なオミクス解析データや臨床試験情報を効率的に活用するため、データサイエンスや統計学の素養が不可欠となっている。創薬ターゲットの探索や候補化合物の最適化、薬効・副作用予測には AI や機械学習の応用が進んでおり、バイオインフォマティクスをはじめとした情報科学の技術を活用できる人材が求められている。医療薬学分野では、薬理・薬物動態の深い理解に加え、患者背景やリアルワールドデータを踏まえた安全性管理と最新の薬物治療を患者に最適化して提供できる高度な専門性と実践力が期待されている。こうした変化に対応するためには、薬学教育において高度な研究力と臨床応用力を兼ね備えた人材育成が不可欠である。薬系大学院は、学部教育で培った知識を発展させ、専門性と実践力を磨く場として重要な役割を担う。

立命館大学大学院薬学研究科は、2014（平成 26）年に薬学専攻博士課程を、2020（令和 2）年に薬科学専攻修士課程（後に博士課程前期課程に課程変更）、2021（令和 3）年に同博士課程後期課程を設置した。この間、4 年制の薬学部創薬科学科卒業生の 7 割以上が他大学院を含め修士課程に進学しており、結果として薬科学専攻博士課程前期課程の定員充足率は 2021（令和 3）年度以降常に 150%を超えるという状況である。

加えて、医薬品産業は国民の健康を支えるのみならず、国家の成長戦略の中核として位置づけられている。新型コロナウイルス感染症を契機に、ワクチンや治療薬の国内開発・供給の重要性が広く指摘され、「医薬品の安定供給」と「創薬力の強化」は政策上の優先課題となっている一方で、創薬人材の不足は深刻な問題であり、医薬品産業の国際競争力低下や新薬開発の停滞を招くことが危惧されている。前述のとおり、厚生労働省による「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」では創薬人材確保の困難な状況が繰り返し指摘されている。また、日本製薬工業協会による「政策提言 2023」において、バイオ医薬品開発における人材不足とそのための教育支援の必要性が言及されている。

#### 【資料 23】

入学定員増に伴う教員体制に関しては、増員分の入学定員を充足することとして設定可能な教員定数を算出することを全学において確認されている。現在の薬学研究科薬科学専攻の研究指導教員は 28 名（うち教授 21 名）であり、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」に規定されている基準数 8 名（うち教授 6 名）を上回っている。今回の薬学研究科薬科学専攻の収容定員増加により、大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数は 8 名（うち教授 6 名）であり、収容定員増後において必要とされる教員数についても、基準数を十分に上回っており、必要な教員組織を担保していると言える。また定員増後の ST 比は、定員増前の 1.43 人から 2.5 人 となり、教育の質は十分に担保できる教員組織となっているが、今次の入学定員増後も ST 比の維持につとめ、可能な範囲で教員定数を増やす予定である。

また、学生確保の点においても、本研究科の入学試験では、例年定員を超える志願者があることに加

えて、母体となる薬学部創薬科学科の大学院進学率が例年7割以上と高い。

以上より、薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程の入学定員を20名から35名に、収容定員を40名から70名に変更することは、社会的・地域的な人材需要に応えるものであり、研究室での履修指導体制、施設設備、志願者動向などを勘案した上で、引き続き有為な人材を育成するための手厚い指導体制も確保できることとともに、入学者確保が見込まれることから、十分な合理性が認められると判断する。

以上

## 学生確保の見通し等を記載した書類（資料）

### 資料目次

資料 1	第 3 期スポーツ基本計画（令和 4 年 3 月 25 日）（1～2 頁、4～5 頁）	2
資料 2	スポーツ経営人材の育成・活用における現状・課題（1～2 頁）	6
資料 3	第 7 期科学技術・イノベーション基本計画（3～6 頁、23～28 頁）	8
資料 4	－ IT 人材需給に関する調査 －（20 頁）	18
資料 5	デジタル時代のスキル変革等に関する調査（2024 年度）企業調査報告書（16 頁）	19
資料 6	我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（66～67 頁）	20
資料 7	製薬協 政策提言 2025（17 頁）	22
資料 8	薬学教育モデル・コア・カリキュラム（5～7 頁）	23
資料 9	創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議 中間とりまとめ－世界の人々の健康に貢献するトップレベルの創薬の地を 確立する－（1～18 頁）	26
資料 10	リクルート進学総研マーケットリポート 2024（1～10 頁）	44
資料 11	私立大学入試結果（全体）（8/29 現在）	54
資料 12	令和 5（2023）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向（66 頁）	55
資料 13	令和 7（2025）年度私立大学・短期大学等入学志願動向（64 頁）	56
資料 14	令和 6（2024）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向（69 頁）	57
資料 15	学校基本調査 学士課程修了者の進学率の推移（分野別）（12 頁）	58
資料 16	我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）（12 頁）	59
資料 17	令和 7（2025）年度私立大学・短期大学等入学志願動向（22～24 頁、67 頁）	60
資料 18	立命館大学都道府県別出身者数（学部）	64
資料 19	健康経営に関する企業の取り組み状況や効果に関する調査分析（1～5 頁）	66
資料 20	2026 年卒・新卒採用に関する企業調査－内定動向調査（2025 年 10 月調査）（4 頁）	71
資料 21	マイナビ 2026 年卒企業新卒採用予定調査（3 頁）	72
資料 22	我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）（5 頁）	73
資料 23	製薬協 政策提言 2023（13 頁、17～18 頁、25 頁）	74
別紙 1	新設組織が置かれる都道府県への入学状況	78
別紙 2	既設学科等の入学定員の充足状況	82
別紙 3	既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績	87

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料1 (2 ページ)

1. 書類等の題名

第3期スポーツ基本計画 (令和4年3月25日)

2. 出典

スポーツ庁

3. 引用範囲

[https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299\\_20220316\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/000021299_20220316_2.pdf) (1-2、4-5 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料2 (6 ページ)

1. 書類等の題名

スポーツ経営人材プラットフォーム協議会 (第1回:平成28年10月6日) 配付資料  
資料4 スポーツ経営人材の育成・活用における現状・課題

2. 出典

スポーツ庁

3. 引用範囲

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/011\\_index/shiryo/\\_\\_icsFiles/afielldfile/2016/10/13/1378056\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/011_index/shiryo/__icsFiles/afielldfile/2016/10/13/1378056_1.pdf) (1-2 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料3（8 ページ）

1. 書類等の題名

第7期科学技術・イノベーション基本計画

2. 出典

内閣府

3. 引用範囲

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/7honbun.pdf>  
(3-6 ページ、23-28 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料4 (18 ページ)

1. 書類等の題名

－ IT 人材需給に関する調査

2. 出典

みずほ情報総研株式会社

3. 引用範囲

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/jinzai/houkokusyo.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/houkokusyo.pdf) (20 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 5 (19 ページ)

1. 書類等の題名

デジタル時代のスキル変革等に関する調査 (2024 年度) 企業調査報告書

2. 出典

独立行政法人情報処理推進機構

3. 引用範囲

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/chousa/tbl5kb000000a7iv-att/skill-henkaku2024-zentai.pdf> (16 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料6 (20 ページ)

1. 書類等の題名

我が国の「知の総和」 向上の未来像～高等教育システムの再構築～

2. 出典

文部科学省 中央教育審議会

3. 引用範囲

[https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt\\_koutou02-000040400\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt_koutou02-000040400_1.pdf) (66-67  
ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料7 (22 ページ)

1. 書類等の題名

製薬協 政策提言 2025

2. 出典

日本製薬工業協会

3. 引用範囲

[https://www.jpma.or.jp/news\\_room/release/2025/eo4se30000005mgq-att/2025.pdf](https://www.jpma.or.jp/news_room/release/2025/eo4se30000005mgq-att/2025.pdf)

(17 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 8 (23 ページ)

1. 書類等の題名

薬学教育モデル・コア・カリキュラム

2. 出典

文部科学省 薬学系人材養成の在り方に関する検討会

3. 引用範囲

[https://www.mext.go.jp/content/20230227-mxt\\_igaku-100000058\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230227-mxt_igaku-100000058_01.pdf) (5-7 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料9 (26 ページ)

1. 書類等の題名

創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための  
構想会議中間まとめ

2. 出典

内閣官房

3. 引用範囲

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/souyakuryoku/pdf/chuukantorimatome.pdf> (1-18 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 10 (44 ページ)

1. 書類等の題名

マーケットリポート 2024

2. 出典

株式会社リクルート リクルート進学総研

3. 引用範囲

<https://souken.shingakunet.com/research/>

pdf/2024\_souken\_report/2024\_souken\_report.pdf (1-10 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 11 (54 ページ)

1. 書類等の題名

私立大学入試結果 (全体) (8/29 現在)

2. 出典

河合塾

3. 引用範囲

[https://www.keinet.ne.jp/exam/past/pdf/25s\\_zentai.pdf](https://www.keinet.ne.jp/exam/past/pdf/25s_zentai.pdf) (1 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 12 (55 ページ)

1. 書類等の題名

令和 5 (2023) 年度 私立大学・短期大学等入学志願動向

2. 出典

日本私立学校振興・共済事業団

3. 引用範囲

<https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR5.pdf> (66 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 13 (56 ページ)

1. 書類等の題名

令和 7 (2025) 年度 私立大学・短期大学等入学志願動向

2. 出典

日本私立学校振興・共済事業団

3. 引用範囲

[https://www.shigaku.go.jp/files/shigan\\_doukouR7.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/shigan_doukouR7.pdf) (64 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 14 (57 ページ)

1. 書類等の題名

令和 6 (2024) 年度 私立大学・短期大学等入学志願動向

2. 出典

日本私立学校振興・共済事業団

3. 引用範囲

<https://www.shigaku.go.jp/files/shigandoukouR6.pdf> (69 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 15 (58 ページ)

1. 書類等の題名

学士課程修了者の進学率の推移 (分野別)

2. 出典

大学院関連参考資料集 学校基本調査

3. 引用範囲

[https://www.mext.go.jp/content/20250207-mxt\\_koutou02-000033844\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250207-mxt_koutou02-000033844_2.pdf) (12 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 16 (59 ページ)

1. 書類等の題名 我が国の未来をけん引する 大学等と社会の在り方について (第一次提言)

2. 出典  
内閣官房 教育未来創造会議

3. 引用範囲  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/pdf/220510honbun.pdf> (12 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 17 (60 ページ)

1. 書類等の題名

令和 7 (2025) 年度私立大学・短期大学等入学志願動向

2. 出典

日本私立学校振興・共済事業団

3. 引用範囲

[https://www.shigaku.go.jp/files/shigan\\_doukouR7.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/shigan_doukouR7.pdf) (22 ~ 24 ページ)

【資料18】立命館大学都道府県別出身者数（学部）

都道府県名称	2026年度	2025年度	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
北海道	844	840	855	840	777	725	712
青森県	24	22	25	27	24	29	31
岩手県	26	24	28	28	26	25	27
宮城県	106	112	117	124	127	115	124
秋田県	20	24	26	24	24	22	28
山形県	28	31	32	31	34	33	35
福島県	49	55	58	56	53	57	52
茨城県	193	180	191	183	181	182	158
栃木県	91	93	98	107	104	106	100
群馬県	109	121	121	136	135	131	134
埼玉県	178	186	208	227	244	238	211
千葉県	210	223	230	241	247	260	259
東京都	609	614	651	674	665	659	581
神奈川県	260	260	263	273	285	283	267
新潟県	116	125	126	141	139	137	131
富山県	279	298	301	295	280	249	249
石川県	337	337	378	361	350	332	336
福井県	373	365	364	352	345	329	346
山梨県	90	93	88	86	84	80	71
長野県	291	290	291	308	313	305	306
岐阜県	620	616	608	577	548	529	522
静岡県	802	816	807	809	776	765	735
愛知県	2491	2509	2472	2426	2336	2216	2125
三重県	578	560	551	546	515	514	514
滋賀県	2976	2966	2983	2874	2756	2689	2671
京都府	6099	6095	6004	5882	5637	5509	5542
大阪府	6036	5941	5851	5869	5713	5743	5876
兵庫県	2388	2356	2380	2352	2305	2290	2292
奈良県	979	1024	1030	1049	1065	1089	1070
和歌山県	400	383	368	372	376	367	348
鳥取県	132	141	141	133	127	124	123
島根県	76	75	71	77	90	83	88
岡山県	492	486	472	471	447	429	428
広島県	866	845	810	761	749	763	764
山口県	262	275	270	264	272	259	272
徳島県	140	144	155	162	151	146	149
香川県	368	342	346	334	330	328	337
愛媛県	271	285	296	294	283	260	273
高知県	140	161	155	159	151	146	147
福岡県	992	986	1006	969	959	941	897
佐賀県	113	117	109	108	108	106	97
長崎県	121	120	120	116	118	116	125
熊本県	193	203	186	176	182	180	209
大分県	175	164	154	140	146	150	148
宮崎県	75	76	73	72	76	81	82
鹿児島県	149	159	161	152	148	146	142
沖縄県	199	175	165	143	112	87	79
その他	2563	2571	2404	2291	2181	2114	2031
総計	34929	34884	34599	34092	33094	32467	32244

政令指定都市および特別区が位置する都道府県出身の在籍者

都道府県名称	2026年度	2025年度	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
北海道	844	840	855	840	777	725	712
宮城県	106	112	117	124	127	115	124
埼玉県	178	186	208	227	244	238	211
千葉県	210	223	230	241	247	260	259
東京都	609	614	651	674	665	659	581
神奈川県	260	260	263	273	285	283	267
新潟県	116	125	126	141	139	137	131
静岡県	802	816	807	809	776	765	735
愛知県	2491	2509	2472	2426	2336	2216	2125
京都府	6099	6095	6004	5882	5637	5509	5542
大阪府	6036	5941	5851	5869	5713	5743	5876
兵庫県	2388	2356	2380	2352	2305	2290	2292
岡山県	492	486	472	471	447	429	428
広島県	866	845	810	761	749	763	764
福岡県	992	986	1006	969	959	941	897
熊本県	193	203	186	176	182	180	209
計	22682	22597	22438	22235	21588	21253	21153
全体	34884	34884	34599	34092	33094	32467	32244
割合	0.6502	0.6478	0.6485	0.6522	0.6523	0.6546	0.6560

2024年から2036年にかけて人口増加あるいは人口減少率11.5%以内と予測されている15都道府県出身の在籍者

都道府県名称	2026年度	2025年度	2024年度	2023年度	2022年度	2021年度	2020年度
東京都	609	614	651	674	665	659	581
沖縄県	199	175	165	143	112	87	79
福岡県	992	986	1006	969	959	941	897
熊本県	193	203	186	176	182	180	209
神奈川県	260	260	263	273	285	283	267
愛知県	2491	2509	2472	2426	2336	2216	2125
千葉県	210	223	230	241	247	260	259
埼玉県	178	186	208	227	244	238	211
宮崎県	75	76	73	72	76	81	82
島根県	76	75	71	77	90	83	88
鹿児島県	149	159	161	152	148	146	142
大阪府	6036	5941	5851	5869	5713	5743	5876
広島県	866	845	810	761	749	763	764
滋賀県	2976	2966	2983	2874	2756	2689	2671
兵庫県	2388	2356	2380	2352	2305	2290	2292
計	17698	17574	17510	17286	16867	16659	16543
全体	34884	34884	34599	34092	33094	32467	32244
割合	0.5073	0.5038	0.5061	0.5070	0.5097	0.5131	0.5131

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 19 (66 ページ)

1. 書類等の題名

健康経営に関する企業の取り組み状況や効果に関する調査分析

2. 出典

帝国データバンク

3. 引用範囲

[https://kenko-](https://kenko-keiei.jp/investigation/%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%82%a2%e3%83%b3%e3%82%b1%e3%83%bc%e3%83%88-%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%b5%8c%e5%96%b6%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf/)

[keiei.jp/investigation/%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%82%a2%e3%83%b3%e3%82%b1%e3%83%bc%e3%83%88-%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%b5%8c%e5%96%b6%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf/](https://kenko-keiei.jp/investigation/%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%82%a2%e3%83%b3%e3%82%b1%e3%83%bc%e3%83%88-%e5%81%a5%e5%ba%b7%e7%b5%8c%e5%96%b6%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e4%bc%81%e6%a5%ad%e3%81%ae%e5%8f%96%e3%82%8a%e7%b5%84%e3%81%bf/)

よりダウンロード (1-5 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 20 (71 ページ)

1. 書類等の題名

2026 年卒・新卒採用に関する企業調査－内定動向調査 (2025 年 10 月調査)

2. 出典

株式会社キャリアタス

3. 引用範囲

[https://www.career-tasu.co.jp/wp/wp-content/uploads/2025/10/202510\\_kigyochosa.pdf](https://www.career-tasu.co.jp/wp/wp-content/uploads/2025/10/202510_kigyochosa.pdf) (4 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 21 (72 ページ)

1. 書類等の題名

マイナビ 2026 卒企業新卒採用予定調査

2. 出典

マイナビ

3. 引用範囲

[https://career-research.mynavi.jp/wp-](https://career-research.mynavi.jp/wp-content/uploads/2025/02/edb0448f3bcc8dd000045ea1e21851fb-1.pdf)

[content/uploads/2025/02/edb0448f3bcc8dd000045ea1e21851fb-1.pdf](https://career-research.mynavi.jp/wp-content/uploads/2025/02/edb0448f3bcc8dd000045ea1e21851fb-1.pdf) (3 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 22 (73 ページ)

1. 書類等の題名

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について (第一次提言)

2. 出典

内閣官房

3. 引用範囲

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/pdf/220510honbun.pdf> (5 ページ)

「学生の確保の見通し等を記載した書類」資料 23 (74 ページ)

1. 書類等の題名

製薬協政策提言 2023

2. 出典

日本製薬工業協会

3. 引用範囲

[https://www.jpma.or.jp/about/vision/backnumber/  
industry\\_vision2023/jtrngf0000001dg5-att/01.pdf](https://www.jpma.or.jp/about/vision/backnumber/industry_vision2023/jtrngf0000001dg5-att/01.pdf) (13、17、18、25  
ページ)

## 新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙1 (テクノロジー・マネジメント研究科)

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比(上位5都道府県) ※直近年度

	都道府県名	人数	構成比
1			
2			
3			
4			
5			
	全体		

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成(専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む)。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県等)	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	大阪	101.65%	101.07%	104.59%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野(系統区分)の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	経済学	23.78%	23.67%	28.00%
2	工学	26.03%	30.26%	27.84%

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

## 新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙1 (スポーツ健康科学研究科)

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比 (上位5都道府県) ※直近年度

	都道府県名	人数	構成比
1			
2			
3			
4			
5			
	全体		

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成 (専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む)。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県等)	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	近畿(京都、大阪、兵庫を除く)	97.27%	92.53%	93.85%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野(系統区分)の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	スポーツ健康科学	100.00%	116.03%	97.86%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

# 新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1 (情報理工学研究科)

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比(上位5都道府県) ※直近年度

	都道府県名	人数	構成比
1			
2			
3			
4			
5			
	全体		

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成(専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む)。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県等)	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	大阪	101.65%	101.07%	104.59%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野(系統区分)の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	工学	103.53%	107.65%	108.99%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

## 新設組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1 (薬学研究科)

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比(上位5都道府県) ※直近年度

	都道府県名	人数	構成比
1			
2			
3			
4			
5			
	全体		

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成(専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む)。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県等)	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	近畿(京都、大阪、兵庫を除く)	97.27%	92.53%	93.85%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野(系統区分)の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	薬学	81.51%	82.18%	86.52%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

「学生の確保の見通し等を記載した書類」別紙2（82 ページ）

1. 書類等の題名

既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）

2. その他の説明

学内資料（学外秘）であるため、掲載を省略する。

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	62人	31人	①取組概要 立命館大学大学院への進学を考えている方に向けて大学院説明会を春と秋に実施している。ZOOMによるオンライン配信での開催をしており、幅広く参加者を集めている。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 過去2年の実績では、説明会に参加して受験対象者の内、26.3%、28.2%が受験、10.5%、20.5%が入学した。説明会参加者における受験率・入学率は安定した数字となった。
うち受験対象者数(b)	39人	19人	
うち受験者数(c)	11人	5人	
うち入学者数(d)	8人	2人	
(受験率 c/b)	28.2%	26.3%	
(入学率 d/b)	20.5%	10.5%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：情報理工学研究科情報理工学専攻

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	74人	109人	①取組概要 立命館大学大学院への進学を考えている方に向けて大学院説明会を春と秋に実施している。ZOOMによるオンライン配信での開催をしており、幅広く参加者を集めている。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 過去2年の実績では、説明会に参加して受験対象者の内、34.5%、31.3%が受験、17.2%、18.8%が入学した。説明会参加者における受験率・入学率は安定した数字となった。
うち受験対象者数(b)	16人	29人	
うち受験者数(c)	5人	10人	
うち入学者数(d)	3人	5人	
(受験率 c/b)	31.3%	34.5%	
(入学率 d/b)	18.8%	17.2%	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：テクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程

	R6年度 入学者入試	R7年度 入学者入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	6人	5人	①取組概要 立命館大学大学院への進学を考えている方に向けて大学院説明会を春と秋に実施している。ZOOMによるオンライン配信での開催をしており、幅広く参加者を集めている。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 過去2年の実績では、説明会に参加して受験対象者の内、0%、16.7%が受験、0%、16.7%が入学した。博士後期課程ということもあり、説明会参加からの受験・入学は少ない数字となった。
うち受験対象者数(b)	6人	5人	
うち受験者数(c)	1人	0人	
うち入学者数(d)	1人	0人	
(受験率 c/b)	16.7%	0.0%	
(入学率 d/b)	16.7%	0.0%	